令和７年　第１回

南会津町議会定例会
会議録

南会津町議会

令和７年第１回南会津町議会定例会会議録目次

第１日　３月６日（木）

◎議事日程……１
◎本日の会議に付した事件……１
◎出席議員……１
◎欠席議員……２
◎説明のための出席者……２
◎事務局職員出席者……２
◎開会の宣告……３
◎開議の宣告……３
◎議事日程の報告……３
◎会議録署名議員の指名……３
◎会期の決定……３
◎諸報告……４
◎委員会調査（行政視察）報告……４
◎南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙……７
◎令和７年度町政施政方針説明……９
◎議案第７号から議案第５９号まで一括上程、説明……１９
◎請願の委員会付託……３６
◎町長の発言……３９
◎散会の宣告……４０

第２日　３月１１日（火）

◎議事日程……４１
◎本日の会議に付した事件……４１
◎出席議員……４１
◎欠席議員……４１
◎説明のための出席者……４１
◎事務局職員出席者……４２

◎開議の宣告……４３
◎議事日程の報告……４３
◎一般質問……４３
古　川　　晃　議員……４３
湯　田　芳　博　議員……６１
渡　部　裕　太　議員……７９
芳　賀　正　義　議員……９７
室　井　英　雄　議員……１０９
渡　部　訓　正　議員……１１４
◎散会の宣告……１２６

第３日　３月１２日（水）

◎議事日程……１２７
◎本日の会議に付した事件……１３０
◎出席議員……１３０
◎欠席議員……１３０
◎説明のための出席者……１３０
◎事務局職員出席者……１３１
◎開議の宣告……１３２
◎議事日程の報告……１３２
◎発言の申出……１３２
◎一般質問……１３２
星　　和　孝　議員……１３３
丸　山　陽　子　議員……１４６
森　　秀　一　議員……１５７
湯　田　　哲　議員……１６５
湯　田　剛　正　議員……１８４
◎発言の訂正……１９０
◎議案第　７号　専決処分についての質疑、討論、採決……１９３
専決第１号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第７号）

◎議案第　８号　南会津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の質疑、討論、採決……１９３
◎議案第　９号　南会津町手話言語及びコミュニケーションに関する条例の質
疑、討論、採決……１９４
◎議案第１０号　南会津町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条
例の質疑、討論、採決……１９８
◎議案第１１号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の質疑、討論、採決……１９９
◎議案第１２号　南会津町表彰条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決……２００
◎議案第１３号　南会津町地区集会施設設置条例の一部を改正する条例の質疑、
討論、採決……２００
◎議案第１４号　南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南会津町
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の質疑、
討論、採決……２０１
◎議案第１５号　南会津町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を
改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一
部を改正する条例の質疑、討論、採決……２０２
◎議案第１６号　南会津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の
質疑、討論、採決……２０３
◎議案第１７号　南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑、討
論、採決……２０３
◎議案第１８号　南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決……２０４
◎議案第１９号　南会津町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準
を定める条例及び南会津町指定介護予防支援等の事業の人員
及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための
効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改
正する条例の質疑、討論、採決……２０５
◎議案第２０号　南会津町農村公園条例の一部を改正する条例の質疑、討論、

採決……２０６
◎議案第２１号　南会津町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の質疑、
討論、採決……２０６
◎議案第２２号　南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例の質疑、討論、
採決……２０７
◎議案第２３号　南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の質疑、討
論、採決……２０８
◎議案第２４号　南会津町都市公園条例の一部を改正する条例の質疑、討論、
採決……２１２
◎議案第２５号　下水道使用料及び排水施設使用料の改定に伴う関係条例の整
備に関する条例の質疑、討論、採決……２１２
◎議案第２６号　南会津町公共下水道条例及び南会津町集落排水処理施設条例
の一部を改正する条例の質疑、討論、採決……２１３
◎議案第２７号　南会津町在宅介護支援センター条例を廃止する条例の質疑、
討論、採決……２１４
◎議案第２８号　南会津町会津田島祇園会館条例を廃止する条例の質疑、討論、
採決……２１４
◎議案第２９号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町地区集会施
設　２４か所）の質疑、討論、採決……２２２
◎議案第３０号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町公民館　２
か所）の質疑、討論、採決……２２３
◎議案第３１号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町田島体育館）
の質疑、討論、採決……２２４
◎議案第３２号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町老人デイサ
ービスセンターみさわ荘）の質疑、討論、採決……２２４
◎議案第３３号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町老人福祉セ
ンター　２か所）の質疑、討論、採決……２２５
◎議案第３４号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町高齢者生活
福祉センター　２か所）の質疑、討論、採決……２２６
◎議案第３５号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町生活改善セ

ンター　４か所）の質疑、討論、採決……２２７
◎議案第３６号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町農村公園
１４か所）の質疑、討論、採決……２２７
◎議案第３７号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町和泉田農村
環境改善センター）の質疑、討論、採決……２２８
◎議案第３８号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原ふ
れあい農園）の質疑、討論、採決……２２９
◎議案第３９号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町舘岩生活環
境施設　２か所）の質疑、討論、採決……２３０
◎議案第４０号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町農業生産拠
点施設　５か所）の質疑、討論、採決……２３０
◎議案第４１号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町総合交流促
進施設　２か所）の質疑、討論、採決……２３１
◎議案第４２号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町久川ふれあ
い広場）の質疑、討論、採決……２３２
◎議案第４３号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町木伏転作セ
ンター）の質疑、討論、採決……２３２
◎議案第４４号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町伊南林業総
合センター）の質疑、討論、採決……２３３
◎議案第４５号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町木材加工保
管施設）の質疑、討論、採決……２３４
◎議案第４６号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町ものづくり
伝承館）の質疑、討論、採決……２３５
◎議案第４７号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町川衣交流セ
ンター）の質疑、討論、採決……２３５
◎議案第４８号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町前沢曲家資
料館　ほか７施設）の質疑、討論、採決……２３６
◎議案第４９号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原星
の郷ホテル）の質疑、討論、採決……２３７
◎会議時間の延長……２４５

◎議案第５０号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町ふるさとビューポイント　２か所）の質疑、討論、採決……２４５
◎議案第５１号　教育委員会委員の任命についての質疑、討論、採決……２４６
◎議案第５２号　監査委員の選任についての質疑、討論、採決……２４６
◎散会の宣告……２４７

第４日　３月１４日（金）

◎議事日程……２４９
◎本日の会議に付した事件……２４９
◎出席議員……２４９
◎欠席議員……２５０
◎説明のための出席者……２５０
◎事務局職員出席者……２５０
◎開議の宣告……２５１
◎議事日程の報告……２５１
◎発言の申出……２５１
◎議案第５３号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第８号）の質疑、討論、採決……２５１
◎議案第５４号　令和７年度南会津町一般会計予算の質疑、討論、採決……２６２
◎議案第５５号　令和７年度南会津町国民健康保険特別会計予算の質疑、討論、採決……３０３
◎議案第５６号　令和７年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑、討論、採決……３１２
◎議案第５７号　令和７年度南会津町介護保険特別会計予算の質疑、討論、採決……３１２
◎議案第５８号　令和７年度南会津町水道事業会計予算の質疑、討論、採決……３１３
◎議案第５９号　令和７年度南会津町下水道事業会計予算の質疑、討論、採決……３１４
◎令和７年請願第１号　国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願の委員長報告、質疑、討論、採決……３１４

◎令和７年請願第２号　国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」
提出についての請願の委員長報告、質疑、討論、採決……３１６
◎日程の追加……３１９
◎発言の申出……３２０
◎議案第６０号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第９号）の上程、説
明、質疑、討論、採決……３２０
◎議案第６１号　副町長の選任についての上程、説明、質疑、討論、採決……３２４
◎委員会提出議案第１号　女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求
める意見書の提出についての上程、説明、質疑、討
論、採決……３２５
◎委員会提出議案第２号　選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出に
ついての上程、説明、質疑、討論、採決……３２７
◎議員派遣の件について……３２８
◎閉会中の継続調査について……３２８
◎副町長挨拶……３２９
◎町長挨拶……３３０
◎閉会の宣告……３３１
◎署名議員……３３３

令和７年第１回南会津町議会定例会　第１日

議　事　日　程　（第１号）

令和７年３月６日（木曜日）午前１０時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期決定の件
日程第　３　諸報告
日程第　４　委員会調査（行政視察）報告
日程第　５　南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙
日程第　６　令和７年度町政施政方針説明
日程第　７　議案第７号から議案第５９号まで一括上程
（提案理由の説明）
日程第　８　請願の委員会付託
令和７年請願第１号　国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願
令和７年請願第２号　国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	酒井幸司　議員	２番	芳賀正義　議員
３番	湯田剛正　議員	４番	星　和孝　議員
５番	古川　晃　議員	６番	渡部裕太　議員
７番	森　秀一　議員	８番	川島　進　議員
９番	湯田芳博　議員	１０番	室井英雄　議員
１１番	丸山陽子　議員	１２番	楠　正次　議員
１３番	湯田　哲　議員	１４番	高野精一　議員

１５番	渡部訓正 議員	１６番	山内　政 議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
川島敬章	教育長	月田　啓	総務課長
星　良栄	総合政策課長	渡辺健二	会計室長
渡部秀介	商工観光課長	湯田賢史	健康福祉課長
鈴木秀和	住民生活課長	阿久津勝英	学校教育課長
廣野友一郎	生涯学習課長	室井利和	建設課長
遠藤知樹	環境水道課長	橘　昭	農林課長
星　貴夫	農業委員会事務局長	渡部さつき	税務課長
渡部浩明	舘岩総合支所長	菅家康夫	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星　博文	事務局長	阿久津文稔	議事係長

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○山内　政議長　おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから、令和７年第１回南会津町議会定例会を開会します。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎開議の宣告

○山内　政議長　それでは、本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○山内　政議長　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎会議録署名議員の指名

○山内　政議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、５番、古川晃君、15番、渡部訓正君を指名します。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎会期の決定

○山内　政議長　日程第２、会期決定の件を議題にします。

お諮りをします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から３月14日までの９日間と

し、明７日から10日まで及び13日を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３月14日までの９日間とし、明７日から10日まで及び13日を休会することに決定しました。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎諸報告

○山内　政議長　日程第３、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和６年第４回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告、議会広報委員会が出席した令和６年度町村議会広報クリニックの報告は、お手元に配付のとおりです。

次に、令和７年１月21日に招集された令和７年第１回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会及び令和７年第１回南会津地方環境衛生組合議会臨時会、２月25日に招集された令和７年第１回南会津地方環境衛生組合議会定例会及び令和７年第１回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会の概要は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、監査委員から、令和７年１月分までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨文書によって通知がありましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和６年第４回南会津町議会定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりです。

これで諸報告は終わりました。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎委員会調査（行政視察）報告

○山内　政議長　日程第４、委員会調査（行政視察）報告を行います。

初めに、総務委員会の行政視察報告を行います。

11番、総務委員長、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　おはようございます。総務委員会の視察研修について、ご報告いたします。

総務委員会では、令和７年１月28日から１月30日にわたり、三重県桑名市の公民連携コラボ・ラボ桑名についてと、静岡県焼津市の公共施設マネジメント推進事業について学ぶため、視察研修を行いました。

研修に当たっては、全ての視察先に委員からの質問事項を事前に提出させていただき、取組の説明の中で回答していただきました。

初めに、三重県桑名市の公民連携「コラボ・ラボ桑名」については、公共施設の老朽化及び余剰公共施設対策などにより、財政の硬直化は危機的状況になったことから、財政基盤の確立や持続可能なまちづくりを進めることが急務とし、公民連携を取り入れ、平成28年には民間提案窓口コラボ・ラボ桑名が開設されています。

コラボ・ラボとは、公と民の連携を研究する研究所を意味しています。その後、市役所駐車場の民間運営が開始され、民間のノウハウが生かされ、赤字を解消しています。

また、情報交流施設、又木茶屋も１年間で約450万円の赤字で、平成29年度より休館でしたが、民間事業者による飲食事業運営が開始され、維持管理費が不要になりました。障害者雇用の受皿にもなっています。汚水処理場の売却や未利用地の有効活用を実施し、維持費の削減が図られています。

令和３年には健康増進施設、神馬の湯を民間の蔦井株式会社が民設民営で開業しています。最近の取組では、民間事業者だけでなく若者や学生など、あらゆる考えを持った人との連携や７大学との連携などが行われています。

次に、静岡県焼津市の公共施設マネジメント推進事業についてです。

焼津市は、老朽化した公共施設が原因で、市民の生命と財産に被害があった場合、施設責任者の刑事責任が問われるなどの問題意識から、公共施設等の安心安全を確保するとともに、公共施設等のサービスを最適かつ持続可能なものとすることを目的として、公共施設のマネジメントの取組を始めました。

毎年度施設評価を行い、施設カルテを作成し、優先的ガイドラインを作成し推進しています。また、公共施設マネジメントに関する自立研究所を立ち上げ、庁内プロジェクトチーム、総務部公有財産課管理担当が設置されました。

今回研修が行われた焼津市和田地域交流センターわかしおでは、その総務部公有財産課管理担当の方より説明を受けました。焼津市和田地域交流センターわかしおは、老朽化した和田公民館を解体し、小学校を改修、放課後児童クラブなどが入る多機能複合施設となりました。

市民の方からは、学校教育に公民館が入るのはよくない、学校と社会教育は別などの声を受け、壁や扉を設置し、出入りの制限などを行い、多目的ホールを地区住民が小学校と共有して利用できるよう、安全面に配慮し防犯カメラ10台を設置し、モニターで確認できるようにしています。

今回の視察研修の目的には、本町において16施設の調査結果を受けて、本町の指定管理制度や指定管理料の課題、公共施設の廃止、統合などの問題をどのように解決することが望ましいのかを見いだすきっかけとしたいとの思いがありました。桑名市、焼津市はどちらもすばらしい成果を上げていました。羨ましいとさえ感じたとの委員の声もありました。桑名市も焼津市も、財政の危機や施設の老朽化など、様々な課題を民間事業者の提案を生かし、成功しています。桑名市や焼津市の取組は、市と町の違い、地域性の違いはありますが、本町においても推し進めなければならない課題であると感じます。

最後に、お忙しい中、視察を快くお受けいただいた三重県桑名市、静岡県焼津市の皆さんへ感謝を込めて、視察研修の報告といたします。

以上です。

○山内　政議長　これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

次に、議会運営委員会の行政視察報告を行います。

12番、議会運営委員長、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　ただいま議題となりました行政視察研修の報告を申し上げます。議会運営委員長の楠でございます。

背景、そして経過、結果を申し上げます。

一昨年５月に委員会構成が決定した後、令和５年６月１日付で議長より、通年議会導入についての諮問を受け、議会運営委員会では５年、６年度と協議いたしております。南会津地方でも只見町議会が平成23年に実施していますが、今回視察先とした会津美里町議会は、人口、財政規模等近似値の町であり、議員定数も16と同数であることから視察先に選定し、お願いいた

しました。

令和７年２月４日、午後１時30分から３時までの予定を15分オーバーして質疑応答に対応していただきました。８点の質問事項を事前に通告させていただき、スムーズな質疑応答ができました。事前通告に対する回答書は別紙添付してありますので、ご覧いただきたいと思います。

通年議会導入の協議経過とメリットとデメリットと、記載のとおりでありますが、あわせて通年議会という運営方式は議会主導となり、能動的議会としてのデメリットは全くないとの力強いお答えがありました。

議会事務局の事務や執行部局の事務作業が増加することも想定されますが、２ページの米印に記載のように、移行当時は会津美里町議会でも戸惑いもあったようでありますが、議会事務局長の川田氏は、もはや通年議会が浸透していたために、着任したときはこういうもの、こういうことというふうに感じ、特に事務作業量が多いとは感じていないとおっしゃっています。

総括として、議会側の利点は多く通年議会の導入は必要と考えますが、議員間はもとより、執行部局との相互理解が重要な課題であるとも考えております。

議会運営委員各１名から少数意見が提出され、10項目にそれぞれ記載してありますので、ご覧いただきたいと思います。

最後になりますが、会津美里町議会、根本副議長の南会津町議会も直ちに通年議会を導入し、町民の声を直ちに議会に反映できるような取組をすべきと、力説されたことが強く印象に残りました。今後は、現議会運営委員の任期内に、議長に答申をいたすべく考えております。

以上で、大沼郡会津美里町議会の通年議会に対する行政視察の報告といたします。

議員各位におかれましては、ご理解とご了解をくださるよう、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○山内　政議長　これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

以上で、委員会調査（行政視察）報告を終わります。

―――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――

◎南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙

○山内　政議長　日程第５、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件は、南会津地方広域市町村圏組合議会の議員定数増に伴うもので、選挙する議員の数は１人です。本議員の選任については、２月26日に開催しました議員懇談会の申合せにより、総務委員会の推薦により充てることになっております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、南会津地方広域市町村圏組合議会議員に、総務委員会から渡部裕太君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した渡部裕太君を、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました渡部裕太君が南会津地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま南会津地方広域市町村圏組合議会議員に当選された渡部裕太君が議場におられます。会議規則第33条第２項の規定によって、当選の告知をします。

これで、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を終わります。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎令和７年度町政施政方針説明

○山内　政議長　日程第６、令和７年度町政施政方針説明を行います。

町長の登壇を許します。

町長。

○渡部正義町長　皆さんおはようございます。

本日ここに、令和７年度一般会計をはじめとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する所信と重点施策をご説明し、議員各位及び町民の皆様のご理解と、より一層のご協力をお願い申し上げるものであります。

私が町長に就任し、今年で４年目を迎えるとともに、また来年３月20日には南会津町が誕生して20周年を迎えます。これまで、南会津町として着実にその歩みを進めてくることができましたのは、議員各位並びに町民の皆様のご努力をはじめ、南会津町を応援してくださる多くの方々のご支援、ご協力のたまものであると、改めて深く感謝を申し上げます。

現在の社会情勢は、長期化する原油価格及び原材料価格の高騰で、日常生活は多大な影響を受けており、町民の皆様、町内事業者の皆様におかれましては、将来への不安を抱えているものと推測しております。町といたしましては、引き続き町民の皆様の生命と健康、生活を守ることを第一に、様々な課題解決に向け全力を尽くしてまいります。

新年度の町政運営は、これからの南会津町を創造していく年として大変重要であると考えております。様々な諸課題に的確に向き合い、町民一人一人が豊かさを実感できる、そして将来に希望が持てるまちづくりに邁進してまいる所存であります。

初めに、令和７年度の町政運営の基本的な考えを申し述べます。

私が町長に就任して以来申しております「想定より急速に進む人口減少」は、令和５年12月に報道された県内各市町村における人口の将来推計や、令和６年４月に報道された消滅の可能性がある自治体に本町が該当するなど、本町は非常に厳しい数値であったことから、改めて深刻な課題であると受け止めたところであります。

人口減少を要因とする地域活力の低下や経済活動への影響、さらには集落における支え合い機能の低下については、講じた対策の効果がすぐに結果として現れるものではないと認識しておりますが、実効性のある施策を粘り強く講じていかなければならないものであると考えております。そのために、町長としてのリーダーシップを各般にわたり発揮してまいりたいと、改めて決意をしているところであります。

人口減少に加え、厳しい財政状況の中でありますが、第３次南会津町総合振興計画に掲げた町の将来像「自然と人が笑顔を育むまち～ともに生きるみんなのふるさと～」の実現に向け前進するためには、常に町民の皆様の声に真摯に向き合い、町民と行政が協力して一体となって、同じ未来を見据えたまちづくりに取り組んでいくことが重要であると考えております。

町民の皆さんが誇りを持って、生き生きと生活できるよう、時代の変化に対応した施策を実行することで、次世代に継承するまちづくりを推進し、夢と希望と活力に満ちた南会津町の実現を目指し、町政運営に邁進してまいるとともに、町民の皆様の健康を守り経済を再生させるため、町民と行政の協働により力を結集し、一人一人が幸せを実感し、安心して住み続けたいと思える町の実現に向けて、取組を進めてまいります。

次に、令和７年度当初予算につきましては、消滅可能性自治体からの脱却を目指し、次世代に継承できるまちづくりを予算編成基本方針とし、以下の８つの項目を重点施策に掲げております。

１つ目は、結婚・子育て・就労機会の創出。２つ目は、まちの魅力を高める地域活力の創出と郷土愛の醸成。３つ目は、会津田島駅周辺を軸とした中心市街地の活性化。４つ目は、強みを生かした次世代につなぐ農林業の推進。５つ目は、町民の生活を守る安全・安心なまちづくり。６つ目は、住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進。７つ目は、地球温暖化対策と循環型社会づくりに向けた取組の強化。８つ目は、公共施設の効率的な管理運営と将来を見据えた行財政改革としました。

これら重点施策を踏まえ、一般会計予算総額は前年度比5.3ポイント増の132億3,000万円、特別会計は３会計総額で40億5,600万円。公営企業会計は２会計で18億2,548万1,000円としたところであります。

なお、本予算につきましても、必要な投資と財政規律のバランスを見極め、持続可能な財政運営の視点に立った執行に努めてまいりますが、国の経済対策といった緊急的な事案に対しては、機を逸することなく、柔軟な発想とスピード感を持って必要な対策を講じてまいります。

次に、第３次南会津町総合振興計画に掲げる５つの目標の柱に基づき、主要な施策の概要について申し述べます。

はじめに、目標の１に掲げている「豊かな自然ときれいな水を育む元気に安心して過ごせるまちづくり」についてであります。

本町の豊かな自然を後世に引き継ぐとともに、町民一人一人が健康で、安全に安心して暮らし続けられる環境づくりを目指してまいります。

自然と生活環境の保全では、自然資源の活用と自然環境の保全を両立し、豊かな自然を次世代に引き継ぐ責務があります。現行の住宅用太陽光蓄電システム設置費補助金を、発電システムを含めた制度に拡充し、地球温暖化対策に取り組むとともに、リサイクル等の推進によりごみの減量化に取り組むことで、持続可能な循環型社会の構築を進めてまいります。

また、特定外来生物防除では、耕作放棄地を中心に特定外来生物の分布域が広がっていることから、町民一人一人に特定外来生物の影響について、理解していただけるよう周知に取り組み、自然環境保全について意識の醸成を図ってまいります。

さらに、河川の水質調査の実施や合併処理浄化槽設置に係る経費の一部補助を行い、阿賀川、伊南川流域全体の環境保全に、引き続き取り組んでまいります。

町民の健康づくりと医療の充実では、町民の皆さんが健康に不安を抱くことなく暮らし続けられるよう、各種予防接種に係る費用の助成や成人保健事業、食育事業等を継続するとともに、歯科保健について、フッ化物洗口事業を小中学校へ拡大し、町民の健康づくりに一層取り組んでまいります。

また、将来にわたって地域医療が維持されるよう、医師や医療スタッフの確保について、県や関係機関へ引き続き要望し、町民の皆さんが安心して暮らしていける地域医療体制の確保に取り組んでまいります。

特に、令和６年３月に診療所が閉院した伊南地域においては、福島県医業承継バンクを介し、東京で開業している医師が新たにクリニックを開設する計画であり、対面とオンラインを併用した診療、さらに在宅診療を含めた新たな医療の提供により、地域医療の確保と住民の不安解消に取り組んでまいります。

高齢者や障害者の福祉では、高齢者や障害者が抱える多様な問題に対して相談機能を強化し、個別の支援に速やかに結びつける重層的支援体制整備を継続します。また、手話は言語の一つであるとの認識の下、手話言語への理解促進及び普及等の施策を推進するため、条例の制定や啓発に努め、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

子育て支援では、本町の強みであります相談支援体制をより深化するため、令和６年度に設置したこども家庭センターの機能を強化することにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対する幅広い支援を継続してまいります。

また、子育て世代からのニーズが高い屋内遊戯施設の整備については、体験イベント等を実施し、継続して調査検討を進めるほか、令和５年度から実施している子育て世帯における保育料の負担軽減を目的とした保育所入所応援助成事業を継続してまいります。

結婚支援では、結婚サポート企業等への登録企業と協力、連携した将来の生活設計についてのセミナーや婚活イベントを開催し、独身男女の出会い、交流の場を創出してまいります。また、結婚された方を祝福する思いを込めまして、婚姻届を提出した町民に対し、結婚祝い金を交付する新婚生活エール事業を引き続き実施してまいります。今後も、複数の事業を組み合せた多角的な結婚支援対策を展開し、町全体で結婚を後押しする機運を醸成してまいります。

次に、目標の柱２の「魅力を高め活力を生み出すヒト・モノ・カネの好循環化」についてであります。

人口減少にある中で、本町には若者が希望する就労の場が少ないほか、商店街も店舗が減少して、活気が失われつつある現状を打破するため、地域の特性を生かし、農林業や商工業の生産性を向上させ、町内の経済が循環するまちづくりを目指してまいります。

地域特性を生かした農林業の推進において、農業の分野では、農業・農村振興計画に基づき、農業従事者の減少を見据えた中で、受け皿となる新規就農者や多様な担い手の確保、さらには、農産物の付加価値向上を目指す経営体の育成に取り組んでまいります。

特に、南郷トマト生産者の確保については、南郷トマト生産組合や地域住民と共同でＰＲ動画を作成し、南郷トマト生産に関わることの魅力を広く周知しながら、新規就農者の確保に努めてまいります。

また、荒海地区及び鴇巣地区において、持続可能な生産を支えるほ場整備を推進し、引き続き農業生産基盤の整備や農地の集積、効率的かつ安定的な農業経営、農業の生産性の向上に努めてまいります。

さらに、農家の経営所得の安定に向け、経営規模に応じた農業機械導入や、施設整備に係る経費の支援及び地域の特色を生かした重点振興作物の栽培に対する支援などを継続し、農業の持続的発展と、農業所得の向上を目指してまいります。

このほか、農産物等への鳥獣被害を抑えるため個体数調整に努めるとともに、複合柵設置等の被害対策支援を継続しながら、集落と一体となって対策に取り組んでまいります。

林業の分野では、豊富な森林資源を生かして町内経済の好循環化に結びつけるとともに、森林の持つ多面的機能を維持するため、森林環境譲与税を活用し、皆伐地の再造林を促進する経費を支援し、持続的な森林整備を進めてまいります。

また、林業技術の研修やスマート林業に向けた資格取得に係る経費の一部を支援し、次世代を担う人材育成に努めてまいります。

さらに、町産材の利用拡大及び町内林産業の経営の安定と基盤強化のため、町産材を活用し

た住宅の新築、増改築を行う施主への支援や、林業事業者に対する各種補助金制度による支援を引き続き実施してまいります。

商工業では、中小企業を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあることから、生産性向上や従業員の処遇改善等に取り組む町内事業者に対して、設備投資や人材確保に係る経費の一部助成を継続してまいります。

また、一定の投資と雇用を確保して、町内に工場等を新設した企業に対して、固定資産税相当額の一部を奨励金として交付するほか、個人事業主、個人事業者及び法人の新規創業等に係る経費の一部を助成することにより、事業活動の促進と生産能力の向上及び雇用の創出を図るとともに、事業承継についても具体的施策の検討を進めてまいります。

併せて、地元企業における人材確保に対する支援として、一般求職者及び高等学校等の新卒者を対象とした合同企業説明会などを引き続き実施してまいります。

また、働き方の多様性と女性の活躍の場を創出するため、時間や場所にとらわれずに就業可能な在宅ワーカーの育成及び就業のマッチング支援を行ってまいります。

さらに、プレミアムつき電子クーポンを発行することで、電子決済の利用を促すとともに、地域内消費を喚起することで、地域経済の活性化、商工業者の経営安定化につなげてまいります。

新たな地域産業としては、ドローン産業の振興を目指してまいります。ドローン飛行実証試験誘致を含め、地元事業者が提供するサービスとの連携や機体の共同開発につなげるとともに、ドローン産業を担う人材を育成するため、普及啓発活動と無人航空機操縦資格の取得経費の支援を行ってまいります。

田島地域中心市街地の活性化では、経営者の高齢化や担い手不足など、様々な要因により空き店舗が増加し、活気が失われつつあることから、町内事業者等が共同により自主的、主体的に取り組む中心市街地のにぎわい創出のためのイベント経費及び空き店舗の利活用に要する経費の一部を助成するとともに、デジタル見どころマップを活用し、町なかの周遊性を高めるなど、町なかの未来ビジョンの具現化に向け、引き続き取り組んでまいります。

観光、地域間交流の推進では、本町の星空の魅力を観光資源として生かした観光誘客の推進体制を整備するため、星空ガイドの育成を継続してまいります。加えて、施設、設備を充実させることで合宿誘致を推進するほか、企業の研修先としての地位を確立するため、地域団体と連携をしながら、企業研修の魅力づくりや受入れ体制の構築を促進してまいります。

また、国道289号八十里越の開通を見据えた地域振興については、老朽化した道の駅きらら

289の大規模改修を実施するとともに、新潟県三条市、只見町との３市町による越後・南会津街道観光・地域づくり円卓会議及び同懇談会で引き続き協議を重ねながら、広域観光や産業連携等の相互交流につながる施策展開を促進してまいります。

さらに、これまで実施してきた文京区との交流においては、冬季に加え夏季も実施することで、交流を深めてまいります。

これらの取組や本町の魅力を広くＰＲするため、ＳＮＳ等の多様な広報媒体を活用しながら、個人旅行者や外国人旅行者などの誘客強化を通して、交流人口、関係人口の拡大と本町の観光産業の活性化に努めてまいります。

次に、目標の柱３「快適で充実した生活が送れる魅力ある生活基盤づくり」についてであります。

様々な災害への備えや除排雪への対応、道路や下水道、公共交通といった社会生活基盤を適切に維持していくことにより、町民生活の快適さの向上や安全安心な暮らしとともに、持続可能なまちづくりの実現を目指してまいります。

良好な住環境の整備では、道路及び橋梁の整備に関しまして、町道永田・中荒井線や町道後原・丹藤線の改良工事、町道関本・古内線の富貴沢橋架け替え工事及び町道高杖原線の舗装打ち替え工事など、町民生活に密接に関わる生活道路の改築、修繕工事を実施してまいります。

また、土地区画整理事業施工区域での宅地造成及び改修事業を引き続き実施するほか、降雪期における生活道路の機能を確保するため、伊南地域の老朽化した除雪ドーザ１台を更新してまいります。

一方、会津縦貫南道路５工区、栃木県側で事業が着手された栃木西部会津南道路など、本町を取り巻く幹線道路の整備が着実に進んでおります。今後も県道黒磯田島線を含め、幹線道路の整備促進に向けた要望活動を力強く継続してまいります。

住宅確保要配慮者対策に関しましては、町営住宅松下団地の建て替え事業、町営住宅会下団地の改修事業の継続など、町民の生活基盤の整備を計画的に進めてまいります。

上下水道において、水道事業では、田島第一地区と田島第二地区の施設の統合に向けた高野地区への加圧ポンプ場整備や針生地区と静川地区の連絡配水管の整備を継続して実施するほか、老朽化等による漏水リスクの高い管路を優先的に更新することで、水道水の安定供給に努めてまいります。

また、下水道事業では、上郷地区と高杖原地区の農業集落排水処理施設の統廃合に向けた上郷処理施設の改良事業等を引き続き実施するほか、南郷浄化センターと古町地区農業集落排水

処理施設の統廃合に向けて、管路の橋梁添架工事を実施するとともに、下水道使用料の改定を行うことで、下水道事業会計の健全な経営を目指してまいります。

これらの事業を含め、持続的な上下水道事業の実現に努めてまいります。

地域公共交通は、自家用車を持たない高齢者などの交通弱者にとって、移動手段として必要不可欠なものであることから、町全体の公共交通につきましても、引き続き地域住民、交通事業者及び関係機関と協議を重ねながら、町民の皆さんが利用しやすく、効果的かつ効率的な公共交通網の形成に努めてまいります。併せて、高齢運転者による痛ましい事故が全国で増加する中、交通事故の防止と公共交通利用促進を図るため、運転免許証の自主返納者に対する支援を継続してまいります。

防犯・防災対策では、町民の安全安心を確保するため、新たに町内の主要箇所に防犯カメラを設置し、犯罪発生時には情報の速やかな収集と関係機関への提供により、広域化する犯罪の未然防止と町内の防犯対策に努めてまいります。

また、小型ポンプ付積載車２台を更新し、火災発生時の体制の充実を図ってまいります。

あわせて、道路交通法の改正に伴い、現在準中型免許を保有していない消防団員が在籍し、将来的に消防車両の運転に支障を来すことが想定されることから、令和７年度より、消防団員の準中型免許取得に対する補助金の交付を開始し、消防団体制の維持強化に努めてまいります。

今後も消防車両及び消防施設を計画的に更新することにより、消防団の組織運営を充実させるとともに、防災備蓄品の計画的な更新を進めることで、自助・共助・公助の連携による町民の安全安心な生活環境の確保に努めてまいります。

次に、目標の柱４の「世代を超えて「南会津愛」を育む“共育”のまちづくり」についてであります。

地域の担い手の育成には、郷土愛を育む必要があると考えており、家庭や地域など、町民一人一人が郷土の歴史や文化に触れ交流を進めることで、共に学び、育ちながら、郷土のよさや暮らす喜びを知ることができるまちづくりを目指してまいります。

学校教育の推進では、実用英語技能検定、いわゆる英検の合格に向けて目標を持って取り組んでいる中学生が増加しているため、英語を話せる人材育成事業を継続してまいります。

また、中学校部活動の地域移行につきましては、地域移行が円滑に進められるよう、学校や保護者、関係団体などの関係者による協議会を設立し、スポーツなど将来にわたり継続して親しむことができる機会を確保するため、課題の整理や具体的施策など、地域の実情に応じた環境づくりや活動の在り方等について、協議検討を進めてまいります。

子供たちの郷土愛を醸成するため、田島祇園祭屋台歌舞伎ワークショップや藍の栽培、郷土料理づくりなど、町内小中学校において、地域のヒト・モノ・コトに触れる体験学習を引き続き実施してまいります。

子供たちが安心して学べる環境整備では、物価高騰が続く中、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子供たちが健やかに成長できるよう、新たに小中学校における学校給食費の一部支援を開始いたします。

また、ＧＩＧＡスクール構想が第２期を迎える中、ＩＣＴを活用した学習環境を引き続き充実させるため、町内全ての小中学校におけるタブレット端末の更新を実施してまいります。

さらに、県立高等学校改革により、令和５年４月に開校した新南会津高等学校の通学に対しまして、後援会組織を通して必要な支援を継続し、安心して学べる環境を確保してまいります。

一方、少子化により児童生徒数が減少する中で複式学級は増加傾向にありますが、複式学級の指導体制を充実させるため、学習支援員を配置し、小規模校のよさを生かした教育環境を整備してまいります。

また、舘岩地域の教育環境を維持するため、舘岩小学校と舘岩中学校の小中一貫校の設置に向けた検討を進めるとともに、舘岩地域の保護者から要望の多い他校との交流につきましては、西部３小学校による交流活動や、さいたま市立舘岩少年自然の家の利用校との交流を継続してまいります。

加えて、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応として、特別支援教育支援員を配置し、学級担任と連携して、日常生活上の介助や学習支援、安全を確保するなど、共生社会の実現に向けた教育の構築を目指し、特別支援教育における教育ニーズに的確に応える指導体制を整えてまいります。

生涯学習では、様々な世代の方々へ地域への歴史や文化などの学習の機会の提供及びスポーツを通した健康づくりや地域コミュニティの形成を図るなど、生涯学習事業や公民館講座の充実に努めてまいります。

地域と連携した教育を推進する放課後子ども教室での体験活動を継続しながら、世代間交流による郷土愛や自立心を育むなど、地域を担う人材の育成が子育て支援や年齢、性別を超えた教育につながるよう努めてまいります。

また、生涯学習の拠点施設である御蔵入交流館の空調設備改修工事を継続するとともに、公民館講座や文化講演会では、町の課題解決につながるような事業を展開しながら、生涯学習環境の充実に努めてまいります。

地域文化の保存・伝承、芸術文化の振興では、本町の代表的な伝統芸能である田島祇園祭屋台歌舞伎や伝統技術である藍染技術の後継者育成と伝統文化の継承に取り組むなど、先人から受け継がれてきたかけがえのない民俗芸能や伝統文化の保存伝承に努めてまいります。

また、地域の財産である文化財が地域の誇りや愛着が持てるものとなるよう、奥会津博物館での企画展開催や講座などの開催を幅広く周知し、多くの人が本町の文化について知り、触れる機会の充実に努めてまいります。さらに、文化ホールでの音楽・舞台芸術公演などを開催し、芸術文化に親しむ機会の充実を図ってまいります。

最後に、目標の柱５「誰もが主役で誰もがつながる未来を見据えた協働によるまちの運営」についてであります。

町は、急速な人口減少や厳しい財政状況の中にあり、社会情勢の目まぐるしい変化に対応していくために、町民と行政が互いに協力し、町民一人一人がまちづくりの主役として輝くことができる行政運営を目指してまいります。

デジタル化の推進では、様々な場面で人手不足が叫ばれ、社会全体のデジタル化が進展する中で、それに対応した職員の意識、業務の改革を進める必要があると認識していることから、職員のデジタルに関する研修などを通して、デジタル技術を活用した行政システムの導入に関する検討を継続し、住民サービスの充実に取り組んでまいります。

行政と町民協働のまちづくり及び地域コミュニティの充実に関しましては、私が町長に就任して以来、動く町長室などの広聴事業をはじめ、様々な場面で、様々な世代の町民の皆様と対話する場を設けてまいりました。この取組の中で、町民の皆様の声に真摯に向き合い対話を進めることで、いただいた意見を町政に反映するほか、地域の相互扶助や自主的かつ主体的な活動及び集落機能の維持強化が図れるよう継続して支援するとともに、町と団体や団体間の協働の取組を推進してまいります。

また、住んでいる町民が住んでいてよかったと思えるまちを目指し、地域や集落の魅力や課題を理解し、それぞれの特性を生かしたまちづくりを進めていくためには、それを支える多様な人材の育成が重要となることから、県立南会津高等学校や地域住民と協働によるまちづくりを進めてまいります。

さらに、町外在住者の方が将来的に二地域居住や移住しやすいよう、空き家バンク制度と住宅取得支援に関する事業及び子育て支援に関する事業を組み合せた情報提供など、関係機関等と連携しながら、関係人口や定住促進の事業に継続して取り組んでまいります。

効率的・効果的な行財政運営に関しましては、厳しさを増していく財政状況や限られた人的

資源の中で、さらなる住民との協働によるまちづくりを実践し、公共サービスのスマート化や行政組織の強化を図ることで、地域にふさわしく質の高い公共サービスを提供していかなければなりません。このため、第３次総合振興計画に掲げた目標値の達成に向け、前述した事業などの取組を進めてまいります。

また、観光施設をはじめ、多くの町有施設を抱える本町にとっては、それらの維持管理経費が将来的な財政運営の大きな負担になることが予想されます。そのため、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的なメンテナンスサイクルの構築、トータルコストの縮減と予算の平準化、施設の再配置や統合、複合化及び民間活力による有効活用、管理経費の削減など、公共施設の維持管理、更新等の最適化を図り、経常経費の削減と投資的経費の財源確保に努めながら、将来を見据えた効果的、効率的な行財政運営に一層尽力してまいります。

加えて、町有観光施設につきましては、タウンミーティングで出された意見や書面で寄せられる意見も加味し、６月を目途に方針を決定し、令和８年度以降の指定管理者を選定する手続を進めてまいります。

以上、令和７年度の町政運営の基本方針と主要施策の概要について申し述べました。

令和７年度も町民の皆様の声に耳を傾け、対話を通しながら、町民と行政が信頼で結ばれたまちづくりを進めることが極めて重要であると認識しております。より多くの声を町政に反映させるとともに、町民の皆様と議会、行政の信頼関係を構築しながら、安全安心のまちづくりと地域力の向上に、職員一丸となって全力を尽くして取り組んでまいります。

町民の皆様及び議員各位におかれましては、引き続き町政への一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の所信とさせていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○山内　政議長　これで、令和７年度町政施政方針説明を終わります。

暫時休憩します。

再開は午前11時５分とします。

休憩　午前１０時５６分

再開　午前１１時０５分

○山内　政議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第７号から議案第５９号まで一括上程、説明

○山内　政議長　日程第７、議案第７号から議案第59号までを一括上程します。

提出者の町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長　令和７年第１回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用中のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

これより、今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

初めに、議案第７号　専決処分についてでありますが、本件は、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分したため、同条第３項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。

専決第１号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第７号）でありますが、本補正予算は、主に除雪等に関連する経費の追加でありまして、本年が例年にない大雪に見舞われたため、当初予算に計上しておりました除雪関連経費に不足が生じる見込みとなったことから、当該除雪関連経費の追加補正を専決処分したものであります。

款ごとに主な内容をご説明申し上げます。

第３款民生費は、去る２月６日に豪雪対策本部を設置したため、高齢者世帯等除雪支援事業について、利用限度額を1.5倍に拡大したこと及び豪雪対策に係る職員の超過勤務手当等、関連する費用を追加したもので1,533万5,000円を追加補正したものであります。

第８款土木費は、除雪関連経費の燃料費、委託料の補正でありまして7,910万1,000円を追加補正したものであります。

そのほか、それぞれの款におきまして各施設の除雪委託料等を追加補正し、第14款予備費は、除雪に係る経費を補塡するもので１億77万5,000円を減額補正したものであります。

次に、議案第８号　南会津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和６年度に試行的に実施しておりますこども誰でも通園制度事業について、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法の規定に基づき、乳児等通

園支援事業として本格実施されることから、設備及び運営に関する基準について、本条例において制定するものであります。

次に、議案第９号　南会津町手話言語及びコミュニケーションに関する条例についてご説明申し上げます。

本案は、手話が言語であることの普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その基本理念に基づいた施策の推進について定めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての町民がお互いに人格と個性を尊重しながら、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを目的に、本条例を制定するものであります。

次に、議案第10号　南会津町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例についてご説明申し上げます。

本案は、地域の自立性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市公園法の改正により、新たに都市公園を設置する場合は、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を条例で定める必要があることから、本条例を制定するものであります。

次に、議案第11号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号　南会津町表彰条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、現在の表彰基準を見直すもので、平成27年の地方教育行政改革により、教育長の任期が１期４年から１期３年へと改正されたものの、表彰基準は在職年数に重きを置き、そのまま維持しておりましたが、在職年数ではなく、満了する在職期数を基準とした内容へ改正するものであります。

また、ふるさと納税寄附者につきまして、表彰の対象としていなかったところですが、国の褒章制度の中で、公益のために多額の寄附をされた方を紺綬褒章の対象としていることから、国の取扱いに準拠することとして改正するものであります。

次に、議案第13号　南会津町地区集会施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、南会津町番屋集会所について、集落内の人口減少により、集会所の維持管理が困難な状況にあるとともに、集会所を利活用する見込みもなくなっていることから、番屋集会所を廃止するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第14号　南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和６年５月31日に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、令和７年４月１日に施行されることに伴い、民間企業への法適用と同様に、本町職員の仕事と育児や介護等、生活の両立支援制度の強化を図るため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第15号　南会津町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和６年度福島県人事委員会による職員の給与等に関する報告・勧告に基づく給与制度のアップデートのための改正に関して、所要の改正をするものであります。

その主な改正内容としては、給料月額の最低水準の引上げによる３級以上の給料表の見直しのほか、通勤手当の支給限度額の引上げ、扶養手当の段階的な改正、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大などであります。

次に、議案第16号　南会津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、書面による申請を前提とした旅行命令を行政におけるＤＸの進展を踏まえ、電子媒体により、旅行命令等を発することができるよう、所要の改正をするものであります。

次に、議案第17号　南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行により、連携施設経過措置が延長されることに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第18号　南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、栄養士法の改正及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行により、栄養士の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合も、要件を満たすことができるようになることに加え、連携施設経過措置が延長さ

れることに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第19号　南会津町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び南会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布、施行されたことに伴い、地域包括支援センターにおける職員の配置基準及び定義規定の引用箇所について、所要の改正をするものであります。

次に、議案第20号　南会津町農村公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、利用者の減少及び遊具の老朽化に伴い、水無農村公園を廃止することから所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号　南会津町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、郵便料金の値上げに伴い、低額の占用料の徴収にその金額を上回る徴収事務経費がかかることから、合算して500円に満たない占用料の徴収を免除し、費用対効果の改善や事務の効率化を図るため、所要の改正をするものであります。

議案第22号　南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、町営住宅松下団地について、昭和40年に建設した１棟１戸、昭和41年に建設した１棟１戸を解体したため、所要の改正をするものであります。

議案第23号　南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、町営住宅が空き家となっている一方で、中堅所得者の居住する住宅が不足する状況となった場合、公営住宅を中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅として活用するため、所要の改正をするものであります。

議案第24号　南会津町都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、今年度整備しております伊南大イチョウ公園が都市計画区域内に位置しており、都市公園としての位置づけが可能となることから、伊南大イチョウ公園を追加するための改正及び使用料に係る文言の整理をするため、所要の改正をするものであります。

議案第25号　下水道使用料及び排水施設使用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例に

ついてご説明申し上げます。

本案は、健全かつ持続可能な下水道事業の運営に必要な財源を確保することを目的に、下水道使用料及び排水施設使用料の改定を行うため、所要の改正をするものであります。

議案第26号　南会津町公共下水道条例及び南会津町集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和６年１月４日に下水道法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和７年４月１日から施行されることに伴い、所要の改正をするものです。

あわせて、地方公営企業法の全部を適用した下水道事業において、所管している規則を廃止し、公営企業管理規程とするため所要の改正をするものです。

議案第27号　南会津町在宅介護支援センター条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、舘岩、伊南、南郷地域の在宅介護支援センターを伊南在宅介護支援センターへと統合し、センターを運営する社会福祉法人への業務委託形態も、施設運営委託からサービス提供業務へと移行していることから、不要となった公の施設設置条例である本条例を廃止するものであります。

議案第28号　南会津町会津田島祇園会館条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、南会津町会津田島祇園会館について、現在の指定管理者による指定管理が令和７年３月末で終了し、会津田島祇園祭を年間を通して紹介する施設としての役割が終えたことから、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第29号から議案第50号までの公の施設の指定管理者の指定についての議案につきましては、各公の施設について指定管理者にその管理を行わせるため、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第29号は、南会津町熨斗戸集会所ほか23施設について、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定期間は、本年４月１日から５年間とするものであります。

次に、議案第30号は、南会津町大川公民館及び南会津町界公民館について、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日から５年間とするものであります。

次に、議案第31号は、南会津町田島体育館について、公益社団法人南会津町シルバー人材センターを指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日から５年

間とするものであります。

次に、議案第32号は、南会津町老人デイサービスセンターみさわ荘について、社会福祉法人南会津会を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日から５年間とするものであります。

次に、議案第33号は、南会津町舘岩老人福祉センターことぶき荘及び南会津町南郷老人福祉センターみさわ荘について、社会福祉法人南会津会を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日から５年間とするものであります。

次に、議案第34号は、南会津町舘岩高齢者生活福祉センター高夕及び南会津町伊南高齢者生活福祉センター尾白荘について、社会福祉法人南会津会を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日から５年間とするものであります。

次に、議案第35号は、南会津町塩ノ原生活改善センターほか３施設について、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日から５年間とするものであります。

次に、議案第36号は、岩下農村公園ほか13施設について、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日から５年間とするものであります。

次に、議案第37号は、南会津町和泉田農村環境改善センターについて、南会津町和泉田区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日から５年間とするものであります。

次に、議案第38号ですが、南会津町会津高原ふれあい農園について、会津高原たていわ農産有限会社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日から５年間とするものであります。

次に、議案第39号は、南会津町たのせ集会所及び南会津町戸中集会所について、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日から５年間とするものであります。

次に、議案第40号ですが、南会津町舘岩穀物乾燥調製施設、南会津町舘岩穀物集出荷貯蔵施設及び南会津町舘岩農業総合管理センターについては、会津高原たていわ農産有限会社を指定管理者とし、南会津町伊南穀物乾燥調製施設及び南会津町伊南水稲育苗施設については、有限会社伊南の郷を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日から５年間とするものであります。

次に、議案第41号は、南会津町総合交流促進センターいわした及び南会津町湯ノ花温泉交流センターについて、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日から５年間とするものであります。

次に、議案第42号は、南会津町久川ふれあい広場について、南会津町青柳区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日から５年間とするものであります。

次に、議案第43号は、南会津町木伏転作センターについて、南会津町木伏区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日から５年間とするものであります。

次に、議案第44号は、南会津町伊南林業総合センターについて、南会津森林組合を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日から５年間とするものであります。

次に、議案第45号は、南会津町木材加工保管施設について、南会津森林組合を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日から５年間とするものであります。

次に、議案第46号は、南会津町ものづくり伝承館について、創年のたまり場木地の里クラブを指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日より５年間とするものであります。

次に、議案第47号は、南会津町川衣交流センターについて、南会津町川衣区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日より５年間とするものであります。

次に、議案第48号は、南会津町前沢曲家資料館ほか関連施設について、前沢景観保存会を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月１日より５年間とするものであります。

次に、議案第49号は、南会津町会津高原星の郷ホテルについて、ラボット・プランナー株式会社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年７月１日より令和12年３月31日までとするものであります。

次に、議案第50号は、南会津町ふるさと番屋ビューポイントについては、会津高原たていわ農産有限会社を指定管理者とし、南会津町ふるさと中小屋ビューポイントにつきましては、木伏地区営農改善組合を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年４月

１日より５年間とするものであります。

次に、議案第51号　教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

本案は、本年５月25日をもって任期満了となります河原田信弘氏を再任し、教育委員会委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

河原田氏の主な経歴は、別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。河原田氏には、平成21年５月から教育委員会委員を務めていただき、この間、温厚にして誠実な人柄で、教育の推進に日々真摯な研究を重ねてこられ、その豊富な知識と優れた識見は、教育委員会委員として適任であり、引き続きその任を担っていただくこととしたいので、ご同意賜りますようお願いいたします。

なお、任期は令和７年５月26日から令和11年５月25日までの４年間となります。

次に、議案第52号　監査委員の選任についてご説明申し上げます。

本案は、本年５月31日をもって任期満了となります舟木隆氏を選任するため、地方自治法第196条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

舟木氏の主な経歴は、別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。舟木氏には、令和３年６月から監査委員を務めていただき、その豊富な知識と優れた識見は、監査委員として適任であり、引き続きその任を担っていただくこととしたいので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和７年６月１日から令和11年５月31日までの４年間となります。

続いて、議案第53号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第８号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ5,329万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ136億5,529万3,000円とするものであります。

歳入予算においては、国県支出金及び町債などの歳入見込みの額の補正となっており、歳出予算においては、各事務事業の確定見込みに伴う予算の整理が主な内容となっております。

補正予算の主な項目につきまして、歳入からご説明申し上げます。

第13款分担金及び負担金は、実績により土地改良事業受益者分担金を14万3,000円減額補正いたします。

第15款国庫支出金は388万5,000円の減額補正で、公定価格の改定により、私立保育所等の運営費負担金を追加する一方、事業の確定見込みにより、社会資本整備総合交付金を減額したこ

とが主な内容となっております。

第16款県支出金は、私立保育所の運営費負担金の追加や林業費に係る補助金を減額するなど、事業の確定見込みにより、全体で34万7,000円を減額補正するものであります。

第17款財産収入は、立木などの売払い収入の増に伴い798万3,000円を追加補正し、第18款寄附金は、実績見込みにより76万1,000円を追加補正するものであります。

第19款繰入金は、特定目的基金を財源とする事業費の確定見込みにより100万円の減額補正であります。

第21款諸収入は、新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金などの事業費の確定見込みにより1,597万3,000円を減額補正するもので、第22款町債は、各事業の確定見込みにより減額する一方、過疎対策事業債により、南郷スキー場圧雪車整備事業、町道整備事業を繰越し事業として実施するなど、全体で6,590万円の追加であります。

次に、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

第１款議会費は、今年度事業費の確定見込みにより177万3,000円を減額補正するもので、第２款総務費は、各事業の確定見込みにより、全体で1,458万2,000円を減額補正いたします。

第３款民生費は、私立保育所運営委託料など2,185万6,000円を追加補正いたします。

第４款衛生費は、出産・子育て応援交付金過年度精算返還金を新たに計上する一方、新型コロナウイルスワクチン接種委託料を減額するなど、2,039万円を減額補正いたします。

第６款農林水産業費は、森林環境譲与税基金積立金を追加する一方、各事業の確定見込みにより、全体で1,061万5,000円を減額補正いたします。

第７款商工費は、平成14年度から22年間使用し、老朽化している南郷スキー場に配置されている圧雪車を買い替えるため7,000万円を新たに計上いたしました。

第８款土木費は、各事業の確定見込みにより減額する一方、除雪費関連予算、町道舗装修繕事業の追加などで4,910万5,000円を追加補正いたします。

第９款消防費は、各事業の確定見込みにより、全体で229万4,000円を減額補正いたします。

第10款教育費は、要保護児童生徒就学援助費及び除雪委託料を追加する一方、各事業の確定見込みにより、全体で291万8,000円を減額補正いたします。

第14款予備費でありますが、歳出との関連で3,509万3,000円を減額補正する内容であります。なお、繰越明許費の追加については第３表繰越明許費補正のとおり、光ケーブル設備改修事業のほか６事業、総額で３億1,160万4,000円を次年度に繰越しして実施するものであります。

また、地方債の変更は、第４表地方債補正のとおりであります。

以上、令和６年度南会津町一般会計補正予算（第８号）についてご説明申し上げました。

次に、議案第54号　令和７年度南会津町一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和７年度南会津町一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億3,000万円とするものであります。対前年度比では5.3％、６億6,200万円の増となりました。

それでは、本予算の概要につきまして、歳入からご説明申し上げます。

第１款町税は15億4,450万3,000円の計上でありまして、個人町民税の過去４年間の伸び率から推計した所得の減少等の影響により、対前年度比0.9％、1,345万4,000円の減額となりました。

第２款地方譲与税から第10款地方特例交付金につきましては、近年、国または県から交付された実績などから算出し、総額といたしましては６億5,631万6,000円の計上であります。

第11款地方交付税は、歳入全体の48.9％を占める主要財源であり、対前年度比3.7％増の64億7,500万円を見込みました。このうち普通交付税は59億3,000万円で、令和６年度当初予算より１億4,000万円の増、特別交付税については交付実績などから、前年度より9,000万円増の５億4,500万円を計上しております。

第12款交通安全対策特別交付金は、交付実績などから100万円を計上いたしました。

第13款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金が減少する一方、広域入所受託料などの増加により、対前年度比11.1％、268万9,000円増の2,683万9,000円の計上で、第14款使用料及び手数料は、町有財産や公共施設などの使用料及び各種証明手数料を計上するもので、公立保育料、公営住宅使用料の減などにより対前年度比4.6％、337万3,000円減の7,044万4,000円を計上いたしました。

第15款国庫支出金でありますが、対前年度比2.4％、2,493万9,000円減の10億1,664万7,000円となりましたが、その主な要因としては、児童手当制度の見直しにより国の負担金が増える一方、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業完了によるものであります。

第16款県支出金は、対前年度比1.8％、1,126万円の増、６億4,624万7,000円を見込み、第17款財産収入は、町有地貸付料、基金利子などの財産運用収入及び町有林売払い収入などで3,257万8,000円の計上であります。

第18款寄附金は、ふるさと納税寄附金の近年の実績を勘案し5,850万4,000円といたしました。

第19款繰入金は、財政調整基金の取崩し額を前年度より１億5,000万円増の５億円とし、公共施設等整備基金取崩し額を前年度より7,010万円増の１億8,110万円としたことにより、全体で８億4,278万5,000円、前年度比で44.2％の増となりました。

第20款繰越金は、近年の繰越額を参考に３億円見込み、第21款諸収入は、健康診査受診者負担金や光ファイバ回線貸付料、放課後児童対策事業実費負担金など１億4,903万7,000円の計上であります。

第22款町債は、道の駅きらら289大規模改修工事、町道整備事業、御蔵入交流館空調設備改修事業などの財源として、過疎対策事業債８億6,310万円、緊急防災・減災事業債２億7,990万円など、対前年度比3.9％、5,340万円増の14億1,010万円の計上であります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

第１款議会費は、対前年度比3.4％減の１億683万4,000円でありまして、議会議員及び職員の人件費のほか、議会活動経費の計上であります。

第２款総務費は、対前年度比2.9％、5,215万5,000円増の18億8,079万3,000円の計上でありまして、このうち第１項総務管理費では、人件費をはじめ一般事務経費、町有財産管理費のほか集落応援交付金など、自治振興費及び地域乗合タクシー運行事業委託料等の公共交通対策費などの計上であり、第２項徴税費、第３項戸籍住民基本台帳費、第４項選挙費、第５項統計調査費、第６項監査委員費は、人件費及び経常的な事務経費の計上であります。

次に、第３款民生費でありますが、対前年度比0.9％、2,437万6,000円減の26億697万6,000円の計上でありまして、このうち第１項社会福祉費は、人件費をはじめ障害者福祉や老人福祉に関する扶助費のほか、結婚支援事業や高齢者除雪等支援事業を計上しております。

第２項児童福祉費は、放課後児童対策事業費、子ども医療費給付費などの計上のほか、令和５年度より実施しております保育所入所応援助成金給付事業や、子育て世代から要望の多い屋内遊び場整備の検討に要する経費を計上しているところであります。

第４款衛生費は、対前年度比18.3％、１億8,981万8,000円増の12億2,915万3,000円の計上でありまして、第１項保健衛生費は人件費のほか、妊娠、出産に関する各種支援事業を計上した保健衛生総務費、予防接種費用助成事業を計上した予防費、水道事業会計繰出金などを計上した環境衛生費が主なものであります。

第２項清掃費は、ＰＣＢ含有検査等業務委託料や南会津地方広域市町村圏組合負担金、合併処理浄化槽設置整備補助金などの計上であります。

第５款労働費は、合同企業説明会等事業委託料、女性在宅ワーカー就業支援事業委託料、ドローン活用人材育成事業など、全体で481万8,000円の計上であります。

第６款農林水産業費は、対前年度比8.0％、5,323万2,000円増の７億2,263万円の計上であります。

このうち、第１項農業費は、人件費のほか農業委員会費や下水道事業会計繰出金などの農業総務費、中山間地域等直接支払事業や農業次世代人材投資事業、新規就農者育成総合対策事業などの農業振興費、多面的機能支払事業などの農地費及び国土調査費などの計上であります。

第２項林業費でありますが、人件費をはじめ林業振興費として、鳥獣対策事業費やヤマザクラ一万本の里づくり事業をはじめとした森林環境交付金事業費の計上のほか、森林環境譲与税を活用した適切な森林管理のための各種補助金、さらには、木育事業に取り組む予算を計上しております。

また、治山林道費として、林道整備に係る県営事業負担金などを計上しております。

第７款商工費でありますが、商工振興の分野においては人件費のほか、中心市街地の活性化を図るためのまちなかにぎわい環境づくり事業及びまちなか空き店舗等利活用支援事業と併せ、地域内消費促進電子クーポン活用事業や地域活力創生事業、地酒で乾杯プロジェクト事業などの各種事業費を計上し、地域経済の活性化を図ってまいります。

観光の分野においては、越後・南会津街道観光・地域づくり円卓会議事業、宿泊型観光の推進に向けた星空誘客事業、開業から26年が経過し、老朽化した道の駅きらら289大規模改修事業のほか、各観光施設等の管理運営費の予算を計上し、関係人口及び交流人口の拡大による観光誘客を図ってまいります。

これらにより、商工費全体では対前年度比62.3％、３億2,610万1,000円増の８億4,995万7,000円の計上となりました。

第８款土木費は、対前年度比3.3％、6,247万1,000円の増で19億7,850万5,000円の計上となりました。うち第１項土木管理費についてでありますが、人件費をはじめ各種期成同盟会などの負担金で、第２項道路橋梁費は、町道維持費、除雪経費のほか、社会資本整備総合交付金事業及び緊急自然災害防止対策事業などによる町道の改良費や、修繕・補修費などが主なものとなっております。

第３項河川費は、河川維持管理業務委託費のほか、緊急自然災害防止対策事業による河川改修等工事請負費の計上で、第４項都市計画費は、人件費をはじめ下水道事業会計繰出金のほか、河川敷公園管理費、土地区画整理事業による道路築造、宅地等造成工事であります。

第５項住宅費は、社会資本整備総合交付金事業による町営住宅会下団地改善事業、町営住宅松下団地建て替え事業による１棟２戸の建設及び団地内道路改良工事のほか、期間満了を迎える空き家等対策計画の改定に着手します。

第９款消防費は、対前年度比0.7％、489万円減の６億7,107万9,000円の計上で、南会津地方

広域市町村圏組合負担金のほか、人件費、消防団関係経費、消防車両購入費のほか、新たに消防団員運転免許取得補助金を計上するものであります。

第10款教育費は、対前年度比7.1％、１億997万8,000円の減で、14億2,911万4,000円の計上であります。うち第１項教育総務費は、教育委員会費及び事務局人件費などの経常経費のほか、英語が話せる人材育成事業費、県立南会津高等学校後援会事業補助金の計上などでありまして、第２項小学校費、第３項中学校費は、人件費をはじめ各学校管理経費、特別支援教育支援員配置などの経費を計上しております。

第４項幼稚園費は、人件費をはじめ町立幼稚園運営費であります。

第５項社会教育費は、人件費のほか田島祇園祭屋台歌舞伎運営費や、令和５年度からの継続費として実施しております御蔵入交流館空調設備改修事業費等を計上するほか、前沢曲家集落保存対策事業費、博物館費などの計上であります。

第６項保健体育費でありますが、人件費、各種スポーツ事業関係費、それから各体育施設管理運営費、学校給食運営費のほか、令和７年度から実施いたします学校給食支援事業が主なものであります。

第11款災害復旧費は、農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業の事務費で４万5,000円の計上であります。

第12款公債費は、対前年度比7.7％、１億2,223万2,000円の増で、17億314万4,000円の計上であります。

第13款諸支出金は、存目として1,000円を計上し、第14款予備費は、歳入との関連で4,695万1,000円の計上となりました。

歳出予算の概要は以上のとおりであります。

なお、地方債の限度額、その他の条件につきましては、第２表地方債のとおりであります。

以上、一般会計予算についてご説明を申し上げました。

○山内　政議長　ここで議長よりお諮りします。

間もなく正午となりますが、日程第７の提案理由の説明の一部と日程第８の請願の委員会付託が残っております。引き続き提案理由の説明を続け、提案理由の説明が終わってから昼食休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

それでは、引き続き提案理由の説明をお願いします。

○渡部正義町長　それでは、次に、議案第55号　令和７年度南会津町国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。

令和７年度南会津町国民健康保険特別会計予算は、前年度の実績などを踏まえ、対前年度比1.7％減の15億2,900万円の予算規模となりました。

歳入から各款別にご説明申し上げます。

第１款国民健康保険税は、令和６年度の本算定結果を踏まえ、対前年度比2.6％減の２億8,807万円の計上となりました。

なお、令和７年度の賦課方式及び税率につきましては、被保険者の数及び所得の確定などを踏まえ、６月に本算定を行うことになります。

第２款県支出金は、医療給付費などに関連する普通交付金や保険者努力支援交付金などの特別交付金の見込額を基に10億8,567万8,000円を計上し、第３款財産収入は、国民健康保険基金利子として４万2,000円を計上するものであります。

第４款繰入金は、国民健康保険基盤安定繰入金をはじめ人件費や事務費、未就学児の保険料均等割軽減や子供の医療費給付事業などに要する経費について、国の基準に基づき一般会計から繰入れするものでありまして、対前年度比1.9％減の１億4,382万9,000円の計上となりました。

第５款繰越金は、前年度繰越金として1,000万円を計上し、第６款諸収入は、特定健康診査事業受診者等負担金で138万1,000円を計上するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

第１款総務費は4,338万1,000円でありまして、職員の人件費や事務経費、国保運営協議会経費などを計上いたしました。

第２款保険給付費は、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭費などの給付でありまして、対前年度比1.2％減の10億6,089万4,000円を計上するものであります。

第３款国民健康保険事業納付金でありますが、県全体の医療費の推計を基に県が算出した各市町村における負担分を医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金として県に納付するもので３億4,956万円を計上いたしました。

第４款保健事業費でありますが、特定健康診査や人間ドック健診などに伴う経費の計上でありまして、対前年度比0.5％減の3,017万4,000円となりました。

第５款基金積立金は、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため基金に積み立てるもので、

1,004万2,000円を計上しております。

第６款諸支出金でありますが、保険税の過誤納還付金や重度心身障害者医療費に係る一般会計繰出金として267万1,000円を計上いたしました。

第７款予備費でありますが、3,227万8,000円の計上となっております。

次に、議案第56号　令和７年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和７年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算は、前年度の実績などを踏まえ、対前年度比3.9％増の２億6,900万円の予算規模となりました。

歳入から款別にご説明を申し上げます。

第１款後期高齢者医療保険料は、保険者である後期高齢者医療広域連合の保険料算出参考資料を基に、対前年度比3.0％増の１億7,269万7,000円の計上となりました。

第２款繰入金でありますが、一般会計からの人件費、事務費及び保険基盤安定などのために繰入れするものでありまして、対前年度比4.9％増の8,905万8,000円の計上となりました。

第３款繰越金は100万円の計上で、第４款諸収入は健康診査事業受託収入などで624万5,000円を計上しております。

次に、歳出でありますが第１款総務費は、人件費及び事務費などでありまして1,079万6,000円を計上いたしました。

第２款、後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料及び保険基盤安定負担金の計上で、対前年度比2.8％増の２億4,881万5,000円の計上となりました。

第３款保健事業費は、健康診査に要する経費など819万円を計上し、第４款諸支出金は、保険料の過誤納還付金など13万7,000円を計上しております。

第５款予備費は106万2,000円を計上するものであります。

次に、議案第57号　令和７年度南会津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和７年度南会津町介護保険特別会計予算は、これまでの給付実績に基づいた予算編成を行い、予算規模は対前年度比0.9％減の22億5,800万円といたしました。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第１款保険料でありますが、賦課人数見込みの増加により、対前年度比1.2％増の４億501万9,000円を計上いたしました。

第２款使用料及び手数料は、存目として1,000円を計上し、第３款国庫支出金は５億5,321万5,000円で、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金などを計上するものであり

ます。

第４款支払基金交付金は５億7,236万8,000円の計上で、第５款県支出金は３億4,107万6,000円となり、それぞれ介護給付費及び地域支援事業に対する負担割合に基づく交付金の計上であります。

第６款財産収入は、介護給付費準備基金利子として８万4,000円を計上し、第７款繰入金は３億5,341万6,000円の計上となり、介護給付費に対する町負担分や人件費などについて、一般会計から繰入れするものであります。

第８款繰越金は100万円を計上し、第９款諸収入は、介護保険事業運営資金償還金など3,182万1,000円の計上となりました。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

第１款総務費は、人件費、事務費、介護保険事業運営費資金貸付金及び介護認定審査会費などで8,956万円の計上であります。

第２款保険給付費は、要介護者及び要支援者への施設介護及び居宅介護サービスの給付費などでありまして20億6,209万9,000円の計上で、第３款地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス給付費や地域包括支援センター運営委託料など9,827万9,000円の計上であります。

第４款基金積立金は、歳入の介護給付費準備基金利子収入と同額の８万4,000円の計上で、第５款諸支出金は、保険料還付金などで235万1,000円の計上となっております。

第６款予備費は562万7,000円の計上であります。

次に、議案第58号　令和７年度南会津町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

収入の部、第１款水道事業収益は、水道料金や各種手数料のほか、一般会計からの補助金などで５億5,037万8,000円を計上いたしました。

支出の部、第１款水道事業費用は５億8,196万7,000円の計上となりまして、人件費や給水事業管理経費のほか減価償却費、企業債償還利息、消費税などを計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出でありますが、収入の部、第１款資本的収入は２億1,937万6,000円の計上であり、事業実施に係る企業債や国庫補助金、企業債元金償還に係る一般会計からの補助金などが主な内容であります。

支出の部、第１款資本的支出は、水道施設統廃合事業や配水管等布設替事業などの建設改良費のほか、企業債元金償還金の計上であり、全体で３億7,077万2,000円を計上いたしました。

なお、第４条のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億5,139万6,000円

は、当年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

また、企業債については第５条、他会計からの補助金については第９条のとおりであります。

次に、議案第59号　令和７年度南会津町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

収入の部、第１款下水道事業収益は、下水道使用料や手数料のほか、一般会計からの補助金などで４億9,336万3,000円を計上いたしました。

支出の部、第１款下水道事業費は４億9,187万8,000円の計上となりまして、人件費や汚水処理施設管理経費のほか減価償却費、企業債償還利息、消費税などを計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出でありますが、収入の部、第１款資本的収入は３億4,546万1,000円の計上であり、事業に係る企業債や国庫補助金、受益者負担金のほか、企業債元金償還に係る一般会計からの補助金などが主な内容であります。

支出の部、第１款資本的支出は、下水道事業デジタル化業務委託料や処理施設改良工事などの建設改良費のほか、企業債元金償還金の計上であり、全体で３億8,086万4,000円を計上いたしました。

なお、第４条のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,540万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金と消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

また、企業債については第５条、他会計からの補助金につきましては第９条のとおりであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案53件に関するご説明とさせていただきます。

つきましては、慎重審議を賜り議決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内　政議長　これで提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。昼食休憩とします。

再開は午後１時15分とします。

休憩　午後　零時１３分

再開　午後　１時１５分

○山内　政議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――――

◎請願の委員会付託

○山内　政議長　日程第８、請願の委員会付託を行います。

本日までに請願２件を受理しております。

初めに、令和７年請願第１号　国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　議席番号５番の古川晃です。

令和７年請願第１号　国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願について説明いたします。

請願団体は、新日本婦人の会福島県本部会長、井上裕子氏です。住所は、福島市舟場町３－26です。

では、請願第１号　国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願の趣旨を説明します。

女性差別撤廃条約は、1979年に国連で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障しています。法律や制度、規則の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして事実上の平等実現を求める内容で、現在締約国は189、日本は1985年に批准しています。

選択議定書は、この条約の実効性を強化するために1999年、あらためて採択されたもので、「個人通報制度」と「調査制度」の２つの手続を規定しています。「個人通報制度」によって、条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続を尽くしても救済されない場合に国連女性差別撤廃委員会に申立てができるようになりました。現在115カ国が批准していますが、日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の早期批准は急務です。

男女平等度を示す「ジェンダーギャップ指数」で日本は2023年、146カ国中125位と過去最低となりました。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政

の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃をすすめる力になります。

昨年10月、国連女性差別撤廃委員会は日本に対し４回目の勧告を行いました。第５次男女共同参画基本計画では、「諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としています。早期に国会で審議し、政府は批准に向けた準備に入るべきです。日本政府に選択議定書批准を求める意見書をあげた地方議会は、12府県議会を含め279にのぼります。この動きをさらに広げるために、国会と政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を提出するよう、請願します。

請願事項。

１、女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准すること。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣男女共同参画、以上の６名になります。

よろしくお願いします。

○山内　政議長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　ちょっと質問したいと思いますが、この新日本婦人の会の福島県本部、何を目的として何をしているのか、会長さんはどなたなのか、その辺ちょっと教えてもらえれば、なおよろしいかなと思います。

○５番　古川　晃議員　お答えします。

まず、会長は最初の部分に書いてありますように、井上裕子氏です。

それから、新日本婦人の会という団体につきましては、私の知る範囲でお答えしたいと思いますけども、1962年だったと思いますけども、女性運動の先駆者で平塚らいてうとか、あといわさきちひろとか、名前ご存じかとは思うんですけども、そういった方が女性の権利向上、政治への参加とか、そういったものも含めて女性の権利向上を特にうたって組織された団体かなと。

現在、活動されている中身としては、女性とか、あとはやっぱり子育てについて、生活、それから平和、そういったものについての向上させる運動を主に行っている団体だというふうに、私は認識しています。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、令和７年請願第２号　国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　議席番号５番の古川晃です。

続けて、令和７年請願第２号　国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願について説明いたします。

請願団体は先ほどと同じく、新日本婦人の会福島県本部会長、井上裕子氏です。住所は、福島市舟場町３－26です。

では、請願第２号　国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願の趣旨を説明します。

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在します。夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけで、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。婚姻の際、96％が夫の姓になっているのは間接的な女性差別です。通称使用の拡大では根本的解決になりません。

女性差別撤廃委員会は2003年以降、繰り返し、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告しています。選択的夫婦別姓制度の導入について、2024年の勧告でも再び「２年以内に実施状況の報告を」とつよく求めています。国連人権理事会等の国際機関も同様の勧告を繰り返しており、日本政府は自ら批准した国際人権条約実施の意思をきびしく問われているといえます。

法制審議会は1996年、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申しています。

最高裁は2015年及び2021年に、夫婦同姓の強制は合憲という不当な判断をしましたが、制度のあり方は国民の判断、国会にゆだねるべきとしました。最近の世論調査では約７割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、若年層ほど賛成が多くなっています。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次つぎ採択されています。2024年６月には、経団連が選択的夫婦別姓導入を求める提言を発表しました。

総選挙の争点にもなり、衆議院選挙を経て、国会状況は大きく変化、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する政党が多数となっています。同制度をただちに導入することは、国会が日本国民に対して果たすべき責任です。

以上、下記項目について、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、法務大臣など関係大臣に対する意見書の提出を決議いただくよう、請願します。

請願事項。

１、選択的夫婦別姓制度を導入すること。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣男女共同参画、以上の６名になります。

よろしくお願いします。

○山内　政議長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

受理した請願については、お手元に配付の請願委員会付託一覧表のとおり、会議規則第92条第１項の規定によって、所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎町長の発言

○山内　政議長　ここで、町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○渡部正義町長　令和６年第４回南会津町議会定例会一般質問において、誤った発言をしてしまいましたので、おわびをして訂正をさせていただきたいと思います。

12月18日、５番、古川晃議員の山村留学に係る今後の方針はと、翌19日、酒井幸司議員の南会津高校南郷校舎跡地利活用はの再質問の中で、小中一貫と発言すべきところを中高一貫と発言をしてしまいました。正しくは小中一貫でありましたので、申し訳ございませんが、発言の訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　ただいまの町長説明のとおり、ご了承願います。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎散会の宣告

○山内　政議長　本日はこれにて散会します。

次の本会議は３月11日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会　午後　１時２９分

令和７年第１回南会津町議会定例会　第２日

議　事　日　程　（第２号）

令和７年３月１１日（火曜日）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

５番　古　川　　晃　議員
９番　湯　田　芳　博　議員
６番　渡　部　裕　太　議員
２番　芳　賀　正　義　議員
１０番　室　井　英　雄　議員
１５番　渡　部　訓　正　議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１５名）

２番	芳　賀　正　義　議員	３番	湯　田　剛　正　議員
４番	星　　和　孝　議員	５番	古　川　　晃　議員
６番	渡　部　裕　太　議員	７番	森　　秀　一　議員
８番	川　島　　進　議員	９番	湯　田　芳　博　議員
１０番	室　井　英　雄　議員	１１番	丸　山　陽　子　議員
１２番	楠　　正　次　議員	１３番	湯　田　　哲　議員
１４番	高　野　精　一　議員	１５番	渡　部　訓　正　議員
１６番	山　内　　政　議員		

欠席議員（１名）

１番　酒　井　幸　司　議員

説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
川島敬章	教育長	月田　啓	総務課長
星　良栄	総合政策課長	渡辺健二	会計室長
渡部秀介	商工観光課長	湯田賢史	健康福祉課長
鈴木秀和	住民生活課長	阿久津勝英	学校教育課長
廣野友一郎	生涯学習課長	室井利和	建設課長
遠藤知樹	環境水道課長	橘　昭	農林課長
星　貴夫	農業委員会事務局長	渡部さつき	税務課長
渡部浩明	舘岩総合支所長	菅家康夫	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星　博文	事務局長	阿久津文稔	議事係長

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○山内　政議長　おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

都合により欠席届のあった議員は１番、酒井幸司君です。

これから本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○山内　政議長　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎一般質問

○山内　政議長　日程第１、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が３回を超えることを許し、同規則第56条第１項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◇　古　川　　晃　議員

○山内　政議長　５番、古川晃君の登壇を許します。

５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　おはようございます。議席番号５番、古川晃です。通告に従い一般質問を行います。

今回、私の質問事項は３つです。まず、質問事項１、町有観光施設の今後の方針、それを実

施後の町の未来像は。

町内４地区で５回開催されたタウンミーティングでは、各地区たくさんの意見が出されました。２月22日のタウンミーティングの締めくくりには、町長より、我々はこの案で突っ走るつもりはありません――中略して――期待していただいていいと思いますとの発言がありました。これを受けて、５点質問いたします。

まず①スキー場廃止に対して、町長はお示しできる代替案は持ち合わせていないという発言を繰り返していましたが、町民は町の将来に一層の不安を抱くことになったのではないでしょうか。本来、方針策定に当たり、策定の理由として同時に提示されるべきではなかったのかと考えますが、いかがでしょうか。

②町有観光施設の今後の方針（案）、以下、方針案と表現させていただきますが、この策定に当たり、南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略はどのように生かされたのでしょうか。

③方針案１ページに、⑤として、町財政負担を軽減し、福祉や子育て、教育環境の充実、集落要望へのさらなる対応に努め、住民サービスの向上を目指すとありますが、どこにどのような投資を行おうとしているのでしょうか、お示しください。

④方針案は、町の財政負担軽減が一つの目標になっているのですが、具体的な財政負担削減の目標値はあるのでしょうか。あればお示しください。

⑤各地区のタウンミーティングで出された意見を考慮すれば、だいくらスキー場と高畑スキー場について、民間主導により運営する方向性が見いだせれば指定管理以外の方法で継続と、ほかの２つのスキー場と差別化するということは拙速であると考えますが、町の考えは。

以上、町長に答弁を求めます。

次に、質問事項２、指定管理者の評価制度設置の考えは。

方針案の施設の総括⑦では、毎年度の運営状況等を注視し、地域への効果が低い場合や利益を出せない場合などは、指定管理期間の期限をまたず閉鎖することもあり得るとしています。これを受けて、２点質問いたします。

①これまで町の施設の指定管理者による管理運営状況の確認、評価はどのように行われ、どのように改善に生かされてきたのでしょうか。

②指定管理者に対する評価システムの整備、評価委員会の設置、評価調書等を作成し、町民に公開する考えはありますか。

以上、町長に答弁を求めます。

最後に、質問事項３、南会津高校南郷校舎の跡地利活用計画の今後は。

令和６年11月５日に南会津高校南郷校舎跡地利活用の検討に関する報告書が住民検討委員会から町に提出されました。報告書は各委員会の意見が多様であったため、一つの方向性を示さず、町職員で構成する検討委員会で継続して協議するということになったと聞いております。

そこで２点、①住民の機運醸成、民意の反映という観点から、会議の開催期間、開催回数、内容、報告書のまとめ方について適切であったのか疑問が残ります。町の考えは。

②今後、跡地利用計画を一本化して決定していくまでのプロセスをお示しください。

以上、町長に答弁を求めます。

これで壇上からの質問を終えますが、与えられた時間の範囲で再質問をさせていただきます。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　皆さん、おはようございます。

５番、古川晃議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、町有観光施設の今後の方針、実施後の町の未来像はに関する１点目、スキー場廃止に対して、方針案策定に当たりスキー場廃止に対する代替案を策定の理由として同時に提示されるべきではなかったのかとのおただしでございますが、これまで議会全員協議会でもご説明してまいりましたが、町は施設を廃止することが目的ではなくて、観光施設に投じている財政負担を縮減することを目的としております。

スキー場につきましては、スキー場に投入している一般財源を削減しながらスキー場を存続できる方策を、関係者の皆さんと協議検討する必要があるものと考えております。その上で、存続のいかんにかかわらず、次期指定管理期間５年間のうちに、所在する行政区を含めた地域住民や関係事業者と一緒になって、地域振興策についても検討していかなければならないと考えております。タウンミーティング時の質疑に際し、このことを説明いたしましたが、代替案がない中でスキー場の方針を決めることについて懸念を示す意見が出されております。だいくらスキー場でいえば、年間６万人から７万人の利用者があり、仮にこのスキー場が閉鎖されれば、地域経済に大きなダメージを与えることになり、この点については、方針案をまとめる際に配慮すべき事項であると改めて感じたところであります。

次に２点目、町有観光施設の今後の方針案の策定に当たり、南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略はどのように生かされたのかとのおただしをいただきましたが、町有観光施設の今後の方針案の策定と、第３期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定は、同時進行で進めており、相互に関係性を意識しながら策定作業を進めてまいりました。

方針案については、直接的には、総合戦略の施策の３－１の地域産業のブランド力や競争力

の強化の中の具体的な施策の施策の４つ目、地域特性を生かした観光業の振興との関係性が強いと考えております。

一方、これまでと同じような取組では、少子化や人口減少の流れを変えることはできないと認識していることから、子育て支援の充実や、今住んでいる町民が住んでいてよかったと思えるようなまちづくりの推進をより一層強化していく必要があると考えており、今後、具体的な事業を進める中で生かしていきたいと、このように考えております。

次に３点目、方針案に財政負担を軽減し、福祉や子育て、教育環境の充実、集落要望へのさらなる対応に努め、住民サービスの向上を目指すとあるが、どこにどのような投資を行おうとしているのかとのおただしをいただきました。

少子高齢化や人口減少により町税等の収入が減少することは容易に予想される中にあって、福祉においては、福祉施設の修繕費や公共交通の運行経費など、子育てや教育環境の充実では、子育てをしている世代から要望の多い学校給食の無償化や屋内遊び場の整備、小中学校やびわのかげ運動公園の大規模改修などに、集落要望へのさらなる対応では、集落内道路の修繕などへの財源振り分けを行う必要があると考えております。このほか、現在実施している事業を継続していくためにも財源も必要であると、このように考えているところでございます。

次に４点目、方針案は、町の財政負担軽減が一つの目標になっているが、具体的な財政負担削減の目標値はあるかとのおただしでございますが、現時点で明確な目標値はございませんが、更新案の参考データとして、財政シミュレーションでお示ししたように、歳入不足が続き、不足額を補填するための基金も底をついてしまい、予算を組めなくなると危惧しているところでございます。

そのような状況を回避するため、指定管理料や維持修繕、機能縮減、さらには収益の見込めない観光施設の閉鎖、類似施設の統廃合により経費の削減を図る必要があると考え、今回方針案としてまとめたものでございます。

次に５点目、各地区のタウンミーティングで出された意見を考慮すれば、だいくらスキー場と高畑スキー場について、他スキー場と差別化することは拙速であると考えるが町の考えはとのおただしをいただきました。

コロナウイルス感染症が落ち着いてきたこと、さらには今シーズンの恵まれた降雪も入り込み数増加の要因になっているものと感じております。また、周辺スキー場の閉鎖により、千葉市のスキー教室がだいくらスキー場で開催されたほか、スキー場閉鎖を危惧したＳＮＳでの情報発信も、今シーズンの来訪者増につながっているものと想定をしております。

これらの状況の変化につきましては、方針の素案策定を行っていた時期には予想をできなかった事象であります。タウンミーティングや関係団体との意見交換を実施し、スキー場運営に当たり、収入を増やす手だてや経費を削減する方針など、まだまだやれることがあるのではないかと改めて考えることができました。

だいくらスキー場と高畑スキー場の方針案として、令和13年度以降、民間主導により運営する方向性が見いだせれば、指定管理以外の方法で施設を継続という内容をお示しいたしましたが、この方針案では了承していただけないものと感じているところでございます。他スキー場と差別化することは拙速であるとのご指摘をいただきましたが、このことを含め、今後はタウンミーティングでのご意見や提出された意見書、さらには関係団体との協議の結果、また今後提出される予定の署名結果などを踏まえながら、方針案の修正を行っていきたいと、このように考えているところであります。

次に、指定管理者の評価制度設置の考えはに関する１点目。

これまで町の施設の指定管理者による管理運営状況の確認評価はどのように行われ、どのように改善されてきたのかとのおただしをいただきました。

指定管理施設の管理運営状況につきましては、所管課において、毎年度終了後に提出される事業報告書により、管理業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収入や管理経費の収支状況などを確認しております。また、その実績が協定書等を遵守し、その水準に沿った内容であるか確認し、必要に応じて現地調査やヒアリングを行いながら、指定管理に対する意見を指定管理者に伝え、次年度以降の改善につなげているところでございます。

特に主要な観光施設の指定管理者である株式会社みなみあいづに関しましては、異常少雪や新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことから、経営改善計画の進捗管理と改善に向けた取組を強化する必要があるため、毎月、所管課においてヒアリングを実施しており、計画に対する実績を確認するとともに、成果が上がっていない取組の要因分析を現場責任者と共有することで、改善を図っているところであります。なお、このヒアリング結果につきましては四半期ごとに取りまとめ、各施設の問題点等を取締役会等に提起し、改善を促しているところでございます。

次に２点目、指定管理者に対する評価システムの整備、評価委員会の設置、評価調書等を作成し、町民に公開する考えはとのおただしでございますが、指定管理施設への評価制度の導入は、指定管理者の積極的な取組と業務改善を促し、ひいては行政サービスの向上や経費の縮減につながる有効な手段であると認識をしております。

１点目のおただしでも答弁申し上げましたとおり、主要な観光施設の指定管理者である株式会社みなみあいづに対しては、毎月のヒアリングを通して経営改善計画の進捗管理と成果や課題を共有する取組を進めているところでありますが、指定管理者に対する評価システムの整備等に関しましても、効果的な事例を調査し、検討をしていく必要があると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、南会津高校南郷校舎の跡地利活用計画の今後はに関する１点目、住民の機運醸成、民意の反映という観点から、会議の開催時期、開催回数、内容、報告書のまとめ方について適切であったのか疑問が残る、町の考えはと、併せて２点目の今後跡地利用計画を一本化して決定していくまでのプロセスを示せとのおただしでございますが、関連がありますので一括してお答えを申し上げます。

南会津高校南郷校舎跡地利用住民検討委員会は、町が南郷校舎跡地の利活用を検討するに当たり、住民の方から利活用について意見や提言を拝聴するため設置したものでございます。委員会は、各種団体からの推薦と公募により選任した12名の委員で組織され、約半年間、５回にわたって検討した結果を報告書という形で町に提出されました。報告書には、全委員の貴重なご意見や提言が記載されており、民意の反映や委員会の開催期間、回数、内容など運営方法は適切だったと認識をしております。

今後は、職員で組織する検討委員会で、報告書を参考に跡地利用計画を定め、財産の所有者である福島県と協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　それでは、再質問させていただきます。

まず、２月22日のタウンミーティングの締めくくりで、町長のお話ですけども、期待していただいていいと思いますというふうにおっしゃいました。今回の町有観光施設の方針、とても難しいかじ取りになると思います。町民の声を丁寧に聞き取って大切にしながら、よりよい進路を目指そうとするその姿勢を感じ取ることができて、まずは心から敬意を表したいなというふうに思います。

ただ、どのように方針案が変更されるのか、あるいはされないのか。今の段階では具体的に示されていない状態ですので、そういう中での再質問ですので、町長答弁の文言の裏に見え隠

れする思いをちょっと探りながらの再質問になるかと思います。理念とか心情的なこととか、そういうところも問うような内容も多くなるかと思いますが、ご了解ください。答弁では本音をずばり吐き出していただいても構いません。

ということで、質問事項１の①町長の代替案を同時に提示すべきではなかったのかということについてなんですが、答弁の中では、次期指定管理、５年間のうちに、地域振興策についても検討ということがありましたけども、これは、今回方針案と同時に出されるべきであったんではないかなというふうに思っています。これは、やっぱり想像していただきたいんですけれども、方針案が出された段階で、自分の足元、生活基盤がすくわれるという、そういう方々がたくさんいらっしゃったわけです。この町で生きていく心のよりどころとしていたスキー場が閉鎖されるかもしれない、そういう不安にいきなりさらされるわけです。

そういう中で、町は代替案を持っていないんだけども、何かいいアイデアありませんかというふうに聞かれても、これは前向きに考えられるはずがないというふうに思うんですね。代替案がないんですと言われたらば、だったら存続させてくださいよというふうになるのが、これは当たり前の感情なんではないかなというふうに思うんです。

それから、今後５年間で考えますというふうな答弁だったと思うんですが、そういうふうにのんびり言えるのは公務員だからじゃないですかというふうな、そういう言い方もされかねないんではないかなというふうに思うんです。その辺、せっぱ詰まった町民の思いというのをもうちょっと酌み取る必要があったんではないかなというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

今回の方針案を策定をして、この次の指定管理のありようをどうするのかというのが今回の出発点だというふうに思っています。これまでも、過去に２回ほど提言を受けて、それについて町としての方針を示して、特にスキー場で言えば、指定管理者を公募制にするなど改善をしながら継続してきたという事実があります。

一方では、非常に雪が少ない、少雪災害を経験をして、大きな金額を入れました。または、新型コロナウイルス感染症の影響で、人流が止まって、特に株式会社みなみあいづでは経営危機に陥って、そこを支援してきたというような背景がございます。こういったことを今後も続けていくのかという議論が議会の中でもありました。こういったことを踏まえると、公共施設16施設について、この次の指定管理の変更のときに、どういうふうに考えなくちゃいけないの

か、これが出発点だったと思います。そのために、客観的評価をしていただきたいということから、福島県の中小企業診断協会のほうに業務を委託して、観光施設の評価をいただいた。その結果を踏まえて、議会のほうの全員協議会のほうに素案としてお示ししたのがスタートでございます。

当然、議員が言われるように、この時点で代替案を示せれば、それはよかったと思います。しかし、そんなに簡単に示せる中身でもありません。そういう意味で、我々としては動き出したものを、その着地点を探る一つの方法として、スキー場で言えば、５年間の継続を図りながら、その間に方策を見つけていくというような考えをしてきたところでございます。

しかしながら、この説明が住民の方、もしくはスキー場関係者の方、それをなりわいにされている方からすれば受け入れられるのかというのは、非常にタウンミーティングでの悲痛な叫びとして私は聞こえました。ここについては、やはり反省すべき点があったのかなと、このように感じているところであります。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　そう簡単には示せるものではないと、私もその辺は十分理解しながら、お話はさせていただいているんですけど、そういう意味で、ちょっと質問２のほうに移りたいと思うんですけど、新たに考えるということはもちろん大事なんですけど、この②のところにありますように、方針案の策定に当たって、南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略、こういったものがあるわけですよね。さらにその上位には総合振興計画があるわけです。そういった計画があるわけなんですけども、私は、先ほどの答弁だと、それが同時進行で進められてきたということだったんですが、私が今回、４回ですけどもタウンミーティングに参加したんですが、たしか、どこでも出てきた質問があって、それは縮小とか削減とか、そういう話ばかりではなくて、もっとこれからの成長とか発展とか、そういうものをどうするのかということを聞かせてほしいと、もっと元気が出る話を聞かせてほしいと町から、そういう切なる願いというのがあったと思うんですね。

私はそこで当然、町の総合振興計画、それがあるだろうと。それから町のまち・ひと・しごと創生総合戦略、これもあるだろうというふうに思ったんですよね。結局、そこに答えのもとがあるんじゃないかなと私は思うんですけど、ただ、残念なことに、その言葉が一回もなかったんですよ。

これは、ということは、今回この方針案をつくるに当たって、町のその最上位計画とか人口減少対策、地域の活力維持のための計画というのは、ここには生かされていなかったんだな、

頭から抜けていたんではないかな、そんなふうに思ってしまうんですけども、このことについてはどういうふうに思われますか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

町長答弁にもありましたとおり、今回、同時並行で総合戦略も新たな総合戦略を策定させていただいておりました。これまで進めていた第２期の総合戦略におきましては、スキー場であったり具体的な事業内容、メニューを盛り込んでおりましたが、社会情勢が目まぐるしく変わっている状況で、具体的な事業名を盛り込むことは、それは、今後数年たったときに柔軟にこの地方創生の推進交付金というものを使いながら有利な事業を取り組んでいくことができないのではないかということから、今回の総合戦略、今策定している総合戦略におきましては、細かな事業計画は載せておりません。

それらを踏まえまして、今後状況に応じた柔軟な事業を展開していきたいというふうに考えていたところでございます。議員おっしゃられます、まるきり抜けて計画が抜けていたのではないかということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからもお答え申し上げます。

議員からご指摘されたように、タウンミーティングの際に、そういう上位計画との整合を図りながらやっていくというような発言があれば、またよかったのかなというふうに思っております。会場でいろんなご意見が出る中で、そこまでちょっと頭が回らなかったのかなというふうに反省をしているところです。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　確かにまち・ひと・しごと創生総合戦略、その中には、先ほど答弁にあったように、施策３－１、具体的な施策４番目、地域の特性を生かした観光業の振興と、そこにある主な事業としてスキー場を核とした観光誘客促進、そういったことが書いてあるわけなんですけども、ただそれが、やっぱりそういったものが実際にどれだけ生かされてきたのか、生かそうとしているのかという、そこが重要だと思うんですね。

私、今回のスキー場の件だけではなくて今までも高校のこととか質問をしてきたんですけども、私はこういった計画をすごく重視したいというふうに思っているんですよ。この計画に向かって、執行部も議会も、それから町民も、そこに向かって気持ちを一つにして取り組んでいくという、そういうものだというふうに思っているわけなんですけども、そういう意味で、創

生総合戦略なんですが、これは少子化に歯止めをかける、地域活力を維持する、すごく大事な目標を掲げてやっているわけなんですよね。そのときに、今回の方針案を作成するときに、もしこの創生総合戦略、こういったものがちゃんと加味されていたのであれば、もっと書き方は違っていたんだろうなというふうに思うんですよ。スキー場を廃止しようかどうしようかというときに、少子化のため、地域振興のため、そういうものも同時に目指さなくちゃならないなと、これが町の上位の計画としてあるわけだからとなれば、書き方がもっと変わっていただろうというふうに思うんです。

もっと前向きな、そういった成長というものを感じられるような計画になっていたんではないかなというふうに思うんですが、この方針案作成のときに、このような検討はなされていたのかどうかというところはいかがですか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

議員今ほどの質問で、廃止とかという言葉が出ましたが、町長答弁にもありましたとおり、施設を閉鎖や廃止ということが目的ではなくて、そこに投じられている財政負担をどれだけの事業のほうに振り向けるかということの視点で進めていたものでありますので、ご理解願います。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　先ほどの答弁の中にも、あるいはタウンミーティングの中でも度々ありましたね、今の話は。今回は、町の施設を廃止することが目的ではないんだという、そういう説明は度々私も聞いたんですが、ただ、そうは言われても、生活がかかっている人たちにとっては、その町民にとっては、廃止されるということがやっぱり生活に直結するわけですよね。ですから、町の財政負担を軽減という、それが本来の目的だというふうに言われても、方針案の中に廃止とか閉鎖というふうに書いてあれば、もうそれは住民にとってはそれが全てになるんじゃないかなというふうには思うので、ですから、やっぱそこのところは町民感情、生活実態、そういったものへの想像力が欠けていたんじゃないかなというふうに思うところはあるんです。その辺いかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

スタート地点の話を先ほど申し上げましたけれども、執行部としては、その辺がやっぱり最重要課題だというふうに認識をして、議会の全員協議会のほうに素案として説明したのがスタ

ートでございます。このときに廃止という閉鎖という２文字が新聞報道、テレビ報道で流れまして、町民の方には非常に突然の話で、不安と不満と行政に対する不信感を抱いてしまったのかなというふうに感じているところでございます。

今ほどご指摘がありましたことについて、やっぱり町としてもしっかり反省しなくてはならないと思いますし、我々が目指していた次の公共施設の指定管理のありようについて検討するという、そこから入ってしまって、実際に影響する方々への対策、これについては議員からご指摘いただいたように、またはタウンミーティングで発言をいただいたように、もう少し慎重にやっぱり進める必要があるのかなと、このように感じたところでございます。

冒頭申し上げましたけれども、方針案で示した内容では、住民の皆さんに納得していただけるものではないというふうに私考えておりまして、今後、もろもろの精査をしつつ、この方針案を修正していくというようなことで考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　そういった上で、町の戦略というのも大切にしながら進めていってほしいと思います。

それで、そこにも関わるんですが、③番です。では、町の財政負担軽減、それを目標、目的にしているんだということなんですけれども、それ、どこにどのような投資をという部分で、先ほど答弁で非常にたくさんのことが挙げられました。私もすごく大事な中身だと思います。私も実際、今までの一般質問の中では、町の予算の配分についてはもっと重点的に行ったらどうかということを行ったこともあります。例えば、少子化に歯止めをかけるというふうに力を入れるんであれば、もっと子育て、教育にメリハリをつけて予算を重点化していくとか、そういうことは必要だと思っています。

そういう意味でちょっと再質問なんですけれども、先ほどたくさん上げられた中で、最も重要度がある、あるいは優先度が高いと思われている部分というのはどれでしょうかということですが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

先ほど何点か振り向けたい施策を上げました。やはりその中では、子育てに対する支援、若い人たちが望んでいるものに十分応え切れていないというところは、私としても感じておりますし、若い保護者の皆さんとの懇談の中でも、ゼロ歳児から２歳児までの保育料の無償化、それから学校給食の全額無償化、さらには、学校で要望が出ている教育施設の修繕に十分与えら

れていないと。こういったところが非常に気になる分野でございまして、もっともっと大切なところありますけれども、そこがやっぱり町として今後力を入れて、この地域で子育てをしていく、この地域で残って子供を産み育てたいと、このような機運の醸成をしていかなければならないと、このように感じているところでございます。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　私も本当に共感するところたくさんあります。その上での財政確保というのは本当に大きな課題だというふうにも理解しています。

じゃ、どうやって財政確保するんだというときに、そこでもちろん観光施設に係る町の負担の見直しというのは当然必要になるとは思うんですけども、ただ、財源を生み出すのであれば、これはやっぱ町予算全体の中で見直しをしていくということが必要だと思うんですけども、そういった町予算全体の中での見直し、捻出、そういったものはどのように行われているでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

町全体の支出の見直しということで、これにつきましては毎年の予算査定の中で、無駄がないか、そういった部分を削ったりはしております。ただ、かなり交付税、町の交付税が一本算定になりまして、既に令和３年度から一本算定になりまして、経常経費はかなり削ってきておりまして、ほぼ今限界に来ているという状況だというふうに私は認識をしております。

その上で、新たな財源の捻出、こちらにつきましても様々協議はしておりますが、今思いつくのが使用料の見直しですとか、そういった部分での新たな財源の確保ということはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　そういった見直し、しっかり進めていただけるということで期待していきたいと思うんですが、そういった中でも観光施設というのは、やっぱり収益、集客の核になる部分であるというふうに思うわけで、そういった意味では、その機能をそぐことはなく、最大限に発揮できるように考えていく、やっていく、取り組んでいく、それが非常に重要なことではないかなというふうに思います。またタウンミーティングの中でも、もっとできることがあるんじゃないですか、こんなものじゃないですよ、町はというような声もありましたので、ぜひそういったところを最大限に生かしていってほしいなというふうに思います。

そういったことを要望しながら、④で財政負担削減の目標値はというところでなんですが、ここ答弁では、非常に気になるんですけれども、目標値は設定していないというようなことでした。私は、今回の方針案が出されてから、どうもしっくりこない違和感を持っていたんですが、それはやっぱりこの財政負担軽減のための方針なんですよというふうに言われはするんですけども、実際にどこにどれだけ必要だから、どれだけ削減が必要だという説明がされていないんですよね。これでは財政に関する議論というのができないわけで、そうなれば当然、観光施設のここのところをどうやってここ削減の対象にしたらいいんだろうというふうな、そこは議論にならないというふうに思うんですね。トータルとしてどれだけ削減しなければならないというのかという、そういう目標も示されていない。これはちょっと議論にならないというふうに思うんです。

ちょっと勘ぐった言い方になっちゃうかもしれないんですけど、何となく観光施設をたくさん抱えてしまっている町なので、何となく負担が大きいので、今回評価報告書をもらったので、それをちょっと基にしてスリム化してみようというような、ちょっと何か乱暴な展開だったんではないかなという印象を持つんですけど、その辺いかがですか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

根本にありますのは、町の財政状況というのが一つだと思っております。来年度の予算の状況をこないだご説明をさせていただきましたが、令和７年度財政調整基金を５億円ほど取り崩すような計画になってございます。これは今まで３億円ほど取り崩して予算が組めたものが来年度は５億円取り崩さないともう財政を組めない状況になっているということで、まずはその辺から来ているということを、まずご理解いただきたいと思います。

そして、大本にありますのが南会津町公共施設等総合管理計画でございます。この中で比較が載っておりますが、町としましては、かなり同規模の自治体に比べて公共施設を持っている、面積が大きいということもございまして、ここをスリム化していかなければ、今後の財政負担がますます増えますというようなことになってございますので、まずは全体の中で見直しが必要だということでございます。

町の中で800ほど施設があるんですけど、その中で維持費がやっぱり一番かかっているのが観光施設だったというところもございますので、そういったことから、このような流れになっているということもご理解いただきたいと思います。

以上です。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　私も多分そういうところから来ているんだろうなと思ったんですが、ただやっぱりそういった部分というのが本当は最初にあって、町の全体的な課題というのをしっかり全員で共有した上でこの方針案が出てくれば、まだ議論がもっと本質的なところに迫れたのかなというふうには思っています。

それで、ちょっと質問変えたいと思うんですが、今回のこの方針案で、実際にどれくらいの財政負担軽減になりますかという、そういった試算というのはあるんではないでしょうかと思うんですが、いかがですか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

まず今回、指定管理料を削減したり、施設を別用途での活用ということの見直しの文言が入っています。例えば広域観光案内所であれば、指定管理料を毎年500万入っていたものが、この分が削減されます。あと会津山村道場であれば1,000万の指定管理料が入っておりますので、この分が削減されていきます。そのほかに、この各施設の維持管理費にかかる分、この分について、どれだけこれから経費削減ができるかということが見込めるのかなというふうに考えております。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　私も今まで全員協議会とかそういったところで発言などを通しても、やっぱり今回のこの方針案で、もうどれだけ町の財政負担軽減しなくちゃならないかとか、これだったらここまで切り詰めて、こっちのほうに、こっちの投資に回せるぞとか、そういった部分のやっぱり見通しはなかったのかなというふうな、ちょっと説明を聞いていて思ったりするので、そういったところはもうちょっとしっかりしたデータを示していかなければならないところじゃないかなというふうに思います。

またいつものようにちょっと時間がなくなってきたので先に進みたいと思いますけれども、⑤番の２つのスキー場をほかと差別化することは拙速ではないかというようなことに対して、大変希望を感じられるような答弁であったと思います。

ここでちょっと質問しておきたいのは、この差別化することは拙速ということ等も含めて、方針案の修正を行うというような答弁だったと思うんですけど、では、その修正されたものはいつ頃どのような形で提示されるのかなと。議会や町民へどのような方法で提示されてくるのかなという、そういった見通しはありますか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

一応今予定しているものは、６月議会での全員協議会で方針、タウンミーティングと意見募集しておりますので、その分を踏まえて、改めて整理したものを６月の議会全員協議会でお示しできればということで考えております。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　そうしますと次回は、６月議会で提示されるということで、そうすると、その間に議会に提出される前に追加の意見募集とか、そういったものはないというふうに考えてよろしいですか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

追加での意見募集、パブリックコメントになるかと思いますが、そちらは今回の14日まで期限のもので一通り、一旦締めるということで考えております。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　承知しました。

では、次の質問に入ります。質問事項２の指定管理者の評価制度設置についての質問なんですが、これまで町の施設の指定管理者による管理運営状況の確認評価、それから、改善はということだったんですが、所管課によって行われてきたと、改善につなげているということで承知したんですが、ちょっと一つだけ具体的に、施設についてお聞きしたいんですが、方針案で、15番に舘岩広域観光案内所があるんですけれども、ここに書いてあることをちょっと拾い読みしてみます。時代の流れとともに観光案内所の役割は薄れ、利用者は年々減少、観光案内ニーズは皆無の状態、多額の予算が投じられているが施設の存在意義が失われつつあるというふうに、観光案内所が観光案内の役割を果たしていないままずっと続いてきたのかなというふうに読み取れてしまうんですね。これは町民の目にも触れているわけなんですが、これ民間からすればすごく驚きのことじゃないかなというふうに思うんです。

ここで、所管課はどのような関わりを持って、それが何が原因で改善されなかったのかなという部分について、どのように分析されているのかちょっと教えていただければと思います。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　お答えをいたします。舘岩広域観光案内所については、観光案内というのは、文字どおりそれが主的な目的であったんですが、重複している道の駅番屋という

ものがございまして、ここが、その目的も、観光案内所の目的というような部分も兼ねているというような状況になっております。

そうした中で、どうしてもやはり道の駅番屋というのはネームバリューもありまして、客層といいますか、お客様の人数といいますか、そういった部分についても当然道の駅のほうが多くなってきて、さらには、この観光案内所の役割というものが薄れてきたというのが現状でございます。

当然、様々な施策といいますか、物販等々を通して改善等々を図ってきたところでございますが、そこら辺がちょっと最終的には思ったとおりの数字が残せなかったというような状況でございます。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　そういった意味で、問題を認識したというのはいつ頃からか分かりますか。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　お答えをいたします。

30年ほど建物は建っているというところでございますけれども、具体的に、手持ちの資料がないので、いつ頃からというのはちょっと把握しておりません。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　何でこんな質問をするのかというと、やっぱり今回の方針案が出たときに、第三セクターの経営が問題に上がるんだけども、町の責任もあるよねという声が聞こえてくるんですね。問題を把握しながら何年も改善できず、そのままに結果として、してきてしまった。最終的にその施設を切られて痛みを押しつけられて、ツケが回ってくるのは町民だよねという、こういう話を聞くわけなんですね。

もちろん役場の職員の方々も、限られた本当に職員の数で、指定管理者の指導まで行っていくというのは本当にこれはもう無理があるというふうに思っています。そこでやっぱりこの指定管理者に対する評価システムというのは、これは必須だなというふうに思っているんですね。先ほどの答弁でも、有効であるというような回答があったので、これはしっかりやっていっていただきたいなと思うんですけども、インターネットで調べてみると、もう既に多くの自治体が指定管理者評価マニュアルとか評価要綱というのを整備してネット上に載せています。ここの施設についても指定管理者評価シートとか管理運営状況調書、こういったものを公開しているんですね。

例えば、さいたま市のを見ると、ホテル南郷の指定管理者、これは株式会社みなみあいづのものなんですが、令和５年度の指定管理者評価シートというのが３ページにわたって公開されているんです。これはもう市民の目にしっかり入ってきてチェックされるようになっているんですね。こういったシステムをつくり上げるということは大事じゃないかなと思うんです。ちなみにＡからＤランクで評価されているようなんですが、株式会社みなみあいづはＢ評価ということです。結構高い評価を得ていたんですが、もっと厳しく評価している自治体というのもあります。ですからそういったものを参考にしながら、やっぱり何でかんで、もう町が指導しなければならない、町の仕事なんだというふうになるんではなくて、こういった評価制度というのをちゃんと整備すれば、町民の目でしっかりただしてもらっていけるという、そういった部分もあるかと思いますので、これは次の指定管理期間が始まるまでにぜひ設置してもらえればなと思うんですが、この辺いかがでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

まず指定管理者制度につきましては、先ほど町長答弁にありましたとおり、住民サービスの向上であったり経費の節減、そこが大きな目的だというふうに考えております。そこに資するのであれば、評価システムは一つの有効な手段であるということであれば、そこは来年度、新たな公募も入りますので、その中で検討していきたいと思っています。

以上です。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　ぜひ、今回の方針案の中でも、地域への効果が低い場合や利益を出せない場合などは期限を待たずに閉鎖することもあり得るというふうになっているわけで、こういったときに、やっぱりしっかりした指標、客観的な指標というのがあって、ちゃんとしたエビデンスを持って、これでは駄目ですよと言えるような、そういうシステムづくりというのは、これは必ず必要があるというふうに思います。

それでは、最後の質問事項３で、南会津高校の利活用、跡地利活用計画についてなんですが、これは適切であったということなんですが、ここは、私は民意を吸い上げるというところでちょっと不満を持っているところなんですね。委員になった方、委員ではないんだけども期待して見ていた方、そういった方々何人かから話を聞いたんですが、今回の結果にがっかりしていました。

それは、認識として、ただ意見や提言を拝聴するという、そのための設置じゃなかったでし

ょうという感じなんですよ。もっと地域をどうしていくかという、その核としてのあの校舎をどういうふうに利用していくかというのを委員がみんなで練り上げていくという、地域をどういうふうにしていくかというのをみんなで意見を出し合ってつくり上げていく、そういう場であると思っていたんだろうなと。そういう意味で、がっかりしたというふうな表現をしていたんですが、そういうところ、今回の方針案のときにも、最初にいろいろトラブルがありましたけども、この民意の吸い上げ方、民意の生かし方、それから町民の活躍をどういうふうに町の中でつくり上げていくのかという部分では、この辺は課題だなというふうに思うんですが、最後にいかがでしょうか。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　お答えいたします。

確かに今回の提言につきましては一つの答えが出ませんでしたけれども、委員の皆様全てにおいて、やはり高校に代わる振興策がないということが第１段階にありまして、その中での協議となりましたので、それぞれの委員皆様方、十人十色の考え方がございましたので、そこについては会長さんも一本化はなかなかできないということでございましたので、今回のような提言方法になったものでございますので、ご理解願いたいと思います。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　それでは、ちょっとだけ確認しておきたいと思うんですが、取りまとめ、町職員による委員会で取りまとめをして県のほうと相談するということなんですが、それはいつ頃になるという見通しがあればお聞かせください。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　お答えいたします。

この後、職員の庁内検討委員会を開催させていただきながら、その中で方針、検討をして、進めてまいりたいというふうに考えております。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからもお答え申し上げます。

今、公共施設の16施設、これの一番重要な時期になっておりますので、まずこちらを優先させていただきたいと思います。これが一区切り方針が、方向性が出た段階で、今後、南郷校舎の跡地利用についてシフトしていきたいと、このように思っております。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　もう一つだけ、ちょっと質問させていただきたいんですが、跡地利用

の町職員による委員会である程度意見がまとまったときに、それは、もう一度その住民検討委員会、そちらのほうに持っていって、もう一度意見を聞く場というのはそれは与えられますか。どうでしょうか。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　お答えいたします。

確かに住民検討委員会の皆さんには大変忙しい中、半年にわたって検討していただきましたので、そういった結果については、住民の皆さん方にフィードバックさせていただきたいというふうに考えております。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　ぜひ活気あふれる町になることを願いながら、質問を終わらせていただきます。

○山内　政議長　以上で５番、古川晃君の一般質問を終わります。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◇　湯　田　芳　博　議員

○山内　政議長　次に、９番、湯田芳博君の登壇を許します。

９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　今日は３月11日、東日本大震災が発生した日であります。被災された多くの皆様は、予想だにしなかった、突然にして人生最大の災いでありましょう。今、私は、強く思います。時代を引き継ぎ、便利さと効率性を求め続けた現代社会にあっても、目には見えない、耳には届かない、大いなる天地の働きに変化が起きているという現実に向き合うべきことを強く思います。だからこそ、生かされて生きる今を真摯に捉え、不動の精神を持って、やり切ることを誓い、ここに一般質問を行います。

始めに、議会事務局が拒み続けた委員会、会議録が正式文書として入手でき、圧雪車購入入札は形式的な事実についてでありますが、議会事務局が開示しようとしなかった令和４年３月15日の総務委員会会議録を情報公開により入手いたしました。そこでの舘岩総合支所職員の発言要旨を抜粋し、入札制度のありようと執行責任を求めるものであります。

抜粋その１、新規２台の根拠としては、たかつえグラウンドの整備を行い、新たな事業を展開していきたい――中略であります――今回は外国産を購入したいとの内容であり、抜粋その

２、外国産を入れても、地元で整備をやっていただけると思うが――中略になります――事務方としては、ピステンブーリーを入れた場合は、磐梯町に云々との発言がされております。入札前における委員会での圧雪車導入に関する発言は、既に機種を決めていたものと認められるが、責任の所在をお示しいただきたい。

次に、反対意見を押し切ってまでも実施に踏み切った農地整備事業がつくり出す次世代の農業と町独自の政策展開はについてでありますが、その１点目、荒海地区で実施される農地整備事業に反対する方の理由を言うと個人が特定される可能性があり、個人情報保護の観点から答弁を差し控えるとのことですが、その反対者を押し切って事業を実施すれば、おのずと特定されると思うが、どうでしょうか。

２点目、優良農地の定義をお示しいただきたい。

３つ目、新たな農業構造とはどのようなものかを示していただきたい。

４点目、担い手の条件を示すとともに、その生産現場が抱える雇用の実態など、労働環境と販売の現状、そして経営の継承、承継に関する支援の具体的な政策をお示しいただきたい。

次に、役場に採用される正職員及び再任用職員と会計年度任用職員の就労実態は適正かについてでありますが、その１点目、会計年度任用職員が行う業務と正職員（定数内職員）でありますが、遂行すべき業務には明確な違いはないとの答弁でありましたが、なぜ業務上必要な職員、つまり人材でありますが、これに対しての雇用上の差異を設けるのか伺いたいと思います。

２点目、役場を退職された者が再任用される場合の就労条件を示すとともに、地方公務員法第22条の２第１項第２号の会計年度任用職員との労働対価等の就労の違いをお示しをいただきたい。

次に、住民の日常生活及び住民を雇用する事業所の経営者等に不安を与えることのない政策と予算措置はについてでありますが、まず１点目、集落から提出されるインフラ整備等、公共的事業要望に対する予算措置は十分になされていると言えるか伺います。

２点目、豪雪地帯といわれる本町の安心で安全な生活に欠かせない除雪、排雪等の予算は十分に手当てされているか伺います。

３点目、町道の修繕や上下水道事業など住民生活に直結するインフラ整備事業は、町民の要望に十分応えられる財源措置が施されているか伺います。

４点目、これらの公共事業を実施するために欠かせない町内事業者の継続的経営に関する課題と対応すべき政策をお示しいただきたい。

そして５点目です。令和４年３月に策定された都市計画マスタープランの中の公共施設及び

インフラの改修、更新に必要な将来費用35億2,000万円の不足財源は、令和８年度に一度に発生するものではないとの答弁でしたが、現在の予算措置への影響をお示しいただきたい。

以上、当該質問は全て町長に答弁を求めるものであります。なお、答弁の内容によっては、与えられた時間内において再質問を行うことといたします。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　９番、湯田芳博議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、たかつえスキー場に配備した圧雪車購入事業に関し、入札前における委員会での圧雪車購入発言は、既に機種を決めていたものと認められるが責任の所在を示せとのおただしをいただきました。

令和４年３月15日に開催されました総務委員会において、舘岩総合支所振興課の担当職員が説明した内容につきましては、９番議員がご指摘されたとおりでございます。しかしながら、担当職員の説明が正確ではなかったことから、所属長が現場の声を聞きながら選考すれば、外国産がいいのではないかということで、決定ではないと担当職員の説明を訂正した経過があり、この時点で外国産圧雪車の導入を決定したものではございません。

その後、議会終了後において検討を進め、同年４月８日に機種を選定しない形で発注仕様書を作成し、国産メーカーと外国産メーカーを入札指名業者に選定した上で入札通知書の発送を行いましたが、発注仕様書と機種選定に関する質問事項は出されておりません。

そして、同年５月21日に圧雪車購入に係る入札を執行いたしました。

このような経過を経て、落札事業者を選定し、同年５月23日に開催された議会臨時会において、物品購入契約の議案を可決いただいたところでございます。

たかつえスキー場に配備した圧雪車購入事業につきましては、９番議員から令和４年第４回議会定例会以降、継続して一般質問をいただいておりますが、その都度これまでの経過を含め、答弁を申し上げてまいりました。

９番議員のご指摘を踏まえ、反省すべき事項は、議会委員会等において町民に疑念を抱かれるような言動は厳に慎むこと、さらには、特殊車両等の契約業務において疑念を抱かれないような仕様書の作成に努めることの２点であると認識をしております。このことについては、昨年12月末に副町長から各所属長に対し書面にて伝達したところであります。

今回の反省点も踏まえ、今後、同様の特殊車両購入事業を含め、適切な事務執行に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、反対意見を押し切ってまでも実施に踏み切った農地整備事業がつくり出す次世代の農

業と町独自の政策展開は１点目、荒海地区で実施される農地整備事業に反対する方の理由を言うと個人が特定される可能性があり、個人情報保護の観点から答弁を控えるとのことですが、反対者を押し切って事業、実施すればおのずと特定されると思うがどうかというようなお話でございました。農地整備事業は、地域の発意により町及び県が国に申請し、国の事業許可を受けて実施される事業でございますので、町としては、事業実施について地域内で合意形成が図られたものとして認識をしております。このことから、町が事業に参画しない方の意見を押し切って事業実施に踏み切ったというような認識は持っておりません。

これまでも答弁いたしましたが、事業に参画しない方の農地については、営農に支障を来さないよう努めることとしております。また、公の機関が個人を特定する言動は控えるべきと考えておりますので、この点についてもご理解を賜りたいと思います。

次に２点目、優良農地の定義を示せとのおただしでございますが、一団のまとまりのある農地や満足した作り土の深さ、農道や用排水路系統の整備を行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を整えた農地を指すものと考えております。

次に３点目、新たな農業構造とはどのようなものか示せとのおただしでございますが、担い手の減少、高齢化が進行する中、農地を持続的なものにするためには、農地利用の最適化や担い手の育成、確保等を推進し、効率的で生産性の高い農業経営に取り組んでいく必要があります。新たな農業構造は、農地を集約し、規模を拡大することで生産性を向上させる取組、地域ごとの特性や地域資源を最大限に生かして、地域コミュニティーと連携した農業経営、持続可能な農業を実現するために環境負荷を低減し、生態系を守る取組、デジタル技術の導入といった、従来の農業手法に比べ、効率的で持続的な農業構造のことを示すものと認識をしております。

４点目、担い手の条件を示すとともに、その生産現場が抱える雇用の実態など労働環境と販売の現状、そして、経営の継承、承継に関する支援の具体的施策を示せとのおただしをいただきました。

担い手の条件につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業経営改善計画を町に提出し、認定を受けた個人の農業経営者や、集落営農組織または農業生産法人を広義的な意味で担い手と呼んでいると思います。

次に、労働環境と販売の現状につきましては、労働環境は、令和２年の水稲の担い手農家からの聞き取りによりますと、労働時間として30アール当たり年間302時間要しており、担い手農家の高齢化と後継者不足が課題とお聞きしております。また販売については、農協や商系業

者のほか、独自に販路を持っていると伺っております。

次に、経営の継承、承継に関する支援の具体的政策につきましては、農業における経営の継承、承継は地域農業の持続的な発展にとって非常に重要な課題であると認識をしております。町といたしましては、新規就農者への支援や農業用機械購入のための補助金や、助成金制度による次世代への技術継承、設備投資の支援を行うことで持続可能な農業経営が承継、継承されると、このように認識しているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、役場に採用される正職員数及び正職員及び再任用職員と会計年度任用職員の就労実態は適正かに関する１点目、会計年度任用職員が行う業務と正職員、定数内職員のことでございますが、遂行すべき業務には明確な違いはないとの答弁でしたが、なぜ業務上必要な職員、人材に対して、雇用上の差異を設けるのかとのおただしでございます。

正職員につきましては、政策立案や高度な政策判断を要する業務など、行政事務に対する知識や経験等を積み、長期にわたって業務に従事する職員として位置づけをしているところでございます。会計年度任用職員については、令和６年第４回定例議会の９番議員の一般質問でもお答え申し上げましたが、南会津町行政組織規則等に定められた事務分掌を行うことについて、正職員と会計年度任用職員に明確な違いはありませんが、必要な職員数、職員を確保する観点から、各年度の業務量や業務内容、退職職員数などを踏まえ、不足する人員について短期の雇用を原則として会計年度任用職員を雇用しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に２点目、役場を退職された者が再任用される場合の労働条件を示すとともに、地方公務員法第22条の２第１項第２号の会計年度任用職員との労働対価等就労の違いを示せとのおただしでございますが、再任用職員につきましては、基本的に専門員の職名で行政職３級の職員として任用し、南会津町職員の給与に関する条例で定める現在の給与として月額26万5,900円の給料と各種手当を支給しているところであります。給与形態の特徴としましては、期末及び勤勉手当の支給率が正職員及び会計年度任用職員よりも低く年2.4か月分としているほか、昇給はありません。

次に、地方公務員法第22条の２第１項第２号の会計年度任用職員、つまり常勤の正職員と同じ勤務時間で勤務するフルタイムの会計年度任用職員になりますが、任用する職によって条件が異なることから、本町で最も多い有資格者のフルタイムの会計年度任用職員の例により、ご説明を申し上げます。有資格者のフルタイム会計年度任用職員につきましては、基本的に行政職２級１号級の職として任用し、南会津町職員の給与に関する条例で定める現在の給与として、月額23万4,000円の給料と各種手当を支給しております。給与形態の特徴といたしましては、

期末及び勤勉手当の支給率を正職員と同様年4.6か月分としているほか、継続雇用の場合には昇給する形態となっております。

次に、住民の日常生活及び住民を雇用する事業所の経営者等に不安を与えることのない政策と予算措置はに関する１点目、各集落から提出されるインフラ整備等公共的事業要望に対する予算措置は十分になされていると言えるかとのおただしでありました。

町道などのインフラ整備や、住民の日常生活にかつにおいて重要なものであり、各行政区長から提出される要望は、地域の実情を知るための生の声として受け止め、対応することが求められていると、このように認識をしております。しかしながら全ての要望に対して、早期に対応することは、予算配分の面においても現実的に困難であることから、町道などのインフラ整備につきましては、地区要望箇所に対して評価を行い、緊急性、危険性等の状況把握も踏まえ、優先度を判断し、実施しているところであります。引き続き、限られた財源の中で、効率的、効果的な整備となるよう予算を措置してまいりますのでご理解を賜りたいと思います。

次に２点目、豪雪地帯と言われる本町の安全で安心な生活に欠かせない除雪、排雪等の予算は十分に手当てされているかとのおただしでございますが、除雪、排雪等の予算につきましては、過去５年間の実績から最大と最小の実績額を除いた３か年の平均額を基本として当初予算に計上しております。平年を超える大雪で予算分不足が見込まれる際には補正予算を組むなど必要な予算を確保しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に３点目、町道の修繕や上下水道など住民生活に直結するインフラ整備事業は、町民の要望に十分応えられる財源措置が施されているかとのただしでございました。

１点目でお答えした内容に加えて、特に住民生活に直結するインフラにつきましては、今後、持続可能なまちづくりを進める上で、効率的な維持、補修や整備を実施し、施設の長寿命化等を進めていくことは重要であると、このように認識をしております。道路や上下水道のインフラ整備につきましては、限られた財源を有効に活用するため、優先順位をつけながら日常生活に大きな不便や悪影響が生じることがないよう、町民の要望に応えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に４点目、これらの公共事業を実施するために欠かせない町内事業者の継続的経営に関する課題と、対応すべき政策を示せとのおただしでありました。

建設業界の高齢化が進む一方で、他産業と比較して労働時間が長く、休日が少ないことから、若年労働者の入職率が低く、人材不足が加速しているのが現状で、担い手の確保や育成が大きな課題であると聞いております。また、燃料や資材等の価格高騰も課題であると伺っておりま

す。

これらの課題に対し、町では、休日数を増やし、より働きやすい職場環境をつくることで、若年労働者の業界離れを防ぎ、将来の担い手を確保できるよう、今年度より発注する工事を週休２日制工事として発注をしているところであります。また、経営の安定化と事業継続が図られるよう、燃料や資材価格等はその都度、市場価格に見合った単価で設計しているほか、補助制度や融資制度を創設し支援しているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に５点目、都市計画マスタープランの中の公共施設及びインフラの改修、更新に必要な将来経費35億2,000万円の不足財源は、令和８年度に一度に発生するものではないと答弁でしたが、現在の予算措置への影響を示せとのおただしでありました。

多くの公共施設を抱える本町におきましては、それらの施設等の維持、更新にかかる経費が将来的な財政運営に大きな負担となることが懸念されております。特に公共施設を維持するための経費は、活用できる有効な特定財源がほとんどなく一般財源で賄うことになるため、基金の取崩しなどにより予算を確保している状況であります。さきに答弁申し上げましたように、日常生活に大きな不便や悪影響が生じることがないよう、限られた財源を有効に活用していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　まず初めに、私の大切にしている価値観といいますか、のことを申し述べますが、議会で、執行部と議員側で論戦をする、つまり議論を深めていくということは、これ相反することではない。どうしても、言われると、それを敵対視したり、あるいはそれを嫌な存在として決めつける場合がありますが、町民側からすると、議会であろうと執行部であろうと、町民の暮らし、あるいは今抱えている課題、問題が少しでも解決して前に進むということが大事だと。

そこでお伺いしますけど、圧雪車について、なぜこれほど長く、私が継続して質問しなきゃならないかというと、真実を述べようとしないんですよ。実際に起こっていたこと、真実というのは一つですよ。その一つを言葉で覆い隠したり、あるいはどちらかに、その矛先を向けようとしたり、言葉というものは巧みですから、それはそういう効果があるのかもしれません。

それでも、私は実際に舘岩総合支所の職員の発言をここに述べるつもりはありませんでした。しかし、あまりにも議会議員として、１人の人がそれぞれの支持者によって、この議場に送り

出されたのに、そのことをどこかでゆがめ、曲げようとするその姿勢に私は、自分の感情、あるいは気持ちというものを抑え切れずに、ここに出しました。

ですが、そこを実は職員を責任を取るとか、そういうことを望んでいるわけではない。つまり、この委員会で、いわゆる外国産とか、ピステンブーリーというのは、これはいわゆるメーカーの明らかな固有名詞なんですよ。これが出てきているにもかかわらず、入札という公平な制度に従って、この機種を決めました。あり得ないんです。これは何回も言いましたけど、ユーチューブで、町民のみならず、たくさんの人が見ています。私のところに、実はそういう意見が届くんですよ。ですから、この場でやり過ごしたら終わりではないんです。

そこで、一つお聞きしますが、執行部のほうで、議会で開催された委員会でこういうことが実際にやり取りされたという事実はいつ知りましたか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからお答え申し上げます。

私は令和４年２月で副町長を退任しておりましたので、委員会が開催された３月の時点では、ここの立場にはございませんでした。それから入札の発注仕様書をつくり上げたときにも、その立場ではございませんでした。

そして５月、４月30日ですか、就任をして、その後、予算の入札の執行、そして議案書のつくり込みというようなところで動いてございましたが、その後にそういったことがあったというようなものを概略として報告を受けたような記憶があります。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　政治あるいは行政というのは、税の分配なんですよ。もちろん徴税することも大事なんですが、徴税されたもの、集めた税をどういうふうに分配するかということが一番の仕事なんです。そこで、税の分配に当たって一番大事なのは公正中立なんです。この公正中立を最も精密に、しかも信用高く実施しているのは、いわゆる行政機関のはずです。

しかしながら、どうしても現場に近い支所があったりすると、そこで、いろんな情報交換があるんでしょう。あるいは仕事を通じた懇親会もあるんでしょう。しかし、一線を越えた付き合いをしてはならない、これが公正中立なんです。

私は、この件から思うには、本来果たすべき自分の役割、責任というものをしっかり持ちながら、しかし、踏み越えてはならない垣根があるということをもう一度しっかりと認識をしておかなければいけない。むしろ垣根を低くして、なれ合いで、何か仲間意識で、その場さえ楽しく過ごせばいいという感じが、いろんな支持者あるいは町民からの意見をまとめると、そう

思えてならない。でも、これは私の想定ですから、あえてこれ以上申し上げませんが、垣根が踏み潰されるようなことを今後しないで、町民から唯一、信頼高い職員として、あるいはそういう機関として、今後、胸を張って、自分の仕事に誇りを持って日々を暮らせるような、あるいはそういうことを町民に印象づけるような、ぜひ対応を望んで、次の質問に移ります。

○山内　政議長　答弁はよろしいですか。

○９番　湯田芳博議員　はい。

農地の問題ですが、事業をいわゆる受益者というか、地域の人たちが提案をしたというか、提起したというか、そうなっていますが、こういう事業がありますよというのは誰が示したんですか、教えてください。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

事業につきましては、荒海地区の前に田部地区のほうでほ場整備等々の部分の事業をスタートしたところであります。そこにつきまして情報提供させていただいたところでございます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　田部地区はこの整備事業が終わっているんですが、いわゆる荒海地区の整備事業として、こういう国のいわゆる補助事業がありますよというのを集落に提供したのは誰ですか。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

そちらについては資料を持ち合わせておりませんので、回答は控えさせていただきます。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからお答え申し上げます。

田部地区等で実施した、そういった農地の集約事業、これを見ていた荒海地区の方々も、または鴇巣地区の方々もぜひやってみたいというような話があって、それを受けて町のほうから、そういう制度があるのではないかというようなことでおつなぎしたのではないかと、このように思っております。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　いわゆる町民の方々というのは、それぞれ仕事をしていて、生活をしています。そこで自分が今生活をしていて、ちょっと重荷だなと、あるいはこれはこういうふうにならないかなという、そういう思索は当然、日々考えていると思うんです。しかし、国の

事業、あるいは県の事業、大きな事業を自ら率先してやりたいということは私はないと思うんですよ。ですから町が提供したということであれば、そこの時点で町がいいと判断をして提供したんでしょう。どうなんですか。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

町としましては、今後、人口減少や担い手の数の減少といったときに、農地の保全を優先すべき事業として、こういった農地ほ場整備の条件をよくすることによって、田園の維持管理が図られるというところで理解しております。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　この場合、大切な視点が２つあるんですね。

今お答えをされたものは、農地に視点を当てているんですよ。農地をどう残すか、農地。しかし私たちは、農地はそこに暮らす住民や集落民が生活するために必要なものなんです。つまり、そこの耕作者としている住民や集落、いわゆる集落民はどうなのかということは考えなかったんでしょうか。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

今議員がおただしの点につきましては、やはり効率化、または農作物の収量の増加というところの部分で、担い手の経営の安定が図られるというところの部分で、大事な視点ということで捉えております。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　これも質問を掘り下げていくと、何か職員いじめみたいに聞こえますけど、そうではない。ぜひ気づいてほしい。職員の人たちがぜひ、ふだんの日常業務の中ではなかなか捉え難い視点が、もしこういう機会であれば、それをいいほうに捉えて、自分の仕事にやりがいとか達成感を持ってほしいんですが、つまり今、お米がないという問題でいろいろ、いわゆる百姓一揆をやろうとか、30日にはトラクターが集合するというような話も出ていますけど、これは何を物語っているかというと、今の国の制度では、中山間地域の農業が必ずしも持続するとは限らないということを表しているんですよ。

つまり、この答弁書にもありましたけれども、地域コミュニティーというのがなくなっていくんです。これ弱まってくんですよ、間違いなく。だけど、田んぼは田んぼとして、そのある担い手の人たちに任せれば、それはそれでいいかもしれない。

そこでお聞きしますが、この事業の客土は、客土は必要だと思うんですが、どこから持ってくる予定ですか。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

客土につきましては、他の国の事業でありますとか町の事業、そういったところの部分で農地の部分の手を入れる場合がありますので、そういったときに客土の部分について配慮しているところでございます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　そうすると、今の時点では決まっていないと、こういう認識でよろしいでしょうか。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えします。

決まっているといいますか、町内の工事現場のほうで発生する客土についてを確保しているということでございます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　言葉というのは独り歩きするので非常に気をつけて受止めをしなきゃいけないんですが、私のところには、その根拠は示さないんですが、除染土が来るんだと、こういうような話があって、これはいくら何でも私は信用できなかったんですが、そういう、何というか、その人の価値観で物を言うからそれはしようがないんですよ、止めようがないんでしょうけど、そういう話もあることを聞いていますか。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

今の議員のおただしについては、町のほうには届いておりません。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

町長の私のところにも、そういう情報はございません。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　このことはしっかりと、私のところに届けた人にお返しを、ボールを返して、正確な情報に変えたいと思います。

そこでもう１点お聞きしますが、前にも言いましたけど、ここで担い手としてやる生産法人

等がいますが、あるいは自作でやる方もおられるでしょうけど、生産法人を設立してやっている方の内容を申し上げますが、私２人ほどお付き合いをさせていただいておりまして情報が入っておりますが、実はこの規模拡大をして効率化を図っていくのは、一般的に頭で考えればそうなんでしょうけど、実は私のところでは、家族経営が基本、生産法人といいながら家族経営。しかしその家族に、残念ながら給与の支払いはできていません。しかし、ほかの人でお手伝いした人には当然対価としてお支払いをするんですが、そうすると、この担い手制度、これをこのまま放置したら、次の担い手が生まれないと思うんですが、間違いなくこの耕地整理を広げて、効率的に農業経営をしていった場合に、担い手が続いていくというふうにお考えですか。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

　まず１点目の視点としましては、現在の畑については0.3ヘクタール程度の農地の面積になっております。そちらについてを区画を整理させていただきまして、農地を集積をする、そういったことで、労働時間の軽減を図る。そのためには、農地の集積が必要というところがあるんですけども、そういったことで、労働時間を短縮し、そういった余剰されたもので、場合によっては規模拡大、または他農作物への転換というのを図ることによりまして、農業経営というか、収入の増加を図れるというところで理解しております。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　今お話ししたのは全部抽象的ですよね。つまり、国のいわゆる補助事業の中にも同じようなこと書いてあります。つまり、私が一番気づいてほしいのは、国は全国を対象として文言をつくっているんですよ。制度設計をしているんですよ。全国対象として。しかし、その中には、全国といえども、平場で農業、いわゆる田んぼを経営している人もいれば、中山間地域でやっている人も、これは分かるんです。データもありますから。しかし、それを言葉で書いているだけで、具体的に、中山間地域は、こういう場合にはこういう制度をもってあてがうんですというのは書いていないんですよ、何も。だから今答弁した内容は、国の文言そのままなんですよ。そうではなくて、やっぱりその地域に応じた、いわゆる言葉、そして対応というのを考えるべきだと思うんですね。

　私は、また優良な農地に戻りますが、畦畔が２メートルにも及ぶ農地は優良農地と言えますか。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　こちらで、今町長答弁でもありましたけど、優良農地につきましては満

足いく客土、または、そこに用いる用排水路の確保といったところの部分で優良農地ということに定めておりまして、畦畔の２メートル等については、含まれておりません。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　私、それを指摘しようと思わないんですが、つまり、どこに課題があって、その課題を誰がどういうふうに処理していく、そのプロセスの中に、地域住民がなるほどねと、そうだよね、だったら私たちもそれを受けてしっかりと住民として、地域住民として参画できますねと、こういう形に持っていかないと、まだ、申し訳ないけど、この場をやり過ごしただけでは何も解決しないですよ。ここのところをしっかり申し上げておいて、次の質問にいきます。

会計年度任用職員ですが、まず端的に申し上げますが、これが必要な人材、必要な職員だとすれば、なぜ正職員として採用しないのでしょうか、お答えください。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

補完する意味で、今、会計年度任用職員の方を採用しておるところでございますが、非常に重要な役割も担っているところでございます。ただ、町全体の職員定数であったり、今後の財政負担部分も考えますと、なかなか一気にそこには踏み切れないという状況でございます。その都度、その都度の行政需要に対して補完しているというような状況でございます。

以上です。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　それでは、関連しますというか、基本的なことなので、お答えできる範囲でいいですが、労働対価の原則を知っていれば教えてください。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　労働対価の原則につきましては、今、確実にお答えできる知識はございませんので、ご了承いただきたいと思います。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　いわゆる、私たちはそれに流されているかもしれませんが、まずお金があるのかないのかというところからスタートを切るんです。これは不自然ですか。そこに人がいるのか、いないのか。そして、その人が何をするのか、ここからスタートしないといけない。私は、国が定めたから正しいとは全く思っておりません。それは国を批判するわけじゃないんです。国は国です、私も国のほうに出かけていって、あるいは電話でいろいろ聞きますが、

立場上、そこまでしか制度設計できないんですよという答えが返ってくる。でも、それの領域を超えない範囲で国と相談をしながら、町から要望なり、町から意見を出してもらえば、それは考えますと。その結果どうなるか分かりませんよ。でも、そういうことを言っているんです。国の役人に全てを決めろと言われても無理なんですとはっきり言っていますから。

ですから、私はそこで、たとえ会計年度任用職員、それは制度上の言葉です。しかし１人の人が働くという意味では、職員と同じなんです。いわゆる答弁によると、手当も出しています、そういうこともやっています、これは昔公務員法第20条に定められた22条職員とは違って、会計年度のために採用するという制度になって変わった。ある意味では、非常に優遇措置がされているというふうに私も思っています。でも、やっぱり労働対価の原則からすると、これは同じ処遇をするのが私はとても大事だと。

労働対価に対する資料を持っていないというので、そこで質問はやめますが、今人手不足ですよね。これは行政も例外ではないと思うんですね。そうしますと、労働力というのは、私は経済的な材である。材に過不足をつけてはならない、こういう理解でいるんですが、国の例えばこの制度を応用してやった場合に、公平性の担保、つまり外部とどうだかというのではなくて、内部、いわゆる町の職員内部での公平性は今後どのように担保していくか。あるいは内部公平性は担保されていますと、こういうふうに言い切れるのか、お聞かせください。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

少し役割の話をさせていただきますが、会計年度任用職員につきましては、基本は組織の管理運営であったり、財産の差押えであったり、許認可、そういった権力的な事務はしていただかないことになっておりますので、そこにちょっと仕事の差の部分があるということをご理解いただきたいと思います。

また、公平性の担保につきましては、ご指摘のとおり、我々も法に基づいて条例、規則を定めてやっておりますので、基本的な公平は担保されているというふうには考えております。

以上です。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　多分そういう答えになるだろう。つまり公務員というのは、規則にのっとって仕事する。だけど、政治家は違うんですよ。政治家と言われる人は、規則だから何々をするんじゃない。規則は一応理解し、その範疇は守らなきゃならん。しかし規則を変えていく、不都合があればつくっていく、つまりレールで言えば、今まで敷かれたレールの幅を変え

る、あるいはレールを右に曲げる、左にいく。これをするのが政治家。

町長にお聞きします。唯一、執行部で政治家は町長です。町長のお考えを聞かせてください。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

湯田議員がおっしゃるような形で整理できれば一番いいと思います。しかしながら、町のやっぱり財政を考えると、人件費が上がってしまう。これがやっぱり根底にあって、実質公債比率というような財政指標のところに大きく影響するというようなことがあるのは事実でございます。

そういう意味で、先ほど総務課長からお話し申し上げましたけれども、町職員が担う政策立案能力、どこに行っても対応できるような職員と、それから、短期的を原則として、その業務に不足する人材を充てる会計年度任用職員、ここの違いはどうしてもつけざるを得ないのかな、このように思っております。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　町長は長く行政におられたから、そういう物の考え方が基本にあるんでしょう。これは、ちょっと先ほど申し上げたんですけど、今農家の人たちが百姓一揆を起こそうということで、実は私また、３月の26日に上京しますが、いわゆるなるか、ならないかは別ですが、つまり最低保障制度をつくろう。これはあまり申し上げないできたんですが、菅さんが総理大臣だったときにいろいろと勉強会をさせてもらいましたけど、いわゆるベーシックインカム、つまり根底ですね。生活するときに、１世帯の生活保障をしましょうと。金額については出てきませんが、そういうことをしながら、今回の農業でもそうですが、いわゆるベーシックインカムの農業版みたいなものをしていかないと、農家をする人がいない、ここまで政府のほう考え方に食い込んでいるんですね。

したがって、自治体の運営も、今まで国が示した財政の健全化の基準じゃなくて、それはそれとして、ここのところをこう変えてくれと、そういう運動というか、そういう提案を、全国町村会を通じて私はやるべきだと思います。ここのところは、あえて求めません、町長には。それぞれの立場がありますから求めませんが、私はそういうふうに思って、いわゆる労働対価、つまり労働する基本的な人権、そういったものについて、できるだけその本人が希望すれば、そういう道が開けるんだと、こういうことを地方からぜひ実施してほしいと思いますが、その意気込みをお聞かせください。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　議員からは、いずれも、これまでもそういった地方の声を国に届ける動きというのは、首長としてすべきだというようなことを度々提言をいただいております。

今申し上げられたことについても、南会津町だけではなくて、ほかの自治体共通の問題だと思いますので、まずは南会津町村会のほうに出て、そんな意見があったというようなことを報告しながら、県の町村会だったり全国町村会だったり、そういったところでの動きになってくれば本物なのかなというふうに感じたわけです。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　再度、今までの考え方をまとめますと、つまり制度設計するのは国、新しい法律、新しい条例、新しい動き、あるいは新しい、何ていうんですか暫定的な予算がつく、これ全部国が決めているんです。それを処理するのに人が必要なんです。この人をコストと見るなんていう国は日本ですよ。本来必要なものはやっぱり、人材は国が補塡すべきなんですよ。ここの人件費。まして利益を取れないんですよ、行政は。利益を求めることはできないんです。だったら、ここに必要なものは、国が交付税措置をして、しっかりと頑張ってくれ、地方のことは分からない、だけど自治体に任せます、だけど制度設計は国にやらせてください、だからというそういう動きにならないと、今のあるスタイルで自治体が、財政健全化をしながら、満遍なく、いわゆるインフラ整備をしたり、町民の暮らしをよくしたりなんて、できっこないですから。

ここのところを申し上げて、次の質問にいきますが、最後になります。幾つか答弁をいただきましたので、これはまた後で答弁内容を精査しながら、一つ一つ進めていきたいと思いますけれども、気になったのは優先順位、優先判定、この優先判定のマニュアルというか、基準は何かございますか。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

優先順位につきましては、それぞれ道路、水路等につきまして、用地の同意の状況や幹線道や生活道路等の判定や、さらには路面の状況、さらには道路幅員の状況、排水設備の有無、そういったものを総合的に勘案して優先順位をつけたところでございます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　さっき私も申し上げたけど、優先順位というのは本当に抽象的なんですよ。人によって優先順位はみんな違いますから。ですから、例えば優先順位は、その集落内の優先順位なのか。それとも集落を越えて、ほかの行政区を含めた優先順位なのか、私は分か

らない。そこを教えてください。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

　優先順位につきましては、町内一律の優先順位ということで考えてございます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　優先順位をマニュアル化した、その優先順位の評定表というのを見せていただけますか。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

　そちらにつきましては情報公開等で提出していただければ……失礼しました。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　この場で即答できないので、後ほどちょっと検討させてください。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　私が議員にさせていただいて、まもなく２年になりますが、ここまで145件の相談が来ています。それはもろもろです。家庭の問題から、地域の問題から、あるいは財政問題から、あるいは仕事の問題がありますが、こういう地域からの要望ですと、予算がないというふうに言われると。前に総務課長は、私のところにはそういう意見は届いていませんということでしたが、私のところには山ほど届いているんです。届かない、バリアか何かをつくっているんですか、お聞きします。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

　特にバリアはつくっておりません。予算査定の中では、その年の歳入に合わせた歳出を組まなければなりません。その中で、以前も申し上げましたとおり、会計年度独立の原則ということで、その年に入ってくる予算を見込みまして歳出を決めなければなりません。そのことから、私も査定の中では優先順位をつけて上げてきてもらって、例えば土木費であればこのぐらいつけられますので優先順位をここからここまでということで判断して査定しているというところでございます。

　以上です。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからもお答え申し上げます。

集落要望に対する考え方ですが、４地域全て行政区長連絡協議会という会議があって、そこに行ってお話しすると、本当に今議員から言われたような地域で望んでいることが全然できていないと、何年同じ要望をしているんだということをよく言われます。そういった場があるということ。それから、ようこそ町長室という企画もので住民の方とお話しする機会があります。さらには若い方、若い男性、女性の方を対象にした動く町長室なんかでもやって、そういった声を拾い上げようとする努力はしております。全てが全て、私のところに届いているわけではありませんが、広くそういった民意を吸い上げるための努力はしているということでご理解をいただきたいと思います。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　人間って、どうしてもやっぱり自分の価値観から話というのはスタートするんですよ、これはやむを得ないことなんですね。自分が思っていることからスタートする。だから、役場の人が話をするのは予算がないとか、財政が厳しいとか、そういう自分が置かれた立場から話をするんですけど、まず、相手が何を求めているのか、そして相手がどういう納得性のプロセスを持っているのか、ここを考えながら言葉を選んで、そして、いや、厳しいとかいうんじゃなくて、厳しいの分からないんですよね、我々議員だって分からないですから、全体予算の中でどこがどうなって、どこをどうすればいいなんてことは執行部に任されているわけなんで、だったらそういう言葉をなるべく使わないで、そういうふうなご苦労もあるんでしょうね、今私たちはちゃんとそこは認識しました、受け取りました、すぐにボールを返すことできないけど、何とか頑張って、何とか皆さんと力を合わせて、皆さんのところにいいボールが返せるように、頑張りますと言ったら、町民、どう思いますか。

ですから、私たちたくさんの学びを進めたと思いますけど、もう少し言葉を、相手側に立った言葉を選びながら、いい仕事をしましょうよ。こういうことを申し上げて、質問を終わります。

○山内　政議長　答弁はよろしいですか。

○９番　湯田芳博議員　はい。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　すみません、２番のほ場整備に関して、荒海地区のほうの事業成果につきまして抽象的だったというところの部分がありましたので、それについて追加でご説明させていただきたいと思います。

９月定例会において町長答弁のほうでもありましたけども、今回、荒海地区のほ場整備につ

きましては、水田１筆当たり1,900平米のものを、整備後については5,500平米にするということにしております。その際には、作付者50人程度の部分で、作付をする。そこでの米の収穫量につきましては、整備前については510トン程度のものを550トンということで、40トンほどの増産を見込むことにしております。

また、米の生産費60キログラム当たりですけれども、整備費については、１万9,000円程度の経費がかかっていたものについてを１万円程度まで削減をして、約9,000円の削減を60キロ当たりでするということで、採択時にはシミュレーションしておるところでございます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　そのことは承知しています。そのことに対して抽象的と言ったんではないので、次回、それはやりましょう。

以上で終わります。

○山内　政議長　以上で、９番、湯田芳博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

再開は午後１時とします。

休憩　午後　零時０４分

再開　午後　１時００分

○山内　政議長　休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

――――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――――

◇　渡　部　裕　太　議員

○山内　政議長　６番、渡部裕太君の登壇を許します。

６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　議席番号６番、渡部裕太です。

通告に従い、一般質問を行います。

私からの質問は大きく２点です。

まず、１点目、公共施設縮減における姿勢は。

本町を含む多くの地方自治体において、厳しい財政状況や人口減少、公共施設の老朽化などに適切に対応しながら、活気あふれる地域経済を実現していくことは喫緊の課題となっております。そのような状況の中、各地域の実情に合わせた様々な官民連携事業が全国で検討、実施されております。

本町では、南会津町公共施設等総合管理計画において、公共施設の総延べ床面積の約50％の施設縮減目標を定めております。今議論の渦中にあります16町有観光施設、そして、それ以外の公共施設についても、縮減に向けた効果的な対策を行っていくべきであると考えます。

そこで、公共施設の縮減に向けた取組の姿勢について、以下３点質問いたします。

①公民連携のガイドラインを定める必要性は。

②公共施設の縮減をより効果的に進めるためにも、民間企業の提案を受け、協議を行える場が必要ではないでしょうか。

③町有観光施設について、住民説明会やパブリックコメントで出た意見を案の修正のみに利用するのではなく、各施設の運営に反映させる仕組みの必要性を感じます。町の考えは。

大きな２点目、インバウンド受入れ体制の整備は。

コロナ禍を経て、インバウンド需要が急速に回復する中、昨年の訪日外国人旅行者数は約3,680万人となり、過去最高を記録しました。福島県においても、福島空港台湾便の利用促進に力を入れるなど、積極的な取組を行っております。

一方、地域においては、オーバーツーリズムにより、観光客の受入れを制限する事態も生じております。このような状況において、当町でも外国人旅行者を見かける機会が増えてきております。そこで、インバウンドの受入れ体制の整備について、以下３点質問いたします。

①観光施設等における外国語表記の推進など、インバウンド対策の必要性についての認識は。

②県南方面からの観光誘客を目的としたバス路線の整備は。

③近隣自治体と連携し、インバウンドを呼び込む流れをつくる必要があると考えるが、現時点で、観光誘客に関して、近隣市町村との関係性は。

以上で、壇上での質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　６番、渡部裕太議員のご質問にお答えいたします。

初めに、公共施設縮減における姿勢はに関し、今議論の渦中にある町有観光施設以外の公共施設についても縮減に向けた効果的な対策を行っていくべきとの１点目、そして、公民連携のガイドラインを定める必要性はと２点目、公共施設の縮減をより効果的に進めるためにも、民

間企業の提案を受け、協議が行える場が必要ではとのおただしにつきましては、関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

行政と民間事業者等が連携して公共サービスの提供を行う公民連携の取組は、様々な行政分野で取り入れられており、企業や大学等との連携協定や指定管理者制度、ＰＦＩも公民連携の手法の一つとなっております。

議員おただしの公共施設の管理における公民連携の導入については、近年、全国の地方公共団体において様々な事例が見られ、特に多くの公共施設を抱える本町におきましても、民間事業者等の提案を取り入れながら施設配置の適正化を図ることは、有効な手段の一つであると認識をしております。今後は、先進的な導入事例を調査し、ガイドラインの必要性や公民連携の手法について検討していく必要があると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に３点目、町有観光施設について、住民説明会やパブリックコメントで出た意見を案の修正のみに利用するのではなく、各施設の運営に反映させる仕組みの必要性を感じます。町の考えはとのおただしをいただきました。

議員おただしのとおり、タウンミーティングや意見公募では、若い人たちを中心に建設的な意見や具体的な提案など、施設運営に反映することを検討すべき様々なご意見が寄せられたと認識をしております。今後は、庁内での共有はもちろん、各施設の運営に反映することについて、各指定管理者と協議するとともに、町や指定管理者、関係団体等で組織を組成し、施設の経営改善に取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、インバウンド受入れ体制はに関する１点目、観光施設等における外国語表記の推進のインバウンド対策の必要性についての認識はとのおただしをいただきました。

本町におけるインバウンドの推進は、地域経済の活性化の面において重要な施策の一つであると考えております。特に、本町には四季折々美しい自然、歴史、文化、温泉、郷土料理など、外国人観光客を引きつける魅力が数多く存在していることから、これらの情報を適切に発信するための外国語表記を推進していかなければならないと認識をしております。

現在、町では、英語版の南会津町観光パンフレットを作成するとともに、電子データをホームページ上で公開し、町内観光施設や外国人観光客、旅行会社等で活用していただいております。また、町ホームページにおいても多言語で表示する機能を活用するなど、情報発信に努めているところでございます。引き続き、効果的な外国語表記の在り方について検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に２点目、県南方面からの観光誘客を目的としたバス路線の整備はとのおただしでございますが、インバウンド対策においては、外国語表記の推進をはじめ、交通手段の確保、外国語が分かるガイドやスタッフの配置、体験プログラム等の充実、各国の文化に対応した食の提供、キャッシュレス決済への対応といった様々な受入れ環境整備が求められており、これらの施策を総合的に進めることが重要であると認識をしております。

そのため、まずは既に数多くの外国人観光客が訪れている周辺自治体や送客している旅行会社から情報を収集し、観光物産協会や商工会、町内の観光関連事業者等と情報を共有した上で、課題や町の強み、ターゲットなどを整理して、インバウンド事業の方向性について議論を深め、事業効果を見極めることが重要であると考えております。

外国人観光客の誘客を目的としたバス路線の整備についておただしをいただきましたが、現時点で整備する段階には至っていないと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に３点目、近隣自治体と連携し、インバウンドを呼び込む流れをつくる必要があると考えるが、現時点で観光誘客に関しての近隣市町村との関係性はとのおただしをいただきました。

本町におけるインバウンド観光の推進に当たっては、外国人観光客の特徴として、広域を周遊する傾向が多く見られることから、町単独での取組だけではなく、近隣市町村と連携し、広域的な観光ルートの形成や情報発信を行うことが重要であると認識をしております。

現在、会津17市町村で構成する極上の会津プロジェクト協議会や会津カード運営協議会において、インバウンド対策事業を実施しており、台湾へのプロモーション活動、ガイド養成講座、おもてなしセミナー、外国語パンフレットの作成など、会津地方の市町村が一丸となって事業を展開しております。

そのほかにも、首都圏との重要な鉄道ルートである栃木県日光市、那須塩原市や、東武鉄道、野岩鉄道、会津鉄道との連携についても模索していきたいと考えております。

引き続き、周辺自治体や観光関連事業者と連携し、インバウンド誘客の強化を図るとともに、地域全体の観光振興につながる取組を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　まず、大きな１番から再質問させていただきたいと思います。①、②

と併せて答弁いただきましたので、再質問のほうも①、②併せての再質問とさせていただきたいと思います。

全国的に見ましても、公民連携ガイドラインを定める自治体が多くなってきている状況です。社会の情勢を見ましても、変化が目まぐるしい現代において、生活環境も少し前と比較しても大いに変化してきている状況です。

ガイドラインを作成することで、行政側がやらなくてもいいところまで公費を支出してやっているんじゃないかとか、そういったところを見直すいい機会にもなると考えております。行政が担うべき守備範囲を再確認するということにもつながると思うんですが、その点の認識はいかがでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

実は、そういったガイドラインをいろんな自治体がつくっているという情報も、まず我々もあまり確認をしていなかったというところでございまして、今回、視察研修の報告等を確認させていただきまして、こういった取組を進めているところがあるということを改めて感じたところでありますので、その必要性については今後検討していきたいと思いますし、有効な手段については、ガイドラインにかかわらず、いろんな手だてをやっていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　総務委員会の報告しましたとおり、１月末に、三重県桑名市と静岡県の焼津市に先進地行政視察ということで行ってまいりました。その中で、公民連携窓口を定めるということで、やはり窓口が明確化されていないと、相談する側も相談しづらいというようなお話もありました。ほかの政策、移住とかそういったところもそうなんですが、やはり窓口どこに行っていいのか分からない、そういったことというのが多く聞かれる状況になっております。

なので、今回、当町においても、検討される際にぜひ窓口を明確にするような方向で検討を進めていっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

多くの方に発信することが必要だと思いますので、その辺は明確にする必要があるんだろうと思います。ガイドラインの必要性も含めて、その辺は検討させていただきたいと思います。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　答弁の中に、企業や大学との連携協定、そういったことも答弁の中にございました。実際に、議会のほうの研修におきましても、２月10日に、議会のＤＸについて関東学院大学の学生からの提案をいただく機会がありました。

実際に、そこにおいて出された提案の一例を挙げますと、自治体のホームページにおいて、なかなか知りたい情報にたどり着けないといった中で、費用もそんなにかからず、チャットボットというＡＩを活用して、ユーザーが、使う側が自動的に文章会話をする中で知りたい情報にたどり着けるというようなシステムの提案がございました。また、学生のほうからは、もし導入を検討されるのであれば、手伝いをしますなんていう前向きな意見もいただいております。

教育機関との連携、そういったことが新たな視点ということで、なかなかふだん行政側としてはいただけない視点かなと思うので、この点に関しても、近隣大学ですと会津大学等ございますので、そちらの教育関連施設との連携というのも、やはり力を入れてやっていくべきだと思っております。

実際に、そういった会津大学に関しましては、ＩＴのほうを先進的にやっておる大学なんですが、その辺りとの連携というのは、これまで検討されてきたという経緯等はございますでしょうか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

会津大学との連携も公共交通の関係で相談したことがありましたが、実現しなかったということであります。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　実現しなかったということで、その実現しなかった一番大きな壁といいますか、そのことについて、少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

公共施設縮減における姿勢はというところからちょっと外れてしまうとは思うんですが、以前にも、私、議会のほうで答弁させていただきましたが、公共交通の自動化に向けた取組ということで、大学との連携というものを進めたいと考えて、大学の先生と協議する場を設けました。ただ、その中で、やはり自動化に向けてですと、交通の安全性であったり、積雪期ですので、試験運行する際の除雪の面などの課題がありまして、ふだん通行しないところを改めて除

雪するというような、そういった経費の負担が増加するという部分もありましたので、そこについては見送らせていただいたというような経緯があります。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　今回は、公共交通に関しての連携を試みたけど、うまくいかなかったということなんですが、今回、公共施設等、それ以外のところに関しても今後、そういった会津大学、教育機関との連携を考えていられるか、その点についてはいかがでしょうか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

先ほど、総務課長のほうからも答弁ありましたが、今後、ガイドライン含めて、様々な検討をされると思いますので、その中で大学との協働というものも含めて検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　了解いたしました。公民連携の事業を行っていく中で、公共施設以外の削減も、こちら見込めるところがあります。総務委員会で視察に行った先でも、例えば、ごみのカレンダー、それの発行費用というのを、広告を載せて広告費用で発行して、町の公費はゼロと、そういったような実例もございます。今後、やはり先進地域に学ぶところは多いと思いますので、ぜひ先進地域の研究をして、この町に合ったやり方を検討していっていただきたいと感じております。

そこで、数年前、南郷スキー場において、ＳＮＳで助けてくださいということで発信をしたところ、入り込み数が増加したというような事例がございました。そういった事例に、同じようにということではないんですが、例えば、町の困っていることリスト、そういったものを作成して公開し、民間の事業者からの提案を仰ぐ、これというのはそんなに費用のかかることでもないですし、すぐ実行できるようなことでもあると思います。

こういったことの取組は行ってはどうかという提案なんですが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

確かに、今、そういったリストを作成して、何らかの手だてを民間の方ということは実施しておりませんので、財源の確保、そういったことも含めて、有効な手段であれば、そういったことも検討の一つに上げていきたいというふうに思っています。

以上です。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　やはり、これまでやってこなかった取組というのをどんどんやっていかなくては現状を変えることができない、そういうふうに認識しておりますので、そういったところを含めて検討のほうを進めていただきたいと思っております。

最終的な目標は、町民よし、企業よし、行政よしと、三方よしが目指すべき理想の姿ではありますが、なかなか、そこまでたどり着くのがもちろん難しいとは思うんですが、やはりそういうことだからこそ、取り組む必要もあると思います。

実際に、公共施設が廃止される議案も、今回、番屋の集会所ですね、上がったりしております。そういった施設において、ほかの方が何かに利用したい、そういった声が町のほうに上がってくるような状況なのか、その点についてはいかがでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

公共施設等総合管理計画の個別施設計画の第１期の内容がホームページに載っておりまして、その中で、公共施設として役割を終える施設は民間や地域に譲渡することも可能です、活用を希望される場合は担当課までご相談くださいというようなことでの案内はしております。ただ、現状、それに対して反応があるかというと、そこはなかなかないというような現状でございます。

以上です。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　私のところに届いている声をお伝えいたしますと、狩猟や有害鳥獣の駆除、それを行った際に解体する場所というのが必要だと。実際に、そんなに大した施設は必要ないとのことで、水道が使えて、捕った鳥獣をつるせるような場所があればそれでいいというような情報でもあります。

実際に、只見町とかではそういった場所がございますし、南会津町においても、そういったところ、必要のなくなった、新たに建てるということではなくて、使われなくなったところでそういった施設として利用できるかどうか、そういった声が今届いていないということですので、届きやすいような仕組みを今後改めて検討していかなくてはいけないということも、今、再認識いたしました。

そういったことで、私のところに今直近で届いているのが、そういった解体小屋の必要性ということで届いております。今後、町のほうとしても、どこが該当するか、もちろん検証が必

要だと思いますので、その点についても、調査のほうを進めていっていただきたいと思います。

次、③の再質問のほうに移らせていただきます。

答弁の中に、最後のほうであったんですが、町や指定管理者、関係団体等で組織を組成すると、組織をつくるということだったんですが、そこに、もう少し具体的に、どういったメンバーを入れた組織をつくることを検討されているのか、その点についてお伺いいたします。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

今回、町有観光施設の方針案に関するタウンミーティングの中で、田島地域ですと、新たな若い方たちによる組織がつくられたというふうに認識しております。そういった方などを含めて、組織をつくっていきたいというふうに思っております。

また、南郷地域におきましては、南郷スキー場の検討委員会というものが既に立ち上げられておりまして、その中で様々な取組を議論されているということもありますので、今後、このスキー場だけにかかわらず、今回、案として上げさせていただきました観光施設の検証にそういった取組が進められればということで、今後、その事業、取組実施に向けまして、調整していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　町有の観光施設、特にスキー場に関しては、今回、住民説明会やパブリックコメントを通して、多くの意見が集まったかと思います。それらを今後どのように生かしていくのかというのは、非常に大切なところになってくると思います。

これまでも、指定管理を受けている株式会社みなみあいづに関しましては、定期的なヒアリングも行ってきたということですが、やはり、これまでどおりのやり方であれば結果は変わらない、そういうふうに当然考えることになりますので、そういった従来のやり方とどうやって差別化を図っていくのか、その点についてはいかがでしょうか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

従来のやり方でうまくいっていないというような声も聞こえますし、そこにつきましては、令和７年度に新たな指定管理者を公募して、新たな指定管理者等含めて検討していきたいというふうに考えます。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　次期指定管理者がこれから決まっていくかと思うんですが、やはり、

その次の次期の指定管理の中、５年間で方向性を存続させていく方向に見いだすというような案の表記にもなってきているかと思うんです。そういったところ、これだけ南会津町町内において関心のある出来事が起こっている、そういった中の町民の声がこれだけ上がってきたわけですから、それらを一つ一つの施設に少しでも生かせるような仕組みをこれから検討していただきたいと思っております。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　ありがとうございます。

私もタウンミーティングで、後ろ向きの発言だけじゃなくて、もっともっとできることがあるだろうと、自分たちならこういう協力できるよというようなお話をいただきました。本当にまだまだ努力の余地がある中で、こういう方針を出して何なんだという不信感が、私も非常に大きな声として受け止めております。ですから、今回、若い人、さらにはパブリックコメント等で寄せられている意見、それらを整理した上で、さらに次のステップに進むために、いろんな分野の方に参画していただいた検討組織が必要だろうと思います。

その中で課題は何なのか、それから改善すべきことは何なのか、すぐにできることは何なのか、長期的視点に立って取り組むべきは何なのか、そういうふうな仕分をしながらやっていかないといけないと思うんですね。そういったものも、町と、それから指定管理者と関係する団体の方々と連携をして、よりよい観光施設の運営につなげていくというのが、今回のタウンミーティングで感じた重要なポイントだというふうに私は認識しております。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　受けた声を反映させる仕組みづくりということで、今回、③の質問をさせていただきました。それは、役場の職員の中においても、やはり公務員だということで公で意見を言いづらい、そういった声も聞かれております。そういった中で、総務委員会で視察した三重県桑名市における取組を１つご紹介したいと思います。

そこでは、民間の提案ももちろん受け付けるんですが、職場内、役場内の意見も募集をして、その意見が採用されれば職員の表彰を行う。そうすると、職員のやる気の向上にもつながり、活発な意見がどんどん出てくると、そういった好循環が起こるような取組を行われております。

当町においても、そういった仕組みを取り入れて悪いことでは全然もちろんないと思います。実際に、やはり意見しづらい、そういった立場の方も数多くいらっしゃると思うので、そういった声も拾い上げるような仕組みが今後必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

南会津町のほうでも職員提案制度というのはやってございまして、これは既に十何年になります。かつては表彰もしておったんですけど、職員のほうから、表彰されるとかえって意見がしにくいということで、表彰制度なしで今年度も提案の募集をいたしました。

幾つか、今年度でいいますと、11件ほど提案が上がってきました。どちらかというと内部的な業務改善の部分が多いんですけど、そういった制度を一応やっておりますので、そこを広げて、来年度あたり、収入も含めた町の財政の関係も考えた提案を受けたらどうかなということで、内部では話しているところでございます。

以上です。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　実際にもう行っているということで、その部分は私もちょっと認識不足でありました。実際、今後それをさらに広げて、やはり町政運営に役立てていってほしいと考えております。

次、大きな２番のほうに移りたいと思います。

インバウンドの受入れ体制はということで、答弁の中に、当町においても経済の活性化の面において重要な施策の一つであると、そういった答弁がございました。

現在、町内の施設、公共施設、商業施設、飲食店等、現時点で外国語表記がどの程度普及しているのか、その点に関しての把握はどのようになっているでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

公共施設に関しましては、基本的には英語表記はしているんですけども、民間の企業等までの調査は、今のところ把握はしておりません。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　インバウンドを受け入れる側の体制を整備するということで、よその地域においては、やはり商工会とか、そういったところと連携をしまして、町内飲食店への支援、この支援も英語表記の支援であったり、キャッシュレスについては、商工会を通して、ＰａｙＰａｙの普及などをしているというのは私も認識しているところであります。ただ、英語表記に関しては、そんなに進んでいないんじゃないのかなと、正直見かける機会がかなり少ないと思います。

そういった中でも、実際、駅前ですね、飲食店何店か回ってみますと、最近来日される外国

人の方が増えていると。ただ、目的としては、やはり会津若松へ行く、もしくは帰りのときに乗り継ぎの時間、ちょっと時間があるということで降りてこられて、少し食事なり、買物をされる。その際に言われるのが、英語の、英語以外もそうですが、外国語の表示がないというのは、やはり不満の声が聞かれるようです。

そういったところ、商工会と連携しながら、英語表記を進めていくような取組を検討されてはいかがでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

商工会との年２回程度の事務局同士の連絡会がございまして、そういう中でも、インバウンドの対策というものは今後重要になってくるという部分での認識はしているところです。そういう部分で、商工観光課としても様々な補助事業を使いまして、インバウンド対策、今後もいろいろと検討していきたいなというふうには思っております。

駅前の中心市街地の活性化に関しましては、本当に鉄道を利用した外国人が来られているという事実は把握はしておりますので、その方に対してもきちんと、リピーターといいますか、また来てもらえるような、そういう体制制度もきちっと進めていければなというふうに思っておりますので、商工会のみならず、そういった商業関係、あといろんな様々な観光事業の関係機関とも連携しながら対応していきたいなというふうには考えているところです。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　鉄道の話、今出ましたが、鉄道においても、外国人旅行者の方がどういった交通手段を取るかとなった場合に、鉄道が半分ぐらいを占めているというようなデータもございます。これまでも恐らく検討はされているとは思うんですが、鉄道におけるキャッシュレス化、費用の面はもちろんあると思うんですが、そこについての会津鉄道、野岩鉄道、その辺り、町として、これまでキャッシュレス化してはどうだとか、そういった協議が行われたのか、行われておりましたらその内容、どんな感じで行われたのか、お聞かせいただければと思います。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

鉄道のことですので、私のほうからお答えさせていただきますが、確かに、会議の中でキャッシュレスというのを議論しました。ただ、設備投資に億単位のお金がかかる。そのほかに、維持費、管理経費も数千万から億単位かかるということから、今の第三セクター、野岩鉄道、

会津鉄道の経営状況の中では、なかなかそこは負担できないということから、実施には至っていないということですので、ご理解願いたいと思います。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　費用が莫大にかかるということで、なかなか簡単には踏み出せないところかと思います。ただ、実際、外国人旅行者の方、国際の外国の旅行を見ますと、安全性の面からも現金を持ち歩くことが少なくなって、ほとんどキャッシュレス決済を行っているというようなデータもございます。なかなか、そこの部分についてはすぐに改善できるとかそういったところではないと思うので、引き続き検討していただければと思います。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私もお答え申し上げます。

この問題については、野岩鉄道、会津鉄道の取締役になっておりますので、会議の中では話題が出ることもありますけれども、先ほど総合政策課長が答弁したようなところで終わってしまっています。

しかしながら、ほかの地域との差別化というか、負けないような誘客をする上で、これは必要であろうというふうに思います。引き続き、取締役として声を上げて、何らかの形で方向性が見いだせれば、ありがたい話だと思いますので、最初からお金がかかるから諦めるということではなくて、声を上げ続けていきたいと、このように思います。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　やはり、ほかとの差別化、もちろんそういったことがなければ、ここに来てもらえるという可能性も少なくなっていますので、前向きに検討していただく旨の答弁いただきましたので、できる限り、何か少しでも進展があることを望んでおります。

次、②のほうに移らせていただきます。

県南方面からの観光誘客を目的としたバス路線の整備ということで、答弁の中に、外国語が分かるガイドやスタッフの配置等もインバウンド対策において答弁がありましたが、外国語の分かるガイドの育成でしたり、スタッフの配置ですと、時間がかかったり、費用がかかったりと、なかなかすぐにできないところもございます。

簡単にできるところで、例えば翻訳アプリの導入等、そういったことを飲食店等に、先ほども言いましたが、商工会を通して、そういった研修とか行っていくということであれば、お金も費用もそんなにかからず行えるかなと思います。あと、もう一つ、キャッシュレスということで、先ほども述べたところ、それらを総合的にもちろん進めていく必要があります。

そういった中で、県のほうでも、ＪＲと連携したディスティネーションキャンペーン、令和８年度に行う予定となっております。白河のほうまでは、新白河駅、ＪＲの新幹線の駅が来ておりますので、そこからどうやって引っ張ってこられるか、そこっていうのも非常に今後大切な視点になっていくかと思います。

現時点で整備をする段階には至っていないと答弁がございましたが、今後、実証実験的に、どれほど需要見込みがあるのか、そういったことを少しずつ検討しながら進めていくべきだと思うんですが、そういった少しずつ実証実験等を行っていくための検討とか、そういったことというのは行われているでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

南会津町単独での事業というのは、なかなか難しいかもしれません。そういった部分では、南会津郡として、そして会津地方として、そういったインバウンド対策の事業もきちんと展開しております。

白河からこちらまで来るという部分では、路線バスはないということは事実なんですけれども、そういったＤＣ、ディスティネーションキャンペーンに向けまして、来年度、７年度におきましてはプレということなので、そういった部分での実証実験をきちんと検討すべきものなのかなというふうには考えているところです。

様々なデータがございますので、そこをインバウンドがどういう動きをして、どういうふうに帰っていくのかという部分もきちんと分析しながら、そういったところに南会津地方としての周遊、観光周遊ルートも作成するという部分では絶対必要性があるのかなというふうには感じておりますので、どのような形で実証実験をやるのかという部分では、まだまだ未確定といいますか、具体的にはなっておりませんけども、そういった必要性はきちんと認識している。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　外国人旅行者の方は、ＪＲを利用する機会がかなり多いというデータが出ております。ジャパン・レール・パスとか、そういった７日間、２週間、３週間と通しで乗れるということで、その分、滞在期間が長くなり、地域に落ちるお金も多くなると、そういったところの連携が、残念ながら南会津町、ＪＲ、隣接しているところがありませんので、そういったところの連携ということが少しでも可能性が見いだせれば、大分観光客の誘致に大きく前進するのではないかというふうに思っております。

次、最後の③のほうに移らせていただきます。

近隣自治体との連携でインバウンドを呼び込む流れをつくってはどうかということの質問ですが、本町における地域においては、広域を周遊する傾向が多く見られるという答弁がございました。その中で、会津17市町村、そちらで構成する極上の会津プロジェクト協議会と会津カード運営協議会、こちらの２つというのは、違いはどのような感じになっているのでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

メンバー的には、団体員、構成員も同じでございます。ただ、目的が違いまして、会津カードは、プロジェクト協議会の中で会津を周遊できるパス券があるんですけども、２日間乗り放題のＪＲですとか、会津鉄道、只見線も含めてなんですけど、あとバスもですね、会津バスも含めてなんですけども、なかなかそういう部分で連携しているカードの事業と、極上の会津プロジェクト協議会というのもあるんですけども、そちらに関しては、観光誘客のプロジェクトのチームでございまして、それとまた違った部分での組織、同じメンバーにはなっているんですけども、目的が違うというところです。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　了解いたしました。会津全体での広域の観光の協議会があるということで、実際には、このインバウンド対策事業、答弁にもありました台湾へのプロモーションであったり、ガイド養成であったり、おもてなしセミナーであったり、あまり範囲が広くなり過ぎた場合に、それぞれの市町村に対する効果が薄くなってくるとも考えられます。

実際に、正直、喜多方市とか会津若松市、下郷町、塔のへつりとか、大内宿という、そういった目立った観光地があるところだけに集中してしまって、実際に南会津町にどれだけの影響があるかということになると、かなり影響は薄いんじゃないかと個人的に感じているところなんですが、その辺り、広域連携があまり広くなり過ぎると効果が薄いということに関しての認識はいかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　南会津地方の振興をどう考えるのかという視点で、やっぱりエリアを絞らないとピンポイントでの誘客にはつながらないだろうし、これが一町村の観光資源だけで完結するのではなくて、来訪者については、その地域の魅力を選んでくるという視点があると思います。

そういう意味で、まだ話はしておりませんけれども、振興局との連携会議という部署がありますから、そういったところに持ちかけをしながら、西郷、白河からの誘客に向けた南会津地

方の連携の取組としてできるかどうか、その道を探ってみたいなというふうに、今、議員の質問から感じたところでございます。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　八十里越の開通として、白河、西郷、そちらのほうからの新潟の客を県内まで連れてこようと、そういった動きもあるようです。そういった流れ、そういったものに合わせて、一緒に便乗して協力してやろうというところが一番成果が出るんじゃないかなと考えておりますので、ぜひその点、今後協議を進めていっていただきたいと思います。

そして、近隣自治体である日光市においては、特に秋の紅葉シーズンにおいて、オーバーツーリズムになっている状況であると新聞等、テレビ等でも報道なされております。そういった、すぐ近くまではかなり人が来て、もう受け入れられないぐらいという状況ですので、そこから何とかして引っ張ってくるということで、お隣、日光市とか、本当に近いところからやはり始めていかなくてはいけないと思うんですが、特にそういった隣のところとの連携強化というのは、町はどのように考えているでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

まず、日光市の現状でございますが、隣、日光市におきましては、令和５年中に誘客が999万人ございました。実際に、その中でインバウンドが12万人程度が来ているということが分かっております。ただ、鬼怒川温泉駅から１時間で南会津町に来られるという有利な条件にもかかわらず、南会津町には、これといった外国人ですとか、関東圏からの誘客が激減してしまっているというのが現状でございます。

そういう部分では、日光市とも、先ほど言いましたようにディスティネーションキャンペーンがございますので、そういった東武鉄道も含めた沿線、野岩鉄道、会津鉄道も含めた中で、ＪＲはＪＲで取組はやっていると思いますが、南会津は南会津として特徴のある地域性を生かした観光誘客に、そういった沿線の鉄道等含めて、沿線自治体等も含めて、きちんと対応していきたいなというふうには考えています。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　商工観光課長の答弁に加えて、お話をさせていただきます。

昨年だったと思うんですけども、日光市の市長が音頭を取りまして、東武鉄道が持っているＳＬ大樹、これを何とか会津若松まで延伸したいということで、南会津、それから下郷、会津若松の市長含めて、東武鉄道のほうに要望活動へ行ってきました。

これもインバウンドのお客さんを、日光市としては宿泊を伴う来訪者にしたい、そうすると、日光に泊まってから、次の観光地の、大きいところでいうと大内宿だとか、会津若松のお城だとか、そういうところに波及効果を広げたいというような動きがありまして、町としてもそれに乗っかって、この地方を素通りじゃなくて降りてもらって、来訪者が町なかを歩いていくような、そういった取組にしたいなということで、具体的に東武鉄道のほうにお願いをした経過がありますので、これを実現に向けて、関係する市町と連携をして取組を進めたいと、こういうふうに思っております。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　やはり、見る観光があるところに集中してしまうというような現状の中で、そこでどういった差別化を図っていけるのかというところが大きな重要な視点になってくると思います。

そこで国においても、日本政府観光局において、アドベンチャートラベル、これはアクティビティですとか、自然、文化体験、その３つのうち２つ以上を組み合わせている旅行というようなことで一応定義はされております。これについて、国のほうで、今年度秋、東北エリアAdventure Week開催ということで、力を入れてやるというような方針を示されております。

南会津町は、やはり見る観光が近隣自治体よりは少ないのかなという現状の中で、体験する観光、そういったことで差別化を図っていく必要があると思います。そういった中で、具体的にどういうことができるのかということで、町内におきましては、例えば、ヘルスツーリズムですね、森林の中に歩いていって散策をする、実際にそちら、これから力を入れてやっていこうという団体も立ち上がっております。そういった団体と連携をしながら、町としても、見るだけの観光ではなく、体験をする観光ということで差別化を図って誘客をしてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

以前の議会でもお話ししたと思いますが、インバウンドとしては台湾の方が、それぞれ、福島空港も含めまして、地方空港から、仙台空港ですとか新潟空港から来る傾向がございますので、そういった部分での会津との連携も図りまして、冬に特化したそういうツアーをきちんと、今後確実性がある、そういった部分での雪の体験を多く含めたツーリズムをきちんと検討していかなければいけないなというふうには考えているところです。

さらに、今ほど議員がおっしゃいましたように、様々な自然の体験ができるという部分がご

ざいますので、我々、地元でいながらも、まだまだ分からないといいますか、発見できない自然の体験が様々ございますので、そういった部分も、いろんな関係機関、外からの助言ですとか若い人たちの意見、そういった町外からの意見もきちんと反映させながら、南会津のよさをきちんと生かしたプログラムですとか、旅行企画を検討してまいりたいなというふうには考えております。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　町としても、今、星空の観光誘客、これも体験の観光ということになるかと思うんですが、よそでも星空を観光にしている地域はございます。そういった地域に比べると、正直まだまだ差別化というか、認知度が低いのかなとは思います。そこに関しても、インバウンド向けにも星空誘客をやっていく予定なのか、その点についてはいかがでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

　少なからず、この星空誘客事業、外国人の方という部分では、どういうやり方が一番いいのかという部分は、まだまだ具体化はしていないところでございますが、町として、この南会津の地形的な優位性がありますので、スキー場ではございませんけど、南会津を囲む山々が星空を見る条件にすごく全国的でもいいということで、あまりこれまで公にされなかった部分がございましたが、最近ですと、星空の誘客に関する雑誌ですとか、そういったところにも南会津のよさの、そういった立地条件がいい、星空の誘客といいますか、星空の観望ができる、観察ができる有利な地方として認められつつございますので、そういった部分もインバウンド対策として、１つのコンセプトとして生かしていければなというふうには考えております。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　星空の事業につきましても、スキー場を活用してとか、今回４つのスキー場がこれだけ問題になっておりますので、夏場の利用方法として、ほかのプラスと組み合わせてさらなるプラスを生み出すような夏場に稼ぐような方法を、たかつえでは、実際に私も昨年参加させていただきましたが、星空の観光のイベント等をやっておりますので、それをほかの地域でも、全く同じようにそれぞれやっても効果は薄いかと思うので、それぞれの特徴に合った、星空以外のやり方ももちろんあるでしょうし、そういったところを体験する観光の機会を創出するということで、これからスキー場の利用を含めて、ぜひ検討していっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　提案ありがとうございます。特に、スキー場の夏場対策、これは本当に今弱いというふうに思っておりますので、住民の方の意見等を踏まえて、何ができるのか、何が特徴なのか、どういう魅力があるのか、そういったところを深堀りしながら、目に見える形でつくり込んでいきたいなと思っております。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　今回、スキー場問題、多くの議員が質問しますので、私そんなに深く触れはしませんでしたが、これから先、この５年間、どういうふうにやっていくかということで、非常に大きな責任が伴う時期になってくるかと思います。その５年間をぜひ生かしていただくためにも、町として力を入れていただきたい。そして、今後、観光といった視点でインバウンドの方をどんどん呼び込むような、広域からの観光誘客も含め、効果が薄まらない程度で広域間連携ということで、力を入れていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○山内　政議長　以上で、６番、渡部裕太君の一般質問を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◇　芳　賀　正　義　議員

○山内　政議長　次に、２番、芳賀正義君の登壇を許します。

２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　議席番号２番、芳賀正義、通告書により、ただいまから一般質問を行います。少しの時間をいただきたいと思います。

質問は３点になります。

１点目、豪雪対策本部と災害救助法の町の対応。

ここ１週間は穏やかな気象でありますが、１月中旬から２月にかけては強い寒気で大雪が続き、雪は山となり、捨てる場所もなくなり、不自由で不安な生活が続いておりました。本町で豪雪対策本部と、県では大雪の災害救助法を62年ぶりに適用し、南会津町を指定しています。死者、負傷者もおられますが、それぞれどのように機能し、町民に支援してきたのか、全容を伺います。

①豪雪対策本部の活動と調査は。

②災害救助法による住宅の倒壊や破損の調査、高齢者宅の除雪支援、人命救助体制などの機

能と効果、今後の雪解け時の事故防止啓発は。

③生活上の大幅な暖房、除雪費用経費が増額となっています。財政支援はどのようにされるのか伺います。

以上の答弁を求めます。

２点目、町有観光施設の今後の方針は。

２月の方針案に係る４地区５回の説明会での意見要望と、田島地区のだいくらスキー場閉鎖案に対する最後の署名活動における多数の切実なる声について、スキー場に限定した町の考えはどう受け止めているか、次に伺います。

①各地区、多くの声を受け止め、柔軟に夢と希望が持てるよう、どのように方針案を変えていくのか。

②町と町民の最重点課題と課題の継続から、今後は本件に向け専門部署を設けるなど、民意の声に前向きな積極姿勢を示してはどうか。

以上の答弁を求めます。

３点目、緊急時の防災無線の放送の在り方。

本件は、昨年６月定例会で一般質問をしています。その後も、火災が少ない中にも、本年１月27日の中荒井の火災でもスムーズな火災発生の伝達ができず、今後の火災がさらに心配されます。当直の人は大変な仕事です。安心して放送ができるよう、完全な通報システムを整備し、予算化する考えを伺います。

改めまして、大船渡市の林野火災は大惨事となり、お悔やみとお見舞いを申し上げます。引き続き、災害の緊急性と予防の大切さを痛感し、回答を求めます。

以上で、壇上での質問を終わります。

回答は全て町長に求めます。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　２番、芳賀正義議員のご質問にお答えいたします。

初めに、豪雪対策本部と災害救助法の町の対応に関する１点目、豪雪対策本部の活動と調査はというおただしでございますが、今年の冬は、各地域で10年に１度と言われる大雪となっており、本町においても大雪警報が２度発令される事態となりました。

２月６日には、気象庁南郷地域気象観測所において、南会津町豪雪対策本部設置基準である基準積雪深180センチメートルを超えたことから、同日午後１時30分に南会津町豪雪対策本部を立ち上げ、除雪体制等を強化してまいりました。

豪雪対策本部としての活動及び調査につきましては、一般行政報告書にも記載のとおり、住民生活の安全と安心を確保するため、高齢者世帯等への支援に関することをはじめ、６項目を重点事項に選定をし、災害の未然防止、さらには災害発生時の迅速な対応に努めているところであります。

次に２点目、災害救助法における住宅の倒壊や破損の調査、高齢者宅の除雪支援、人命救助体制などの機能と効果、今後の雪解け時の事故防止啓発はとのおただしでございますが、令和７年２月４日からの大雪により、住家の倒壊といった被害が生じるおそれがあることから、同年２月７日付で、本町を含む会津地方13市町村に災害救助法の適用が決定され、緊急対応が必要な世帯の住家の除排雪に係る費用について、国、県の財政的支援が受けられることになりました。

これを受けて、本町では、85歳以上の高齢者世帯及び非課税世帯等について、特に支援が必要になるものと判断をし、これらの世帯を対象に町職員が巡回をして、倒壊のおそれのある家屋を抽出し、支援の有無等について聞き取り調査を実施いたしました。その結果、対象となる世帯は１件であったことから、町職員11名で住宅の除雪作業を実施したところでございます。

なお、雪解け時の事故防止の啓発につきましては、現在実施中の除排雪作業時の注意喚起の放送と併せて、防災行政無線等により周知してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に３点目、生活上の大幅な暖房、除雪費増による財政支援はとのおただしでありますが、まず、暖房費を含めた光熱水費や食料品などの物価高騰による影響緩和のための支援策といたしましては、価格高騰緊急支援給付金給付事業として、住民税非課税世帯へ１世帯当たり３万6,000円の給付金を給付するほか、生活応援商品券給付事業として、町民１人当たり5,000円の商品券を給付する予定であり、本予算案については、令和７年第１回臨時会で可決いただいたところであります。

これらは、家計の負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用して実施する事業であり、現在、実施に向けた準備を進めているところでございます。

また、除雪費用の増加に対する支援策といたしましては、高齢者世帯等除雪支援事業において、通常の利用上限額を超えた場合でも、超過額全額が個人負担とならないよう、利用上限額を通常の1.5倍に引き上げて個人負担の軽減を図っているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、町有観光施設の今後の方針に関する１点目、各地区の多くの声を、柔軟に夢と希望が持てるようどのように方針案を変えていくのかというおただしでありますが、16の観光施設に

対して、施設や設備の維持修繕に巨額の公費を投じ続けることは困難であるという考え方に変わりはありません。

その上で、これまでも説明してまいりましたとおり、施設の閉鎖が目的ではなく、そこに投じている一般財源の削減が目的と考えております。

寄せられている意見の中には、スキー場の閉鎖はやむを得ない、財源を子育て支援の充実に振り向けるべきといった意向が示されているのも事実でございます。しかしながら、タウンミーティングにおいては、スキー場の果たしてきた役割、改善に向けた取組による可能性、多くの来訪者がなくなることによる地域経済への悪影響などを考慮すれば、令和13年度以降、民間主導により運営する可能性が見いだせれば、指定管理以外の方法で施設を継続という方針案では了承いただけないものと感じております。

今後は、タウンミーティングでのご意見や意見募集で出される意見書、関係者との協議結果などを踏まえながら、方針案の修正内容を取りまとめ、６月を目途に最終調整していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、２点目の町と町民の最重要課題と、課題の継続性から今後は本件に向けて専門部署を設けるなど、民意の声に前向きな積極姿勢を示してはとのおただしでございますが、民意を町政に反映させることは非常に重要であると考えますので、引き続き、町民の声にしっかり耳を傾けてまいります。

今回の町有観光施設の問題は、町や町民にとって最重要課題ではありますが、このほかにも人口減少や少子高齢化、雇用問題、事業承継、集落維持などの最重要課題が山積しており、限られた職員の中で最重要課題ごとに専門部署を設けるのは難しいと考えます。現時点では、専門部署の設置ではなくて、政策調整会議やプロジェクトチームなどで調整していきたいと、このように考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、緊急時の防災無線放送の在り方について、安心して放送ができるよう完全な通報システムを整備し、予算化する考えはとのおただしでございました。

令和６年第２回議会定例会の２番議員の一般質問でも答弁したとおり、緊急時の放送につきましては、平日、職員が勤務している際には職員が行い、夜間や休日の際には町が宿日直業務を委託している会社の社員が行っております。

なお、火災の際には、南会津地方広域消防本部からファクスによる連絡を受け、緊急放送により、いち早く住民へ周知しているところであります。

議員おただしの通報システム整備に係る予算化についてでありますが、南会津地方広域消防

本部操作卓からの配信連携の問題をはじめ、それぞれの情報配信サーバーへの接続において、多額の改修費用が発生することが想定されることから、引き続き職員等への定期的な講習も含め、緊急時の放送がスムーズに行えるよう対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　それでは、再質問をいたします。

豪雪対策本部、それに救助法の関係については、この地域は非常に、県道をはじめ町道にしても強力な除雪体制で、あまり支障があったと、雪崩がちょっとありましたけれども、そういう面で非常に強力な除雪体制であるというふうに痛感をしております。

そんな中で、特に西部地区、舘岩、伊南、南郷地区が大雪だったわけですが、その中で通学路、また生活道路の確保の中で苦情等がなかったかどうか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

本年度につきましては、令和３年度に続きます大雪ということで、特に田島地域においては、通学路につきましては、夜でありましたり、朝方といいますか、深夜でありましたり、そういった時間帯に早めに除雪をするということで、通学路の確保に努めてきたところでございます。

以上でございます。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　舘岩地域の状況のほう、説明させていただきます。

舘岩地域についても、通学前に除雪のほう、この大雪の中でも完了してございます。また、舘岩地域においては、ほぼスクールバスで通学しているという状況もございまして、そういった苦情等の電話等は受けておりません。

○山内　政議長　伊南総合支所長。

○菅家康夫伊南総合支所長　お答えいたします。

伊南支所につきましても、登校前、除雪等しっかりしておりました。伊南地域についても、スクールバス等運行しておりますので、特段、不具合等、不都合な部分はなかったというように聞いております。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　お答えいたします。

南郷支所管内におきましても、通学路等の除雪の影響は、特にはございませんでした。南郷地域においても、スクールバスが運行してございました。ただし、若干、地区によっては除雪が遅いといった意見が寄せられたところもございました。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

先ほどの答弁に付け加えさせて、答弁をさせていただきたいと思います。

12月の今年全般の除雪でございましたが、やはりどうしてもまだ除雪が慣れていないというときに、通学路の除雪が遅れたという経過がございましたが、豪雪対策本部ができてからは、早めの除雪ということで対応させていただいたところでございます。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　ご苦労さまです。その中で、災害救助法の視点によって、毎日、除雪の危険性などを防災無線で注意喚起を努めておりますけども、それぞれ大きな事故は発生していないのかなというふうに思いますが、事故の発生状況はどうなのか聞きたいと思いますが、いかがですか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

私のほうからは、災害救助法適用になってからの住民生活課のほうに広域消防を通じての事故の発生の件数について、お答えしたいと思います。

２月６日以降につきましては、町内で６件の除雪中の事故ということで広域消防署のほうから報告を受けております。これ以外にも、もしかすると、広域消防に報告のないもの等々はあるとは思われますけれども、私のほうで把握している件数につきましては以上となります。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　了解しました。

それでは、③ですが、災害救助法の指定の中に、緊急対応が必要な世帯の住家の除排雪に係る費用についてはということで、国、県の財政的支援が受けられるということの答弁になっておると思いますが、その辺の助成支援はどうなのか、まず聞きたいと思います。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

今ほどの③のご質問に関連する答弁でございますけれども、今回の災害救助法の適用に伴いまして、受けられる助成につきましては、国のほうで定めているメニューが９項目ほどございます。その中におきまして、先ほど、町長の答弁からありました暖房費であったり、除雪費増による財政支援というのは、今回の災害救助法の適用の事業メニューとはちょっと別になりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　それでは、今回の生活上の暖房費、除雪の経費の財政支援の中で、先ほどの答弁の中に非課税世帯は３万6,000円の給付、それで町民１人当たりは5,000円の商品券ということと、あと国の関係で、物価高騰の関係での活用ということでの助成支援があるようでありますが、この辺をもう一度確認したいと思いますが、説明をお願いしたいと思います。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

先ほどの町長答弁でもご説明させていただいたとおり、住民税非課税世帯につきましては１世帯３万6,000円、臨時議会では2,100世帯を対象として予算計上させていただいたんですが、現時点で、ほぼ通知の発送を終えているところでございまして、当初2,100世帯のところ、現時点で1,870世帯にこちらの給付金対象ということで通知の発送をさせていただいております。こういったものを活用しながら、物価高騰、さらには生活支援ということで、町のほうでは支援をさせていただいているところでございます。

以上です。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　商工観光課のほうの支援ということで、生活応援商品券給付事業がございます。こちらも同じように、２月の臨時会で可決いただいたところでございますが、実際のところ、事業の流れとしましては、今のところ、２月、３月いっぱいは加盟店募集をしているところです。実際に商品券を配送するのは５月初旬になってしまいますので、これが事実上の暖房費ですとか、そういった部分には直接関わることはできないんですけども、そういった部分で、冬場立て替えていただいたものを、今度は雪が消えた場合の生活支援ということで考えていただければなというふうに思っております。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　遅くともそれぞれ支援があるということを確認いたしました。

あと、もう１点なんですが、高齢者世帯での除雪支援事業、これが豪雪対策本部を設置しま

すと1.5倍ということで、７万6,800円から11万5,200円ということになるんですが、これらは1.5倍上げることによって、それ以上の負担というものは個人になるわけですが、それぞれの上限の中で処理できるということでよろしいでしょうか。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

今回の議案の中に専決予算ということで、この1.5倍の増額に伴います予算を1,474万5,000円ほど計上させていただいております。したがいまして、この予算措置によって、十分な支援が行われるというふうに考えてございます。

ちなみに、この予算を計上した際に算出した際に、２月中旬から下旬なんですが、その当時の、先ほど議員からございました７万6,800円の上限額を超えている世帯は、おおよそ10世帯程度把握してございました。したがいまして、先ほど申し上げましたとおり、今回の専決予算に対しまして、十分予算措置はできているというふうに認識してございます。

以上です。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　了解しました。

それでは、２点目の町有観光施設の今後の方針に移ります。

２の１についてでありますけども、各地区の説明会、署名活動の中での町民の声を受け止めて、柔軟に変えていくというようなことで述べられております。それと、また先ほど答弁の中で、タウンミーティングでの意見や関係者との協議結果を踏まえてということで、方針案の修正内容を取りまとめるというような答弁がございました。

そこで、このことについてなんですが、大分議論をしているわけですが、最後といいますか、６月の予定ではあるようでありますけども、観光施設の案の中で、方針の中の各案の中で、だいくら、南郷スキー場について、これを限定されておりますけども、今後の変更の中で、だいくら、南郷スキー場については民間主導、指定管理以外の方法での継続があればということでありますが、これを撤廃してなくして、４スキー場を同じように、それぞれ猶予期間と、６年度を含めますと６年間になるわけですが、その間の実績と猶予期間の実績を基に評価していくというような判断をしていければというふうに、そのような変更で願えればと思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

○山内　政議長　２番議員に申し上げますが、南郷スキー場というふうにお話しされていますが、間違いないですか。

２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　だいくらスキー場と高畑ですね、高畑スキー場です。訂正します。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　一歩踏み込んだ答えが欲しいという、そういう質問かなというふうに受け止めました。

これまでも、各議員のほうにご説明申し上げましたが、令和13年度以降、民間主導による運営の方向性が見いだせれば、指定管理者以外の方法で施設を継続という内容をタウンミーティングでお示しして説明をしてきたところでございますが、やはり、まだまだやれる努力を尽くしていないだろうと。それから、仮になくなった場合の経済的、または就労的な影響が大き過ぎるというようなことを私も生の声で実感として聞きました。そういうことを踏まえると、この案で最終的に町の方針案を固めるというのはすべきでないと、このように感じております。

そういう意味で、これが理解されていないので、今後、これらをどういうふうに修正するか、これについては検討させていただきたいということで、これまでの議員さんの質問にも答えたところでございます。

１つは、令和13年度以降という期限があること、それから、南郷スキー場とだいくらスキー場の取扱いに差があること、これについては、５か所のタウンミーティングでも非常に大きな課題として提案、意見として寄せられているように認識をしております。このことも踏まえて、さらに今寄せられている意見書、さらには、これから実施する関係団体との意見調整、そして署名の実態、そういったものを含めて、最終的に判断をさせていただきたいということで、現時点で、それをフラットにしてもう一度仕切り直ししますというのは、ここでは発言できない。もう少し時間をいただきたいと思います。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　分かりました。これから６月までありますので、十分審議の上、今私が申し上げましたような形で進めばなというふうに願っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、②についてですが、これも関連ではあるんですけれども、今回、町民も動きました。本町の最重大課題の中で、今後の方向性と前向きな改善をする必要から、改善する案件を専門化し、町の積極姿勢を示して、また継続性、ずっと続きますので、ある課題から民意を積極的に取り組む組織づくりが改めて必要だというふうに認識しております。

５番議員も述べましたが、議会の冒頭で、諸報告で、総務委員長より１月28、29、30日の総

務委員会での視察研修の報告がありましたけれども、その中で、桑名市では少子化、高齢化、公共施設の老朽化と余剰の反映と、財政健全化による必要性からということで、コラボ・ラボ桑名ということで、これは協働政策と研究所ということの説明になりますが、それらを説明して、また公民連携のワンストップ対応窓口をつくっているということで現在活動しているわけでありますが、係長以下３名で、１つは公民連携の推進、２つ目、重要施策の調整・実行、公民連携による事業の推進ということでの業務主管として活動しております。一例ではありますけども、非常に成功している例であるというふうに認識しております。

その中で、これらが大切かなということで挙げておるわけですが、なお、この件については、答弁の中で、専門部署の設置でなくて、政策調整会議またはプロジェクトチームで考えたい、調整していきたいというような答弁でありましたが、その辺の内容について、また具体案がありましたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　先ほど、６番の渡部裕太議員からご質問があったときに、公民連携の話を先駆的事例として紹介いただきました。当然こういったところも、我々として、今後公共施設または観光施設の管理運営に当たって、慎重に見なくてはいけないというふうに改めて感じているところでございます。そういったところは、我々としても調査をして、生かせるところは生かしていきたいと、このように思います。

それで、芳賀議員のほうから提案いただきました検討組織、これについては先ほども申し上げましたように、いろいろな重点課題があります。それごとに検討組織をつくるというのは現実的ではございませんので、政策調整会議、もしくはプロジェクトチームの中で横串を通しながら、提案に対する町の方針を決めていくというような取組で進めていきたいと、このように考えておりますので、この点についてはご理解を賜りたいと思います。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　了解しました。

それでは、３点目の緊急時の防災無線の放送の在り方について申し上げます。

防災無線の火災発生の第一報は非常に重要性がありまして、６月議会でも説明したとおりでありますが、これから春にかけて火災期に入ることから非常に心配しております。第一報は非常に大事なことは今ほど申し上げましたが、本当に町の姿勢が問われるというようなことにも、大事なことにもなっておりまして、町民は心配しているわけであります。

それらの観点からも、より有効な第一報の発信ができればというようなことで申し上げてお

りますが、これも前から言っておりますが、隣近所の方に手助けをお願いするということが多いわけです。ですから、第一報が非常に大切になってくるわけであります。

それで、１つは、受信した内容を自動的にシステム化する方法は調査し、研究はしたのか。まず、１回目は昨年しておりますので、この件について質問したいと思います。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

議員おただしの広域消防のほうで、119番で受信した後に、その受信が役場に来るわけなんですけれども、それをそのまま自動的に防災無線を使って放送できないかということかと思います。

こちらのほうですけれども、まず、広域消防のシステムと町の防災行政無線のシステム、これはそれぞれのシステム機器メーカーが異なっているという状況でございます。この２つのシステムを、例えば、自動で発信できるようにこのシステムを統合することになりますと、当然のことながら、概算でそれ相当の財政負担が生じるということは間違いないだろうというふうに思っております。

あと、仮に、このシステムの整備に着手あるいは計画する場合、これは本町だけの問題ではなくて、当然ほかの郡内３町村との調整であったり、財政負担に対する調整、こういったものが生じてございます。

現行のシステムですけれども、これは現在稼働してまだ６年しかたっていないということも考えますと、なかなか、このシステムを実際に整備するというのは現段階では難しい状況でないかということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　財政負担の件は今分かりました。今後とも、この辺について研究していくということで、この場ではお願いして終わりたいと思います。

なお、②のもう一つの方法として、できるだけ職員の駆けつけをなるたけ早めにして、当直の人をフォローしていくというような体制とか、最近の火災で伊南地区の火災でありましたが、メールといいますか、ＬＩＮＥで、火災発生と鎮火というようなことで何時間後に入りました。それらを多く使って、それだけ発信して、皆さんからご理解いただければ、またそれも１つの理解していただく方法かなというふうに思っております。こんなようなのは非常にいい方法かなと思っておりますが、この辺の方法はどうでしょうか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

火災発生時に、その地域住民の方に対するお知らせの方法、迅速な火災発生の周知というご質問かと思います。

先ほど町長答弁にもありましたように、実際に防災行政無線を使っての周知となりますと、どうしても広域消防署からのファクスが届いてからの放送になりますので、これは宿日直の職員が対応する場合、そして、町職員が対応する場合でも、それ相当のタイムラグが生じるという現状もございます。ですので、こちらにつきましては、先ほどの答弁にもありましたように、定期的な研修会を行って、なるべく迅速に放送できるように努めてまいりたいと思っております。

あと、もう一つの方法でございますけれども、今ほどの議員おただしの件とかぶる面もあるんですけれども、現在想定しているのが、総合政策課の広報情報係の職員に消防団の防災アプリを係員全員にまずダウンロードしていただくと。これによって、広域消防署からの火災発生の情報が受信されますと、そのまま担当職員にも火災発生の情報が入りますので、それと同時に、すぐメールプラスを使用しまして情報を発信すると。鎮火の情報が入った場合も、同じようにすぐメールプラスで、その場でスマートフォンで情報発信することが可能となりますので、なるべく我々のほうとしても早い段階で迅速に情報発信をしたいところでありますけれども、少しでも消防団以外の方の、住民の方への周知ということで、このような方法も検討している段階でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　了解しました。さらに正確な伝達ができるように、訓練方法を工夫したり、厳しいながらもこれらに対処していくということで、今後とも伝達のほう、よろしくお願いしたいと思います。大変なお仕事ですが、なお第一報が大事ですので、一般の住民が受信ができるように、ひとつ今後ともご努力をお願いしたいというふうに思います。

以上で、全ての一般質問を終わります。

○山内　政議長　以上で、２番、芳賀正義君の一般質問を終わります。

ここで議長から申し上げます。

間もなく、東日本大震災が発生した時刻となります。ここで暫時休憩して、２時46分から黙禱したいと思いますので、２時45分までに自席へお戻りくださるようお願いします。

それでは、暫時休憩します。

休憩　午後　２時３３分

再開　午後　２時４７分

○山内　政議長　休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◇　室　井　英　雄　議員

○山内　政議長　10番、室井英雄君の登壇を許します。

10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　議席番号10番、室井英雄でございます。

通告に従いまして、ただいまから一般質問を行います。

私からは１点、だいくらスキー場の未来はについてご質問いたします。

今般のだいくらスキー場閉鎖問題についてお尋ねします。この間、数回にわたり、住民説明会が開催されました。２月22日には御蔵入交流館において開催され、私も出席してまいりました。説明会の集約は今後あると思いますが、以下質問いたします。

①説明会に先立ち、本件がマスコミに報道され、だいくらスキー場存続の署名活動が展開されていますが、町には署名の提出はあったのか。あったとすれば、何の団体から何名の署名があったのかお尋ねいたします。

②御蔵入交流館における説明会では、だいくらスキー場をぜひ残してほしいという悲痛な声がたくさんありました。町有観光施設の今後の方針に関する住民説明会ではありましたが、その多くは、だいくらスキー場閉鎖に関する質問にあふれていました。これらの声を聞いて、町長はどのような思いを持ったのかお伺いいたします。

③一般的に行政が大きなプロジェクトを立ち上げる場合や政策の大きな転換など、地域に社会的な影響を与える場合には、地域住民の合意を得るパブリックアクセプタンスが必要であると考えます。この役場本庁を建設する際にも、地域住民に対して説明会を開催し、地域住民の理解を得て、この場所に建設されたと聞いています。

このような観点からも、もし本件について、地域住民から多くの反対意見があったとしてもだいくらスキー場を閉鎖する考えなのか、地域住民のだいくらスキー場に対する熱い思いやス

ポーツ教育などは判断材料にならないという考えなのか、お尋ねいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　10番、室井英雄議員のご質問にお答えいたします。

初めに、だいくらスキー場の未来はに関する１点目、だいくらスキー場存続の署名活動について、町へ署名の提出はあったかとのおただしでございますが、だいくらスキー場を未来につなぐ会が中心となり、署名活動を行っていることは存じております。３月７日現在において、町への署名の提出はされておりません。

次に２点目、住民説明会において、だいくらスキー場を残してほしいとの声を聞いてどのような思いを持ったのかとのおただしをいただきました。

廃止や閉鎖という言葉がもたらすマイナスのイメージにより、町民の方やスキー場関係者などが発した不安、不満、不信感を悲痛な叫びとして受け止めております。同時に、だいくらスキー場の優位性や今後の可能性を踏まえ、まだまだ努力が不足しているとのご指摘もいただき、そのとおりであると認識を新たにしたところであります。

このように、住民説明会でいただいたご意見により、だいくらスキー場の存続を願う町民の思いは十分に認識したところでございます。また、スキー場の運営についても、前向きな提案や協力も惜しまないとの多くの声をいただき、まだまだ経営改善に向けて、努力する余地があるということを実感したところであります。

次に３点目、地域住民から多くの反対意見があったとしても、だいくらスキー場を閉鎖する考えなのか、地域住民のだいくらスキー場に対する熱い思いやスポーツ教育などは判断材料にならないのかとのおただしをいただきました。

だいくらスキー場の今後の方針を決定するに当たり、地域経済への効果やスポーツ振興など、地域にもたらす影響についても、当然ながら判断材料になるものと考えております。一方で、町の財政負担を減らしていかなければならないことも重要な判断材料になると思います。

これらを総合的に判断しながら、地域住民の皆さんの理解を得られるよう、だいくらスキー場をはじめ、今後の方針を慎重に決定してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　それでは、再質問させていただきます。

何かちょっと小耳に挟んだんですが、町長が署名の人数が気になるようなことを小耳に挟んだんですが、気になされていますか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　つなぐ会のメンバーがスキー場において、チラシを作ったり、ポスターを配布したり、またはのぼりを作ったりして積極的に活動されている姿を見て、改めて若い人たちのパワーというものを感じております。非常に、署名活動というのは、ある意味民意を反映する一つの手法であるというふうに考えておりますし、一つとしては、町民の方がどの程度その署名に名を連ねているのかも気になります。

一方、町外からの署名もあると思います。どのような方がだいくらスキー場を応援するような意思を表示しているのか、ここも斟酌しなくてはいけないと思います。

また、町内にある事業所、企業、そういったところも賛同団体として名を連ねているというようなお話を聞いております。そこは、スキー場が閉鎖または廃止になるということであれば、直接的に影響が生じる事業者の皆さんであろうというふうに思っておりますので、そういったところがどの程度の動きになるのか、これは今後の方針を定める上で無視できない重要なファクターだというふうに私は捉えているところであります。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　２月22日の住民説明会も、だいくらスキー場を未来につなぐ会との意見交換を開催されたと思います。その席上では、具体的な、それか報告的な署名人数とか、それは町長の耳には入っていなかったですか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　つなぐ会の主要なメンバー３名の方と懇談をいたしました。私と、それから総合政策、商工観光課長もいたかな、そのときに団体の方から数字的な発言は受けましたけども、私、メモを取るのを忘れていましたので、そこについては、今手元に、私としては、数字的なものはお答えできる要素のものは持ち合わせておりません。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　直近の数値で言いますと、オンライン署名が5,487名、紙ベースの署名では、田島地域38区長からの活動の賛同を得て実施されております。まだ、活動は展開中ではありますが、現在500名を超える署名が集まったと聞きました。実に南会津町人口の３分の１以上の町民が署名しているということになります。改めて、署名人数の多さに驚いていま

す。この数字に関して、町長は今何を感じますか、お伺いいたします、この多さに。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　数字的なこともさることながら、中身を拝見しないと、お答えできないかなというふうに思います。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　田島地域の署名は名前と住所だけなので、コメントはないとは思います。観光施設閉鎖に対する存続の署名は、直接的な法的な効力を持つものではありませんが、社会的、政治的な影響を持つ重要な手段になることがあるということを付け加えて、次の質問に移ります。

②悲痛な叫びをはじめ、多様な意見があり、中には過激な意見も多くありました。町長も耳にたこができるほど聞かされていると思いますので、どのような意見があったのかについては述べませんが、だいくらを未来につなぐ会のメンバーと少し話す機会がありまして、ただスキー場の存続だけを求めているだけではなくて、南会津町の将来について本気になって考えています。つなぐ会との意見交換で感じられたことをお聞かせください。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　いろいろ細かいことを含めると数多くありました。一つは、だいくらと南郷スキー場の色分けのところが不明確であるということで、そこについては、ある意味、行政の不信感、判断材料のしっかりした精査ができていないのではないかというようなお話。

一方では、南郷スキー場との関連で、田島地域、南会津町を分断するようなことを望んでいるわけではないというような、非常に大人の発言もいただいて、ありがたいなというふうに感じたところでございます。

それから、スキー場に来ている６万人から７万人の方が来なくなることによる地域へのマイナス影響、これについて、行政としっかり向き合いながらやるべきでしょうと、なぜこの段階で案が示されないんですかという、ある意味、これは行政に対する不信感という意見で、これも数多く受け止めているところでございます。

それから、子供たちの活動の場所として長年培われてきたスキー場の役割、これをないがしろにしていいのかというようなお話もございました。

さらに、スキー場を閉鎖することで、それをなりわいとしている事業者の皆さん、そこに納めているサービス提供者の皆さん、さらには宿泊関係で営んでいる方々、それらへの影響についてもしっかり検証すべきではなかったのかというきついご意見もあって、非常に私としては、

現場で生の声を聞けて、反面気づかされた部分も多々あったというふうに思っております。

これまでもお話ししてきましたけど、我々のスタート地点が、これまで過去２回の提言を受けて、観光施設の在り方をどうするんだ、そして、異常に雪が少ない少雪対策で多額の公費を入れた、その後、新型コロナウイルス感染症でまた大きな金額を入れた。議会との議論の中でも、このことを将来でも繰り返すのかというような話があって、それで中小企業診断協会のほうに客観的材料を求める評価をしたところでございます。

その結果を受けて、指定管理の次の公募に向けた取扱いを定めるというところからスタートしたわけですが、やはり現場に行って感じるのは、もう少ししっかりとした考察をした上で、検討結果を導き出すべきでしょうというようなお話をいただきました。この件について、改めてご指摘されると、そのとおりだなというふうに思いますし、それからスキー場の運営についても、もっともっと努力をすれば、誘客のための取組が強化されたり、それから顧客の満足度を上げるためのサービス提供であったり、一方では、経費を減らす努力だってできるでしょうというような提案もございました。

これはある意味、だいくらスキー場に限って申し上げますと、まだまだ可能性のある中で、町も、事業者も、そして我々もしっかり頑張っていきましょうというような応援のメッセージをいただいたのかなと、このように思います。

そういったところを踏まえると、これまでも何名かの議員さんの中でお話を申し上げてきました今後の方針の中で、令和13年度以降、民間主導により運営する方向が見いだせれば、指定管理以外の方法で施設を継続ということでタウンミーティングに臨んだわけでございますけれども、この方針をそのまま貫くということはできないだろうというふうに正直に今感じております。

そういう意味で、つなぐ会の方々との意見交換、さらには、これから出される署名、既に寄せられている意見書、こういったものを総合的に判断をして、方針案を修正する動きに今なっております。

具体的にどう修正するのかについては、まだ今現在ここで申し上げられる中身ではございませんが、まず13年度以降という年度を示すことはどうなのか、それから、民間主導による運営の方向性が見いだせればというこの言葉にこだわっていいのか、ここについては私としても慎重に判断をしなければならない、このように思っているところです。

そういったことを含めて、６月を目途に最終的な調整案を整えていきたい。今現在、まだ住民の皆さんからの意見公募の期間中でございますので、そういったものをしっかり内容を精査

した上で方針案の修正に入っていきたいと、このように思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　ちょっと困りました。３番目に質問する事項を全て今答えられてしまったので、質問事項がなくなってしまったんですが、本当に今、つなぐ会を中心に若者たちが頑張って、ある意味こういうことがなければ、ああいうつなぐ会という団体も立ち上がらなかったんだろうと思いますし、このような若者の芽を摘まないようお願い申し上げて次の質問に移りますという段取りだったんですが、用意がないので、まとめになっちゃうんですが、町有観光施設の今後の方針が修正されることを願い、質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　改めて、お答え申し上げたいと思います。

今回、つなぐ会の方たちが、新聞報道なり、テレビのニュースを見て、漢字２文字の閉鎖というものに非常に驚かれて、自ら立ち上がって行動されたという若い人たちの行動力に改めて私は敬意を表したいと思います。その動きが、東部と西部を分断するようなことではなくて、町がよくなるために頑張りたいというような前向きな発想をいただいております。

そういったものを今後も観光施設の中に生かしていかなければならないと思いますし、そういった若い人たちの活動が、この地域の、この町の未来を支える１つの起爆剤になるということで、非常に私はありがたく思っております。彼らを裏切らない形で方針案をまとめなくてはいけないと、このような認識でおります。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　ありがとうございます。

以上で終わります。

○山内　政議長　以上で、10番、室井英雄君の一般質問を終わります。

――――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――――

◇　渡　部　訓　正　議員

○山内　政議長　次に、15番、渡部訓正君の登壇を許します。

15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　15番、渡部訓正です。本日最後の登壇となります。

今ほど私の前の方も、今日は大分、町有観光施設の今後の方針というものの取扱いについて、何人でしたか、大分多くの議員の方が発言をしていますが、私も原稿を準備していますので、申し訳ありませんがお付き合いをお願いしたいと思います。

町有観光施設16施設の今後の方針が示されました。定例会後、４方部ごとにタウンミーティング、町政懇談会が計５回実施されるとともに、議会全員協議会も複数回開催されてきました。

４スキー場の今後の方針は、たかつえスキー場と南郷スキー場は今後も継続する、だいくらスキー場と高畑スキー場は令和13年度以降、維持運営経費に公費を投入しなくても運営できれば継続するが、できなければ令和13年３月末で閉鎖するとされました。

今回の計画が町の活性化、地域経済の活性化につながるのか、その確信はあるのか、さらに、町民の理解が得られると考えた上で提案されているのか、大きな疑問を持っています。十分に検討した上での方針であれば、多くの町民理解が得られると思います。残念ながら、多くの町民意見は、どうして、クエスチョン、と不信感を持っていると思います。

以下、１から７番まで質問を申し上げます。

①だいくらスキー場は、今後の方針案に出ている各種資料の数字は、４スキー場の中では一定程度健全な形で運営されているのではと思います。町はどのような分析をされ、令和13年３月末で閉鎖するとしたのか。

②今後、スキー場を維持運営するため、町の一般財源を充てることは、今回出された説明資料から見る町の財政状況から一層厳しい状況にあると考えます。現状において、一般財源の持ち出しはどの程度可能と考えているか。

③だいくらスキー場が閉鎖された場合、だいくらスキー場に代わる地域振興策は検討されていますか。

④南会津町の玄関口である田島地域におけるだいくらスキー場の交流人口は、直近、これは令和５年の今回の計画の中に載っていた数字ですが、約６万7,000人となっています。この交流人口はスキー場だけの利用者であり、この方々は道の駅やガソリンスタンドなども利用します。これだけの交流人口を維持していくことは、地域経済活性化のためには大切と思いますが、町の考えは。

⑤町民からは、だいくらスキー場は、県内はもとより、関東圏からの入り込み数も増えていると聞いています。位置的にも、県内外の高速道路などから１時間強程度にあり、ＰＲを積極的に行うことにより、入り込み数は一層増える要素があるという意見もあります。町はどのように考えていますか。

⑥だいくらスキー場がなくなれば、田島方部の方は峠越えをしなくてはならず、時間もかかるスキー場へは自然と足が遠のいてしまうという意見があります。子供たちも、雪国に生まれながらウインタースポーツを楽しむ機会も少なくなります。だいくらスキー場もない中で育つ子供たちが、この町に居続けてくれるでしょうか。また、田島を離れた方が将来戻ってきてくれるでしょうか。

今、若い世代が若松や白河に転居する事例も耳にします。スキー場がなくなることに全て結びつけるのではありませんが、人口減少に歯止めをかける手だてを多くの町民の意見を聞きながら、そして、今回のようなマイナス要因はなくしていくことが住み続けることにつながっていくのではと思います。町の考えは。

⑦田島方部の、これは先ほど私の前の室井議員が言っている中身と同じでダブってしまいますが、田島方部のタウンミーティング、町政懇談会において、町長は民意を尊重すると発言されています。参加されたほとんどの町民意見は、だいくらスキー場を残してほしいとの声だったと思います。町民意見を尊重し、だいくらスキー場を残す方向で方針案に明記していただきたいと思いますが、どうですか。

一応、これについては、これまで町長が今日だけでも何回答弁されているかは数えていなかったんですが、複数の議員から同趣旨の質問をされています。答弁も同様と思いますが、今日最後ですので、繰り返し明確に言っていただければと思います。

以上、壇上からの発言については終わらせて、質問席から、また時間を見ながら対応させてもらいます。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　15番、渡部訓正議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町の活性化を図るためにに関する１点目、だいくらスキー場は、今後の方針案に出ている各種資料の数字は４スキー場の中では一定程度健全な形で運営されていると思うが、町はどのような分析をされ、令和13年３月末で閉鎖するとしたのかとのおただしをいただきました。

議員のおただしの今後の方針案につきましては、昨年12月の全員協議会において、今後の方針素案として説明させていただいた内容でございます。

その内容は、福島県中小企業診断協会の評価結果などを踏まえ、だいくらスキー場は令和13年３月をもって閉鎖と表記しておりましたが、各議員からの意見、提言を受け、１月の議会全員協議会において、令和13年度以降、民間主導により運営する方向性が見いだせれば、指定管

理以外の方法で施設を継続として、今後の方針案としてタウンミーティングで説明してきたところであります。

次に２点目、現状において、一般財源の持ち出しはどの程度可能と考えているのかとのおただしでありますが、スキー場をはじめとした指定管理による観光施設におきましては、これまで１事業所当たりの修繕料を１施設につき1,500万円以内、複数施設の指定管理を受託している事業者については、総額を6,000万円以内とする基準を定め、予算編成してきたところでございます。

しかしながら、同時期に建設された施設等が多いことや近年の物価高騰の影響により、指定管理者からの要望時点で基準額を大幅に超えているのが現状でありますが、予算編成において、各施設の安全性の維持等を考慮し、優先順位をつけながら予算化してきたところであります。

なお、令和３年度から令和７年度当初予算における４スキー場の維持運営管理経費の平均額は、１年当たり１億2,400万円で、財源のほとんどが一般財源となっております。

安全に観光施設を運営していくためには、可能な限り各施設の要望に応えていきたいと考えておりますが、現在の予算規模で支出し続けることはできないものと想定をしているところであります。

次に３点目、だいくらスキー場が閉鎖された場合、だいくらスキー場に代わる地域振興策は検討されていますかとのおただしでありますが、具体的な地域振興策は現在持っておりませんが、タウンミーティングで様々な意見や提言をいただいたことから、次年度及び次の指定管理期間の５年の中で、継続に向けての様々な取組を検討してまいりたいと考えているところであります。

その上で、存続のいかんにかかわらず、次期指定管理期間の５年間のうちに、地域住民や事業者など、関係する方々と一緒に地域振興策についても検討していかなければならないと考えているところであります。

次に４点目、だいくらスキー場の交流人口は６万7,000人となっています。この方々は道の駅やガソリンスタンドなども利用しており、これだけの交流人口を維持していくことは地域経済活性化のために大切と思いますが、町の考えはとのおただしをいただきました。

だいくらスキー場は町内だけでなく、町外や県外からも多くの方に利用していただいており、地域経済の活性化に重要な役割を果たしていることは深く認識をしております。このことについては、タウンミーティング時においても、懸念すべき事項として指摘を受けておりますので、今後の方針案の修正においては配慮すべき必要があるものと受け止めているところであります。

次に５点目、だいくらスキー場は入り込み数も増えていると聞いておりますが、ＰＲを積極的に行うことにより、入り込み数は一層増える要素があるという意見もありますが、町はどのように考えていますかとのおただしをいただきました。

長期的な視点として、全国的なスキー、スノーボード人口の減少による影響や、温暖化の影響で少雪傾向が続くことも予想され、それらの要素がスキー場を運営する上で大きなリスクとなる点も見過ごすことができないと考えております。

一方で、議員おただしのように、今シーズンのだいくらスキー場の入り込み者数は、２月末までで５万4,303人となっており、昨シーズンを上回る106.2％の実績となっているというふうに聞いております。

町では、スキー場誘客促進事業として、会津高原４スキー場協議会へ補助金を交付しており、月１回程度会議を開きながら、４スキー場の誘客に向けた様々な取組を行っております。

今シーズンの入り込みは、これら関係者による積極的なＰＲの取組が功を奏したことや積雪に恵まれたこと、周辺スキー場の閉鎖や休止等によるスキー客の流入といった要素により、作シーズンを上回ると見込んでいるところであります。特に、近隣スキー場の閉鎖により、国道289号甲子道路などからの来訪者については、町内のスキー場の入り込み客増の要因になるものと期待しているところであります。

次に６点目、だいくらスキー場がなくなることに全て結びつけるものではないが、人口減少に歯止めをかける手だてを多くの町民の意見を聞きながら、そして、今回のマイナス要因はなくしていくことが住み続けることにつながると思うが、町の考えはとのおただしをいただきました。

タウンミーティングでは、多くのご意見、ご提案をいただいており、だいくらスキー場がなくなることによる地域への影響は極めて大きいと改めて認識をしたところであります。特に、人口減少対策は喫緊の課題であることはもちろんのこと、今後の町の政策に大きく関わるものと認識しており、今回寄せられたご意見やご提案を踏まえ、スキー場のみならず、若い世代が安心して住み続けられるまちづくりに向けた取組を実施してまいりたいと考えております。

次に７点目、町民意見を尊重し、だいくらスキー場を残す方向で方針案に明記していただきたいと思うがどうかとのおただしをいただきました。

議員のおただしのとおり、田島地域のタウンミーティングでは、ほとんどの町民がだいくらスキー場を残してほしいとの声だったと認識をしております。一方では、意見募集の中で、スキー場の閉鎖はやむを得ない、財源を子育て政策の充実など、安心して住み続けられる町にな

るように町のお金を使ってほしいといったご意見があるのも事実でございます。

町といたしましては、これまでも説明してまいりましたとおり、施設の閉鎖が目的ではなくて、そこに投じる一般財源の削減が目標と考えております。しかしながら、タウンミーティングでの意見を踏まえると、令和13年度以降、民間主導により運営する可能性が見いだせれば、指定管理以外の方法で施設を継続という方針案、この方針案では了承をいただけないものと感じているところであります。

今後は、タウンミーティングでのご意見や意見募集で出されている意見書、さらには関係者との協議結果などを踏まえながら、方針案の修正内容を取りまとめていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　こちらの、今ほど①から⑦、７点まで答弁をいただきました。

その中で、私も、結構町の財政というのが厳しいというのは認識をしています。今回の17、18ページの表でも、元年から、ちょっとそこのところ、それまではどうにかツーペイというか、ほとんどすれすれだったんですけど、それ以降は赤字に転落というような財政の中身になっているということなんですが、それで現在、平均で４スキー場に対して大体１億2,400万円という数字も先ほど出されました。そして、４スキー場ですから５億ですよね。

この部分は、今までの過去の実績の中で出してありますけど、もうこれ以上の節約というのはできないんだというような形なんでしょうかね。だから、そこのところは、ざっくばらんにどうなんだということを実態としてちゃんと町民にも明らかにしながら、だからここのところだけは必ずしないとやっていけなくなるよというような形で示すべきではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えします。

１点、今ほどの議員の質問の中で誤解があったようですので、４スキー場の平均額１億2,400万というのは、４スキー場全体で１億2,400万ということでございまして、４施設3,000万前後になる計算でございます。ただ、施設によって、いろいろばらばらなんですが、全体で１億2,400万ということになってございますので、ご確認をお願いいたします。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　そうしますと、維持運営経費というのは４スキー場はどのくらいになりますか。そして、現実的にどのぐらいの節約が可能なのかというのがポイントなのかなというふうに思います。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

令和７年度予算で申し上げますと、例えば、だいくらスキー場でいいますと3,916万5,000円、たかつえスキー場でいいますと4,108万1,000円、高畑スキー場でいいますと1,802万1,000円、南郷スキー場で3,096万3,000円ということでございます。

大きくは、例えば、だいくらスキー場の部分で申し上げますと、修繕料関係で約1,500万ほどになってございます。修繕料で1,500万円。これは、大きくは所有しておりますバスですとか、あと圧雪車、圧雪車が年間大体400万前後が１台にかかりますので、３台で約1,200万前後になろうかと思います。それに、緊急修繕の部分で200万の予算化をしておるということでございます。あとは、土地の借り上げ料、これもだいくらスキー場でいいますと約300万ございまして、そのほか、先ほどのとおり、リフト修繕関係で1,900万ほどでございますので、なかなかこれを削るというのは非常に厳しい状況かなと思っております。

逆に施設の修繕つきましては、もっと修繕してほしいんだということであるんですけど、先ほどのとおり、1,500万ぐらいが１つのベースというんですか、そこになっておりますので、これをなかなか削るというのは非常に厳しい状況かなと考えているところでございます。

以上です。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　そういうところをここまで、今、一般財源からですね。スキー場に負担をしていると、金嵩がこれだけで、だからここまでは掛けなくてはいけない、これ以上を掛けることはできないんだというような形で、もう少し町民にも明らかにすべきだと思うんですよ。何か、まだまだそこのところが、私もこんな数字ちょっと間違っていたぐらい、十分に伝わっていないんじゃないかと。

だから、そういう中で１つの方向性だけ、ここでは４スキー場を今そういう形で計画として残す方向で、13年というのもなくすんだというような声が町長からありましたので、そういうところに合わせて、そういう話も町民に対してはやっていくべきではないのかと。それがすごくあまり強くなっちゃうと困るんですけど。それがまず１点。その点は答弁まではいいと思います。

あと、今度は３番目の答弁の中で、３番目に質問した、地域振興策は現在持っていないというのは何言っているんですかと。片方廃止をする、そして13年度の３月でもう廃止する方向になっていますよというようなことで出しておきながら、そういう地域振興策はまだ検討していませんというのは、それはちょっとおかしいんじゃないのと。

それこそ、南会津町の、例えばだいくらスキー場を利用していた方々からすれば、６万7,000人もの人が入っている施設を廃止をするというんだったら、それに代わる対応策としては検討していくべきではないんですかね。それらについてはどうなんでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　これまでも各議員の質問の中でお答えしましたけど、今回の方針の見直しのスタート地点が、過去２回の提言を受けて、何とか持ちこたえてきたという経過がありました。

そのあと、雪が少ない少雪の支援、さらには新型コロナウイルス感染症で人流が止まってしまったときの株式会社みなみあいづの経営危機に際しての大きな支援、これを今後とも継続していくのかというのが議会の１つの大きな論点になったと思います。こういった背景を踏まえて、次期指定管理期間のありようを考える上で、中小企業診断協会のほうにフラットな目線で16施設の観光評価をいただいた。その結果を受けて、今回、方針素案として議会に説明してきたという流れでございます。

タウンミーティングに行ったときにも、今、議員から言われたように、代替案がないとは何事だというふうなご指摘をいただきました。それについては、執行部の考え方として、財政負担の抑制というところに重きを置き過ぎたのかなという反省点がございます。

一方で、この短期間の中で、地域振興策も含めて示せるほど簡単なものではないというのも事実でございます。説明会の中では、５年間の猶予期間の中で一緒に考えていきたいというお話を申し上げましたけども、それについて、受け入れるというようなご意見はなかったので、そこは執行部側としても説明の中で配慮が欠けている点があったのかなというふうに、改めてタウンミーティングのご指摘を受けて正直に感じているところであります。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　次の質問に入らせてもらいます。

今回、一般質問で、15名中８名が観光施設の案に対する意見がそれぞれ、全ての項目ではなく、私はこれで、この１本で質問をさせてもらっていますが、やはり一番最初の出発地点というのが結論ありきだったんじゃないのかなというふうに思うんですよ。もう、だいくらスキー場はちょっとぐらい頑張ってやってもというくらいな形の項目、７項目の内容が、決してそれ

は悪いことではなかったですよね、内容を私が見たとき。そういうのが本当に、委託を受けたところの考えというのは町の考えがいっぱい入っていたんじゃないんですかと、ざっくばらんにいって。そういうふうに私は思います。

そこのところは、今後の取扱い、これからも出てくる中身だろうというふうに思いますけど、ぜひ、そこのところは十分に町民目線の方針を出していただければというふうに思います。ぜひ、そこのところをこんなふうに考えていただければというふうに思いますが、どうですか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　中小企業診断協会の評価が不適切であるというような中身で聞こえちゃったんですけど、そういうふうな表現をされましたか。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　不適切という形じゃなく、結論ありきの中身でなっていたんではないですかという形です。同じ意味に取られてもしようがないのかなという気はしますけど。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　まず、結論ありきというところは誤解なので、はっきり言っておきたいと思いますが、町が中小企業診断協会のほうに業務委託をする際に、どことどこは廃止の方向で書いてくれなんていう話は一切しておりません。本当に、正直に、フラットな目線で数字的な論拠に用いて評価を出してくださいというようなところで、ある意味、施設ごとの評価ということでございますから、それについては、経済合理性に基づく施設の現時点でのありようについて評価をしていただいたというふうに私は受け止めております。

一方で、そこの施設を閉鎖なり廃止をすることで、地域にどれだけの雇用上の影響があるのか、地域経済にどの程度の影響があるのか、そこまでは踏み込んでは書いていないというようなところで、それはある意味、行政側の判断でそれ以降先は進むべき話なのかなと、このように思っておりますので、我々としては、中小企業診断協会の評価結果、これをよりどころとして、議会のほうに素案を説明し、議員の皆さんからの意見を踏まえて再度修正をして、さらにタウンミーティングに臨む際にも修正を施して、今に至っているというような経過については誤解のないように受け止めていただきたいと思います。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　そこのところは私の認識違いというような形で、そこはそういうふうに私も訂正させてもらいます。

それで、今回、４スキー場については条件をつけないで、令和13年３月末までは、全部ある

意味では同一スタートのラインに乗ったんではないかと。だとすれば、スキー場を円滑に運営していくためには、採算性を重視していくということをちゃんと考えていくというのは大事だろうというふうに私は考えます。

それは、決して、町のほうがやってこなかったなんていう気持ちで言っているんではありません。大分、赤字決算みたいな形がずっと続いたまま、コロナなり、あとはその前の異常気象なんかで雪が少なかったりして、そういうような状態が続いたから、一般財源からの支出というのを余儀なくされてきたなというふうに考えます。

ただ、先ほどの答弁の中でもありましたけど、今後も異常気象というのはあり得るんですよ。今年はこれだけ雪があって、そして想定以上のお客さんが来てくれたわけですが、それだけでは済まなくて、これから運営をしていく場合はいろんな悪条件も出てくるだろうというふうに思います。

それで、４スキー場の取扱いについては、統一して対応していくべきではないかというふうに考えます。何でかといいますと、これ、ちょっと言葉悪かったら指摘をしてください。たかつえスキー場も、あれだけの施設が大分もう運営が立ち行かなくなったということで、コロナ禍の時代があったし、あとは降雪量が少ないときもあったと思います。

それらも踏まえて、４スキー場を統一して財政チェックを行い、それを数値化し、どのスキー場が効率よく運営していくことができるのか、ちゃんとその数字を基に決定をしていくというのが、本当に町民目線というか、町民に対して説明をする場合、一番ベターではないかというふうに考えますが、どうでしょう。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

冒頭お話ししましたけど、スキー場を閉じることが目的ではなくて、そこに投下している一般財源を縮減していくんだと、これはやっぱり忘れてはいけない重要なポイントだと思います。

その上で、議員が言われたように、採算性をこれからは見ていくべきだろうと、それもおっしゃるとおりだと思います。その採算性を上げるために、住民の方からいただいた提案、それから協力、そういったものを今後のスキー場、特にスキー場ですけども、スキー場であれば、どうやったらば入り込み客を増やせるのか、来訪してもらえるのか、それから来ていただいた方に顧客満足度を上げていただいて、再びリピーターになってもらえるのか、そこはしっかりやっていかなくちゃいけない。

さらに、運営において、もっともっと努力すれば削れるところがあるんじゃないかというよ

うな提案もいただきました。それらを指定管理者と町と、それからそれぞれ関係する方々で意見を出し合いながら、すぐにできることと、長期的にできたらいいことと仕分をしながら、その採算性に乗っかっていくスキー場運営のありようを検討していかなくちゃいけないと思います。

その上で、議員が言われたように、ある一定の指標を持ってというのはご指摘のとおりかと思いますが、今回６月までの方針の修正、これについては、これまでの議員の中でも一度ゼロにしてというような話がありますけども、私としては、令和13年度以降という、この年度の区切りがどうなのかというところは、住民の方に理解は得られていないのかなというふうに感じたところでございます。

それから、民間主導により運営の方向性が見いだせればという、この表現についても、町がもう見放しているんだろうというような受け止め方をしている方もいらっしゃいますので、こういったところを含めて、次の方針案の修正に臨んでいきたい。

その上では、これまでもお話ししますように、タウンミーティングの結果、それから書面で寄せられる意見、これから提出されるであろう署名の中身、事業者の意向も含めて、そういったものをもろもろ精査をした上で方針案の書き込みをしていきたいということで、今日のところはそれ以上踏み込んだお答えはなかなか申し上げにくいというのが現状の時点でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　次に、やはりこれもスキー場の活用というような意味合いで、自分なりに考えている問題について申し上げさせてもらいます。

今日は、やっぱり何だかんだ言っても、交流人口の拡大というのが重要な課題だろうというふうに思います。そして、町長がこれまでも推進しています自然との共生を図っていくため、今ある施設を最大限生かしていくことも求められているんではないかというふうに思います。

スキー場はもとよりですが、グリーンシーズンの星空観望などは本町の特色を生かせるもの、先ほど他の議員からもお話があったように、そこのところは一定程度、定着もしてきているという話も聞きました。それらは本町の特色を生かせるものですから、今後それらに力を入れて拡大をしていくべきではないかというふうに思います。

ぜひ、１つとしては、グリーンシーズンのスキー場活用が今なされていませんから、そういうのを検討してはというふうに１つの例として今最後に挙げたんですが、どうでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私も若いとき、スキー場の駐車場係をやっていまして、12月31日だったかな、ナイターが終わって、どんと照明を落としたんですよ。そのときに見た星空というのが物すごくきれいで、今でもそれは残っています。これって売りになるんじゃないかなというふうに思って、町長に就任したときに、星空をメインにした誘客活動をやりたい、星空であれば夜の宿泊が伴うというようなところで考えているところです。

ただ、だいくらスキー場って、星空の観察では知る人が知る観測ポイントになっているという報告も受けておりますので、当然、夏場対策、グリーンシーズンの誘客の大きなアイテムになると思います。これはだいくらだけではなくて、たかつえだって、高畑だって、それから南郷だって同じかもしれません。この地域、標高がある程度高くて、浮遊物質が少なくて、星空観測に適しているというようなご意見もいただいておりますので、ここは夏場の誘客に向けた１つの方策として検討しなくてはならないと思います。

さらに、ほかの地域でやっている取組を見ますと、夏場に景観の作物を植えて、見に来ていただくというような取組をしたり、極端な話、冬場よりも夏場で稼ぐスキー場を目指しているというような取組の報告も、私、目にしておりますので、そういったところを新たな今後のスキー場運営のありようについて、みんなで議論して、こんなものができるんじゃないかというものがあれば、どんどん取り入れていくべきだと。議員がおっしゃられた星空を活用した夏場対策というのは、おっしゃるとおりだというふうに感じております。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　それで今回の、先ほど、だいくらを考える若い人の立ち上がりというのは私もびっくりしました。本当にあれだけの情報で、本当に短期間で、あの方々が立ち上がって、そしていろんな行動提起をやっているというような形で、いろんな考え方なり、タウンミーティングの中でも若い方の意見というのが結構出ていたと思います。

やはり、そこの時、それらの有効な意見を取り上げていくことというのは本当に大事なんではないのかなというふうに思います。ぜひ、そこのところは、町として今後につなげていっていただきたいなというふうに思っているんですが、どうでしょう。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　この件については、先ほど渡部裕太議員のところでもお話ししましたけども、若い人たちの意見を方針案の修正に生かすだけではなくて、それぞれの施設の有効活用のために実施できるものがあれば、積極的に取り入れていく必要があると思います。ただ話聞いた、終わりじゃなくて、指定管理者と町と、それからそういった方々の中で何らかの組織を立ち上

げて、応援隊みたいなものをつくって、今後のスキー場の活性化についてみんなで協力していくと、そういうような一致団結の力というのは非常に大切だと思うし、大きな力の芽をいただいたのかなというふうに思っております。

将来的には、これがやがて今後のまちづくりにおいても、積極的に若い人たちが行政参加いただいて、地域の活性化につながれば、そういう意味で非常に今の若い人たちの取組に私も敬意を表しているところですし、それらをがっかりさせないような意見の方針案の修正にしていかなくちゃいけないと、このように考えているところであります。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　私が準備した内容については、今ほどまで申し上げさせていただきました。ぜひ、これが、この後も内容はこれ以上全然変わらないと思いますけど、ぜひそこのところはお願いをしながら、私の一般質問については終わらせていただきます。

○山内　政議長　以上で、15番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎散会の宣告

○山内　政議長　以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

明10日は午前10時から開議し、一般質問及び議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時５１分

令和７年第１回南会津町議会定例会　第３日

議　事　日　程　（第３号）

令和７年３月１２日（水曜日）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

４番　星　　和　孝　議員

１１番　丸　山　陽　子　議員

７番　森　　秀　一　議員

１３番　湯　田　　哲　議員

３番　湯　田　剛　正　議員

日程第　２　議案第　７号　専決処分について

専決第１号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第７号）

日程第　３　議案第　８号　南会津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第　４　議案第　９号　南会津町手話言語及びコミュニケーションに関する条例

日程第　５　議案第１０号　南会津町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例

日程第　６　議案第１１号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第　７　議案第１２号　南会津町表彰条例の一部を改正する条例

日程第　８　議案第１３号　南会津町地区集会施設設置条例の一部を改正する条例

日程第　９　議案第１４号　南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第１０　議案第１５号　南会津町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

日程第１１　議案第１６号　南会津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第１２　議案第１７号　南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第１３　議案第１８号　南会津町家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例

日程第１４　議案第１９号　南会津町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び南会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

日程第１５　議案第２０号　南会津町農村公園条例の一部を改正する条例

日程第１６　議案第２１号　南会津町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

日程第１７　議案第２２号　南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第１８　議案第２３号　南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第１９　議案第２４号　南会津町都市公園条例の一部を改正する条例

日程第２０　議案第２５号　下水道使用料及び排水施設使用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第２１　議案第２６号　南会津町公共下水道条例及び南会津町集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

日程第２２　議案第２７号　南会津町在宅介護支援センター条例を廃止する条例

日程第２３　議案第２８号　南会津町会津田島祇園会館条例を廃止する条例

日程第２４　議案第２９号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町地区集会施設　２４か所）

日程第２５　議案第３０号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町公民館　２か所）

日程第２６　議案第３１号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町田島体育館）

日程第２７　議案第３２号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町老人デイサービスセンターみさわ荘）

日程第２８　議案第３３号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町老人福祉センター　２か所）

日程第２９　議案第３４号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町高齢者生活福祉センター　２か所）

日程第３０　議案第３５号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町生活改善センター　４か所）

日程第３１　議案第３６号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町農村公園　１４か所）

日程第３２　議案第３７号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町和泉田農村環境改善センター）

日程第３３　議案第３８号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原ふれあい農園）

日程第３４　議案第３９号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町舘岩生活環境施設　２か所）

日程第３５　議案第４０号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町農業生産拠点施設　５か所）

日程第３６　議案第４１号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町総合交流促進施設　２か所）

日程第３７　議案第４２号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町久川ふれあい広場）

日程第３８　議案第４３号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町木伏転作センター）

日程第３９　議案第４４号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町伊南林業総合センター）

日程第４０　議案第４５号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町木材加工保管施設）

日程第４１　議案第４６号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町ものづくり伝承館）

日程第４２　議案第４７号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町川衣交流センター）

日程第４３　議案第４８号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町前沢曲家資料館　ほか７施設）

日程第４４　議案第４９号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原星の郷ホテル）

日程第４５　議案第５０号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町ふるさとビューポイント　２か所）

日程第４６　議案第５１号　教育委員会委員の任命について

日程第４７　議案第５２号　監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１５名）

２番	芳賀正義　議員	３番	湯田剛正　議員
４番	星　和孝　議員	５番	古川　晃　議員
６番	渡部裕太　議員	７番	森　秀一　議員
８番	川島　進　議員	９番	湯田芳博　議員
１０番	室井英雄　議員	１１番	丸山陽子　議員
１２番	楠　正次　議員	１３番	湯田　哲　議員
１４番	高野精一　議員	１５番	渡部訓正　議員
１６番	山内　政　議員		

欠席議員（１名）

１番　酒井幸司　議員

説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
川島敬章	教育長	月田　啓	総務課長
星　良栄	総合政策課長	渡辺健二	会計室長
渡部秀介	商工観光課長	湯田賢史	健康福祉課長
鈴木秀和	住民生活課長	阿久津勝英	学校教育課長
廣野友一郎	生涯学習課長	室井利和	建設課長
遠藤知樹	環境水道課長	橘　昭	農林課長
星　貴夫	農業委員会事務局長	渡部さつき	税務課長
渡部浩明	舘岩総合支所長	菅家康夫	伊南総合支所長

平　野　芳　和　　南郷総合支所長

事務局職員出席者

星　　博　文　　事　務　局　長　　阿久津　文　稔　　議　事　係　長

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○山内　政議長　おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

都合により欠席届のあった議員は、１番、酒井幸司君です。

これから本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○山内　政議長　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――――

◎発言の申出

○山内　政議長　ここで、町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○渡部正義町長　皆さん、おはようございます。

昨日の９番、湯田芳博議員の一般質問において、誤った発言をしてしまいましたので、発言の訂正をお願いしたいと思います。

一般質問の３点目、会計年度任用職員の質疑の中で、財政指標を引用し、実質公債費比率が上がってしまうと申し上げましたが、正しくは、経常収支比率が上がってしまうというのが正しい表現でございました。

おわびをして訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○山内　政議長　ただいまの町長説明のとおり、ご了承願います。

――――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――――

◎一般質問

○山内　政議長　日程第１、一般質問を行います。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◇　星　　和　孝　議員

○山内　政議長　４番、星和孝君の登壇を許します。

４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　改めて、おはようございます。議席番号４番、星和孝です。

一般質問の２日目のトップバッターです。個人的には、病み上がりの体調ではありますが、元気に務めたいと思います。通告に従い、これから一般質問をします。

質問事項は３項目です。

１つ目、学校給食費無償化の進捗は。

昨年６月の定例会にて、町長より「全額無償化は無理としても負担軽減に前向きに考える必要がある」との答弁がありました。どのように今回の予算に組み込まれましたか。

２つ目、チームビルディングツーリズムの進捗は。

令和２年度からチームビルディングツーリズムが開始されました。チームビルディングツーリズム事業は、観光だけではなく企業の学びの場として、国内外から企業の研修や教育旅行を誘致し、関係人口獲得を図るとあります。

そこで伺います。

１つ目、実績と掛かった経費をお示しください。

２つ目、今後どのように生かしていくお考えか、お示しください。

大きな３つ目、町有施設の今後の方針（案）説明会の進捗は。

１つ目、説明会で町民の声（質問・意見）を聞き、どのように感じましたか。

２つ目、町有施設の状況を説明しないままに、中小企業診断協会に調査を依頼し、先日は客観的材料と答弁されていましたが、その情報で町民に問うのは順序が逆ではないですか。

３番目、中小企業診断協会の調査結果報告の信用性を職員がどこまで精査しましたか。

４番目、住民に対し具体案や代替案がなく、廃止一択の案件で押しつけにしか見えません。選択肢があってしっかりと考えますが。

５つ目、「可能性を探る」と前に答弁されていたが、何に対しての可能性なのか、お答えください。

６つ目、「指定管理者とは切り離して考える」と答弁されていましたが、当事者である指定管理者を含めて考えなければ方向性は見いだせないのではと考えますが。

以上で壇上での質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　４番、星和孝議員のご質問にお答えいたします。

初めに、学校給食費無償化の進捗状況はとのおただしでございますが、令和６年第２回議会定例会の４番議員の一般質問において、教育長より、学校給食費の負担軽減に向けた実施方法や財源確保について検討していく旨を答弁いたしましたが、その後、具体的な検討を進めた結果、令和７年度より子育て支援の一環として学校給食支援事業を実施することといたしました。

具体的には、小学校で3,077万5,780円、中学校で1,958万5,800円、合計で5,036万1,580円となる年間の給食費の３分の１を町が補助するもので、令和７年度南会津町一般会計当初予算に町立学校給食費補助金として1,678万8,000円を計上したところでございます。

学校給食費の一部補助により、保護者の経済的負担を軽減することで、安心して子供を育てられる環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、チームビルディングツーリズムの進捗はに関する１点目、実績とかかった経費を示せとのおただしでございますが、令和２年度は、本町の地域資源の掘り起こしと国内企業からのアンケート調査等を実施し、企業研修の場としての可能性について検証しました。事業費については、約384万6,000円、うち一般財源は約192万3,000円となっております。

令和３年度は、前年度の検証結果を踏まえ、町内事業者と連携した受入れ体制を構築するため、町内11事業者により推進協議会を立ち上げました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、予定していたモニターツアーを中止し、代わりに推進協議会の連携強化を図るため、町内視察会を実施し、協議会メンバーの相互理解の醸成に努めました。事業費については、約786万5,000円、うち一般財源は約393万3,000円となっております。

令和４年度は、モニターツアーを２回開催しております。１回目のモニターツアーには、東京のＩＴ企業と鹿児島県の建設業の２社から11名の方に参加をいただきました。２回目のモニターツアーには、東京のＩＴ企業、映像制作会社、イベント企画会社の３社から14名に参加をいただいております。事業費については、約1,611万5,000円、うち一般財源は、805万8,000円となっております。

令和５年度は、新たな町内の参画事業者の掘り起こしや、研修メニューとしての効果や有効性等の検証を目的として、町内視察会を実施したほか、チームワーク力や問題解決力を養う研

修会の開催、ポータルサイトの構築などを行いました。なお、町内視察会には、推進協議会から８名、チームビルディングツーリズム事業に興味を持ち、参画を検討中の町内企業や個人など８名、研修会社から２名の参加をいただきました。事業費については、約970万円、うち一般財源は、約194万1,000円となっております。

令和６年度は、引き続き企業研修受入れに向けた体制の整備・強化を進めるとともに、研修会社向けのモニターツアーを開催し、チームビルディングツーリズムのモデルコースの確立と、各コンテンツのブラッシュアップに取り組んでおります。

モニターツアーには、研修会社や自社で企業研修を実施している企業など４社から５名の方に参加をいただきました。また、地域おこし協力隊の受入れやＮＰＯ法人格の取得など、推進協議会の自走に向け、体制強化に取り組んでおります。事業費については、現時点での決算見込み額となりますが、約818万4,000円、うち一般財源は約163万7,000円となっております。

５年間合計では、事業費が約4,571万円、うち一般財源が1,749万2,000円となります。

次に２点目、今後どのように生かしていく考えかとのおただしでございますが、チームビルディングツーリズム事業は、地域資源を活用して、企業研修とツーリズムを組み合わせた企業の教育旅行を誘致することで、交流人口や関係人口の創出につなげていくことを目的としており、このことはＮＰＯ法人設立の目的としても掲げられております。

将来的には、ＮＰＯ法人が主体となって、企業研修に参加した企業と、町内事業者との新たなつながりから、販路拡大や共同事業の開発等を目指すとともに、モニターツアーに参加した企業等のワーケーションや、企業研修以外の親子を対象とした体験ツアーの受入れなども視野に入れて、事業展開を図っていく計画であります。

町といたしましては、チームビルディングツーリズム事業を通して、法人が設立され、事業が展開されていくことを期待していることから、議員おただしの生かしていくというよりは、チームビルディングツーリズムの推進と関係人口の増加から、二地域居住や定住につながるよう、当該法人と連携してまいりたいと考えているところであります。

次に、町有観光施設の今後の方針（案）説明会の進捗はに関する１点目、説明会で町民の声（質問・意見）を聞き、どのように感じたかとのおただしをいただきました。

昨日、10番、室井英雄議員にも同様のご質問をいただき、答弁いたしましたので、要点を絞ってお答えを申し上げます。

スキー場については、存続を望む声が非常に多かったものと感じております。また、経営改善に向け、まだまだ努力する余地があるのではないかと感じました。

一方で、意見募集では、スキー場の閉鎖はやむを得ない。財源を子育て政策の強化に振り向けるべきといったご意見があるのも事実でございます。しかしながら、だいくらスキー場と高畑スキー場の方針案として、令和13年度以降、民間主導により運営する方向性が見いだせれば、指定管理以外の方法で施設を継続という内容につきましては、了承していただけないと感じております。

今後は、タウンミーティングでの意見や意見募集で出される意見書、関係者との協議結果などを踏まえながら、方針（案）の修正を行ってまいりたいと考えております。

次に２点目、町有施設の状況を説明しないままに、中小企業診断協会に調査を依頼し、その情報で町民に問うのは順序が逆ではないかとのおただしをいただきました。

中小企業診断協会に委託した町有観光施設の評価業務は、町民に説明する前に、町の考えをまとめる際の判断材料の一つとするため、経済合理性に基づく客観的な評価が必要であると考えて実施したものであります。順序が逆であるとは考えておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

次に３点目、中小企業診断協会の調査結果報告の信用性を職員がどこまで精査したかとのおただしでございますが、提出された報告書について、数字的な論拠などについて確認しておりますが、経済合理性に基づく客観的な評価であると、このように受け止めているところであります。

次に４点目、住民に対し具体案や代替案がなく、廃止一択の案件で押しつけにしか見えない。選択肢があってしかるべきと考えるがとのおただしでございますが、これまでも施設を廃止することが目的ではなく、町所有の観光施設の維持運営に投じている財政負担を他の事業に振り向けていきたいという考え方を述べてまいりました。

そのため、廃止一択ではなくて、施設の運営方法について、指定管理制度ではなく、民間主導による経営の可能性を模索できないかと考え、タウンミーティングでお示しした方針（案）は、令和13年度以降、民間主導により運営する方向性が見いだせれば、指定管理者以外の方法で施設を継続という内容で整理したところであります。

次に５点目、「可能性を探る」と前に答弁されたが、何に対しての可能性なのかとのおただしをいただきました。

１月の議会全員協議会で、修正後の素案を説明した際に、12月の議会全員協議会で説明した素案に、「財政負担がなく、民間事業者による運営が実現できる場合は、賃貸契約等による運営を可能とする」という一文を加えた理由について質問された際の答弁のことを言われている

のだと思います。

だいくらスキー場と高畑スキー場については、民間事業者による運営が実現できる可能性があれば、閉鎖ではなく施設を継続させたいと考えたもので、可能性とは、民間事業者による運営が実現できるという可能性であります。

次に６点目、「指定管理者とは切り離して考える」と答弁されたが、当事者である指定管理者を含めて考えなければ方向性は見いだせないのではとのおただしをいただきました。

観光施設については、令和７年度に指定管理者を公募した後、応募があれば選考委員会を開いて指定管理者を選定します。現在の指定管理者が令和８年度からの５年間も引き続き指定管理者になるとは限らないことから、そのように発言したものであります。

タウンミーティングや意見募集では、若い人たちを中心に建設的意見や具体的提案など、施設運営に反映できるものもあると考えておりますので、町、指定管理者、関係団体による協議の場を設けるなど、施設の経営改善等につなげてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　では、再質問させていただきます。

まず１つ目、学校給食費無償化の進捗はということで、今回の予算で約３割の負担軽減をするということなので、保護者、父兄の方々に少しでも軽減分をほかのことへ使っていただければと考えます。

ちょっと質問があるんですが、所管の事務調査の際、当初は予算請求額が半額だったと伺っています。昨日の一般質問でも、子育てが最重要課題と答弁されていましたが、なぜ５割には至らなかったのですか。

○山内　政議長　副町長。

○佐藤一範副町長　お答えします。

今、議員おただしのとおり、当初は２分の１補助ということで調整をしておったところですけれども、町全体の当初予算の査定が一巡した段階で、全体の収支のバランス、そういったところから確認したところ、歳出のほうがオーバーしているような状況でしたので、再度全体を調整した中で、２分の１補助ではなくて３分の１にせざるを得なかったというところが現時点のところでございます。やむなく補助率を下げたということでございます。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　バランスということだったんですよね。今後、半額、無償化へと進んでいくことを希望します。

　では、大きな２番目のチームビルディングツーリズムの進捗のほうに質問を替えさせていただきます。

　７年度予算案の中で、記載があったのは620万円の予算額になりましたが、620万の詳細を教えていただけますか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

　本年度実施した中身で、研修会社のモニターツアーを実施しました。研修会社の方からいろんなアドバイス、意見をいただいた中で、やはり運営方法の学びが必要ではないかというようなことで、協議会の中で整理したところでございます。

　来年度につきましては、そのコンテンツの提供者の勉強会と全体的なファシリテーターの人材が必要だという意見から、そのファシリテーターの育成などを進めるほか、商品化したものの販売ということも取り組んでいきたいというふうに考えておりまして、その全体予算としまして620万1,000円ということに積み上がりました。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　先ほどの答弁で、事業費が２年度が384万円、３年度は786万円、４年度が1,611万円、５年度が970万円、６年度が818万円の見込みと、５年間で4,571万円と答弁がありました。

　毎年事業終了後に検証していると思いますが、額面とコスパをどのように感じていますか、妥当な金額と思っていますか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

　このチームビルディングツーリズムにつきましては、自治体が全国的にも見て初めての取組であります。そういった中で、試行錯誤しながら町内事業者と一緒に取り組んでいることから、この金額については妥当だというふうに考えております。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　なぜ私がこのような質問を申し上げたかといいますと、移住定住、関係人口、交流人口等への新しい空気や風を取り入れることも必要ですが、この町に生まれ、こ

の町で育ち、この町を愛し、この町に誇りを持って住み続けている若者世代の流出を防ぐ工夫や支援、新たな施策が最優先で一番大事なことではないかと思います。

初めての事業なので、事業費がかかるということも分かりますが、大体ディレクションしてもらうのも普通ですと３年がいいところで、自分たちで行うという考えはないんですかね。まだもっと勉強不足だから、もう６年たっているんですよ。６年たっているのに自分たちで動くということを、お金をかければいいことでもなくて、もっと自分たちで探すとか考えるとか、企画を立てるとかということはないんですか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

町内事業者は、主体的に当初から動かれている11事業者がありますが、その方たちが考えて動いて行動している内容でございます。

そういったことで、今後、自走化に向けて取り組んでこられたということは、時間はかかったとしても、そういった取組につながったということは、成果かなというふうに担当としては考えております。

今後、自走化ですので、町に依存した形ではなくて、自立した形でその法人が主体的に動けるように伴走支援ということで、令和７年度は考えております。ただ、その運営方法がうまくいかないと、多分自走というのはできなくて、どこかで折れてしまうという可能性もありますので、令和７年度は、その伴走支援といたしまして、運営方法の勉強、スキルアップをするための支援をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　財源がない中での事業なので、できるだけお金をかけずにやっていければなと私は考えました。

次の大きな３番の町有観光施設の質問に移らせていただきます。

南会津町観光施設評価事業報告書から、町有施設の今後の方針、素案、案、タウンミーティング４会場５回を終えて、様々な意見や質問が展開されてきました。再度、私なりに検証させていただきたいと思います。

中の項目で、②番で、廃止ありきではないと公言されていても、当初から廃止ありきの資料を提示しての発言には、信用性も説得力はありません。説明会のときにも、ロジックが変わっていると住民の方より指摘がありました。

町民は、今回のことを受け、不安や不信感を抱き、中には、この町は大丈夫だろうか、この

町に住み続けてよいのだろうかと疑念を思う町民もいました。スキー場２つを廃止する討論じゃなく、公費のどれだけ減らすことができるかですとおっしゃっても、公費削減に向けた各施設との協議実績がなく、公費負担割合の上限も設けず、非常に無計画かつ楽観的な考えではないですか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

この件については、昨日来、答弁申し上げましているように、スタート地点が過去２回の公共施設の評価、そういったものを受けて、この次の指定管理の公募に当たって、一定の方向性を出さなくてはならないという大原則がありました。

さらに、近年の大きな情勢としては、少雪による経済的な支援、さらに新型コロナウイルスの感染症蔓延による株式会社みなみあいづが経営危機に陥ったときの公費の支出、こういったものがありまして、このような状態が続いたときに、今後とも、こういった対策を町で講じていくのかというのが当時の議会で大きな議論になっていたところでございます。

そういったことを含めて、今回、令和８年度以降の指定管理者の決定をするに当たって、町として観光16施設の評価をした上で方針を決めるというような形で、議会の補正予算に上げていただいて進めてきたというのが、まず第１点の動き出しがあるということを押さえてほしいと思います。

それらを踏まえて、観光施設の在り方について、16施設の考え方を議会のほうに素案という形でお出ししました。しかし、議員さんからすれば、それぞれ支援をいただいている方々からのご意見を踏まえると、今回の町の素案では納得できないと、うまくいかないぞというような話があって、その後、１月の議会の懇談会のときにも一部修正をし、そのときにも同様の意見が多数ありました。議会の意向も踏まえながら、タウンミーティングに臨むに際し、町としての方針の変更をしてきたところでございます。

これについては、ロジックが変わったということでおっしゃられるかもしれませんが、我々としては、議会という、まず最初の説明の場の意見を聴取する、その中で議員さんの考え方を踏まえて直してきたというふうにご理解をいただきたいと思います。

一方、議員がおっしゃられたとおり、その結果をもってタウンミーティングに臨みましたけれども、やはりそれは行政側の都合であって、受け取る町民の方、スキー場関係者の方の受け止め方としては、最初に新聞報道、それからテレビのニュースで「閉鎖」という漢字２文字が出たことに対して非常に危惧する意見がありまして、これはタウンミーティングでも同様に、

私のところに、その考え方をダイレクトに届けていただいたものと思っております。

受け止め方としては、閉鎖というこの文字が、大きな不安だったり町に対する不信感だったり、そういったものに変わって、非常に多くの声が届けられたというふうに私は率直に感じたところでございます。

そういった意味で、本来であれば代替の案を示しながらというような動きをすべきだったのかもしれませんが、時間的経過を考えると、この短時間の間に、それに代わる代替案をお示しするまでの余裕がなかったというのが正直なところでございまして、今回タウンミーティングにおいては、そのことについても厳しいご指摘をいただいたものと思っております。

今後、我々としては、この５年間猶予を取った中で、そういったものを探っていきたいというお話を申し上げましたけれども、これについても、町民の方からすれば、具体案がない中で、それについては了承できないというような発言が非常に多かったものというふうに受け止めております。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　もう一点、２番について質問します。

説明会にＩターンで南会津に移住してきた家族の方が、子育て支援が充実している町なので移住してきましたと言われました。近隣地域では、西郷村、那須塩原市など子育てや移住者への支援が充実している地域がある中で、我が町を選んでいただいた。子育て支援が徐々に評価されてきた証しではないかと思います。

家庭教育の場としてのツールがスキー場、それを放棄するようなことをしようとしていますと私は思います。今回の町有施設の今後の方針のやり方について、客観的な評価が必要と答弁されていましたが、町民に対し優しさが感じられない対応だと思います。

丁寧な説明がなされていないから反発が起きるのであって、一方的な言い方、やり方ではなく、民意を伺いながら対処していくことが行政の在り方と考えますか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　まず移住定住の先として南会津町を選んでいただいたというのは、本当にありがたいことでございます。

１つには、この地方が有する四季折々の自然環境の豊かさというのが子育てに合っているという方もいらっしゃるのかなと思いますし、町が力を入れています子育て世帯への相談業務、これについては県内でも町村レベルではすごく先端を行っているというふうに自負しておりますが、そういったところも、若いお父さん、お母さん方に寄り添った政策が評価されているの

かなというふうに思います。当然、これらについては、町の今後の人口減少対策を踏まえると、力を入れていかなければいけない分野だというふうに思っております。

それから、一方では、そういう子供たちがスキー場という、その活動の場をなくすることでよいのかというふうにご指摘をいただきました。それについては冒頭申し上げましたように、町としてスキー場をなくすことではなくて、そこに投じる費用を別なところに振り向けたいというような思いがあって動いてきたわけですが、タウンミーティングでの意見も踏まえると、そこについては、子供たちの活動の場というところの視点が少し不足していたのかなというふうに、ここは反省すべき内容だと思います。

民意をどういうふうに今後受け止めていくのかというご質問がありましたけれども、冒頭申し上げましたように、タウンミーティングでお示しした案を強行するということになれば、納得していただけない、町に対する不信感が一層募るだけだと、このように思っております。

そういう意味で、タウンミーティングでの出された意見、これから書面で出される、整理されるであろう意見書、そして関係団体から提出される署名活動等の結果、そういったものを踏まえて、この４スキー場の問題を再度整理する必要があるというふうに認識をしたところでございます。

そういう意味で、６月を目途に修正を施して案としてまとめていくというような考えについては、昨日も各議員のご質問に対してお答えしているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　続きまして、３番の中小企業診断協会の質問に移らせていただきます。

一般社団法人福島県中小企業診断協会は、これまでリゾート運営会社の調査実績はありましたか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

タウンミーティングでも町民の方から質問がありましたが、リゾート会社というような、そういうくくりでの見積り合わせをしたわけではございませんので、そこは確認しておりません。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　説明会の説明によりますと、個別の担当者が施設評価を行い、統一された評価になっていないと。この調査報告書の費用825万円、詳細内容はどんな内容だったんですか、詳細を教えてください。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　確認させていただきますが、詳細というのは、その評価の業務内容ということでよろしいですか。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　例えば調査費ですから、中の交通費ですとか調査費ですとか、825万の大まかな項目をちょっと教えていただければと思います。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

　今、手持ちの資料、その内容がないので細かな内容はお伝えできませんが、ほぼその調査に係る人件費ということだったと記憶しております。

○山内　政議長　４番、星和孝議員にお尋ねしますが、その詳細の中身がないと次の質問に入れませんか。

○４番　星　和孝議員　いや、大丈夫です。

○山内　政議長　大丈夫ですか。では、続けられますか。

○４番　星　和孝議員　はい。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　その820万の額面とコスパをどう思いましたか。妥当な金額だと思いましたか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

　予算では、たしか今、しっかりした数字ではありませんが、1,000万を超えた予算を要求させていただいて、設計額として1,000万を超える額で設計を出したところであります。その中で、800万ということで見積りを出していただいたことは、当初予定していたことよりもはるかに安かったかなというふうに考えております。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　課長は安かったと感じたと。私は、例えばホテルについてお話ししますと、稼働率やアーニングが重要視されるのがホテルなんですよ。その記載が不透明、サービス面でもソフトとハードに分かれて、数字で表れないものがあるのがサービス業。それも全然往々にして何も評価されていないし、顧客管理の有無ですとか営業に関することも一切触れていないと。客観的なコメントがほとんどで、ヒアリングをしていないのが露呈されていると。

信用性に欠けると私は思いましたが、それでも安いと感じられましたか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

今回の調査に関しましては、中長期的視点に立った投資対効果、いわゆる経済合理性に基づく判断だったということから、その部分について抜けていたということであれば、そこは再度確認する必要があるかなというふうに思いますが、当初見込んでいた私どもの予算よりも契約額が安かったということは、そういった意味での当初見込んでいた予算額よりも安かったという認識でございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　担当課長はそういう認識であったということは理解しました。そういう認識であるということですね。

では、続きまして４番目の質問に移らせていただきますけども、４番目に関しては、町が施設ごとに事業への最適化プランも検討せずに、単純に数減らしを行っているにすぎず、今後のビジョンも見えないので質問させていただきました。

５番目に関しては、自分の理解にも誤解がありましたので、別に再質問はございません。

６番目の最後の質問になるんですが、「指定管理者と切り離して考える」と答弁されていたがという質問なんですけども、私は再三再四、この手の質問をさせていただいている質問なんですが、内容的には分かったんですが、現状の指定管理者のことに言及しますと、運営会社の従業員から不満があふれている現状で、よいサービスができるわけがなく、可能性すら感じませんと。売上げを上げる努力も見えないのが現状です。

それと、ここで例え話をさせていただきたいんですが、例えばミカン箱があるとします。中には、いろいろな大きさの異なったミカンが入っており、中でも大きな腐ったミカンが５つあります。ただただ、そこで何もせずに居座り続けています。ほかには新鮮なミカンもありますが、大きなミカンの圧力に屈し、押さえつけられている始末。大きな腐ったミカンを排除しない限り、ミカン箱のミカンは全て腐ってしまいます。

なぜ例えて言ったかと申しますと、震災後、昨シーズンまで約10年間もの間、私もそのミカンの一つだったからです。それと、町長は経営陣を一気に替えることは難しいと説明会でおっしゃっていました。では、いつ替えるんですか。今じゃないんですか。私は一新すべきと考えますが。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　和孝議員にお尋ねしますけれども、株式会社みなみあいづに限定して発言されているんですか。

○４番　星　和孝議員　はい。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

まず株式会社みなみあいづと町の関係性でございます。

これについては、今回16施設のうち10施設を株式会社みなみあいづに受けていただいています。ある意味、不採算の部分も含めて町で受託をしていただいてきたという経過があります。ここについては、町の執行部側としても反省すべき事態だと思っております。

こういったことを踏まえると、今回、株式会社みなみあいづでは、自社の経営改善計画を提出し、不採算部門のところは指定管理から降りたいと、もしくは指定管理料を上げてもらわないと運営ができないというような意思表示の下に今来ているところでございます。その中で、何か所かは今回の16施設から外れるというような動きになっていることを、まずご紹介をしたいと思います。

それから、ご指摘いただいたような厳しい意見、これは和孝議員だけではなくて、町民の方からも私のほうに寄せられております。

一方では、経営改善計画をつくって、これから動き出すというときに、全て取締役を一掃していいのかというところもあるのではないかと思います。それは継続性ということを考えると、替わってもらう人、それから世代交代で入れ替わる人、そういったところの必要性は感じますが、全ての取締役をこれを機に入れ替えるというのはどうなのかなというふうに、私もそれは疑問に思います。

しかしながら、今の経営の考え方、これでよいのかというところは、私も疑問に感じておりまして、これは今後の取締役会、株主総会ですか、それから現取締役の任期との関係も出てまいりますので、その中で新しく運営に携わっていただけるような候補の方があれば、そこはアプローチをして、経営改善に向けて取り組んでいただく必要があると、このように思っております。

これまでも株主総会や取締役の方と話をしたときに、私のほうから申し上げてきたのは、施設の維持管理ではなくて、経営的発想になって施設のことを考えてください。それから、町民の方からは、下のほうから意見を言っても全く聞いてもらえないという、そういう評価もありますというふうにお伝えをしてきたところでございます。こういったところを踏まえますと、

当然、経営陣の入替えというのは必要かと思いますが、それをいつやるのかというのは、なかなか明言しにくいのが現時点のところでございます。

手を挙げてやってみるというような方がいらっしゃれば、それは我々としても、その方を審査をして経営にふさわしいかどうかの判断をしながら、株式会社みなみあいづの経営の一翼を担ってもらうというような方向性を探るのは当然のことだと思います。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　以上で再質問を終わらせていただきます。

○山内　政議長　以上で、４番、星和孝君の一般質問を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◇　丸　山　陽　子　議員

○山内　政議長　次に、11番、丸山陽子君の登壇を許します。

11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　おはようございます。

議席番号11番、丸山陽子です。

通告に従い、一般質問いたします。

初めに、除雪支援対象者を65歳にしてはについて伺います。

高齢者世帯等除雪支援事業は、高齢者等で自力では除雪が困難な世帯に対し、除雪に要する経費の一部を支援することにより、当該高齢者世帯等の生活の安全確保、社会参加の促進及び福祉の増進を図ることを目的とするとあります。

また、この告示において、高齢者世帯等とは、70歳以上の独り暮らしの高齢者世帯、または70歳以上の高齢者のみで構成される世帯。なお、障害者及び母子並びに避難者との同居を含むとあります。

本年は例年にない豪雪です。70歳前でも様々な理由で除雪が困難な方もいます。除雪支援の対象者が70歳前のために、支援事業を利用することができません。除雪支援の対象者を高齢者と定める65歳から除雪支援が受けられるようにしてはと考えます。町の考えを伺います。

次に、学校図書の環境整備について伺います。

本を読み親しむ目的は、本が大好きでたくさん読む、勉強のために読むなど目的に応じて様々です。何より本を読むことにより、様々な人や風景と出会い、様々な人の人生観を知るこ

とができ、ドラマを学ぶことができると感じます。

子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものと言われています。

身近に読書が実感できるよう、また、授業と併せて活用できるよう、学校図書の環境整備をしてはと考えます。そこで、３点について伺います。

①学校図書の配備状況について伺います。

②学校図書は、どのように活用されていますか。活用状況を伺います。

③読書活動推進の取組について伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　11番、丸山陽子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、高齢者世帯等除雪支援事業の対象者を65歳からにしてはどうかというおただしをいただきました。

私自身もそういった声は直接聞いており、町長就任時に、対象年齢の引下げを含めた見直しを検討するよう担当課に指示した経過があります。しかしながら、年齢を引き下げてサービスを受けられる対象者を拡大した場合、対応できる事業者を確保することが極めて困難であるという結論に至ったことから、これまでどおりの実施内容で事業を進めてきたところであります。

その後も、登録事業者へのアンケート調査や除雪ネットワーク事業者との協議などにより、単価の改正や事業改善に向けた取組を進めてきたところではございますが、現在の支援体制であっても、今シーズンのような豪雪の際には、皆様から寄せられる除雪依頼に対し、速やかに対応できていないケースがあると伺っております。

高齢者除雪支援につきましては、今後も重点的に取り組むべき施策であると考えておりますが、事業者確保が難しいことから、現在の支援体制の中で事業を実施してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　私からは、学校図書の環境整備はについてお答えいたします。

１点目、学校図書の配備状況はとのおただしでありますが、令和２年度に実施した学校図書現状調査の結果によると、国が定める学校図書館に整備すべき蔵書の標準を示す学校図書館図書標準の達成率は、一部の学校を除き、おおむね100％を超えており、国が定める冊数以上の学校図書が配備されています。

各学校とも5,000冊以上の図書を所有しており、蔵書数の一番多い学校で１万6,000冊以上の図書を配備しております。

次に２点目、学校図書の活用状況はと、３点目、読書活動推進の取組はとのおただしについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

毎年、町内各小中学校には、学級数に応じて学校図書の購入予算を配分しており、この予算を活用し、読書感想文コンクールの課題図書や福島県すいせん図書を購入するほか、児童生徒に読んでほしい本や興味を持ちそうな本を購入しています。

各学級担任からの要望で購入した本は、教室後方の書棚に置かれ、その学年の児童生徒が優先して読めるようにしています。また、購入から時間が経過した本は、各教室から図書室に移され、昼休みなどにほかの学年の子たちも自由に読むことができるようにしています。

町内のどの学校も読書活動には熱心に取り組んでおり、始業前に10分程度の朝の読書活動の時間を設けて、それぞれが読みたい本を選んで静かに読書をしています。また、数年前より町内の中学校では、自分が推薦したい本を紹介し、討論のように競い合うビブリオバトルを国語の授業に取り入れるなど、本に対する興味を高めることにより、読書活動をさらに推進しています。

児童生徒の読書活動をさらに推進していくためには、学校図書の充実が重要であると認識しておりますので、引き続き、学校図書の充実に努めてまいりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　では、再質問をさせていただきたいと思います。

初めに、除雪支援対象者を65歳にしてはについて、再質問させていただきます。

先ほどの答弁で、町長に直接除雪支援をお願いした方がいて、町長就任時に年齢の引下げも含めて見直しを検討するよう指示しているとのことでした。しかし、対応できる事業者を確保することが極めて困難であるとの結果から、見直しがされなかったことはとても残念に思います。町長に支援を求めた方の思いを実現できなかったことは本当に残念ですが、その方々に町長はどのようにお伝えしたのでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　個別具体にお名前をお伺いしたり、電話をお伺いしたりということで、意見としては整理していなかったものですから、立ち話程度のお話でございましたので、その結果

をお伝えすることはできていなかったと、このように思っております。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　この質問は、令和４年３月にもいたしました。そのときの答弁では、各地域の課題や要望を持ち寄り担当職員による協議を行いましたが、支援の可否を客観的に判断することが難しいことから、今年度は支援対象者の拡大は行わないことにしました。しかし、現在の実施要綱の対象者要件に該当しない方の中には、実際に支援が必要な方もいると思いますので、支援の可否を判断する方法などを検討して次年度に向けて行っていきたいという答弁をいただいておりました。

支援の可否を判断する方法などの検討の結果が、極めて困難と判断されたということでよろしいでしょうか。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

その当時の内容を、すみません、申し訳ないですが、十分に把握していないところをおわび申し上げたいと思うんですが、客観的という面で、現時点ではどうかということで答弁させていただきたいと思っております。

我々は、客観的に考える場合に、やはり数字というので検証させていただいております。直近の数字で申し上げますと、現在、登録事業者が161事業者ございます。最終的に、今年度の利用世帯、登録世帯が715世帯ございます。今回この豪雪を乗り越えたわけなんですけれども、我々といたしましては、支える側と支えられる側のバランスは、完全ではないにせよ最適なバランスだったなというふうに思ってございます。ここに、議員がどれほどの65歳以上の世帯数を想定されているかは承知しておりませんが、我々の手持ちの高齢者世帯台帳で把握したところ、ここに約355世帯増加する計算をしてございます。

先ほど申し上げましたとおり、現行の制度で何とか支える、支えられる構造に355世帯をさらに追加するというのは、やはり私は客観的に見て不可能だというふうに思っております。一方で、議員おただしの様々な理由で除雪が困難な方というところは、我々が行っております高齢福祉行政で大事な視点ですので、そこは丁寧に向き合っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　本当に事業者の確保が難しいというのは、事業者の方から私も伺っ

ております。また、本当に厳しい状況であることもお聞きしていますので、その中にあっても、支援を求める方がいらっしゃるということを、ぜひ知っていただきたいというふうに思っております。

地区でまだ助け合いをしているところもあります。そういう意味で、地区に現在、除雪支援対象を整えているとか、これから整えていきたいとか、そういうふうに考えている地区もあるのではないかなというふうにも考えます。

そういう意味で、豪雪のときだけでも、この65歳をどうしても対応できない方に対しての支援をしていくという方法などは考えられないでしょうか。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

先ほどの答弁と重複する部分もございますが、特別な環境下、今回で言いますと豪雪というのがございました。さらには、議員おただしの様々な理由で除雪が困難な方がどれぐらいいるかというのは、絶えずやはり把握していかなければいけないというふうに思っております。

高齢者世帯除雪支援事業を実施する際も、大事な情報源というのは、やはり地域の民生委員の皆様、そういった方々から意見をいただきながら、この事業、さらには対象世帯を把握してございます。

したがいまして、今後も引き続き、そういった困っている方がどれぐらいいるのか、さらにはどんなところで困っているかというのは、民生委員の定例会等がございますので、その中で絶えず把握しながら、議員ご提案のような本当に困っている方が除雪をどう求めているかというのは絶えず検証しながら、できるところを検討していければなというふうに思っております。

以上です。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　南会津町は必ず雪の降る町です。本当に除雪支援は継続的に取り組む課題であると私は考えております。

前回の回答で、可否を判断する方法などを検討して次年度に向けて行っていくという、先ほどお話ししましたけれども、今回の答弁の中で、現在の支援体制で実施していくということで、今後も継続して検討するという内容は入っていなかったんですけれども、ただいまの課長のお話で、今後もやはりそういう困っている方、どうしても必要な方に対しては見守っていくということのお話がありましたので、ぜひ継続を考えていっていただきたいと思いますが、再度改めてよろしくお願いします。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　高齢者除雪支援事業という制度の中での対応については、非常に厳しい状況であるということは、議員もご理解いただけたのかなというふうに思っております。

一方では、例示していただきましたけれども、やっぱり集落単位での支え合いというところが今後可能性として探る一つの入り口かなというふうに感じております。例えば我々のほうでも、４月以降、行政区長さんと行政連絡員との合同会議などがありますから、そういったところで先駆的な取組などがあれば、町としても高齢者除雪支援という枠組みと合わせて、集落単位で独り暮らし、または支援の必要な方へのサポート、こういったものの手だてを考えるという切り口で今後のありようについて検討していきたいなと、このように思っております。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　令和４年に私が要望をいただいた女性の方は、今年がちょうど70歳になったので、この支援が使えるということで、本当にこの豪雪のときに助かりましたという声をいただいています。また、今回お話しした方は、自分ではできるところまでちゃんとやりたい、でも、いざというとき、65歳以上で支援が受けられるようになっていれば、気持ちは安心するし、楽になるかなというふうに言っていました。このように、いざというときに支援を利用できる体制を、これから本当に大変な方々に対して行っていただければと思います。

町長は、施政方針でも高齢者や障害者が抱える多様な問題に対して、相談機能を強化し、個別の支援に速やかに結びつけ、重層的支援体制を整備、継続しますとお話ししています。高齢者や障害のある方が抱える問題の一つとして、安心と感じる体制をぜひ整えていかれることを望みます。

次に、学校図書の環境について伺います……。

○山内　政議長　答弁はよろしいですか。

○１１番　丸山陽子議員　いただきましたので。

次に、学校図書の環境整備について伺います。

先ほどの答弁の中で、学校図書の配備状況について伺いますが、令和２年度に実施した学校図書現状調査の結果によると、国が定める学校図書館に整備すべき蔵書の標準を示す達成率は、一部の学校を除き、おおむね100％を超えるとのことですが、一部の学校を除きということですが、その一部の学校が達成されていない理由について伺います。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

実は、この答弁書をつくったのが先週でありまして、その当時すぐに数字を出さなければいけないということで、令和２年度の調査結果を基に答弁書を書かせていただきました。そうしましたところ、その後、各学校のほうから２年度から６年度までの購入数を足したところ、結果としてなんですが、全て100％を超えることになりました。

今ほどの議員のおただしでありますと、令和２年度の調査の時点での足りなかった理由についてというところだと思いますけれども、まず学校図書5,000冊以上を各学校はお持ちなんですが、中には二十数年、20年、30年前の図書もございまして、そういったところを最終的には廃棄処分するわけなんですが、その数が多かったり、廃棄処分する数よりも購入数が少なかったり、そうすれば少し減ってきてしまうということもあります。

ただし、現在、国のほうからも学校図書館の充実について指示がありますので、確実に各学校で必要数の図書が買えるほどの予算は配分しております。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　補足申し上げます。

学校図書の現状調査というのは、５年ごとにします。令和２年度しまして５年後の今年、令和７年度調査になりますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、先ほどあったように、廃棄処分するということはありますけれども、ただ、逆に言うと、あまり多過ぎてもこれまた問題で、適正な管理ができていないというところも考えられますので、そのところを適正に管理するように指導してまいりたいと思います。

以上です。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　全て、現在ではおおむね100％を超えての配備になっているということですので、そこは安心しています。

学校図書は、本当に広く子供たちの学習を助けて格差を埋めていく力があると言われていますので、その格差を埋めるためにも、全学校で同じように書籍を整えていくことは大切だと思いますけれども、改めていかがでしょうか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

学校のほうでは、先ほども教育長答弁の中でありましたように、朝の10分読書を各学校で行っております。これは、もちろん全国的に行っているものでありますけれども、中には、学校の国語の授業で図書室を利用したり、そういった形で本に触れる機会は学校のほうでもたくさ

んつくっております。そして、一番は家庭でどれだけ本が読めるかというところが差の出てくるところかと思っております。

ですので、それにつきましては、保護者の皆様にもご理解いただきながら、ご家庭で親子読書だったり、そういったところにも広げていただければというふうに考えております。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　議員おただしのように、読書は、まさに私も豊かな人間性を培う上で大変重要な要素だと思っています。疑似体験を通して、ものの見方、考え方、広い視野に立ったり、また想像力ですね、さらに、特に算数、数学、論理的思考と言われますが、逆に読解力がないと文章問題も解けませんので、学力の中心は読解力だと私は感じております。

そういった意味でも、１歳から、ゼロ歳から小学校２年生あたりまでに、いかに読書の習慣ですか、楽しさというもの身につけさせるかというのは、私はポイントだと思っていますので、本町ではブックスタート事業、これは図書館のほうでやっていますけれども、そのほかに図書ボランティアによる読み聞かせ、これも小学校を中心に、低学年を中心にやっております。そういった読書の楽しさというものをぜひ味わわせるような、そんな仕組みをこれからも続けてまいりたいと思います。

以上です。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　学校内では読書活動をさせて、活発に行われていますけれども、家庭での読書活動というのも大事になってくるというお話が先ほどありましたけれども、町内で本当にもう何年も前からだと思うんですけれども、始業前に、学校が始まる前に、授業が始まる前に、10分程度の朝の読書運動を設けているというところは、もうほとんどの学校が全国であったかとも思います。

そういう中にあって、この10分間の朝の読書運動を、家庭での朝の10分の読書運動ということで、お母さんとかお父さん、またご家族みんなでの読み合わせみたいなものをやっていけるような体制も整えていったらいいんじゃないかなというのは感じるんですけれども、いかがでしょうか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

確かに、そのように、朝は忙しいですけれども、10分間だけやっていただければ、なおいいと思います。私もいろいろ調べた中で、既にそういった活動をされているご家庭が全国にはあ

るというのも聞きましたので、そういった情報を学校のほうに流して、各教室でお話ししていただければ、もしかすればその子がご家庭に戻って、お父さん一緒にやろうと言ってくれるかなというふうに感じます。

以上です。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　それでは、学校図書の関係の、購入から時間が経過したときに各教室から図書館に移されるという先ほどの答弁でありましたけれども、購入から図書館に移されて、それ以外の方たちが図書室で見られるようにということだと思うんですけれども、図書室は冷暖房完備されて安心して読書ができるような状態になっているのでしょうか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

図書室のほうは冷暖房完備で行っております。実際のところは、昼休みの長い休みの時間とか、そういったときに開館している状況になりますので、その際には、例えば図書委員会という委員会がありまして、子供たちが本の貸出しを仕事としてやっているというようなことになっております。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　学校図書の関係で、特に児童生徒にとって正しい情報や図書館の資料に触れる環境整備の観点で、読書の衛生の面もまた重視されているんですけれども、適切な破棄、更新というのが望ましいとされています。

そういう意味で、破棄や更新を進めていく上で、明文化されているとか計画が立てられて破棄とか更新をされているかどうか、お伺いします。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

南会津町教育委員会としては、破棄の関係の定めは特に定めてございません。ですが、それぞれ各学校には、図書館活動の担当の教諭がおります。ただし、その方々が全て司書教諭を持っているわけでもないので、専門性がそれほどない場合もありますけれども、担当として各図書室の本の管理については、お任せしていることになっております。

そういった各学校の図書の担当教諭を通じて、適切な廃棄についても指導してまいりたいと考えております。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　では、町内の中学校でビブリオバトルを授業に取り入れているということですけれども、町内の各中学校で、それぞれに実施されているということでよろしかったですか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

町内には４校の中学校がございます。残念ながら、１校だけ実施をしていない学校がございますが、３校については実施をして、その中から県大会に出るような生徒を輩出している学校もございます。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　このビブリオバトルは、本当に本のすばらしさを訴える力というのが読書をして学んで、それを皆さんにお話をして、皆さんがどの本が一番よかったかというのを選ぶ競技だと思うんですけれども、そういう中で、本当にその本を読み込まなければ本のよさを説明できませんので、ぜひそういう意味では、１校だけできていないということですので、ぜひ全校で取り組めたらいいのかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

１校だけ行っていない学校のほうにも、議会のほうでもこういったご意見があったということでお伝えしたいと考えております。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　文化庁で令和５年度に国語に関する世論調査を行っています。その中で、読書が好きと回答した小学生のテストの正答率は、理系科も含めて平均を上回っているとありました。読書は、創造性や独創性、読解力を高めるとともに、本を読む環境を整えていくことは学力の向上にもつながると言われています。

子供たちが本と身近に出会える場所は、図書館、学校の図書室というふうに期待が高まっている声もあります。また、その図書館は悩みを抱える子供にとっては居場所にもなるというふうにも言われています。このことから、学校図書の役割は大きいと感じますけれども、改めて教育長、いかがでしょうか。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　今ほど議員おっしゃるとおりでありまして、やはり先ほど申したとおり、読解力、それはやっぱり言葉、これは非常に論理的にやっていくというのは、算数、数学ばか

りではなくて、言語力、これは非常に大事だと私も認識しておりますので、そのようにこれからも進めてまいりたいと思います。

先ほどのビブリオバトルですけれども、もともとディベートというのは国語の中にありまして、討論会ですよね。例えば漫画を読むのはいいか悪いかみたいに、Ａ班、Ｂ班に分かれて討論すると、そういうようなものを読書に発展していくことが、このビブリオバトルなんですけれども、地域の中でも先ほど県大会等ありましたけれども、全国大会に行って決勝大会で準優勝されたという、町の中で第２位になった子供もいらっしゃいます。

それだけ討論というんですか、それを通して論理的な思考力と、それからコミュニケーション力、表現力と、そんなものが培われてきますので、こういったものもこれからも推進してまいりたいと、そんなふうに感じております。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　最後に、私が感動したエピソードがありますので、ご紹介したいと思います。

もう30年以上前になると思いますけれども、会津若松市の小学生が学校で開く図書館祭りのところで、作家の方にお手紙を展示するコーナーがありまして、自分たちが読んだ本の作家の方に、ぜひお手紙をくださいという依頼をしたそうです。その作家の方はお手紙に、おとぎの国からのお便りのように、私はうれしく、心に春の花が咲いたように拝見いたしました。読書は心のすばらしき旅です。１冊、そしてまた１冊は、若き皆さん方の限りなく美しき世界となり、また、限りなく豊かに広がっていく人間となっていきますと、したためてあったそうです。子供たちは本当に驚き、まさかお手紙が来るとは思っていなかったということで感激したという話を伺いました。

このエピソードを通して、そういう本を通して様々な出会い、創造力が生まれると感じました。本を通して、このように取り組むのもすてきだなというふうに思うんですけれども、そういう、本との出会いをつくっていくことが大事かなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

それぞれ個別に、いろいろな活動をされている中で、そういった本に出会うこともあると思います。私も昨日ユーチューブを見ていて、その中で、ビブリオバトルの全国大会のビデオだったんですが、そこに紹介した本の作者の方が会場に来られていてというような話がありました。今お話になったところとかぶさるところもあると思うんですが、その方から一つのアドバ

イスを受けたり、子供たちにとって本がいろんなところに広がっていくと思いますので、学校図書の充実も今後も続けてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　最後に町長に伺います。

今まで心に残った本、自分が大好きだなと思う本はありますでしょうか。

○山内　政議長　通告がなくても大丈夫ですか。

町長。

○渡部正義町長　今まで読んで心に残っている本の中で、いきなり振られましたけれども、山崎豊子さんの「沈まぬ太陽」という、その本が非常に印象に残っております。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　私は、何があっても明るく元気に生き抜く姿を描いている「赤毛のアン」が大好きです。

本当に、本町においては、すばらしい読書活動が進められていると感じました。子供たち、児童生徒の皆さんが心の一冊が見つかるまで、ぜひ子供たちの豊かな想像力を育てていってほしいというふうに思っております。

以上で一般質問を終わります。

○山内　政議長　以上で、11番、丸山陽子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

再開は午後１時とします。

休憩　午前１１時２３分

再開　午後　１時００分

○山内　政議長　休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◇　森　　秀　一　議員

○山内　政議長　７番、森秀一君の登壇を許します。

７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　議席番号７番、森秀一。通告に従いまして一般質問を行います。

質問は、有害鳥獣被害の現状と対策はであります。

今年の冬は豪雪で、南郷地域のアメダスは２月７日、最大積雪量２メートル22センチを観測しました。人間は、毎日の除雪作業で疲労こんぱいというのに、有害鳥獣はどこで何を食べているのか、大雪にも負けずに、たくましく生き延びています。雪の少ない暖かいところに行けば楽に冬が越せるというのに、何を好んでこのように雪の深いところに居座るのか、本当に腹が立ちます。そして、雪が消えると人間が作った農作物を容赦なく食い荒らします。

有害鳥獣にとって、遡ってみますと、熊、ウサギ、野ネズミなどが捕獲対象であり、猿、鹿、イノシシといった農作物を餌とする動物は対象となっていませんでした。熊は、春の山菜取りや秋のキノコ取りにおける人への被害防止であり、ウサギは杉などの植栽木の芽をかじられることを防止するため、野ネズミは田んぼのあぜに穴を空けることから、水田の漏水防止のためでした。いずれも農作物を対象とする被害ではありませんでした。

ところが、猿が入ってきて、次に鹿が入ってきて、最近においてはイノシシも入ってきました。これらの動物は、被害対象となるものが農作物ですから、農家にとってはたまったものではありません。最近は、猿による被害で、家庭菜園や自家消費の身近な畑の野菜でしたが、今では、鹿、イノシシなど販売用の出荷作物も被害対象となり、場所を選ばず、あらゆる農作物が標的になっています。家庭菜園など身近な畑作物は、高齢者が老後の生きがいとして生産しているもので、収穫間際に取られることは大変な痛手であり、生産意欲も奪われてしまいます。

販売農家の出荷作物は、販売収益の減少はもちろんですが、それ以上に営農意欲を失うものであり、農業生産に深刻な影響を与えています。このことは、地域農業の振興、発展を阻害するばかりでなく、農村環境の維持、保全にも大きく影響するものでありますから、有害鳥獣による被害の防止対策は大きな課題であります。

このことから、鳥獣被害の現状を確認するとともに、町が実施している被害防止の対策について質問します。６点について質問します。

１点目、町が認定している有害鳥獣ですが、農作物や人的被害防止のため、町が有害と認めている鳥獣についてお聞きします。

２点目、有害鳥獣による被害状況について、被害を受けている農作物等についてお聞きしたいと思います。

３点目、有害鳥獣被害対策の支援状況でありますが、令和６年度主要事業の中に鳥獣被害対

策事業費として約2,500万、７年度予算でも2,200万円が計上されています。町が実施している被害対策についてお聞きをしたいと思います。

４点目、南会津町鳥獣被害対策実施隊の現状でありますが、隊員総数と地域別の隊員数をお聞きしたいと思います。

５点目、有害鳥獣被害対策のため、巡回監視が行われていますが、その効果についてお聞きします。

６点目、有害鳥獣捕獲報償金が支払われていますが、報奨金の内容と捕獲したことの確認方法についてお聞きしたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　７番、森秀一議員のご質問にお答えいたします。

有害鳥獣被害の現状と対策はに関する１点目、町が認定している有害鳥獣はとのおただしをいただきました。

本町では、国が定める鳥獣被害防止特別措置法に係る財政上の措置、各種支援を受けるため、南会津町鳥獣被害防止計画を策定しており、対象鳥獣をニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ハクビシン、カラス、カワウの７鳥獣としております。

次に２点目、鳥獣被害による被害状況はとのおただしでございますが、本町では、例年４月から５月にかけて前年度の販売農家の被害作物と被害額を福島県農業共済組合等に対して聞き取り調査を行っております。

令和５年度の被害額でありますが、水稲が372万3,000円、花卉が78万4,000円、そばが39万6,000円、リンゴが２万円、大豆が１万4,000円となっており、合計では493万7,000円となっております。

なお、自家消費用として作付された農作物については含まれておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

次に３点目、有害鳥獣被害対策の支援はとのおただしでございますが、本町では、有害鳥獣被害防止対策事業において、農業者や行政区等に対し、侵入防止柵等の購入・修繕費用、追い払い花火の購入費用の補助を行っております。

また、町内の猟友会への活動費用の補助や新たに狩猟免許等資格を取得し、町鳥獣被害対策実施隊に委嘱された隊員を対象に、支援金を交付しているところであります。

このほか、町、福島県猟友会、会津よつば農業協同組合、福島県農業共済組合で構成される

南会津町鳥獣対策推進協議会を事業主体とし、各地区への侵入防止柵の貸与事業を行い、被害防止対策に努めているところでございます。

次に４点目、南会津町鳥獣被害対策実施隊の現状はとのおただしでございますが、現在、本町には86名の鳥獣被害対策実施隊員がおり、内訳としては、田島地域38名、舘岩地域28名、伊南地域８名、南郷地域12名となっております。

主な業務でありますが、町内巡回監視のほか、各種わなの設置・管理、鳥獣捕獲等に従事していただいております。

次に５点目、有害鳥獣被害対策の巡回監視の効果はとのおただしでございますが、毎年５月から10月の期間において、農作物等の被害が増加傾向にある地域の巡回強化や、ツキノワグマ等の出没時の迅速な対応により被害防除が図られていることから、一定の成果を上げているものと認識をしております。

次に６点目、有害鳥獣捕獲報奨金と確認方法はとのおただしでございますが、現在、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカを対象として、１頭につき１万8,000円の報奨金を支給しております。

なお、その確認方法でありますが、各種鳥獣の尻尾の現物確認や写真による確認のほか、焼却処分の場合には、南会津地方環境衛生組合が発行する計量票を添付してもらうこととしております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　それでは、再質問をさせていただきます。

１点目ですが、有害鳥獣について答弁をいただきました。南会津町に生息している有害鳥獣の数について、確認したいと思います。

把握している有害鳥獣の想定される頭数について、分かりましたらお願いします。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

南会津町におきましては、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシについて年間捕獲ができるような体制を取っております。この３獣種についてお答えさせていただきたいたいと思いますが、ニホンザルにおきましては約1,000頭ほど、ニホンジカについては2,500から3,000頭ほど、イノシシについては約1,000頭ほどと推定をしております。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　それでは、２点目について伺います。

被害金額について答弁をいただきましたが、農業共済組合からの聞き取りということは、作物について農業共済金が支払われた金額ということで理解していいのかどうか、伺いたいと思います。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

まずベースとなるのが、農業共済の被害の程度についてお聞きをさせていただいているところと同時に、被害につきましては、各農家さんのほうからも聞き取りをさせていただいておりまして、そちらを勘案させていただいて被害額を算出しているところでございます。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　ということは、一般農家のほうも入っているということではありますが、一般農家からはどのような被害状況が農林課のほうに入っているか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

まず被害状況については、各農家さんから農林課のほうに、現在こういった被害を受けているというような状況を電話等々でお受けさせていただきます。その際に、職員のほうが出向きまして、被害の実態、または猟友会のほうと相談をしながら被害の程度の部分を算出しているところでございます。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　分かりました。

それでは、３点目に移りたいと思いますが、鳥獣被害の支援内容について答弁をいただいたわけなんですが、その効果についてお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

町につきましては、３本の柱について対策を講じているところでございます。

まず１点目につきましては、野生鳥獣の生息管理、２点目については、被害防除対策ということと、あと３本目につきましては、環境整備ということで、いわゆる森林、里山と人的なところの部分の境界がなかなか明確になっていないということだったので、そういったヤブ化に

なっている部分を環境整備をするというようなところで、対策をしているところでございます。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　分かりました。

それでは、４点目について伺いますが、隊員数86名ということで答弁いただきました。

銃猟資格者の数とわなの資格者、これらについてどういう人数の振り分けになっているのか、お聞きしたいと思います。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

まず、わなと猟銃を持っている方については、総数で40名ほどになります。また、猟銃を所持している方につきましては、16名ほどになっておりまして、わなのみの方につきましては、30名ほどとなっております。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　隊員数がかなり少ないなというような印象を持ちました。

それで、猟銃免許やわな、これらの資格取得をするために町として支援をしていると思いますが、その支援の内容について伺いたいと思います。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

まず南会津町におきましては、猟銃の資格を持って、それで南会津町の鳥獣被害対策実施隊に委嘱された方を対象にしまして、１人当たり10万円の交付金を支払っているところでございます。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　分かりました。

それでは５点目なんですが、有害鳥獣被害対策の巡回監視ということですが、監視員の人数、それと、これは各地域割になっているのかなと思うんですが、地域割になっているようでしたら、その状況を教えていただきたいと思います。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

先ほど町長からの答弁がありましたが、南会津町におきましては、実施隊に任命されている方86名が、巡視のほうの役割についても担っていただいているところでございます。

先ほど田島地区については38名ということで、田島地区を重点的にしていただいておりまし

て、舘岩についても同じでありますが、伊南と南郷につきましては隊員数が少ないというところがありましたので、そちらについては連携をさせていただいて、伊南と南郷を合わせて巡回をしているというところでございます。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　状況は分かりました。

それでは、６点目について質問したいと思います。

先ほどの説明では、焼却処分ということでお聞きしたわけなんですが、埋設処分というのは説明の中になかったものですから、あるようでしたらば教えていただきたいんですが、そしてあるようであれば、確認方法についてお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

処分につきましては、議員おただしのように焼却処分と埋設処分がございます。埋設分につきましては、捕獲した個体にそこの、要は穴を掘って埋めるという作業になっておりますので、そういったところの状況が分かる写真を添付させていただいているところでございます。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　それでは、それに関連して、ジビエというのは、今、県のモニタリングの基準値というのを超えているということで、これは販売は駄目ということは承知しているわけなんですが、自家消費は認められているのか。そして、認められているようであれば、実際にそうしているような人がいるのか。そして、それに対する確認方法は。３つのことについてお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

先ほど議員おただしのとおり、県におきましてモニタリング調査をしておるところでございまして、要は基準値を超えているというところがありますので、出荷制限という形になっているところでございます。

加えまして、自家消費につきましても自粛するように県から呼びかけをされておりますので、町におきましても、そちらについてはそういった指導をしているところでございます。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　今ほどのお話をお聞きしまして、処分の方法が徹底しているということを理解しました。ということで、少しほっとしたところなんですが、新聞、テレビなどで冬

場の熊の出没、それから、わなにかかった鹿を熊が食べているというような報道がありました。これに対して、私にしてみればちょっと危機を感じたわけなんですが、わなにかかった鹿が熊の餌になっているということは、肉食化した熊が人間を餌として襲うことも考えられるということだと思います。

もしもということもありますので、今後、捕獲獣の処理について適切な監視と指導を徹底していただきたいというように思いますが、町長、それに対する考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

熊の出没につきましては、南会津町におきましても、過去に人的被害が生じているというところもありまして、そういった被害を被らないようなところについては、巡回監視等と、あとは、町に情報が寄せられた場合については、防災無線等々で注意喚起をしているところでございます。

野生鳥獣につきましては、やはり餌場となるところについては、学習能力が高くて、そういったものについて、一度そういった学習をすると出没が多いということの傾向がございますので、今後とも、町につきましては注意喚起、または、こういったわなにかかった鳥獣についての適切な管理というものについて徹底をさせていただきまして、今後とも被害が防止できるような対策については、努めてまいりたいと考えております。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　加えてお答え申し上げます。

この冬においても、冬眠から目覚めた熊が出没して捕まえるというような事案がありました。一番怖いのは、我々人間に対する被害、それが肉食化して餌と勘違いをして襲うというのが一番心配されます。

最前線で実施されている実施隊、この方々の安全をまず守らなくてはいけないだろうというふうに思います。加えて、住民の皆さんにも、そういう傾向が来ているという周知活動をしっかりして、被害の未然防止に努めるというところに尽きるのかと、このように考えております。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　捕獲獣というのが、イノシシにしろ鹿にしろ熊にしろ、重い動物なものですから、それで、撃つ人にしてみれば放置したくなる気持ちがあるのかなという、そういう不安があったものですから伺ったわけなんですが、ある程度いい答弁をいただきました。

以上で私の求める答弁はいただきました。

有害鳥獣から農作物が守られて、農業生産が生き生きと行われ、農業の就業人口につながることを期待して、私の一般質問を終わります。

○山内　政議長　以上で、７番、森秀一君の一般質問を終わります。

ここで、スクリーン表示の準備をしますので、準備が整うまでしばらくお待ちください。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◇　湯　田　　哲　議員

○山内　政議長　次に、13番、湯田哲君の登壇を許します。

13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　議席番号13番、通告に従いまして、一般質問を開始いたします。

１つだけ、２番の部分の会社名がちょっと間違っていたので、読み上げでじゃなくて訂正したいと思います。

栗生沢方面の部分の１行目、昭和ＫＥＤとありますが、これはＫＤＥです。ここはちょっと書きミスをしてしまって、正式、ＫＤＥという株式会社なので、そこだけ訂正をお願いいたします。

それでは、大きく３つありますが、１つから質問していきたいと思います。

１、だいくらスキー場の民間主導の方向性の有無に関係なく「町の指定管理」として継続する考えは。

１、今シーズンの４スキー場の入り込み者数及び入り込み予想は。

２、だいくらスキー場の今後の方針の中に、「ここ数年は期待できるが」の表現は、それは一時的なもので、数年後には、現在の赤字に近い状態の入り込み者数にまで戻る予想をしての表現だと考えますが、そのマイナス予想の根拠は。

その方針の中の詳細なんですが、今後のスキー情勢においては、全国的にスキー人口は減少しつつも、近隣のスキー場の閉鎖により北関東圏内からのスキー教室の問合せが多く、既に今シーズンの平日の予約が埋まっている状態にあり、ここ数年は期待できるものと思われるという内容の文章です。

３、一時的なプラスがすぐにマイナスになると予想するなら、マイナスにならないよう町長自ら、今回このスキー場を新たなホームゲレンデとして継続して使ってもらえるように、利用

してくれた学校を含めた関係各社にトップセールス、感謝の挨拶に行く考えは。

４、だいくらスキー場の今後の方針の「民間主導により運営する方向性が見いだせれば、指定管理以外の方法で施設を継続」とあるが、その民間の方向性の有無に関係なく、これまでどおり町の指定管理として継続する考えは。

大きな２番です。栗生沢方面への県道黒磯田島線の一部狭い区間の道路改良の実現は。

県道黒磯田島線を栗生沢方面に車で走ると、昭和ＫＤＥ株式会社会津工場から400メートルほど過ぎた辺りから道幅が狭くなり、対向車と擦れ違いができないほどの狭い区間が500メートルほど続きます。住民の通勤、通学、生活重要路線でありながら、とても危険です。

１、これまでも栗生沢地区及び水無地区から、県へ直接要望して県が動き一部改良工事は実施された箇所もありますが、その後、進展は見られません。町は認識しているか。

２、県道でありながら除雪等は県から委託を受け町が代行して実施しています。スムーズな除雪作業の面からも、住民の安心安全面からも、その狭い危険な区間の改良工事を実現するため県に要望する考えは。

ここでスクリーンを使いたいと思います。よろしくお願いします。

それでは見てください。

これは、そこの一部ですね、狭い区間のところのダイジェストですけれども、この辺なんですけれども、役場がこの辺りで、こちらが栗生沢方面に行く、こちらは田島高校、長野方面に行く、この道ですよね。黒磯田島線、高山商店のところに入って、ここにＫＤＥ株式会社があって、ここの部分を行きます。

これが今言った昭和ＫＤＥという会社です。ここはちょっと見えませんけれども、この林間の中を行って、この辺りから狭い区間が500メートルほど続きます。同じような写真なので、ここの分の話を今回は挙げています。

これも省略します。実際、国土地理院で見たものです。

これがちょうどＫＤＥという会社の部分で、ストリートビューで拾ってみました。ここの部分が、ここは擦れ違いができます。

これがちょうど狭くなる、今、直線で見えた写真の次の段階のカーブを曲がったところの、この辺もだんだん狭くなるところなんですが、これがその部分、私が今回挙げている分の1.5車線というか、対向車からすれば、こちらのほうに寄せていくか、思い切って加速するのもできないというか、センターラインがないということは、かなり狭い区間がずっと続きます。500メートル続きます。

これがちょうど終わったときに、終わって広くなるような場所です。先ほど栗生沢、水無地区の代表、区長様が今から20年前ぐらいなんだそうですが、ここの部分がこういう形で旧道で通っていたものが、結局危険で事故もあったせいもあると思うんですけれども、こちらのほうの、これは昔の道路なんですけれども、こちら側、水無川のほうに寄せて拡張していただいた。これは県が動いて実際やってくれたそうです。

その後には狭い区間とか幾つかあるんですが、それについて要望しているんですが、何か担当者が替わったとかで、そのまま動きがないということを言われました。この広いところがあります。多分、皆さんここで休憩している方なんかも、たまに見かけますけれども。

これは逆方向で、広いところを真っすぐ見た。要は、当時はここをカーブして曲がっていたということは、こちらの土地のほうの前例があって、これが実は489戸という権利者、共有地の分だから、かなりハードルが高かったけれども、その共有地の代表の方、もっと詳しく言うと代表者が報酬をもらっていない限り、その部分では権利をどうという部分じゃなくて、割と素直にこの部分は、土地の分にはクリアして、県が動いて、ここを真っすぐにしてくれたみたいな形です。

今回、質問の中では、この前例を引用して、この後の部分、これが今ちょうど広いところの前、これがちょうど、そのカーブを曲がって、またさっきの逆方向で見ていますね。狭いところの写真です。これがその真ん中辺りで撮ったもの。これがどんどん行くと、今度はＫＤＥのほうに行く部分です。

これは冬で、２月の下旬に撮ったもので、ＫＤＥがあって、これは実際の冬ですので、２月下旬ですか、２週間、10日ぐらいちょっと前だと思うんですけれども、それを撮ったもので、こういう形で、これは町が県からの委託を受けて除雪している場所です。

この辺は若干、先ほどよりは広いんですけれども、こんな感じで曲がり始まって、ここで狭くなっていく。これはたまたま広角で撮っていますので、こんなに広く見えますけれども、実際はやっぱり対向としてはかなり厳しいところでした。

これが下り坂になって、また狭いところ、こんな感じで壁になっています。

これは逆方向です。

以上です。

この２番に関しては、その現場がこのような写真です。

それから、３番の質問に移りたいと思います。３、愛宕山山頂を本来の「鴫山城の見張り台（展望台）」として復元しては。

2018年９月議会の「愛宕山を展望台に」の質問で、町の答弁は、県指定の史跡であること、地権者の問題と現状を変えることはできないという理由であった。その質問の詳細は、こんなものでした。2018年の部分なんですが、田島駅から一番近い愛宕山山頂は展望台として町の観光パンフレットに紹介されています。現在は、頂上付近の立木が大きく育ち、視界がよくありません。木を伐採し、展望台としてふさわしい場所に整備すれば、大きな観光の名所になるのではというものでした。

その答えの詳細としては、愛宕山は福島県指定史跡鴫山城跡であり、史跡内の伐採には所有者の同意のほかに、史跡の保存に影響を及ぼすために、県文化財保護条例の現状変更申請が必要とのことでした。

そこで１番目ですが、本来、愛宕山山頂は鴫山城の見張り台であった。山城の本来の見張り台の役割をなした当時の姿が原状であると考えます。つまり、長い間、人の手が加えられなかったことで、周囲の木が育って周囲が見渡せなくなった現状は、今の姿は原状だと僕は思いません。町の原状という認識についてどう考えていますか。

２、当時の展望台としての観光の目玉、観光の名所になればの趣旨は今も変わりません。町民が時々その山頂に登りたくなる魅力的な場所、汗を流しやっと登った山頂で見る風景で、それまでの疲れが吹き飛ぶような、町民に愛される山頂にできればと考えます。愛宕山山頂を本来の鴫山城の見張り台（展望台）として復元しては。

質問は以上です。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　13番、湯田哲議員のご質問にお答えいたします。

初めに、だいくらスキー場の民間主導の方向性の有無に関係なく「町の指定管理」として継続する考えはに関する１点目、今シーズンの４スキー場の入り込み数、入り込み予想についてのおただしを受けました。

今シーズン12月から２月までの入り込み数につきましては、会津高原たかつえスキー場10万2,150人、だいくらスキー場５万4,303人、会津高原南郷スキー場２万9,302人、会津高原高畑スキー場が２万511人、合計で20万6,266人となっております。

３月までの全体としての入り込み予想でございますが、会津高原たかつえスキー場で13万5,138人、会津高原だいくらスキー場で７万1,900人、会津高原南郷スキー場で３万8,611人、会津高原高畑スキー場で２万7,340人、合計で27万2,989人と予想をしております。

なお、入り込み予想についてでありますが、本シーズン２月までの入り込み数や前年度比を

参考に算出したものでございます。

次に２点目、だいくらスキー場の今後の方針で数年後の入り込み者数をマイナスと予想した根拠について、おただしをいただきました。

予想の根拠としては、大きく２点がございます。

１点目は、全国的なスキー、スノーボード人口の減少による影響であります。

全国のスキー、スノーボード人口は、平成10年の1,800万人をピークに減少傾向にあり、令和２年度はピーク時の24％となる430万人となっております。人口減少の進行、少子化やレジャーの多様化により、今後もスキー、スノーボード人口は減少していく傾向が続くものと予想しております。

２点目としては、温暖化による影響であります。

年間降雪深は、町内の観測地のデータからも減少傾向にあり、今後も温暖化の影響による少雪が続くことが予想され、スキー場の運営リスクは高まると考えられます。これらのことから、数年後には入り込み者数が減少していくと分析をしたところでございます。

次に３点目、一時的なマイナスがすぐにプラスになると予想するなら、マイナスにならないよう、町長自らが学校を含めた関係各所のトップセールス等を行う考えはとのおただしをいただきました。

近年のスキー、スノーボード人口の変化等を踏まえれば、本町としても積極的なプロモーション活動を展開し、誘客を図る必要があるものと認識をしております。

私自身が先頭に立ち、スキー場の魅力を広く発信することは、効果的な手段の一つとして考え、これまでも関係する自治体や旅行会社等と連携し、首都圏をはじめとする関係者に対し、ＰＲ活動を展開してまいりました。

今後も引き続き関係各所に対し、積極的にトップセールスを行ってまいりたいと考えております。

特に、今シーズン、だいくらスキー場でスキー教室を開催していただきました千葉市教育委員会の皆様には、御礼のご挨拶を兼ねて来シーズン以降のスキー教室の継続をお願いしてまいりたいと、このように考えているところであります。

次に４点目、だいくらスキー場の今後の方針について、民間の方向性の有無に関係なく、これまでどおり町指定管理として継続する考えはとのおただしでございますが、周辺スキー場の閉鎖や恵まれた降雪量等による入り込み者数の増加など、方針素案策定時から状況が大きく変わっております。

さらに、タウンミーティングを実施するなどして、様々なご意見を聞く中で、収入増加や経費削減について、まだ努力すれば改善できる余地があるのではないかと、このように考えているところであります。一方、少雪の自然災害が発生した場合のリスクについても、十分考慮しなければならないと考えております。

現時点で、指定管理として継続する、しない、これについて明言をすることはできませんが、令和13年度以降、民間主導により運営する方向性が見いだせれば、指定管理以外の方法で施設を継続という方針案では、了解が得られないものと感じておりますので、タウンミーティングでのご意見や意見募集で提出される意見書、関係者との協議結果などを踏まえながら、方針案の修正を行ってまいる考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、栗生沢方面への県道黒磯田島線の一部狭い区間の道路改良の実現はの１点目でございますが、先ほど画像で見せていただきましたので、我々も非常に現地を分かりやすく把握できたのかなということで、その点について御礼申し上げたいと思います。

まず１点目、県による一部改良工事の後、進展は見られないが、町は認識しているかという部分、２点目の狭い危険な区間の改良工事を実現するため県に要望する考えはとのおただしについては、関連がありますので一括してお答えを申し上げます。

議員おただしの区間につきましては、地区からの要望箇所として、県と行っている地域課題検討会等において継続要望しているほか、県道黒磯田島線整備促進期成同盟会においても、要望箇所の一つとして、狭隘・屈曲区間の解消や急勾配の改良を要望しているところであります。

県からは、道路の利用状況や財政状況等を総合的に勘案しながら検討するとともに、引き続き、現道対策等を適切に行い、安全な通行確保に努めていくとの回答をいただいております。

町といたしましては、道路改良の必要性を強く訴えながら、継続して要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、愛宕山山頂を本来の「鴫山城の見張り台」として復元してはに関する１点目、山城の本来の見張り台の役割をなした当時の姿が原状であると考えるが、町の原状の認識はとのおただしをいただきました。

愛宕山の山頂には、平安時代より愛宕神社がまつられており、鴫山場が設けられたと言われている南北朝時代には、山城として天守の役割を果たしていたとの文献もございます。山頂部は、その地形から見晴らしがよく、周辺のとりでなどからののろしを受け取っていたとの文献もあるようです。また、鴫山城から周辺を見渡す物見台については、山頂部から稜線上に伸びる中腹部に幾つか設けられていたと考えられます。

このように、愛宕山山頂は歴史上、様々な役割を果たしてきたと考えられますので、議員が言われる見張り台に重きを置いた認識は持っておりません。

次に２点目、愛宕山山頂を本来の鴫山城の見張り台（展望台）として復元してはとのおただしでございますが、愛宕山山頂には、時代により様々な役割があったと思われますが、見張り台としての役割を示す明確な文献は残っていないようであります。

現在の愛宕山は、鴫山城として福島県指定の史跡であり、周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、現状を変更するには福島県の許可や調査が必要となります。また、土地が489名の共有地であり、現状を変更するには地権者の同意が必要になるものと想定され、また土地管理者から展望台を整備する提案を受けておりませんので、史跡として復元する考えは持っておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　それでは、再質問させていただきます。

具体的な数字が出たのは、うれしかったです。現在の部分と予想の部分、過去の事例、推移というものを生かして、今シーズンの入り込み数字もいただきました。これを基に考えますと、予想以上だったんですね。昨年が、たかつえは10万人、だいくらは６万7,000ぐらいでしたので、伸びとしてはそれぞれ上がっていますし、昨年の４スキー場の合計を計算してみたら23万9,300ぐらいだったので、27万人というと14％かな、計算してみました。14％ぐらいの伸びですけれども、私はこの分でいうと、県が発表している各県内のスキー場の入り込み数のあれが公式に発表されています。

それを基に見ると、こちらの発表と同じような数字だったので、それをちょっと引用させてもらえば、まず１つ言いたいのは、スキー人口が減る中でという世の中の、日本人は冬には慣れないでしょうから、その傾向を引用する答弁書の中を考えると、近隣のスキー場が閉鎖する中の、例えば箕輪と羽鳥の分をちょっと足してみました。２年前で、今シーズンはありますので、それをしますと、箕輪で３万1,000、これは２年前ですけれども、羽鳥が４万1,000で、７万2,000人が行き場を失っているという形。１年前ですと、箕輪が４万少しと羽鳥が２万7,700で、これは６万8,000人です。

方針の中に、近隣のスキー場が閉鎖される中で、そのお客さんが平日の、例えば千葉市教育委員会の、千葉市が冬のスキー教室を選んでいただいて、今回4,000プラスアルファの利用が

あって、かなり忙しかったというか繁盛したというか、手応えもあったということを聞いています。それは一つの、千葉市の学校だけの話で、ほかに一般もいらっしゃっていますね。パックの券が1.5倍とか言っていましたので……、シーズン券ですね。あれは住所等が分かるので、県南の羽鳥を使っていた人たちや北関東の人たちが、もちろん含んでいると彼らも言っていましたけれども、それはこれから分析すると分かってくるので、そういう、先ほど言ったその２つのスキー場だけで７万とか近い部分の前後の人たちが行き場を失っていて、ここを選んで、方針の中に盛り込んである、文書のとおりなんですね。その分が、日本人がボード離れとか、スキー離れというのを引用するには、僕はちょっとずれているなという感覚はあるんです。

30分、１時間で来る人たちが、今行き場を失って、ここに来てくれたということを今回のテーマで僕は質問しているんですけれども、この認識に関しては、やはり町が答弁している、日本人がちょうど冬のウインタースポーツに合わないんでしょうけれども、そういうスキー減少の、スキー人口が減っている中でのと引用するのは、僕は決して正しくないと思うんですけれども、その部分に対してどういう認識があるんでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　この件については、タウンミーティングでも同様のご指摘をいただきました。

我々として、素案の作成については、昨年の夏から秋、そして冬場にかけて素案の書き込みをしたところでございますが、近隣スキー場の閉鎖というものがここまでプラスに働くという思いは、その時点で持っていなかった。

あわせて、千葉市のスキー教室がだいくらを選んでもらったということについては、本当にありがたいし、那須甲子青少年自然の家、そこに宿泊をしてバスで来てもらうと。このことについて、議会の全協に出すときでは、はっきり認識ができていなかった。しかしながら、蓋を開けてみると、栃木県の北部にあるスキー場の閉鎖、さらには天栄村にあるスキー場の閉鎖というものが、国道289号を介して、南会津のだいくらスキー場ほか、我々のほうに入ってきてくれたという、これはありがたい現象で、このことについてはしっかり受け止めて、今後の誘客に努めるべきだと、このような認識を持っているところであります。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　もちろん、蓋を開けてみなきゃ分からないし、実際シーズンが始まったら、こういうプラスの要素が、僕は本当に実感としてありました。

スキー場で先日ちょっと立ち話をしてきたら、この人たちはどうなるのかななんて言ったら、3,000人かな、来シーズンも、少なくなったのは分からないですけれども、いろいろ検討しな

がら、スキー教室がもしかして減少したのかもしれませんけれども、3,000人は予約が入っていますよという話をしていました。

千葉市のほうも、今回来てくれた中では、やっぱりいいスキー場と、その言葉は僕は生で聞いていませんけれども、１時間かからないぐらいで、那須甲子自然の家から来るということだけで、彼らは本当にこのスキー場は、末永く使ってもらうこと、彼らは4,000人幾らですね、彼らは多分携帯を持っている中学生だったり、自分たちでいろいろ発信して、お父さん、お母さんに見せるでしょうし、それは今ＳＮＳとかなんかでいきますか、彼らがみんな宣伝マンだと僕は思っています。

そんな意味では、今、ポスター等じゃなくて、そういう来てくれた人たちを離さない工夫は幾らでもあるし、そんな意味では、すごく僕は楽観で本当に申し訳ないぐらいで、楽観で言うと怒られちゃうんだけれども、かなり僕に関しては、町がやっている民間主導、後の質問にもちょっとかぶりますけれども、そんなんじゃなくて、町が足し算をしますと、今回の町の答弁が27万人ですよ。この町に27万人の交流人口が来て、昨年ですと23万9,000、おととしは21万でしたけれども、コロナ禍が落ち着きながらだんだん上がってきているのは、もちろん皆さんも手応えはあると思うんですけれども、この27万は、来年はどうか分かりません。ほかのスキー場に移ってしまう方もいらっしゃるかもしれないけれども、僕はどちらかといったら、新しく選んでくれた人たちが、人工降雪機じゃない、１月、２月は北海道に負けないぐらいのパウダースノーですし、僕は羽毛の綿のスキー、雪の部分の感覚がめちゃめちゃあるので、もっと抵抗感もなくて、30センチ降ってもスキーがそのまま吸い込んでいくみたいな雪の１月、２月を味わっているので、もっともっと軽い、まるでこんなにうまかったか知らんと思うぐらいの雪を持っていますね。だから、そういう新しい体験もできるようなスキー場なのです。

もう一つ質問します。少雪ということ、今回様々な議員の質問の中で、少雪と言っていました。実は昨年、少雪でしたよね。だいくらは正月もずっと動きました、オープンから。僕は地元に行っているし、うちのお客さんたちも正月もずっと常連さんが泊まって、だいくらに通っていましたので、それを考えると、少雪こそ、ここの部分は……、皮肉ですよ。だけれども、表磐梯もバツ印の中で、昨年も上がっていたんですよね。

ここの部分というのは、少雪の心配はあるけれども、ほかのスキーヤーには申し訳ないけれども、ここのスキー場は動ける、動くんですよね。かえって、だから、去年の23万というのは、これは僕が持ち出すと、去年が多かったのは少雪だったからなんて言われると、ちょっと怒られちゃうかもしれないけれども、そういう意味では少雪に関する不安要素、ここは北西斜面で

すから、新雪が１回、12月に降りますと、そのまま正月まで真っ白状態でいきます。北西斜面なので日は当たりません。３時頃はもう日没ですから。

この少雪に関する認識、ほかのスキー場の表磐梯なんかも比べれば、少雪の中で何十もあるスキー場の中で、このスキー場はそんなに悪く、少雪でかなりの心配があるでしょうか。どうでしょうか。ほかも、もちろんスキー場は心配はありますが、その認識はどうでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　少雪については、だいくらスキー場の斜面、だいくらを挙げると北向きの斜面が非常に雪が残りやすい、一度降れば使えるというような、そういうふうなタウンミーティングでのご指摘もありましたし、雪質についても、本当にパウダースノーで北海道と変わらないぐらいの好条件であるというような事例の紹介もいただきました。

ですから、その部分については、やっぱりスキー場の強みとして、南会津全体を強みとして訴えていく必要があるんだろうというふうに、改めてタウンミーティングで我々にお示しいただいたのかなというふうに思っております。

一方では、過去にあった、本当に少雪で、どこのスキー場も営業できなかったというときに、多分あのとき１億2,300万ほどの、４つのスキー場に対して町が交付した事例があります。そのときにも議会から議論があって、こういったものが今後続いたときにどう対応していくんだというようなことが議論となって、今後の16施設の方針の在り方という一つの検討の着手点になったというのは事実でございますし、これは昨日からお話ししてきているところでございます。

福島県内のスキー場を比較すれば、南会津の地の利というか、地形だとか標高だとか、そういうところを評価をすれば、県内のスキー場の中でも、裏磐梯地方と同じぐらいに好条件のところに位置しているのかなと、このように思っております。

しかしながら、数年前に発生した、本当に滑れない、来訪者が全くないというような、そういう危険性もはらんでいることは、我々はちょっと押さえておかなくちゃいけないというようなことで、計画書のほうに表記したわけでございます。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　好条件である認識、タウンミーティングのほうで様々な意見が出たと思いますけれども、そういう意味では、僕はこの４スキー場で関東地方からほぼ90％ぐらい、向こうから来ていただける中で、27万人という数字が今回出てきた部分でいうと、交流人口を見いだす中で、財政負担があるから、その削減のためであって、閉鎖目的ではないと町長は大

分何回も繰り返し言っています。もちろん、そのとおりだと思います。

僕は指定管理の、３番に行っちゃいますけれども、その部分では、ではこういうのはどうなんでしょう。本当は削減ならば、４スキー場も同じように削減という方向でいえば、それぞれ独立するぐらいでやってほしいという部分でいえば、同じような部分で、節約できるまでやろうよ。タウンミーティングでもやることがいっぱいあったはずだとか言いながら、今回出したことが、ちょっとどうというような答弁を結構してきました。まだまだやることがいっぱいあったはずだという言葉を大分繰り返していました。

そういう意味では、まだまだやることを４スキー場に投げかけて、平等に投げかけて、それと減らせば１億2,000万の修繕費は8,000万になるかもしれないし、その分は努力だし、我々はだいくら、僕の地元だとすれば、その中で4,000万だとすれば、その分を1,000万とかでいう部分でいうと努力がある。それは多分アクションとして町長が呼びかける部分で、これは大きいと思うんですね。そういう部分に関する認識は、やることがいっぱいあったという部分に関しては、どういう認識があるんでしょうか。今、振り返れば。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　今の振り返りということでお答えすると、我々としては指定管理者のほうにスキー場の運営をお任せしていたというのが、これまでの姿だと思います。しかし、タウンミーティングで出された意見を思い返しますと、本当に努力してきたのかと、もっともっとやれることがあるでしょうというのは、非常に声として多かったなというふうに思っております。

１つは、収入を増やすためのアプローチ、それから顧客満足度を高めて再び来訪してもらうための取組、これだってまだまだできるでしょう、提案はありますよ、自分たちもお手伝いできることがあればやりますというような、非常にありがたいお言葉をいただきました。

一方では、経費の削減についても、努力をすれば削減をしつつ、減らすところは減らして、収入を得るところは得てスキー場の安定経営に資するという、その可能性について、タウンミーティング５か所の結果と、それから寄せられている意見書からすると、我々が認識していたものとは違う可能性を感じたところでございます。

その１つが栃木県のスキー場の閉鎖、それから県南のスキー場の閉鎖、これが非常にプラスに働いているということを踏まえると、冒頭申し上げましたように、タウンミーティングでお示しした町の案をそのまま押し通すということは適当ではないというふうに思っておりまして、今後それについての見直しを行うということについては、昨日も答弁したとおりでございます。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　何回も同じような部分ですけれども、僕はそれは確認して、本当にメモしていると、同じ言葉、町長が言っている部分で、本当に僕はもっともだと思うし、閉鎖という言葉が不安と不信と不満かな、３つの言葉を同じく並べました。まさにそのとおりだと思います。不安を与えただろうし、何で今さらなんだという部分で、これは不信ですよね。僕なんかも開いた口が塞がらなかった12月でしたね。何でというのがありました。

それは別に、どこがどうじゃなくて、こんないいスキー場、お客さんは言いますよ。こんなスキー場、なくなるんですかねと、不思議な感覚で言います。正月に来た若いカップルなんかは、初めてレンタカーで来た子なんかは、本当に20代の始まりでしょうけれども、スマホを開けたら、令和13年になくなるんだからなんていうのが一番初めに開いたもので、どんなスキー場だか見に来たわという感じで、３時間ぐらいでレンタカーで来ましたと。雪のない、ここは除雪がすごいので、近かったですよなんという感想を述べて滑っていきました。考えてみると、ここは一度来れば離れないと僕は思っています。

もう一つ、先々週来たお客さんが言ったのは、いや、変わりましたねと。挨拶とか、乗せるときの降車係とか乗車係があるんですけれども、そういう部分でいうと、それだけでも我々は感じるんだなんという、お客さんの感覚はやっぱり違うじゃないですか。そういうお客さんに対するサービスというか、そういう挨拶を含めて、もちろん、今は全部どのスキー場もやっているでしょうけれども、それだけでも、やっぱりあそこのスキー場はこうなんだよなんという口コミだったり、やはりＳＮＳで情報発信する人たちは、みんな宣伝マンなので、そういう部分でいえば、先ほど町長が言われたとおりに、やることはもっといっぱいあったり、これからやることで、４スキー場は残ると僕は楽観して見ています。

では、ここの民間主導に関しては、町長は、こんなことを言っていましたね。だいくらスキーを未来につなぐ会、彼らを裏切らない結論を出したい。これは大きいです。重いです。これを多分、我々は聞いているので、裏切らない答えの中で、民間が来る来ないとかじゃなくて、町がそこの４スキー場を持ち続けた、そのプライドというか、それはもう格好いいと思うんですよね。このちっちゃな町で27万人の交流人口をつくっている。もう一つは、それぞれの組織の中で指定管理を受けた人たちが、それ自身で節約しながら、１億2,000万じゃないだろう。４スキー場で8,000万ぐらいすれば、財政負担も何とか27万人の交流人口を持っている部分だから、ちょうどいい財政負担というのが僕はあると思うんです。それに向かって従業員を含めて、自分らで直せるものは直すとか、修理に関しては自分たちで自前で、よくテレビなんかでありますね。圧雪車を直すのは私たちがやっていますなんというニュースを時々聞きますよ。

これは7,000万なんだと。ちゃんと今、僕たちが直しているんだよなんていうスキー場もあれば、ここは外注なのかもしれませんけれども、そういう節約しながらやっているスキー場もあるわけだから、いろんなやり方で、ぜひその分はやってほしいなと思います。

もう一つ、ちょっと聞きたかったのは、こんなことがあるんですよ。町の規定は、圧雪車が替わったら買いましょうという形。修繕だったら、これまでの枠ならば町が払いましょうとなっていると、その趣旨は変わらないですよね、修繕というのが起きれば。

僕が思ったのは、かつて少雪のときに１億とか何かで、かつて町が出していた部分というのは、これは入り込みも例えば27万人だけれども、30万になったとすれば、黒字化していくとすると、そのお金というのは、本当はスキー場でもうかったんだったら、うちらは今回7,000万で、我々買っちゃったよみたいな勢いだってあっていいはずですよね、入り込みによっては。だから、そういうルールもつくっていかないと、修繕は間違いなく町で、圧雪車は間違いなくうちらで買いますというルールが今のままいくんだったら、それは全く変わらなく、１億2,000万はそのまま平行線なはずですよね。

そういう部分も考えて、プラスになったら、我々はここまでだけれども、ぜひピステンだろうが、その圧雪車は7,000万ぐらい、今回は黒字なのでそれを買っちゃおうみたいな、そういうルール変更という、節約に関する考え方はどうでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

今回、来年度、新たな指定管理を迎えるに当たりまして、この３月に課長会議を行いました。その内容としましては、まず今、指定管理に出している設置条例に利用料金が入っております。利用料金をもう一回、アッパーを見直そうということで、１回見直しをかけていただいています。

さらには、今、指定管理いただいている内容で、足かせのあるような条例があれば、そこは少し見直しましょうということで行っております。その中で利用料金が上がれば、先ほどおっしゃったように赤字化の解消もできるのかなというふうに思っております。

ただ、なかなか町が設置している施設に備品の投入を会社がやるということは、多分、短期的な指定管理の中ではなかなか難しいのかなと思いますので、必要な施設の修繕であったり、管理上の必要な備品については、町が出資するのが適当なのかなというふうに思うところでございます。

以上です。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　そうじゃなかったら、僕は民間がそこをやるというのは、もうかるからやるしかないんです、民間の場合は。民間がやるということは、財政負担じゃなくて独立するから、それで僕はもうかると思っています。

ちょうど12月にちらっと言った記憶があるんです。我々でやろうかと。湯田さん、やるんです。そんな元気もお金も持っていないよという部分は、後で言われたことあるんです。ただ、もうかり過ぎだと僕は思っています。だから、本当は、だけれども、もうかる分で何をしたいかというと、僕は今、課長が言ったみたいな部分じゃなくて、その部分でやっぱりルールは今のルールだと、出すだけ、修理だけというけれども、本当にその辺はもうかったら、町が今まで出資した分を還元するような方向で、意気込みでそれはやってほしいのね。

だから、そういう部分で言えば、逆に我々は7,000万で買ったとかという、そういうエピソードをその会社が、指定管理の相手がやってくれるぐらいの勢いが欲しいという、今回は僕は勢いがつくと思います。僕は楽観して見ています。

先ほど、インバウンドの話も時々前回の議員からも出ていましたけれども、よく言いますけれども、台湾とか、ああいう人たちはスキーはやらないけれども、リフトに乗るんだそうですね。これはすごいと。ハワイの人たちも、スキーはやらないんですよ。上がるだけ、乗せてあげて、雪景色で、ハワイにはないわというインタビューを受けた人がいました。

この雪というのは、やっぱりすごい財産だし、そういう意味では、僕はそちらのほうに期待しますね。僕は、インバウンド時代は、ちょっとアレルギーを持っているかもしれないけれども、今、北海道とか長野県とか、その部分ではあるけれども、もしかして、やっぱり彼らがこのスキー場の４スキー場に、一町で回れますからね。こんないいスキー場は、様々な特徴があるので、ぜひ、その辺では、これはもう終わりますけれども、町長の裏切らない、６月の答えを期待し、みんなが希望の持てる、夢の持てるような、そういう言葉を待っていますので、それは期待しております。

２番に移ります。黒磯田島線の部分に関してです。

これに関しては、既に要望活動をやっているということだったので、もちろん分かっています。僕は、この質問をしたのは、延長にはこれがあるんです。要するに、トンネル化によって、黒磯とここをつなぐ、本来の青写真ではちょっとハードルが高いですけれども、昔、駒止トンネルを造って、西部とこちらをやった、駒止トンネルの２キロメートルですけれども、ここはやはり２キロか1.5キロだったか、それでいけば抜けちゃというような構想で今、町は運動し

たりしているはずです。

町長の施政方針の中にも、幸いにも１行、「一方、会津縦貫南道路５工区」という、その最後の２行、「今後も、県道黒磯田島線を含め幹線道路の整備促進に向けた要望活動を力強く継続します。」と。これは１行にはちょっと満たりませんでしたけれども、この言葉も僕は思うんですよ。このためには、やはり土地が途中問題があったり曲がったりじゃなくて、こういうもので、地元の合意で、その延長上にある部分の手前が整備されていくという勢いがあって初めて、トンネル化が決まってから、途中の土地要請とか何かをするなんかじゃなくて、この町の本気度をそういうもので示したり、その環境、前わきですね。結構急峻な坂だったりカーブだったりがその先に続きますけれども、今回はこれはテーマに上げていますけれども、これに関しては、それに続くための前段階の動きとして、こういうのも重要だと思うんですけれども、その認識はどうでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　県道黒磯田島線の要望活動については、那須塩原の市長と同盟会を組んで、栃木県庁、それから福島県庁の要望活動を実施しております。

その項目の１番目に、水無地区の狭隘・屈曲区間の解消というものを１番目に挙げて、やはり住民生活に支障するので、ここは改善してくださいというようなところをお願いしております。

さらに、栃木県との物流、それから災害時の代替道路、そういったところを含めると、新たな交通手段として、この道路を我々としては栃木県とつなぎたい、那須塩原市も一緒にやりましょうということで要望活動をしているところでございます。

しかし、残念ながら、栃木県庁も福島県庁も現道の維持管理、それから改良等に優先をして、今後の大きな課題については次の段階での取組になりますということで、前向きな話はいただいておりません。しかし、これは諦めることなく、この事業の進捗に向けて、それこそ議会と手を合わせながら要望活動を進めていく必要があると思います。

この道路が抜けると、黒磯板室インターに本当に近いルートで抜けますし、観光の流入にもつながる。それから、物流においても非常に効果があると、このように思いますので、この視点は忘れないで動きたいと、このように思っております。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　僕も栃木県側の現地調査というか現地を見てきて、結構山道だなと思って、あの区間が長いなと、逆にハードルがそこで高くなったような気がしたんだけど、で

も、本当は、これは夢というか、こういうのがいい話ですよね。いつやるんだと、多分来年はできないだろうとみんな分かっていますから、そういう意味では、こういうものを土地の部分とか何かも、既に合意形成なんかで、住民なんかで急峻なところがあったら、県が土地交渉じゃなくて、我々はもう、そんなのはやってやるよみたいな部分の勢いがあってこそ、町が土地交渉で入って、このカーブのところは誰でしょうかねじゃなくて、その前の段階で、先ほど言った急峻、中間の400メーターの狭いところも、実は神社だったり、489戸だったか、その権利だったりするからハードルが高いと思って諦めるのもある。それは町が住民の所有者とか、そういうのを共有地として交渉してあげて、こういうのはもう町でちゃんとオーケーを取ったから町がやってくださいよというような、そういうプランニングで進めるべきなんだと僕は思うんですけれども、それに関してはどう思いますか。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

今年度におきましては、特に大雪ということで南会津管内で倒木がたくさんございまして、そういった観点からも、先日、建設事務所さんのほうと打合せをさせていただきました。特に倒木に関して、今回かなりの数があって、そういった方の地権者の対応等につきましても、県と手を合わせながら一緒に協力をして進めてまいるということでございます。そういったことを確認したところでございます。

さらに、今回の改良部分でございますが、かなり前から、平成14年ぐらいから地域課題検討会ということで、福島県の南会津建設事務所のほうと毎年行っておるんですけれども、こういったことで要望活動をしてございます。そういった中でも、県と一緒になって意見交換をしながら進めていくというふうな考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　要望活動ももちろん重要ですし、この分の危険な部分、町が除雪を受けているんだったら、その部分のすごさとか、そういう部分では、分かってはいるけれどもなかなか進まないのもあるけれども、やっぱり起こせば先ほど言ったとおりで、区長の代表で当時20年ぐらい前にそれがクリアしたということは、県も動いたという部分でいうと、実績は過去にありますので、ぜひその部分で言えば、その延長上のこの狭い区間の500メーター、400メーターの部分を、要望活動のあれにも入っていますので、ぜひその辺はやってほしいなと思います。

それでは、３番に行きたいと思っています。

僕は、この３番に関しての答えの部分の、そのずれに関しては、すごく残念なんです。答弁の中には、平安時代の部分の引用の部分であって、天守の役割、僕もこれは勉強しています。文献はございませんが、僕も本当にボキャブラリーの少なくて、見張り台という言葉がそんなに、僕は戦国時代の見張り台のイメージで言っちゃっている部分なんだけれども、天守というのは城で敵陣の動きだったり、自分の町の城下の部分の動きを見たりする部分でいえば、天守はそもそもそういう場所ですよね。

山城であれば、久川城もあれは山城の一つですし、和泉田にある和泉田城、河原崎城かな、看板が上がっていますけれども、ちょうど五十嵐司元議員の上の後ろ、郵便局の上のほうの600メーター辺りに、やぐらというか見張り台があったらしいですよね。お城があったそうです。

あと、山内家の、要は只見のお城が駅の近辺にあったらしくて、先ほどうれしかったのが、のろしという部分がありました。こののろしは、実は只見の山内家のほうからのろしを上げて、和泉田辺りで、５か所ぐらいやりながら、のろしを通信のあれでやっていたというた文献が残っているので、南郷地区のそういう史跡の中にもあるんですね。

僕は、こののろしも考慮して実はしゃべっています。要は、戦国時代とかその部分でいえば、この答弁書にあるとおりです。文献にはあるけれど。見張り台というのは、僕の言っている見張り台と、町が言っているのは天守と、山城の文献と、あと物見台。物見台も、要は天下を見下ろしたり、のろしを見るための台のわけであって、何で高いところにつくるかといったら、より高く、より広くまで見るということで、愛宕山信仰もありますけれども、そういうところにそういう見張り台をつくって、和泉田であれば600メーター、山の中腹にあって遠くののろしを見るわけですよ。

ですから、僕の見張り台の価値観と物見台と天守的な部分のずれ、町は全くこれを考えていなくて、見張り台というのはどんな部分で捉えたんでしょうか。この見張り台の意味は分かりますか。どういう認識だったんでしょうか。イコールじゃないんでしょうか。近いと僕は思って表現しているんですけれども、何か全く違いますよ、見張り台とは認識していませんよという言葉は、どういう詳細なんでしょうか。お聞かせ願いたい。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えいたします。

物見台という形で捉えておりますけれども、議員おっしゃっているような役割も持っていたと思っております。これにつきましては、今、愛宕山神社がございますが、あそこに城主がお

るのであれば、その手前に物見台があって、のろしや敵の攻め入りを確認する物見台的なところがあったものかと思います。

また、上平地区、広域消防署の裏のほうですね、あそこの山の上のほうにも、こういったところも見られますので、何か所か稜線上にあったものかと思っております。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　もちろん、それは昔の鴫山城の墨絵というか、何か想像画で手前の部分にあったり、後ろにあったりする部分も僕も実は確認しています。

僕は展望台とか観光のプラン付図に載っているにもかかわらずというのは、この質問したのは、2018年の繰り返し、全くイコールなんだけれども、その分では、今年になってから、たまたま立ち話する方に、地元ですよ。あそこの地元の方に、あれは見えなくて、上がってもやぶなんだよねというのを二、三人、全然関係ない人から言われたというのがあって、それは僕が質問しているよなんて言ったけれども、そんなことには全く関心ないみたいなんだけれども。

それに関して、見張り台というのは、手をつけずに大きくなって見えなくなったと。僕は、だから全部切ってしまえばというわけじゃないですよ。見晴らせる、かつてはのろし台で、のろしを見ていたという世界があったわけだから、見晴らし台、あるいは物見台としてふさわしい、つまりお城である山城が本来山城であるならば、あの石垣を再現したり、内の丸のお堀、ああいうものを再現しながら、当時に思いをはせるという部分の延長だと僕は思うんですよ。

今はやぶですから、現状で切ったら怒られるなんて話をするんじゃなくて、昔はそこから遠くを遠く、川島方面だろうが針生方面だろうが長野方面だろうが見られた。今でも隙間からは見えますよ。だけれども、そうじゃなくて、一望できた当時の城として、天守があったなんていう引用をしてくれているんだから、天守としての役割をできるような形にしたのが、歴史の思いをはせる部分でいえば近いのではないかというのが、僕は現状だと思って言っているんです。それに関しての認識はどうでしょうか。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　この愛宕山につきまして、私は３つ役割があるかなと思っています。

平安時代ですけれども、一番は信仰の場だと私は思っています。昔は、病とか何かがあったときに神様を頼りにして、愛宕神社というのは、まさに火の神様でありまして、火伏せですよね。それから、勝軍地蔵というか、戦の神でもあると。

この愛宕というのは全国に広がっているわけで、鴫山城の前、平安時代から南北朝、その期間はありますけれども、ほとんどがやっぱり信仰の場、高い山はそこに神が降臨するというか、

そういう役割があったので、一番大きな役割は信仰の場だったと思います。日照りがあれば雨乞いをしたりとか、そういうことがやっぱり一番大きかったのかなと思っています。

２つ目は、先ほどあった、のろし。これもあったように鴫山城、それから観音岩、藤生ですね。それから、荒海にある貝鳴山、おむすびみたいな山ですけれども、それから、横川の鶴渕ですか、そののろしが形として見られるという、そういった役割。

それから、今あった見張り、これはやぐらというか、平たんに見るんじゃなくて、そういった敵が来るときにはやぐらですね。それをつくってやっているとか、そういったいろいろ役割があるということで、信仰であるというところも忘れてはならないのかなと私は思っています。

以上です。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　僕は、やっぱり聞き伝いで聞いているので、あれはこうだったよみたいなことを言っていたものだから、のろしがあって、のろしの意味は教育長が言われたとおりで、町の部分は僕は研究不足で申し訳ない。僕は向こうのほうが気になったので、只見から久川城までののろしの伝達の話を先に聞いていたので、この場だって、もちろん戦国時代にものろしによって情報伝達はしていたと思うので、そういうものに思いをはせると、わくわくするし、それが見えない状態は違うだろうということを僕は言いたいだけですので、それを原状だと思って切らないんだったら切らないままが現状でしょうから、それはそれで、町の姿勢に関して僕は。

そういう意味では、皆さんが上がってみえて疲れが吹き飛ぶような、単純にいい山で見られるというところだけを、それだけが願いですので、歴史のほうは誰かに任せまして、それは研究してもらえばいいんですけれども、ぜひその部分では、しっかり観光の名所として、信仰のことを今、教育長は話しましたけど、その部分で言えば、信仰の中で当時の人たちはそういうように、よりどころにしていたと思いますので、我々もその信仰を忘れず、それを守りつつ、展望台としてふさわしい、展望台じゃない、物見台ですか、あるいは天守としてふさわしい山城の一角にしてほしいなと思って終わりたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○山内　政議長　以上で、13番、湯田哲君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午後２時35分とします。

休憩　午後　２時２５分

再開　午後　２時３５分

○山内　政議長　休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◇　湯　田　剛　正　議員

○山内　政議長　３番、湯田剛正君の登壇を許します。

３番、湯田剛正君。

○３番　湯田剛正議員　議席番号３番、湯田剛正です。最後の一般質問者でございます。

質問事項。「憩の家」の指定管理方針は。

質問要旨。町有観光施設の今後の方針（案）で、憩の家は「規模縮小し継続」とありました。

そこで、①具体的な縮小規模は。

②経営改善計画書の営業戦略に「イベント参加」とありましたが、今年度はどのようなイベントに何回参加しましたか。

③独自の誘客イベントなどは企画しましたか。

④今後、民間事業者へ指定管理を任せることは考えていますか。

質問２、（株）みなみあいづの組織体制は。

①取締役に定年はあるのか。

②指定管理施設からの撤退を踏まえ、新年度から職員の配置予定をヒアリング等でどのように把握していますか。

以上を質問いたします。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　３番、湯田剛正議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「憩の家」の指定管理方針はに関する１点目、町有観光施設の今後の方針（案）で、憩の家は規模を縮小し継続とありますが、その具体的な縮小規模はとのおただしでありました。

会津高原尾瀬口駅と隣接する会津高原憩の家は、鉄道利用者や尾瀬に向かう観光客、スキー客等の立ち寄り場として、観光情報の発信や特産品の販売、食堂営業を行ってまいりました。

しかしながら、路線バスの統合や鉄道利用者の減少により、収益が落ち込むことが予想されることから、指定管理者からの申出により、食堂営業の終了や取扱商品の見直しなどが行われてきました。

今後につきましては、休憩所としての機能を維持しながら、経費の削減と収益に見合った規模に縮小していくことになると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に２点目、経営改善計画の営業戦略にあるイベント参加とはどのようなイベントで、今年は何回参加したかとのおただしをいただきました。

回数としては１回で、令和６年８月23日、野岩鉄道株式会社で企画した納涼ビール列車の運行に合わせ、会津高原尾瀬口駅周辺での自由行動の際に、地酒のＰＲや販売を行ったと聞いております。

次に３点目、独自の誘客イベントなどは企画したかというおただしをいただきました。

観光施設への誘客と売上げ向上を目的に、町内及び南会津郡内の観光施設に憩の家限定で使用できる商品の割引券をつけたチラシを備え置いたほか、季節限定の地酒の特設売場を設けたＰＲと販売促進活動を実施していると、このように聞いているところであります。

次に４点目、今後、民間事業者へ指定管理を任せることは考えていますかとのおただしでありました。

会津高原憩の家につきましては、令和８年３月31日をもって、現指定管理者による指定管理期間が終了となります。現在のところ、これまでどおり公募による選定を考えておりますので、民間事業者が指定管理者になることはあり得ると、このように考えております。

次に、（株）みなみあいづの組織体制はに関する１点目、取締役に定年はあるのかとのおただしでございますが、株式会社みなみあいづについては、取締役の定年はございません。

次に２点目、指定管理施設からの撤退を踏まえ、新年度からの職員の配置予定をヒアリング等でどのように把握していますかとのおただしでございました。

株式会社みなみあいづの社員の配置については、毎年度、会社から社員配置予定表が提出され、把握しております。

今年度も、令和７年４月１日付の社員配置予定表が提出されているところであります。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　３番、湯田剛正君。

○３番　湯田剛正議員　①の今後、休息所として機能を維持しながら、経費削減と収益に見合

った規模に縮小していくことと考えておりますということで、見合う施設としての最低限の維持管理とはどのようなことなのでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

今回、規模縮小という部分では、昨年の10月からバス路線の見直しがあって、バスの利用者もいなくなってしまった、そして、さらに鉄道の利用者も減少していると。そういった中で、これまでは、株式会社みなみあいづとしては、食堂と売店を経営しつつ従業員を雇いながら、憩の家のトイレですとか、そういった電気類の暖房費ですとか、そういったのも会社持ちで指定管理なしで今まで行っていただいておりました。

ただ、やはり今ほど言いましたように、10月から環境が変わりまして、町としては、やはりその施設、憩の家を廃止にするわけにはいきませんので、そういった部分では、最低限の例えばトイレの維持ですとか、あと先ほど言いましたように電気、照明ですとか駐車場もございますので、照明の電球ですとか、そういった部分を含めた経費ですとか、その他の経費、そういった部分を含めまして、７年度予算に指定管理料として最低限ということで積算しまして、357万9,000円を計上しているところでございます。

○山内　政議長　３番、湯田剛正君。

○３番　湯田剛正議員　ありがとうございました。

続きまして、２、イベントの回数はと質問したところ、今回は１回ということの回答でしたが、株式会社みなみあいづ経営改善計画、令和６年４月１日から令和11年３月３日までの経営で、企画の内容として、鉄道各社と連携を強化し、主催イベントへも積極的に参加することで誘致を図ると改善計画に載っていたのですが、全然積極的でないイベント参加なのでございますが、みなみやま観光であるとか、積極的な回数をできなかった理由は聞いておりますか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　特に、そのイベントに対して、なぜ積極的になれなかったかという部分では、ヒアリングはしておりません。

ただ、先ほど町長答弁で申し上げましたとおり、８月23日に、野岩鉄道が主催となりまして納涼列車ということでやらせていただきましたが、答弁書の中にもありましたとおり、尾瀬口駅の周辺での自由行動ですとか、そういった部分も時間を設けておりましたので、そこで、きちんと会社として憩の家の売店がございますので、その中で、お酒の地酒のＰＲですとか、道の駅たじまと連携しております４蔵の地酒の限定酒等のＰＲもきちんと行っておりますので、

そういった部分では、積極的には結果的にならなかったかもしれませんけれども、参加者も74名いたことから、その方がいろいろと憩の家の売店、食堂はその頃まだ経営しておりましたので、そういった部分での休憩ですとか地酒ですとか、地元のお土産を買っていただいたのかなというふうには評価しているところです。

○山内　政議長　３番、湯田剛正君。

○３番　湯田剛正議員　令和７年２月の素案書で書かれている文でございますが、売れ残りや消費期限間際となった土産品も多い。同じ指定管理者みなみやま観光が運営する道の駅たじまと連携もされていない。販売面でも大きな課題も知っていると素案書に書かれておりますが、分かっていて、みなみあいづ観光へ意見交換はされましたか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

昨年度以来、株式会社みなみあいづが指定管理を行っている施設に関しましては、月１回程度ヒアリングを実施しております。そうした中で、評価報告書にもあるような課題もやっぱり示されておりましたので、そういう部分でしっかりと道の駅たじまと連携しながら、先ほど言いましたように地酒のＰＲもそうなんですけれども、そういったお土産品のうまく回す回し方ですとか、そういったものを工夫しながら、販売につなげていければなというふうには、きちんとヒアリングはしているところです。

ただ、それが結果につながっているかというのは、なかなかそういう部分では難しかったのかなというふうには感じております。

○山内　政議長　３番、湯田剛正君。

○３番　湯田剛正議員　素案書の中には、自家用車や観光バス等での観光客の来訪が見込まれる休憩所として機能を充実、ニーズを再度再整理すると書かれておりますが、どのような整理を考えておりますか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　ちょっと確認したいのですが、今ほど質問があったものは、会社の株式会社みなみあいづとしての改善計画の中の改善策ということでよろしかったでしょうか。

○山内　政議長　３番、湯田剛正君。

○３番　湯田剛正議員　素案のほうに文書は載っています。休息所として機能を充実、ニーズを再度整理し直すということです。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

当時といいますか、今年度以来、10月からバス路線が廃止になってしまったという部分では、環境が大きく変わっているところです。そういった部分でも、観光施設の方針案の中でも、なかなか流動的な部分もございまして、今のところ、やはりその環境に合わせた食堂の廃止ですとか、そういった部分は行っております。

ただ、売店におきましては、町としての考えであったり、株式会社みなみあいづのヒアリング等の考え方であったり、そういう部分で共通する部分では、売店のほうでは、さほどといいますか、食堂を経営していたときよりも、かなり売上げが落ち込むのではないかという部分も想定されてはいたんですけども、10月以降、売店のほうは、50％以下には売上げが、昨年度から比べれば落ち込んではいるものの、やはり紅葉シーズンですとか、あと、今は冬季間ですから、スキー場の利用の方、スノーパルの利用の方が帰りに寄っていただいたり、そういった部分での売店の売上げは、さほど落ちてはいなかったのかなというふうには考えておりますが、ただ、その売上げの中で、人件費と施設を賄うという部分では、なかなか合理的な経費という部分では、経費を賄うという部分では町としてはできませんので、そういった部分での指定管理の支出ですとか、そういったのも含めまして、今後もきちんと指定管理者と調整をしながら、少なからず最低限の維持管理をしながら、憩の家の経営、運営をさせていただければなというふうに感じておるところです。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　加えて、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず憩の家の指定管理、現在の考え方なんですけど、前回の公募の際には、道の駅とセットなんですよ。ということは、ここは黒字が難しいので、道の駅とセットでやってくださいという町側の悪い思惑が、今としては指定管理を受けるほうからすると、幾ら頑張っても黒にはならないんだというところが、やっぱり根っこにあると思うんですね。

ここはやっぱり改めるということで、この次の指定管理のときには道の駅は道の駅、それから憩の家は憩の家として指定管理に公募を付して、その結果、株式会社以外の事業者が手を挙げるようなことがあれば、企画書によってどちらを選ぶのかというのが出てくるということでございます。

しかしながら、路線バスの変更だったり鉄道利用客の減少を踏まえると、ここだけで黒字化するのは難しいだろうというふうに我々も思っております。それを踏まえると、最低限の休憩所としての機能を維持するために、トイレの管理を含めた一定の指定管理料を交付しながらや

っていくというのが今の考え方でございます。

○山内　政議長　３番、湯田剛正君。

○３番　湯田剛正議員　分かりました。

４番の今後の民間事業者へのあり得るとのお答えなので、それは承知しました。

続きまして、２番の①取締役に定年はあるかという答弁で、定年はございません。納得しました。

②の指定管理施設からの撤退を踏まえて、新年度の職員の配置、ヒアリング等でどのように把握しているかという答えで、７年度４月１日付の社員配置予定表が提出されております。これはどこで見ることができますか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

特にこれを公表しているわけではありませんが、株主に対して、今度はこういうふうに異動、配置するということで報告を受けているものでございます。

○山内　政議長　３番、湯田剛正君。

○３番　湯田剛正議員　今回の12月の素案で、スキー場廃止の件で、すぐに町民の方がだいくらスキー場を未来へつなぐ会をつくり、調査、説明、その他もろもろ一生懸命行動しております。

なぜこんなことを言うかと思ったのは、管理している会社のアイデアとか、一生懸命やっているというのを町民の方も心配しておりまして、あと住民の方にいろいろ情報なり話を聞いて、自分たちもいっぱいお聞きしているので、今まで町から補助をもらって、変わっていない、よくなっていないという感じがしますが、そういうことで、人事異動があるか質問したわけでございます。

また、今回のスキー場は、私は憩の家のほうも、みなみやま観光……

〔「違うぞ」「みなみあいづ」と言う者あり〕

○３番　湯田剛正議員　みなみあいづ観光のメンバーでやっていて、今後ちょっと心配なので、町としてやってもらえる自信はありますか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

これはタウンミーティングでも、今の株式会社みなみあいづに対する懸念として、厳しい発言があったというふうに私は受け止めております。下からの意見が上がってこないとか、取締

役の考え方が固まってしまっているとか、昨日の先ほど質問の中では、取り締まりそのものを変えないといけないんだろうというような、議員からのお話もありました。

そういったことを踏まえると、やはり今の経営層の方に、これまでのタウンミーティングの結果、それから議会での議論の結果、そういったものをお伝えをして、自分たちの会社がどう評価されているのかは受け止めていただかないといけないと、このように思っております。その上で、町として、では今の経営体制の中でいいのかということを問われると、これはちょっと長年携わってきている方が変わっていないということを、私自身も感じております。

その対応策としては、代表を含めた経営層の交代、または取締役でいらっしゃる方々の世代交代、そういったものが必要かと思います。それがすぐに、この４月とか今期の決算の５月末でできるのかというと、その後の後任のこともありますので、そういったところは町としてもしっかり踏まえながら、しっかり観光施設を運営する事業体として、若い人たちから望まれて入社をする、そういった担い手となる企業として奮起を促していきたいと、このように考えているところであります。

○山内　政議長　３番、湯田剛正君。

○３番　湯田剛正議員　最後に、今の町長の答弁、期待しております。

今回のだいくらスキー場を未来につなぐ会のように、早い実行と行動をお願いして、質問を終わりたいと思います。

○山内　政議長　以上で、３番、湯田剛正君の一般質問を終わります。

ここで議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が３回を超えることを許し、同規則第56条第１項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎発言の訂正

○山内　政議長　ここで、町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○山内　政議長　３月６日の議会開会日、提案理由の説明の中で６か所ほど誤った説明がありました。発言の訂正をお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、令和７年第１回議会定例会議案書のご準備をお願いしたいと思います。

まず、議案書13ページですが、議案第９号、これの条例の名称の読み間違いがありました。私は、南会津町手話言語条例及びコミュニケーションに関する条例と申し上げましたが、正しくは、南会津町手話言語及びコミュニケーション条例でありました。条例という言葉が２つ入ってしまいました。訂正をお願いしたいと思います。

次に、議案第53号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第８号）になります。

予算書のほう、よろしいでしょうか。補正予算のほうですね。

一般補正、歳出の23ページから24ページになります。

第10款教育費についてですが、要保護児童生徒就業援助費と申し上げましたが、正しくは、要保護児童生徒就学援助費でありました。就学と読むところを就業と読んでしまいました。ここを訂正をお願いしたいと思います。

次に、議案第54号　令和７年度南会津町一般会計予算の項目になります。

令和７年度の一般会計予算書のほうをご準備いただきたいと思います。お手数をおかけします。

10ページ、歳入の説明でありますが、第２款地方譲与税から第10款地方特別交付金と申し上げましたが、正しくは、第２款地方譲与税から第10款地方特例交付金でありました。特例交付金と申し上げるところを、特別交付金と発言してしまいました。ここについて訂正をお願いしたいと思います。

次に、98ページです。

第６款農林水産業費になりますが、第２項、ここの読み方を違えておりました。第２項森林費と申し上げましたが、正しくは第２項林業費の誤りでございました。森林費と申し上げたものを林業費に改めさせていただきたいと思います。

それから、122ページになります。

第８款土木費の第４項都市計画費になりますが、説明の中で住宅等造成工事と、このように申し上げましたが正しくは、宅地等造成工事の誤りでございました。宅地というふうに読み上げるところを住宅というふうに読み上げてしまいましたので、おわびして訂正を申し上げたいと思います。

次に、議案第59号　令和７年度南会津町下水道事業会計予算になります。

下水道会計の予算書のほうをお出しいただきたいと思います。

下水の２ページ目であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の説明の中で、第４表のとおりというふうに申し上げましたが、正しくは第４条のとおりでありました。第４条と申し上げるところを第４表というふうに読み間違いをしてしまいましたので、訂正をさせていただきます。

以上が提案理由の説明に関する訂正箇所となりました。数が多くて大変失礼いたしました。おわびして訂正をさせていただきます。

○山内　政議長　次に、総務課長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

総務課長。

○月田　啓総務課長　総務課長の月田です。

既に配付をしております令和７年第１回議会定例会の配付資料の一部に誤りがありました。修正箇所につきましてご説明をさせていただきますので、お手数とは存じますが、修正をお願いいたします。

なお、正誤表を事前に配付させていただいておりますので、併せてご確認をお願いしたいと思います。

まず、議案書でございます。

議案書49ページをご覧いただきたいと思います。

49ページ、第31条、（家賃）という項目がございます。

第31条第１項になりますが、２行目の中ほどに25万8,000円と記載がございます。こちらを25万9,000円に訂正をお願いしたいと思います。25万8,000円を25万9,000円に訂正をお願いしたいと思います。

続きまして、条例改正等の説明書でございます。

関連する説明資料になりますが、条例改正等説明書でございます。

こちらも49ページとなります。説明書の49ページをご覧ください。

議案書と関連いたしますが、新旧対照表の右欄、改正後（案）、この一番下の行になります。議案書と同じく25万8,000円と記載ございますが、この箇所を25万9,000円に訂正をお願いしたいと思います。

以上の訂正でございます。お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　ただいまの町長及び総務課長説明のとおり、ご了承願います。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第７号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第２、議案第７号　専決処分について、専決第１号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第７号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決定しました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第８号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第３、議案第８号　南会津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第９号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第４、議案第９号　南会津町手話言語及びコミュニケーションに関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　それでは、今回、手話言語及びコミュニケーション条例とした、この２つを合わせた条例の提出でありますが、この提案に至るまでの経過、経緯というか、そこをまず聞きたいと思います。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

まず、ここに至るまでの経過でございますが、議員ご承知のとおり、まずは令和４年６月議

会の一般質問から始まったというふうに認識しているところでございます。その一般質問の中で、手話言語条例の制定についての質問が出されまして、町長答弁で、情報を集めながら調査し検討していきますという答弁をさせていただきました。

その後でございますが、町の健康福祉課のほうでもいろいろ情報収集、研究をさせていただきました。さらには、議会文教委員会の中でも様々な情報を集めていただいて、研究等を行っていただいたというふうに認識しております。

令和５年の年が明けてからの文教委員会の勉強会、さらには２月３日の文教厚生委員会に、この手話言語について、さらに学習したいので担当職員、担当課は出席してくださいというような依頼を受けまして、我々はその委員会に出席しながら情報交換、さらには町の現状をお伝えさせていただいたところでございます。

そういった経緯を踏まえまして、町では、引き続き三春町の先進地視察、さらには手話サークルがございますが、そのサークルの皆さんとの意見交換をしながら約２年、３年と月日を重ねてきたわけなんですが、そういった経過を踏まえながら、今回条例として出させていただいたものでございます。

経過は今ほど申し上げたとおりなんですが、今回このタイミングで出させていただいた理由は、まず１点は、様々な例えば障害者差別解消法でありますとか障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法、そういった法律が整備されてきていること、さらには、本町の健康福祉課の取組の中で、障害者に限らずに、例えば発達支援でありますとか認知症でありますとか、そういった方々への支援を幅広く実施していきながら、共生社会というのを最近は健康福祉課の課題に挙げながら取り組んできた経緯もございます。

最後に、もう一点、議員ご承知かと思うんですが、今年デフリンピック、４年に１度の聴覚障害の皆さんが参加できる、いわゆるオリンピックが開催されます。そのオリンピックを迎えるに当たり、やはりこのタイミングで条例を提案させていただいて、そういった取組が行われていること、さらには、町内の子供たちにも、そういった大きなオリンピック、その種目の中にサッカー競技がいわきのほうで開催されるんですが、そういったものを次の世代の子供たちにも伝えていきたいというような思いがございまして、先ほど申し上げた経過、さらには、このタイミングで出す理由、そういったものを総合的に勘案しまして、今回条例という形で出させていただきました。

以上です。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　経緯と経過は分かりました。

ただ、コミュケーション条例には、発達障害者であったり、いろんな障害を持った方が情報を得るために、手話言語条例に特定しないでこういうふうにしたことは、私はよしと考えているんですけれども、令和５年の我々も入った会議の中で、手話言語条例の要望がない、通訳士の配置の要望等がないとかということを執行部のほうからお聞きしたことがあります。

医療機関の受診等、そういうところにもきちっと配慮をしているということで、その条例を制定しなくても、聾者であったり、そういう人たちにちゃんと配慮している、適切に配慮しているという発言がありましたけれども、今回この条例ができることによって、具体的に、まだこれは理念だけであれば、当然まだ具体的な話にはならないと思いますけれども、今後のこの条例を、この理念をしっかりと町民に周知する、そういうことは考えていますか。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

今ほど、おただしにもありましたとおり、今回は何か町民には、さらには事業所の皆さんに、いわゆる権利義務を課すような条例ではございません。議員おただしのとおり、理念的条例という形で今回出させていただきました。したがいまして、各条項の中には、どちらかというと概念的なものでありますとか、努力義務にとどめているのが今回の条例の特徴の一つでもございます。

今後、町で実施する内容につきましては、議案書15ページをご覧いただきまして、15ページの第７条、こちらのほうに（１）から（４）番まで、さらには（５）番まで記載してございますが、基本的には、まずは手話は言語ですよということをしっかり町民の皆さんに訴えていきたい。さらには、様々な情報のやり取りで困っている方々がいらっしゃいます。特に聴覚障害については、コミュニケーション障害だというような方も、専門家もいらっしゃいますが、まずはしっかりとそういったコミュニケーションが取れる、さらには、障害がない方と同じようなタイミングでコミュニケーションを取れるような環境をつくっていく。そういったことをまず普及啓発、普及促進から、いろんな形を使いながらしっかり広げていきたいというふうに思ってございます。

以上です。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　今、15ページの第７条について、５項目が記載されてあるわけですけれども、（４）に情報通信技術を活用したコミュニケーション手段の利用支援に関する施策、

これはＡＩを活用した自動翻訳とか、そういうことを指しているのかなというふうに思うんですけれども、これからの会議等々にそういうものを、コミュニケーション条例としてはこれが必要で、そういう予算措置も今後はしていくというふうに考えてよろしいですか。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

ここの（４）番につきましては、先ほども少し触れさせていただきましたが、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法というのを前提に、こちらの条項を整備させていただいております。

これは、いわゆる利用のしやすさ、便利さであることをしっかり町でも取り組んでいくというような考えの下で、この（４）番を整理させていただきました。議員おただしのとおり、やはり情報技術が今進歩しております。デジタル社会とも言われておりますけれども、その高度情報通信ネットワーク等を活用しながら、具体的に申し上げますと、先ほども少し触れましたとおり、障害がない方と同じようなタイミングでしっかりコミュニケーションが取れる、もしくは災害時でありますとか、そういったときに情報伝達できることをすぐ予算措置をして行うということまでは、まだ計画しておりませんけれども、そういったことも視野に入れながら、今後、町は整備を考えていく、計画を考えていくということでご理解いただければと思います。

以上です。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　分かりました。

最後になりますけれども、子供たち、インクルーシブ教育、障害者も健常者も一緒の空間で一緒に成長するということが浸透してきておりますが、手話言語、この部分は単独の条例ではないにしても、手話を言語としてしっかりと認識をしてもらうためには、子供たちへ、こういう機会を提供すること。そして、それが家庭に帰って、親兄弟と話す等々が大きな周知の力になるのではないかと思うんですけれども、その辺は教育長、どうでしょうか。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　たしか４年生だったと思いますけれども、国語の教材に、そういった点字ブロックだったりとか、そういう教材がありました。今ちょっと確認できないんですけれども、そういったところで、当時というか、手話の方を学校にお呼びして、教室でこういうふうにやるんだよとか、そういったことも実践例としてはございます。

なので、そういったものを教材を収集してやるということは十分に可能ですし、当然、今ほ

ど先ほど課長からありましたように、これからはやはり共生社会ですので、それは、ほかの分野でもいろいろ言われていますので、それは重点的に進めてまいりたいと思っています。

〔「了解です」と言う者あり〕

○山内　政議長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎議案第１０号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第５、議案第10号　南会津町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議案第１１号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第６、議案第11号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１２号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第７、議案第12号　南会津町表彰条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１３号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第８、議案第13号　南会津町地区集会施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１４号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第９、議案第14号　南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１５号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第10、議案第15号　南会津町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１６号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第11、議案第16号　南会津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１７号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第12、議案第17号　南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１８号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第13、議案第18号　南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１９号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第14、議案第19号　南会津町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び南会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第２０号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第15、議案第20号　南会津町農村公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第２１号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第16、議案第21号　南会津町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第２２号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第17、議案第22号　南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第２３号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第18、議案第23号　南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　それでは、23号について質疑させていただきます。

まず所管委員会のほうから、湯ノ花団地ということはお聞きしておりますが、湯ノ花団地の何戸、１棟２戸の建物があるわけですけれども、何戸をこの条例に当てはめられるんでしょうか。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

今回のみなし特公賃の関係なのでございますが、こちらにつきましては、町全体の今現在あります町営住宅、そちらの空き部屋をみなし特公賃住宅にできるという制度でございまして、この制度につきましては、本来ならば公営住宅の場合ですと低所得者が入るということになってございますが、このみなし特公賃制度を使うことによりまして、中堅所得者、いわゆる15万8,000円以上から48万7,000円の世帯の方までが町営住宅のほうに入居できるというような事業でございますが、今回、湯ノ花住宅だけではなくて町全体の住宅を対象としておりますので、まずそちらをご理解いただきたいと思います。

ただ、今回住宅の中に舘岩地域だけですが、特定公共賃貸住宅というものが存在してござい

ません。伊南地域、南郷地域については、特定公共賃貸住宅というものがございまして、田島地域にはそちらに代わります民間住宅等がございますので、そういったバランスを考えながら、今回想定しているのは、みなし特公賃として制度を活用したいと思っているのは、舘岩の湯ノ花住宅ではございますが、町全体として活用できるということだけご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　分かりました。

湯ノ花というふうにお聞きしたものですから、具体的には、今直ちにやろうとするのは、湯ノ花団地の中の何戸になるのか。この条例だけを制定して今後ということなんですけれども、湯ノ花団地は以前も私は質問させていただいて、15万8,000円を超えてしまった人の家賃が、とんでもなく高くなるということで課題になったわけでありますが、今15万8,000円とおっしゃいましたけれども、この正誤表でいうと、15万9,000円を超えた、その一つではないんですか。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

収入分位については15万8,000円以上で、そちらの上限の部分が25万9,000円からということで、そちらを今回修正をさせていただいたというところでございます。

さらに、湯ノ花団地につきましては、今現在４戸の空き部屋がございます。１棟丸々空いているところと、１棟で２つの部屋でございますが、おのおの１つずつ空いているということで、現在４部屋の空き家がございまして、そちらの１棟分のほうから、このみなし特公賃が活用できるかどうかということを今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　西部地域の公営住宅の入居者募集というチラシを見ますと、先ほど説明いただいたように、南郷であると和泉田、そして伊南は特公、中川原というのが出ていまして、これらの金額を見ますと、伊南が２戸募集になっているやつですと、３ＬＤＫ２戸、３万3,000円という、15万8,000円以上の人ですね。これが特公賃という特別公営住宅賃貸物件なんだろうというふうに思いますけれども、この金額は、伊南が３万3,000円だから舘岩も３万3,000円ということではないんですけれども、この算出の方法というのはどのような形で算出されるんでしょうか。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

今回の南会津町町営住宅の一部改正につきまして、そちらの家賃というところで、49ページの家賃という部分がございます。

そちらにつきましては、町営住宅の毎月の家賃は、第10条第１項で認定された家賃のうち、入居者の収入が15万8,000円を超えた場合に算出される額から25万8,000円を超えた場合に算出される額までの平均ということでございまして、こちらにつきましては、収入分位というのがございまして、収入分位が１から９までございます。

通常、一般的に町営住宅に入る場合については、収入分位が１から４ということで、15万8,000円までの方が１から４ということになります。そちら以上の５から９につきましては、収入が超過しているというものでございまして、そちらの算定をされた家賃のところから、今回平均を取るということで、今回の条例のほうに記載をさせていただいております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　とすると、入居を希望される方の収入によって、その家賃というのは決まると。おおよそ15万8,000円を超えて既定の金額では入居できない、その人たちが特公賃に入居したいといった場合には、その人たちの収入が今の説明された内容で計算されて、平均値を取って家賃が算定されるというふうに理解してよろしいでしょうか。ちょっと難しいな。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

今回の家賃額につきましては、例えば今回、湯ノ花団地をモデルケースにいたしますと、先ほど申し上げたように、収入分位が５から８までの関係でございますと、そちらの段階に徐々に家賃というのは上限をしていきます。ただ、５から８ということで、５、６、７、８ということで家賃がそれぞれ加算をされていきます。５から８の平均を取らせていただきます。ですので、そこから５から８の収入分位、いわゆる15万8,000円から25万9,000円までの方につきましては、同一家賃という形になっていきます。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　ちょっと難しいなと思ったんですけれども、その理屈は分かりました。とすると、想定される湯ノ花団地の１棟をこの特公賃にした場合に、大まかで結構ですけれども、想定される金額というのは大体どのくらいになるんでしょうか。

今、まさにもう４月から家賃を、今までの収入を超えてしまうという方もいるような話を、本人からではなくて漏れ聞こえたんですけれども、どのくらいになるのか、想定できるでしょ

うか。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

湯ノ花団地の部分で申し上げますと、今回、特公賃につきましては、先ほど申し上げたように、伊南の中川原団地、山口団地、さらには和泉田団地ということでそれぞれございまして、それぞれの金額が、中川原でございますと３万3,000円、南郷の山口ですと３万8,000円、和泉田ですと４万5,000円ということになってございます。

こちらは固定の金額でございまして、今回そちらのほうも考慮をさせていただきまして、平均にしたというのは、そちらの金額の範囲の中で、近隣近郊の団地と同一賃金程度にというふうに考えてございまして、先ほどの収入分位の５から８までの計算をしますと、約４万1,500円という家賃の金額になる考えでございます。

〔「はい、了解です」と言う者あり〕

○山内　政議長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――――――

◎議案第２４号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第19、議案第24号　南会津町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第２５号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第20、議案第25号　下水道使用料及び排水施設使用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第２６号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第21、議案第26号　南会津町公共下水道条例及び南会津町集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第２７号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第22、議案第27号　南会津町在宅介護支援センター条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第２８号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第23、議案第28号　南会津町会津田島祇園会館条例を廃止する条例を議

題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　会津祇園会館条例の廃止で、これそのものに反対ということじゃなく、内容的にちょっとお聞きしたい点があるものですから、一応質問させていただきます。

これまで廃止のこの施設、祇園会館、本当に現在、あの設備は国道121号を担ってメイン道路に位置しています。それをどのように活用していくのか。どういうふうにするのかということで、これまでこの問題について何回も、私は２回は質問しているんですが、答弁は協議していくのでというような回答があったやに記憶しています。

その言葉が間違っていたら訂正をお願いしたいんですが、ただ、間違いなく、これをどうするというような形で、執行部のほうは答弁をされていたのではないかと。それについて、まずどうなっているかということでお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

これまで様々な議員の方にも一般質問から議案の審議まで、いろいろと受けてまいりました。今回廃止となりますと、財産的には普通財産という位置づけになります。

町としましては、今後の利活用につきましては、まずは民間事業者による活用を含めまして、中心市街地の活性化につながるよう慎重に検討していくべきと考えているところです。議員おただしのように、バイパス沿いという利点を生かしながら、様々な観点から進めるべきと町としては考えているところです。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　そうすると、今、新たな答えとしてあったのは、民間に任せたいという考えの中で一応進んでいるということなんですが、それは内々的に進んでいるわけですか。どんな形にして、何でかというと、会館内にある展示物等はどういうふうにするのか。そういったもろもろの関係が残っているんではないかと。もうこういう提案を出されるときには、それらの内容についてちゃんと決めた上で出していくというのが必要なのではないかというふうに考えますが、どうでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

まず私は民間事業者によるという答弁を申し上げましたが、これまで令和２年度に空調設備ですとか、これからの修繕の中で約5,100万ほどかかってしまうという部分もございました。今後、町がこれから活用する上で、その修繕をした上でといいますと、多額の公費を負担してしまいます。そういった部分では、民間事業者の方がいれば、まだ内々で決まっているわけでは全然全くございませんので、そういう部分での民間事業者が、先ほど言いましたように、中心市街地の活性化につながるような用途で使いたいとなれば、そこは慎重に町としては考えながら、そこはきちんと受け入れなければいけないのかなというふうには考えているところです。

展示物に関してでございますが、一部本物といいますか、実際に祇園祭で使われたものも、備品等もございますので、関係者ときちんと、これはきちんと返していただきたいですとか、ここは別な例えば博物館ですとか、そういったところに展示していただきたいとか、そういった部分があれば、きちんと７年度中に様々な展示物の方向性といいますか、行き先をきちんと協議していければなというふうに考えているところです。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからもお答え申し上げます。

まず祇園会館設置条例がまだ残っている段階で、跡地利用について中を見てくださいというようなお話を民間の方にする段階ではないというふうに思っております。ですから、廃止してから一定期間開けてしまいますが、その中で、あの場所の立地性を踏まえると、商業とか観光とか、そういったにぎわいづくりの運営の可能性を探っていくというようなことで考えているわけでございます。

今現在、指定管理者のはいっとさんにやっていただいておりますし、まだ指定管理期間中でございます。そういったことを踏まえると、同時並行にこの施設については進めるべきではないというような判断があって、これまで内容の精査をしてきたというところでございます。

特に展示物についても、見た方がこれは残しておいて使えるなということであれば残せる方向もあるでしょうし、いや別な目的なので撤去してくれということであれば、別途撤去の費用も発生してくるのかなと、このように思っております。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　今、町長なり担当課長の話で、その中身については理解をしますけれども、一応5,100万のそういった空調設備関係、これは私が前に質問して、その結果、冷暖房の設備、そういうものを入れるのに5,100万かかるんですと。だから、今はそれはもうやっていないで今度新しくというような、だから、そういうのが、今確かに町長から、そういうの

をあまり急いでやるというのは、やっぱりどうなのかというような話がありましたけれども、それこそ、そういうのをちゃんとやっていかないと、ちょっといかがなものかなと。

どうなんでしょうかね。こんな形のまま、時間がすごく進まないというか、動きがならない。確かに私のほうで、こうしなければ、こうしたらどうですか、ああしたらどうですかというような意見も出してこなかった、どうするんですかという質問しかしてこなかったから動きなんかは取れないでしょうというような形もあるかもしれませんが、ぜひ決して私がここで言ったからといって、すぐ動きが出てくるというのは大変だとは思いますが、頑張って、これは本当に、例えば祇園会館という名称じゃなくなって、あれだけの建物で、そして駐車施設もあって、そして建物自体は決して悪くはないですよね。ちょっと手を加えれば大分よくなるんじゃないかなというふうに私は思います。それはよく分かりません、専門家ではございませんから。

ただ、そういうところを急いで動きをつくって、そして、こういう公共施設の中で、祇園会館がこんなふうに生まれ変わって、そして、この田島のメイン通り、そして旧県道等の新しい国道とのつながりも、それで見えてくるのではないかというふうに思いますので、ぜひ、おまえはしゃべるたびに文句ばかり言っているなというふうに思われるかもしれませんが、決してそんな気持ちで私は言っているんじゃないんですよ。この祇園会館をどうするんだということで、前から、何年も前から話をしているというのは、やっぱり南会津町のメインのところの活性化を図っていこうという気持ちで、それを皆さん、執行部の方に具体的に対応していただきたい、そういう気持ちで発言をしていますから、ぜひそこのところを町長、また答弁の中で頑張っていただきたいなと思いますが、どうですか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　非常に微妙な問題ですよね。祇園会館廃止条例が決まらないのに、例えば第三者に見てくださいと、なかなか言いづらいじゃないですか。例えば、それはそれとして決まってから祇園会館を廃止するという話にもならないと思うんです。これはやっぱり、物理的にやむを得ない問題だというふうに思います。

今、議員から言われたように、あの立地、それから建物の構造上の軀体はしっかりしていると思います。その活用については、有効に南会津町のにぎわいの創出だったり、地域の活性化につながる取組をすべきだと、このように思いますので、意見がちょっと合わないところはあるかもしれませんけれども、我々としても、その土地、その建物の有効活用について早急に詰めていきたいと、このような答弁にさせていただきたいと思います。

〔「了解」と言う者あり〕

○山内　政議長　ほかに質疑はありませんか。

２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　15番議員とちょっと重複するかもしれませんが、会館の廃止については、平成５年から私も議員にさせていただいて、議員活動の中で、大きな当時の重大な問題、また、話題のあった件でありますけれども、多くの議員の方が存続の必要性、また廃止後の活用というようなことでの質問が大分あったんですけれども、今までも回答は得られていない。

今、町長の話はここに出ておりましたけれども、非常に大事な場所の中で、次の活用はどうなるのかというようなことで示されていないわけでありますが、そこで質問として、なぜこの時期に廃止の条例案を出したのか、それをまず聞きたいと思います。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

これにつきましては、12月の議会の全員協議会で、資料３－１なんですけれども、会津田島ふれあいステーションプラザと、会津田島祇園会館の指定管理者についてということで、ポンチ図をつけながら説明をさせてもらったところです。

今年度に入りまして、そのステーションプラザの今の指定管理者が７年度以降、運営ができないということで協議書が提出されました。そういった中で、時期は別として、町としてどうするんだと考えながら、いろいろと模索はしていたんですけれども、ステーションプラザはご存じのとおり、レストランですとか売店の自主事業をやっておりまして、その辺もなかなか慢性的な人手不足もございまして、赤字経営が続いていたと。

町としては、そこに公費を支出するということは合理的ではございませんので、そこは駄目ですよということで協議をした結果、今年度いっぱいで撤退といいますか、引き揚げたい、指定管理はやめたいという申出がございましたので、これまで指定管理者の変更ということで、いろいろ手続をやっておりまして、２月の臨時議会において、会津鉄道株式会社に指定管理者として本協定を結んだところでございます。

そうした中で、12月の全員協議会でも説明しましたとおり、２階のレストランはＮＰＯ法人はいっとに委託をしたいということで、町と会津鉄道と株式会社みなみあいづときちんと協議しながら、さらにＮＰＯ法人はいっとも協議をしながらやっていた中で、ＮＰＯ法人はいっとにやっていただこうということで決定をしておりましたので、そこはＮＰＯ法人はいっとさんも、今年度中に祇園会館を２つ並行にという運営は、なかなか厳しい部分がございましたので、そういった部分では、ステーションプラザのほうで頑張ってみるということで返事をいた

だいておりましたので、そういった中でも、では祇園会館は１年前倒しで条例を廃止するような形で調整を行ってきたところでございます。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　分かりました。

それではもう一点なんですが、先ほど土地、建物の利用の中で民間活用というようなことで出ておりまして、町長からも、にぎわいづくりという話が出ておりましたが、非常に都市計画の中での都市構想、また非常に商店街としての価値観が非常に高い場所であるわけですが、その中で、先ほど町長の中でのにぎわいづくりというようなことにマッチした民間の活用ということであれば非常によろしいかなというふうに思うんですが、生半可、中途半端に事務所とか、その他の関係で使うというようなことがないように、使用制限とか、そういうものを持たれてもいいのかなというふうに思いますが、いかがですか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　我々の思いとしては、先ほどお答えしたとおりです。やっぱり中心市街地の活性化に向けて活用していきたいという思いがあります。その辺をまず第１点目のポイントとして、普通財産の中で探っていきたいと、こういうふうに思っております。そこはご理解いただきたいと思います。

それから、今現在、この祇園会館に対して年間1,100万円以上の指定管理料を出しているんですよ。やっぱり公共施設の個別計画の中にもありましたけれども、公共施設を減らしていく、縮減していくというような方向づけの中で、これまでも懸念を示す意見も含めていろいろお話をいただきましたけれども、やはりある一定のところで公共施設を整理して、民間で使ってもらうような方策に転換すべきであるというふうに感じているところであります。

〔「了解です」と言う者あり〕

○山内　政議長　ほかに質疑はありませんか。

５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　この廃止する条例が決まった後のことについて、ちょっと心配な部分があるので質問させていただきます。

今、幾つか質問の中でもありましたけれども、今ある祇園会館の立地というのは、国道のメインの非常にいい場所にあるわけで、この条例が通って祇園会館が廃止されるとなると、考えられるのは、そこに手つかずの大きい倉庫が残ってしまうということが考えられるわけです。

よく観光地には、バブルの時代に建てた大きい箱物が廃墟になってあるなんということが、

時々テレビなんかでも面白おかしく取り上げられたりするわけなんですけれども、今回、そこまではいかないにしても、例えば、まず祇園会館という看板、大きい看板があるわけなんですが、あの看板というのは、その後そのまま放置されるのか、あるいは、あの看板だけでも撤去されるのかという部分については、いかがですか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

まずは、町の考え方として、先ほど言いましたように、まずは民間事業者がいればということで模索していくわけでございますが、なかなかそういう部分で、あの看板を撤去するにもかなりの費用がかかると想定しておりますので、ある一定の方向性が見いだせましたら、残すか残さないかも含めて検討してまいりたいなというふうに考えているところです。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　そういう意味で、いつまでも放置されるというようなことがないように、そこは気をつけていただきたいなということと、あと４月以降、雪が解ければあそこのところはもう雑草だらけになったりとか、非常に荒れた状態になるということが予想されたりするわけなんですが、そういった部分について町は対応を考えていらっしゃいますか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

商工観光課としては、３月いっぱいという所管課の位置づけになろうかなというふうに思っております。新年度に入りまして、今度は普通財産という形になりますので、基本的には総務課の管財係で管理するような形にはなろうかなというふうに思いますが、これまで檜沢中学校ですとか、そういった部分の管理も普通財産として今様々な活用がされているところでございますが、そういった部分での対応は、やはり今後は所管が替わるという部分では、替わることにはなりますけれども、商工観光課として、先ほど言いましたように、中心市街地活性化につながるような、そういう施設に持っていく部分では、商工観光課としても深くきちんと関わりながら、今後の方針を決めていければなというふうに考えているところです。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　商工観光課長は随分踏み込んで答えてしまったので、訂正をさせてください。

所管課が総務課になるということは、内部での決定事項ではございません。商工観光課が普通財産として活用の模索を図るという道もあると、このように思っておりますので、そこのところについては、まだ確定していないということでございます。

○山内　政議長　副町長。

○佐藤一範副町長　お答えいたします。

次の民間事業者等による活用が決まるまでの間の管理に関しましては、所管がどこであれ適切に管理をいたしまして、放置されて見栄えが悪くなったりとか、マイナスのイメージを持たれないような形で管理していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　ぜひそのように、観光客が来たときにがっかりすることがないようにお願いしたいと思います。

もう一つ心配なことがあるので、一応確認しておきます。

町には観光パンフレットをたくさん、いろんなところに置いてあるわけなんですけれども、それも観光客が来て見たときに、祇園会館、面白そうだなと行ったらば実は廃止になっていたという、それはもう、すぐあり得る話ですから、その辺の対応はどういうふうになされていますか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

ある程度この方針が決まった時点で、新年度に向けて、広域的なパンフレットの所在地ですとか、そういった紹介がございます。そういう中で、祇園会館がもしかすると、条例が廃止、議決される予定といいますか、そういった部分がなる可能性がありますので、そういった部分では分かる範囲内で、例えばパンフレットですとか、そういった今までは計上していたんですけれども、それは除いております。

ただ、廃止とか閉鎖とか、そういった部分の表記は全くなくて、一応施設としての表記というのは、パンフレットから削除はしていただければなというふうに、今の祇園会館の方針の中でのある程度決まった中で、そういう事業所ですとかパンフレットの雑誌もございますので、そういったところに問合せがありますので、決まった時点で確定ということで、そういった返答はさせていただく予定となっております。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　観光客、または来訪者に誤解を招かないような取組をしてまいります。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

私もいろんな観光地に行って、同じような体験をして本当にがっかりするというか、その気

持ちの中には、この町はどうなっているんだという、必ず出てくるんですね。ですので、やっぱり観光客ファーストというか、その辺を大事にしていただければと思います。

以上です。

○山内　政議長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議案第２９号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第24、議案第29号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町地区集会施設　24か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議案第３０号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第25、議案第30号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町公民館　２か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第３１号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第26、議案第31号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町田島体育館）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第３２号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第27、議案第32号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町老人デイサービスセンターみさわ荘）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第３３号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第28、議案第33号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町老人福祉センター　２か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第３４号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第29、議案第34号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町高齢者生活福祉センター　２か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――

◎議案第３５号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第30、議案第35号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町生活改善センター　４か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――

◎議案第３６号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第31、議案第36号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町農村公園　14か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第３７号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第32、議案第37号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町和泉田農村環境改善センター）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第３８号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第33、議案第38号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原ふれあい農園）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第３９号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第34、議案第39号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町舘岩生活環境施設　２か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第４０号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第35、議案第40号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町農業生産拠点施設　５か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎議案第４１号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第36、議案第41号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町総合交流促進施設　２か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第４２号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第37、議案第42号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町久川ふれあい広場）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第４３号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第38、議案第43号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町木伏転作センター）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議案第４４号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第39、議案第44号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町伊南林業総合センター）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議案第４５号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第40、議案第45号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町木材加工保管施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第４６号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第41、議案第46号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町ものづくり伝承館）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第４７号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第42、議案第47号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町川衣交流センター）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第４８号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第43、議案第48号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町前沢曲家資料館　ほか７施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第４９号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第44、議案第49号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原星の郷ホテル）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　さきの全員協議会において、所望した資料が提供されました。

それで幾つか伺いますが、多分私の聞き違いでなければ、当ホテルの指定管理については２者の、いわゆる要望といいますか、指定の希望があったというふうに聞いておりますが、その決定をしたといいますか、選定委員会で、いわゆる今回ご提示のありますラボット・プランナー株式会社に決定した理由、あるいは決定できなかった他社とどこに大きな違いがあったかを教えていただきたいと思います。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　お答えいたします。

選定委員会において、２者から申請書が上がってまいりまして、ヒアリングを行いました。その結果として、ラボット・プランナーのほうが得点が高かったということで選定させていただきました。

〔「具体的に」と言う者あり〕

○平野芳和南郷総合支所長　もちろん、収支計画であったり事業の実施計画書、あと地域貢献

であったり、地元出身者の雇用等について審査させていただきまして、いずれにわたってもラボット・プランナーの提案のほうが優れていたということで、候補者として選定したところでございます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　いずれも抽象的なことなので、なぜこちらに決定したかというのが伝わってきませんよね。

そこで、ちょっと視点を変えてお尋ねをしますが、今まで株式会社みなみあいづが経営をしていて、いわゆる経営難になったと。その数字が営業利益で、3,500万ほどでしたね。しかし今回、新たに決定した会社については、準備期間を除いても500万の営業利益を出すと、こういう数字になっているんですが、もう一者のほうは、例えば細かくはいいですが、ここにどのような差があったのか、営業利益でお分かりになったら教えてください。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　お答えさせていただきます。

もう一者については、稼働率とか、あと収支の状況が、いわゆる基礎的な数値が積み上がっていなかったということで、判断に大分差があったということになってございました。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　そういうことでしたら、もう論外だと思うんですが、この計画書、収支予算書を見ますと、つまり簡単に言いますと、これまで株式会社みなみあいづが運営してきていて、１年間を通じてでしょう、これは。7,900万ほどの売上げがあったんですね。

しかし今回は、新しい会社によりますと、３か月間の準備期間を除いても9,000万以上の売上げが載っている。ここの売上げが9,000万ほど伸びるという特徴というのはつかんでいますか。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　お答えさせていただきます。

株式会社みなみあいづの令和５年度の稼働率について、実に30.3％という大変低い数字になってございます。今回候補者となっているラボット・プランナーについては、１年目45％、ここを目標に稼働率を上げて収入アップをさせたいというような計画になってございます。そこが一番の大きな差になってございます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　では、視点を変えて、また質問を変えますが、この選定委員会の構成

は、いわゆる役場の職員だけなのでしょうか。教えてください。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　おっしゃるとおり、役場職員で構成されております。

〔「具体的に誰が出ているの」と言う者あり〕

○平野芳和南郷総合支所長　副町長を委員長に、総務課長、総合政策課長、商工観光課長、南郷総合支所長、南郷総合支所振興課長がメンバーとなってございます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　これは決して軽蔑するわけではないんですが、その人その人の役割といいますか、立たされた立場、受け持った立場によって専門性は異なってくるんですよね。つまり、行政経験しかない人たちが経営の内部について判断できるかというと、私はとてもそこは不安に感じているんです。それがいいとか悪いとかではないんですね。

先ほど申し上げた数字で言いますと、株式会社みなみあいづが稼働率が悪かったからといって、7,900万の売上げ。今回は45％の稼働率を見て9,000万円。これが、言ってみれば経営努力のはずですよ。ということは、裏を返せば、株式会社みなみあいづは経営努力を本気でやったのかという、そういうことがこの予算書から見てとれるんです。そこの議論、あるいは深読みといいますか、検証はありましたか。

○山内　政議長　９番、湯田芳博議員に申し上げますが、総務委員会で専門的な細かい話を質問されていたかと思いますので、大まかな、執行者に向けての質疑をされるといいと思いますが、いかがですか。

９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　おっしゃるとおりで、そこには、いわゆる町長が在籍しておりませんでしたので、これは関連していこうと思っているんですけれども、そういう議論をして町長に報告したと思うんですね。最終的に町長が判断をされたと、こう思うんですが、そこは間違いないですね。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからもお答え申し上げます。

今回の指定管理者の変更に至った理由は、まず中小企業診断協会のほうから本当に厳しい指摘で、運営のプロに任せるべきだと。つまり、株式会社みなみあいづがホテル経営の運営に十分力を発揮できていないというような、厳しいご指摘をいただきました。

それを踏まえて、株式会社みなみあいづでは、星の郷ホテルを今後受託するに当たって、町

からの赤字補塡の指定管理がないとできませんと、こういうふうな協議がありました。こういう実態では、株式会社みなみあいづにお願いすることは、すべきでないというふうに考えたところでございます。

その上で、公募という形で募集をしたところ、現地見学４者、その中で具体的に期限までに提案書があったのが２者、その２者について選考委員会でヒアリングを受けた。その結果、数値表として私は見せてもらいましたけれども、歴然たる差があって、今回のラボット・プランナーが指定管理者としてふさわしいという判断をしたところでございます。

なお、ラボット・プランナーにおいては、関連事業として、北塩原でホテル運営の実績があると、こういうようなことからも信頼できる、任せていい会社であるというふうに首長として判断したところであります。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　一定のそういう評価基準といいますか、評価の根拠となるものは当然あるんだろうと思いますが、これは私の意見です。当面といいますか、議会というのは数の勝負ですので、私が言ったからそうしてくれということは一切思っておりません。なぜなら、私たちは何回も言うようですけれども、支持者を背負って、町民のために自分が議会活動をしていますので、そこで通らなかったからどうのということではないんですね。ここだけは誤解しないでほしいです。

ただ、言うべきときにしっかりと意見を言っておかなければいけない。これが民主主義の基本であり、少数意見としても大切に扱ってほしいという意味ですから、それは求めませんが、私は町長に今後検討していただきたいと思いますが、役場の職員がもし、あるいはそういう行政の職員がこういう診断、あるいは決定をしなければならないとすれば、やはり専門的な知識をつけられるような研修を積んで、そして専門性を少しでも高めて、自分のやった、いわゆる業務に対して誇りを持てるようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　職員の人材育成を含めて、９番議員から、これまでもたくさん提言をいただきましたし、おっしゃるとおり、数の論理ではなくて、少数意見であっても行政運営に反映するところはしっかり反映していかなくちゃいけないと、このように思っております。

今までも、こういった指定管理の選定においては、町職員が担ってきたという、これまでの継続性の中から今回も取扱いをいたしましたけれども、おっしゃるとおり、その部門のプロかと言われれば、それは反省すべき点があると思います。

今後、それぞれ専門性のところを磨くような研修の機会は必要だというふうに思っております。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　いわゆる、この指定管理者、ラボット・プランナー株式会社が業務提携をしていますね。八光建設、それからホテリ・アアルト株式会社、これは私が尋ねたときには、いわゆる業務提携のみだと。つまり、資金融通等の関係性はないと、こういう理解でよろしいですか。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　お答えいたします。

業務提携において、連結決算等は行っていないということでございました。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　その業務提携の中身にもよるんでしょうけど、つまり、業務提携している相手方が、いわゆる経営の困難に陥ったというときに、本体であるこの指定管理者に影響は及ばないと、それは及ばないんだと、こういう確認はされましたか。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　お答えいたします。

そこの確認は行ってございませんが、今後、協定を結ぶに当たって、その辺も確認していきたいというふうに考えてございます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　これは、ここで質問を続ける種別といいますか、分類が明確にできないので、改めて一般質問でしたいと思いますけれども、新しい指定管理者と今までの指定管理者の違いがあまりにも大き過ぎるんですね。

だから、何か特別な営業、展開できる素材があるのかどうなのか分かりませんけれども、私は、株式会社みなみあいづが、確かにホテル経営は不慣れだったのかもしれないですけれども、指定管理者として妥当な経営体であるかどうかということを含めて、今後しっかりと質問をしていきたいと思います。このことを意見として申し上げて、終わります。

○山内　政議長　答弁はよろしいですか。答弁はいいですね。

○９番　湯田芳博議員　はい。

○山内　政議長　ほかに質疑はありませんか。

８番、川島進君。

○８番　川島　進議員　１点お伺いしますが、議案第49号の附属資料、今、９番議員がお話をしていたところなんですけれども、左端の冒頭に23年度（令和５年）とあります。その次に割合、その次に１年飛ばして25年度というのが令和７年度、来年度の見込みですね、３か月を除いた。26年というのはなくて、今もうすぐ終わろうとしているんですけれども、南郷総合支所長、つかんでいるなら、見込みでいいです。令和７年３月、今月末の売上げと営業利益、はっきりとはこれは出ないでしょうから、議員の人もこの１年空白ではどうなのか。23年と令和５年と６年度、かなり上向いているというような話はお伺いしているので、つかんでいらっしゃれば、売上げ見込みと営業利益の見込みを教えてください。

○山内　政議長　８番議員に申し上げますが、議員からは指名をしないでください。答弁するのは町長ですので。

○８番　川島　進議員　失礼しました。

○山内　政議長　ただいまの質問について、南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　お答えいたします。

令和６年、今現在の星の郷ホテルの収支状況ということでよろしいですよね。１月末時点の数字でございます。売上げについては１億1,022万8,000円、営業利益については三角の175万円ということでございます。

○山内　政議長　８番、川島進君。

○８番　川島　進議員　売上げ、棒読みでいいからずらずらっとお願いします。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　１月末の売上げにつきまして、101、228。

〔「了解しました。結構です」と言う者あり〕

○山内　政議長　ほかに質疑はありませんか。

５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　この星の郷ホテルについて、中小企業診断士の評価報告では、ホテル経営のプロに任せるべきというような、そういった答申というか、コメントがついていたわけで、今回見てみると、インテリア関連の会社ということなんですが、今、町長の話を聞いて、喜多方のほうには関連会社としてホテルがあるということで、そこのところはちょっと不安を抱きつつ、期待するしかないのかなというふうに思っているんですけれども、私もそこはちょっと不安には思っていて、うまくいくようにと願っているところです。

この後、ホテル経営をされていくときに、今までの株式会社みなみあいづがやってきた経営

スタイルからどれだけ変化があるのかなというところは、ちょっとお聞きしたいかなと思ったんです。

１つは、さゆり荘から星の郷ホテルになるときに、富裕層向けのホテルにちょっと方針転換をしたということがあったんですが、そういった客層のターゲットというか、そういった部分については、今回の新しいラボット・プランナーのほうではどういうふうに考えているかということは把握していますか。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　お答えさせていただきます。

ターゲットにつきましては、もちろん関東方面の方々とございますけれども、インバウンドも見込んでいきたいというお話が新たにございました。あとは地域貢献ということで、自社は郡山に本社を持っていらっしゃるんですけれども、そこについても南会津地域の発信源にしたいというようなことで、自社も含めて、そういったところでＰＲを含めたいと。

あとＳＮＳ、こちらの情報発信についても力を入れていきたいということでございましたし、北塩原のホテリ・アアルトについては、星の郷ホテルよりちょっとランクが上の温泉つきのお宿になってございますけれども、１泊４万5,000円から５万円程度と。ここについては稼働率が非常によくて35％、45％以上入っていますので、そういったところの経営手法を持ちながら、南郷地域に合った星の郷ホテルの経営をしていきたいというお話を伺ってございます。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　そうしますと、ここはちょっと予想でするしかないかなとは思うんですが、富裕層向けのホテル展開をまた継続していくということなのかなと思ったんですが、地域貢献という意味では、地場産品を生かして、それはアンテナショップでというようなこともちょっと書いてあったので、そういったところなんだろうなとは思ったんですが、さゆり荘から星の郷ホテルに替わるときに、実は地元の人たちの中からは、今まで地元にあった温泉施設が１つ使えなくなったというような、非常に残念な声もあったりしたわけなんですね。

そういう意味では、地元の方たちとの交流というか、地元の人たちをどれだけ大事にするかという、そういう視点での方針というのは、この会社ではお持ちなんでしょうか。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　お答えさせていただきます。

地域貢献というところで事業計画書がございまして、１番目にある大浴場を地域住民に定期開放していきたいということで、これまではホテル利用者との差別化ということをうたってお

りましたけれども、あえて地域住民との交流ということで、この辺について検討していきたい。

あと、宴会場を活用して、地域住民が集まり食事を楽しむ機会の提供等もやっていきたいと。あと、地域の特産品のみを扱うマルシェ等も定期的に行えればといったような提案がございました。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　ちょっとよかったなというふうに思っています。

では、最後に１つなんですけれども、星の郷ホテルというと、今までは星空を生かしたホテルということで、地域の方が晴れた日には星空のガイドなんかをされて、それが割と好評だったりしたわけなんですが、そういった目玉のコンセプトというか、そういうものについての継承というか、引き続きそういったものは行われるのかどうかということは、いかがですか。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　お答えいたします。

星のプランにつきましては、もちろん皆さん、スタッフの方ももう既に泊まられていらっしゃって、星空の鑑賞も行って非常にすばらしいところだということで、ここにつきましては、引き続き星空の案内会等々については行っていきたいということで、計画にも上がってございます。

〔「承知しました」と言う者あり〕

○山内　政議長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎会議時間の延長

○山内　政議長　議長から通告します。

本日の会議時間は、議案審議の都合により、会議時間をあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認め、よって、本日は、会議時間を延長します。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第５０号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第45、議案第50号　公の施設の指定管理者の指定について（南会津町ふるさとビューポイント　２か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第５１号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第46、議案第51号　教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内　政議長　起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第５２号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第47、議案第52号　監査委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内　政議長　起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。

―――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――

◎散会の宣告

○山内　政議長　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

次の本会議は、３月14日午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会　午後　４時５７分

令和７年第１回南会津町議会定例会　第４日

議　事　日　程　（第４号）

令和７年３月１４日（金曜日）午前１０時開議

日程第　１　議案第５３号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第８号）
日程第　２　議案第５４号　令和７年度南会津町一般会計予算
日程第　３　議案第５５号　令和７年度南会津町国民健康保険特別会計予算
日程第　４　議案第５６号　令和７年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第　５　議案第５７号　令和７年度南会津町介護保険特別会計予算
日程第　６　議案第５８号　令和７年度南会津町水道事業会計予算
日程第　７　議案第５９号　令和７年度南会津町下水道事業会計予算
日程第　８　令和７年請願第１号　国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願（文教厚生委員会）
日程第　９　令和７年請願第２号　国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願（文教厚生委員会）
追加日程第１　議案第６０号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第９号）
追加日程第２　議案第６１号　副町長の選任について
追加日程第３　委員会提出議案第１号　女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について
追加日程第４　委員会提出議案第２号　選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出について
追加日程第５　議員派遣の件について
追加日程第６　閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１５名）

２番	芳賀正義　議員	３番	湯田剛正　議員
４番	星　和孝　議員	５番	古川　晃　議員
６番	渡部裕太　議員	７番	森　秀一　議員
８番	川島　進　議員	９番	湯田芳博　議員
１０番	室井英雄　議員	１１番	丸山陽子　議員
１２番	楠　正次　議員	１３番	湯田　哲　議員
１４番	高野精一　議員	１５番	渡部訓正　議員
１６番	山内　政　議員		

欠席議員（１名）

１番　酒井幸司　議員

説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
川島敬章	教育長	月田　啓	総務課長
星　良栄	総合政策課長	渡部　寛	代表監査委員
渡辺健二	会計室長	渡部秀介	商工観光課長
湯田賢史	健康福祉課長	鈴木秀和	住民生活課長
阿久津勝英	学校教育課長	廣野友一郎	生涯学習課長
室井利和	建設課長	遠藤知樹	環境水道課長
橘　昭	農林課長	星　貴夫	農業委員会事務局長
渡部さつき	税務課長	渡部浩明	舘岩総合支所長
菅家康夫	伊南総合支所長	平野芳和	南郷総合支所長

事務局職員出席者

星　博文	事務局長	阿久津文稔	議事係長

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○山内　政議長　おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

都合により、欠席届のあった議員は１番、酒井幸司君です。

これから本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○山内　政議長　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎発言の申出

○山内　政議長　ここで、３番、湯田剛正君より、発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

３番、湯田剛正君。

○３番　湯田剛正議員　おはようございます。議席番号３番、湯田剛正です。

一般質問の際の項目２点目、（株）みなみあいづの組織体制はの再質問の中で、（株）みなみあいづと申し上げるところ、みなみやま観光と発言してしまいました。（株）みなみあいづが正しい表現でありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。大変失礼しました。

○山内　政議長　ただいまの湯田剛正君からの説明のとおり、ご了承願います。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第５３号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第１、議案第53号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第８号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　議案第53号、一般補正20ページ、款７商工費、項１商工費、４観光施設、17節備品購入費で南郷スキー場圧雪車購入費7,000万円について質問させていただきます。

今回のこの補正予算で出てきた7,000万なんですけども、一般質問の中でもありましたけども、現在、町有観光施設の見直しが図られている中で、その方針がまだ町長のほうからは、修正をこれから図ってお示ししますと、そういう内容で話されている段階で、ここのところで、南郷スキー場に7,000万を投資するという部分については、ちょっと唐突というような印象を受けるわけなんですが、これはいつ頃どのような経過で決まってきたものなのかということで、ご説明をお願いしたいと思います。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

まず、町全体の圧雪車の状況でございますが、ゲレンデを圧雪する機械、４スキー場で14台、今所有しているところでございます。そのうち20年以上が５台というような状況になってございまして、今回、南郷スキー場につきましては、まず令和４年度にたかつえスキー場２台、令和４年度の夏頃、翌年度に大きな事業をするときにヒアリングを実施します。スキー場の圧雪車の買い替え計画の中で、５年度に向けたヒアリングの中で、高畑スキー場と南郷スキー場が上がっていました。２台を比べてみますと、高畑スキー場のほうが古かったものですから、令和５年度の予算には、高畑スキー場の更新費用を上げさせていただきました。その際は4,700万ほどだったんですけど、翌年度、南郷スキー場の圧雪車を更新しましょうということで、その時点で計画しておりまして、令和６年度の予算にその費用を入れ込む予定でございました。

しかし、令和６年度予算の前に金額を確認しましたところ、圧雪車の値段がかなり上がっていました。今回のとおり7,000万に上がっておりまして、令和６年度の起債の状況ですとか、そういったものを考えますと、令和６年度に購入というのは、一旦ちょっと全体の枠もありますので控えさせていただいて、１年先延ばしにしてもらえませんということで所管のほうと協議したところでございます。そういったことから令和７年度の予算で購入を、その時点で予定しておりました。今回も令和７年度当初に過疎債を財源として南郷スキー場の圧雪車の購入を予定していたところでございます。

しかしながら、最近、過疎債の財源というのはかなり厳しくて、令和６年度も町として過疎

債の枠を予定していた事業が、過疎債の国全体の枠も難しい状況でありまして、減らしての決定になっています。そうしますと、町も過疎債よりも財源負担の多い合併特例債に振り分けをしながら、結果として事業をやっていくわけなんですけど、今回、先ほどのとおり７年度の当初予算で予定しておったんですけど、この１月の末に県のほうから過疎債の県の枠が少し空きそうですということで、各自治体のほうで前倒しのできる事業があれば、それを対応できますというようなことがありましたので、令和７年度で不確定な財源を考えるよりも、令和６年度で確実に過疎債が充当できるいうことであれば、前倒ししたほうがいいんじゃないかということで、７年度に計画していたものを６年度に今回補正で上げさせていただいたというところでございます。

以上です。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　経過は分かりましたけども、これが南郷スキー場のという形で決定してきたいきさつ、理由というところを教えていただきたいと思います。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、町で持っている圧雪車のほうが、基本的には古いほうから更新していくというところでございまして、今回、南郷スキー場が古いほうから、それに該当したというところでございますので、南郷スキー場に決めたというところでございます。

以上です。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　ここに上がってきた予算、私２つの点で問題というか、ここで明らかにしておく必要があるのかなと思うのは、一つは今、町有観光施設の方針見直しのところで行われているのは町の財源負担の軽減、それをいかに削減するかというような議論をしている中で、これは私からすると唐突に、今の説明を聞いて大体理解はしたんですけども、町の負担を軽減しなければならないという中で、これがぽんと飛び出してきて私は正直びっくりしたということなんです。

ですから、ここの部分は今回ここで出される前に、今の南郷スキー場の圧雪車がこれほど老朽化が進んでいて、これを優先的に買い換えなければいけないんだというような、そういうものは、資料を提示しながら説明していただかないと、私たちは、この時期にこれが出てくるのかよというようなことで不信感を持ってしまうというふうになります。

これは町民も同じだと思うんですけれども、２つ目としては、今の方針見直しの中で私が一番心配しているのは、今回の議論の中で田島地区と南郷地区の関係性です。例えば、この議案がそのまますんなり通れば、だいくらスキー場、高畑スキー場は新たな投資は行わないというふうに方針案は明記されているのに対して、南郷についてはこんなふうに7,000万つくのかよというふうになるわけです。かといって、こちらのほうで、これを問題視して例えば、私もこれを見たときに、これはまずいので通していいものかどうかというふうに正直思ったんです。これを否決して、仮にですけど通らなくなったりしたらば、今度は南郷地区の人からすれば、向こうに案を潰されたというような形で、それこそ東西対決にも大変な町の混乱をもたらす事態にもなりかねないと、そういう重大な提案がされているというふうに私はここで思うんですよね。

ですから、その部分についても説明不足ですし、そういった町民感情、そういうところに、私も今回、一般質問の中で、そういったところへ想像力を働かせて考えていただきたいというようなことを何回か申し上げたんですけども、そういうところへの配慮がちょっと足りないんじゃないかなというふうに思うんです。そういった部分についてはいかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

１月の末に総務課長が言われたように、県のほうから過疎債の枠の追加募集がありました。どうしましょうかというふうに上がってきました。その中で、事務方のほうから説明が上がってきたのが、まず第１番としては南郷スキー場の圧雪車を上げたい、２つ目が田島ホームの施設改修の補助金を上げたい、３つ目が針生地区の駒止湿原に行く道路、東106号線、この道路の舗装の打ち替えをしたい、この３つが上がってきました。話を聞いた瞬間にタイミングが悪いなというふうに正直思いました。事務方のほうには、これを令和８年度以降に送ることができないかというふうに申し伝えました。

しかし、総務課長がお話ししましたように定期的に更新を予定していた圧雪車、これは私が着任してから令和４年度にたかつえ、令和５年度が高畑、そして令和６年は南郷というふうな順位づけになっていて、令和６年度の当初予算には事業費の高騰から上げられなかったということで、予算としては令和７年の当初に上げる予定ですというふうな説明を受けました。そうしますと、令和７年の当初に上げるという議論であれば、また同じ話でございますし、これが令和６年の補正に上げて、今回、補正予算を認めていただければ枠としては確保できる。そうすると、町として非常に一番有利な財源でここを手当できる。つまり、今後の財政運営におい

ても、非常にプラスになるというふうに判断をしまして、最終的には、当初予算のほうから南郷の7,000万の圧雪車を除いて、今回の補正予算に上げたというような経過でございます。

当然、住民の方からすれば、素案を出し方として閉鎖という言葉を使いつつ、南郷にだけ優遇するのかというような取られ方があると思います。しかし、これはしっかりと我々も説明しなくちゃいけないと思いますけども、今回、当初予算のほうのリフトの修繕事業、こちらのほうで、当初予算の114ページになりますが、だいくらスキー場、たかつえスキー場、高畑スキー場、南郷スキー場、それぞれここに事業費こそ書いておりませんが、上がっております。

その中で、だいくらスキー場については白樺のトリプル、トリプルというのはフードつきの３人乗りリフトです。さらに春木沢のトリプル、この２つを上げたんです。最初は、春木沢のトリプル一つだけだったんですけど、現場としては両方の整備をしないと、お客さんをうまく運べない。特に初心者の対応を含めた千葉市の受入れを今していますので、そこに影響が出るというような話があったもんですから、ほかのスキー場は一つずつのリフトの修繕なんですが、だいくらについては今後とも必要な整備だということで、２つのリフトで1,900万ぐらいかかりますけども、その修繕の工事請負費を計上していると。

これも説明しなかったら分からないだろうということかもしれませんけれども、そういう意味では、令和７年度プラス令和８年度以降の５年間、これについては４スキー場として、町としては継続したいというような意思表示をしておりますので、今回の南郷スキー場の圧雪車においても、この圧雪車を更新しなければ、ゲレンデ整備に重大な影響が出るような説明を受けたことも踏まえて、私としては、今回の補正予算への計上について了解をしたところでございます。

それから、動産でございますので、南郷スキー場で使っていて、仮に南郷で指定管理者がいなくて休止しなくてはならないというような事態に陥ったとき、これについては、ほかのスキー場への配置替えという形での活用が図られますので、全く無駄になるものではないと、このように思っているところでございます。

我々としては、町の財政を考えてどうしてもやらなければならない事業に対して有利な財源を当て込んで進めたいと、このように考えているところでございます。まして、福島県のほうから枠配分をいただいて、手を挙げて、仮にこの議案が否決されて穴が空いてしまうということになると、町と福島県の関係性においても非常に大きな問題が残ってしまうということでございますので、古川議員が言われるような、多分、町民の方の声を代弁されていると思いますが、そういう事情はあるにしても、私としては、このタイミングで圧雪車の整備事業を行いた

いというような意思表示でございます。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

一問一答なので、一つだけ質問してください。

○５番　古川　晃議員　今の説明で大分納得のいった部分はあるんですけども、そういった説明をもっと早い段階でいただきたかったなというふうに思います。特に、今回はこういった非常にセンシティブな状態になっている中ですので。

それで、私もこれを感情的に否決して町政に混乱をもたらすなんて、そんなふうなことは望んでおりませんので、もう少しだけ確認させていただきたいのは、今回、町有観光施設の方針案の中に町長はこれから修正するかもしれない、近いうちに出てくるんだろうと思うんですけども、そういうふうにおっしゃっているわけなんですけども、ただ、まだ方針案の中には新たな投資は原則行わないと。だいくらスキー場について。令和12年までは新たな投資は原則行わないというふうに明記されているんですが、今回の7,000万円の購入というのは、新たな投資というふうに考えていないようになるわけですか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

新たな投資といいましても、今回につきましては先ほど町長からありましたとおり、町内の各施設で使えるということを考えますと、そこに特化した投資ではないというふうに考えておりますので、通常の町としてスキー場を維持するために、維持管理をするために必要な備品であるというような形で捉えていただければというふうに思います。

以上です。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　私もそういった考えで進めていただければなというふうに望んでいます。

もう一点は、今回やっぱり私からすれば唐突に出てきた感があるということなんですけども、そうすると圧雪車購入、リフトの補修を含めて方針案の中には、ある程度出ている部分はあるんですけども、町として特に支出の大きい４スキー場に対して、現在持っているものから、あるいはこれから買換えの予定というものについてもう少し明らかにして、長期的な計画というものを示していただければなというふうに思うんですね。そういうものが出ていれば、今回の方針見直しの中でも、もっと地に足がついたというか、そういう議論ができていたのかなというふうに思いますので、そういった部分、要望も含めてお願いしたいということなんですが、

いかがですか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　一般質問の答弁でも申し上げましたけども、今回出しましたタウンミーティングで説明した案、これについて私としては、令和13年度以降、民間主導により運営する方向性が見いだせれば指定管理者以外の方法で施設を継続、この内容については受け入れられないというふうに感じております。これはこのまま押し通すべきではないというふうに感じております。

問題点は、令和17年度以降というところと民間主導というところが入っていることで、これがもう聞く人からすれば、町が手を放すんでしょうというふうに取られるというようなことはタウンミーティングのときにも厳しいご意見としていただきましたし、今回の一般質問の議員さんの質問の中でもいただきました。我々としては、この方針案に手を加えて修正を施した上で、今後のスキー場のありようについて検討するというようなことを答弁申し上げましたので、古川議員からは修正があるかもしれないということでお話しいただきましたが、私としては修正をしなければならないと、このように思っております。

いずれにいたしましても、今回の事業については今後５年プラス１年、７年間については町としてスキー場を運営していくというような基本的な考え方を持っておりますので、説明の仕方に不十分さがあったのであれば、これは反省しなくてはなりませんが、今回の圧雪車購入事業の必要性についてはご理解を賜りたいと、このように思っております。

○山内　政議長　町長へ申し上げますが、令和17年というふうに数字を申し上げられたんですが、大丈夫ですか。もう一回確認して答弁してください。

町長。

○渡部正義町長　失礼いたしました。

今の私の答弁の中に誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

スキー場の方針案の引用をしましたが、令和13年度以降が正しい引用でございまして、今、令和17年度というふうに申し上げましたが、これは間違いでございます。令和13年度以降、民間指導により運営する方向性が見いだせれば、指定管理以外の方法で施設を継続、こういう内容については修正をしていかなければならない、このように考えているというふうに修正をさせてください。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　一般質問的な内容にならないように注意しながら、最後に質問を一つ

したいと思うんですけども、今回こういったものがぽんと出てきた印象を受けるというところから始まったわけなんですが、先ほども言いましたけど長期的な具体的な計画、そういうものの中でこれが出てくると、まだ受け入れることは冷静にできる。付け加えて、そういうものがあれば、今回の方針案のような事態になっても、もっと具体的にどういったところが削減できるのかというところでの議論ができたと思うんです。

今回、南郷スキー場の圧雪車が非常に老朽化が進んでいるということで、ここに予算を上げられたわけなんですが、例えば周辺のスキー場が閉鎖という事態になっているので、そういったところからの中古車購入とか、そうすれば、それなりに財政的にも負担軽減されるわけでしたり、あと購入の形式なんかについては私も詳しいところは分からないわけなんですが、例えば部品の共有、そういったものができれば、またその部分で安く、もしかすると浮かせることができるかもしれないとか、そういったところでみんなで知恵を寄せ集めて削減したりすることができるというふうに思うわけなんです。ですから、そういった目線に立って、長期的にできるだけ具体的に示しながら、全体の中で何か負担軽減できることはありませんかと、こういうような問いかけが、ふだんからなされていればいいのかなというふうに思いまして、発言させていただきました。

以上です。

○山内　政議長　答弁は。

○５番　古川　晃議員　お願いします。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

内部的には、ある程度長期的な資料を持って、この時期にこの起債かなという話はしておるんですけど、これを公表してしまいますと、その都度、予算の状況に応じて配分しているところもございますので、買えなかったときの影響が大きいのかなと思います。現時点では手元の資料と言うんですか。その中でとどめておかせていただければ、ありがたいなというふうに思っております。

また、周辺の中古というようなご提案もございました。町としましても、これは今年度だったと思いますが、中古のブルを購入してきております。中古の購入も可能だというふうに思っております。理由が立てばです。あと、併せまして部品の共有という話もございました。これは南郷スキー場の圧雪車につきましては、かなり古くて使えないではないんですけど、部品が必要なんですが、部品が今、供給していないというところで、会社独自で中古の圧雪車を取り

寄せて、今ある機械を修理してきたというような状況もございますので、それぞれ工夫しながらやっているところではございますが、ただ今回、唐突という印象を持たれたというのは我々も反省すべき点だと思いますので、今後注意していきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内　政議長　ほかに質疑はありませんか。

15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　今ほど前の議員の方が話をしましたように、今回、過疎債として７割が地方交付税で戻ってくるというのは、多分、総務課長以下、町長も含めて、そんなもの議員は十分に分かっているものだから、説明されなかったのかなというふうに思います。私らもちゃんと勉強しながら理解していきたいというふうに考えています。

ただ今回、だいくらを未来につなぐ会の結集している若い町民の方から見た場合どうでしょうか。理解してくださいよと言っても、今回、残念ながら、町執行部の説明というのは十分ではなかったんじゃないか。それをフォローしていくのが議員だというふうに逆に言われるかもしれませんが、そこのところはちゃんと自分も勉強しながらやっていきたいというふうに思っていますが、やっぱり今回、だいくらの未来をつなぐ会の若者から見た場合、そこのところは先ほど来の説明があって初めて理解されるんではないかと、こういうふうに思うんですが、まず１点目、その点についてはどうでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　議員おっしゃること、よく分かります。多分、若い方々も、この補正の中の7,000万を見た瞬間に、まだ方向性も出ていないのに、何でだいくらにつかなくて南郷だけつけるのかという議論があるんだろうというふうに思います。

冒頭申し上げましたように、最初の補正予算に計上する際の町長査定に上がってきた段階で私も同様に感じて、これを８年度以降に送れないかというふうに申し上げました。それは、この時期にこの提案をするのがふさわしいのかというところを考えると、非常に疑問として感じたところでございます。

しかしながら、現場を考えると、この時期にやらないとゲレンデの整備に支障する。さらに、財源としても町が一番有利な財源を獲得できるというような考えを持っていたものですから、今回の補正予算に計上したということでございますが、一方で、町民の方がそういうふうな疑念を持たれるということについては、ご指摘のとおりだと思います。今後、同様の事案が発生しないように注意したいと思います。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　今回、私らもあえて反対するとか、そういう立場じゃなく、こういう財政力のない町にとって、この過疎債というのは一番いい制度ですから、それはそういう認識で考えているところです。

それで、先ほど町長が触れましたけど圧雪車は動産だから、動産というふうに言わなくて俺が言っているのかな。動くことは可能ですから、一応、南郷スキー場だけでなく、町の４スキー場にもし使用できれば、逆に機動的になるのではないかというふうに思いますので、言質だけそのような形で確認したいなと思うんですが、どうでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　圧雪車ですから、台車につけて動かせば、どこにでも持っていける車両でございます。先ほど仮にという前提で南郷スキー場が閉鎖になるようであればというふうにお答え申し上げましたが、これは南郷だけでなく高畑だって同じでございまして、そこにある車両の流動的なスキー場を整備するための車両としての位置づけ、活用については当然できるということで思っております。

しかしながら、それぞれのスキー場に配置して、それぞれのスキー場でゲレンデの整備計画を持っておりますので、基本はそこに置くべきかなと。しかし万が一のことがあったときには、移動して、ほかのスキー場等への配車ができるというふうに私は思っております。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　ぜひそこに固定をするものではないと。だから活用しながら、先ほど冒頭の中で総務課長のほうから20年以上が５から６台、そして15年超が多いんですと。やっぱりそれだけこれから故障が出てくる可能性もあるでしょうし、そういった意味では、その資材なんかの圧雪車を新型車だけでなく、少しでも安い経費で購入できるよう手だてというものも絶えず考えていって、そういうものを全体的に、それらの計画については、やれるかやれないかは確かに予算の関係ですが、説明をしていただければ、逆に議会のほうで議員同士も理解しやすいんじゃないかと思います。町のほうで、執行部側で出して困るような形まで議員が聞いて、それをお知らせするなんていう、そんな不信感を持たなくても、議員も同じ町の財政を考えている、私自身はそういう気持ちですので、ぜひそういうこともご理解をお願いして対応していただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

新しいものを買うだけが方針ではないというふうに思っておりまして、近隣の閉鎖をしたスキー場で活用しているような車両が入手できれば、それはそれとして代用できるんだろうし、また部品の供給が難しいのであれば、動かなくなっている車両を購入して、部品調達に充てるというようなやり方もあると思います。これについては、これまでの固定概念を捨てて、今後、町のスキー場を維持していくためにどういう手だてが有効なのかというものについては、指定管理者も含めて、我々も含めて議会の皆さんと相談をしながら対応していきたいと、このように思います。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　私も５番議員に重複するかもしれませんが、圧雪車は非常に高価なものになってきております。そこで先ほども出ましたが、これからローリング方式とかで更新計画をつくって、それを長期、短期的な計画のもとでそれぞれ方向性、計画を立ていくというようなことが非常に大事だと思います。令和４年度にそれらの計画をつくられたということでありますが、私どもはその辺の計画を分かっておりません。その辺の今後、更新計画をつくって、ローリング方式で、現在14台あるわけですので、それらを明記したものを後で示していただければ非常に分かりやすいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

圧雪車だけではなくてで、ブルですとか、そういったものも計画は持っております。ただ、計画どおりに全て更新できるかといいますと、その年度その年度の突発的な支出なんかもありますので、できないこともございます。そうしますと、それをお示しすることによって期待される方がいらっしゃったりすると、それはそれで混乱いたしますので、ここは内部資料として、長期的なものにつきましてはとどめさせていただきたいというふうに考えております。

なお、先ほどのとおり計画案を持ちながら、その年度の予算を見ながら予算づけしているところでございますので、その辺につきましてはご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議案第５４号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第２、議案第54号　令和７年度南会津町一般会計予算を議題とします。

一般会計当初予算の議案審議に当たりましては、款ごとに質疑を進めることにしますので、ご了承願います。なお、質疑の順序は、お手元に配付の順序表のとおりです。

それでは、最初に歳入全般についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

次に、歳出に移ります。

１款議会費から２款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　予算書48ページです。款２総務費、項１総務管理費、目６企画費、節12委託料、ここの南会津高校を核とした地域人材育成事業委託料550万、この金額についてですけども、私も12月議会の一般質問の中で高校の魅力化、これが必要だろうということで発言しました。そういった取組を望んでいるところで、こういった事業が登場してきたというと

ころについては非常に期待しています。

そこで質問なんですけども、まず一つは委託料ということなんですが、委託先というのはどのように選定されていく予定ですか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

国の制度で地域力創造アドバイザー制度というものがあります。そこに登録されている方に対して委託をかけていきたいというふうに思っておりますが、その方々はいろんな専門分野がありますので、そこから今後選んでいって、見積り合わせなりという形になるというふうに現段階では考えております。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　全協の中で私が質問したところでは、来年度は方向性の確認とかワークショップとか、そういったことで次年度につなげていくというようなお話だったんですが、南会津高校を核としたということですので、多分、南会津高校とは事前に協議の上で話が進んでいるのかなというふうに思うんですが、そういった部分で、この間、南会津高校とはどのような協議、あるいは方向性で進んでいるんでしょうか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

現段階では、南会津高校においては、県のほうの主導で地域との関わりの授業に取り組まれているということでございます。来年度につきましては、実際に具体的な内容まで取り組めるかどうかは不明ですので、全員協議会でも説明しましたとおり、高校と地域と行政が連携したワークショップをやりたいというようなことで説明をさせていただいておりまして、そこについては理解いただいているということでございます。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　加えてお答え申し上げます。

議員からそのような質問を受けてから、南会津高校の学校調査、それから私のほうで言うと教育長と私、学校教育課長で、学校のほうの後援会長さんを含めて話合いを持ちました。やはり地域に愛される学校、選ばれる学校にならないといけないなという共通認識を持って話合いをしているところでございます。また、高校のほうで進めている南会津を学ぶ「南会津学」の取組で、高校生の発表のときに我々のほうにもご案内いただきましたので、高校に出向いて、その活動状況をお聞きし、感想を述べたりするような取組をしております。さらに、南会津高

校、南会津町、そして福島学院大学との連携協定、これの取組も行っておりまして、そういった中で総合的に魅力アップにつながる町としての支援策、そういったものをしっかり築いていきましょうという今流れになっております。

今回、総合政策課が所管として南会津高校を核とした地域人材育成事業という形で頭出しをしましたが、議員からご質問いただいたことも含めて、ぜひ南会津高校が魅力ある学校になって、地元の中学生から選ばれる学校になってほしいと、このように思っていますし、町と、それから高校の連携の中で地域の活性化につながるような取組につなげていきたいと、こういうふうに考えているところであります。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　大切な取組に進む方向が示されて非常によかったなというふうに思っていますが、ただ具体的にはこれからということですので、これからの様子を注視していきたいと思うんですが、もう一つ質問なんですが、この事業ですけども、地方創生推進室、国のほうでは高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業というものをやっているわけです。令和７年度の募集はもう既に終わってしまっているんですけども、ですから、もし手を挙げるとすれば、令和８年度以降というふうになるんですが、こういった地方創生推進室の事業といったものにつながっていくものなのか、そういうものを視野に入れての事業なのかというところはいかがですか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

今、議員おっしゃられた国が行っている制度ですと、情報によりますと年間を通した、３年間なら３年間といういう留学ではなくて、１年間という短期の留学ということになりますと、受け入れる高校としても、今現在、例えば都市部のほうの高校に通っていた授業のカリキュラムであったりのすり合わせをしていかなければならないということがあって、受け入れる側の高校としても、そこにかなり手間暇がかかっているという内容もあります。ですので、一旦そこは現段階では考えずに、別な方法で３年間、地域未来留学というような制度もありますので、そこに入学して卒業までいる、そういうような制度を使っていきたいというふうに考えております。

町長答弁にもありましたが、総合政策課のほうでやるゆえんにつきましては、地域活性化のほかにも人材の育成というものも考えておりますので、１年間の短期ではなくて、３年間高校でいろんな体験を積み重ねながら、人材の育成に努めていきたいというふうに今の段階では考

えているところでございます。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　まだこれからというところですので、１年間だけだとなかなか落ちつかないとか、そういった部分も含めて、町の高校の魅力化、留学先とか、そういった部分での可能性というのを１年間で積み上げていくというようなお話だったと思いますので、ぜひ早いうちに切ってしまうのではなくて、いろんな可能性を含めて検討していっていただければなと思います。

近隣のところでは、高校の魅力化プロジェクトとか高校の地域留学とか、そういったところで成果を上げたり、見るとすごく魅力的な高校だなと思うところも結構ありますので、そういった事例などを生かしながら、ぜひこの事業が実りのあるものになることを期待して質問を終わります。

○山内　政議長　答弁よろしいですか。

○５番　古川　晃議員　はい。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

教育長。

○川島敬章教育長　今の件について、私からも申し上げたいと思います。

今ほどあった高校魅力化支援事業は令和２年度から始まった制度でありまして、また新しい制度で、多分これ島根県とか、向こうのほうで始まった事業だと思います。

高校魅力化プロジェクトについても３つ柱がありまして、１つが高校でのカリキュラム改革です。２つ目が教育寮、３つ目が塾です。そういった３本柱があるわけですけども、南会津高校については、特色あるカリキュラムを組んでいますので、この辺は大丈夫だと思うんですけども、寮についても田島寮がありますけども、なかなか人数的に今入っている人数全てがカバーできるかと言うと、これはちょっと問題があります。塾の件についても、最後におっしゃっていた事例というのは、只見高校さんをおっしゃっていると思うんですけども、その辺の事例等を鑑みながら検討していきたいと思います。

高校だけでなくて、小中学校においても郷土愛の育成という観点から南会津学、これは高校では南会津学、小中学校においても私もそういった勧めで地域学習、そんなものを体験学習も含めてしていただきたい。プラス人材育成ですので、キャリア教育、その面も絡めて小中学校においても取り組んでいただけるように、それが高校に行ってもキャリア教育イコール地域の人材育成につながっていくと思いますので、その辺も含めて検討させていただきたいと思いま

す。

以上です。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで、１款議会費から２款総務費についての質疑を終わります。

次に、３款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　それでは、一般会計予算書の77ページの３款民生費、２項児童福祉費の18番負担金補助及び交付金の件であります。ここにパパママ応援交付金ということでありますが、これは昨年もこういうふうに申し上げているんですけども、予算の概要を見ますと10万円の商品券というようなことで、非常に昨年の私の申出の中で、これは変えているというようなことでご期待申し上げていたんですが、まだ同じような商品券というようなことで出ているものですから、質問したいと思います。

町内での商品券の使用ということについては十分認識しておりますけども、問題は町内で商品券を使った店、扱うところがないということで頂いても困っているというのが現状であります。最近、赤ちゃんができたところにも聞いてみましたけれども、現実なかなか現金のがいいのは間違いないとは思うんですが、その範囲の中でも商店街の取扱いの関係、また使用しやすさという面からすれば、やはり結婚のときにも５万円を現金ということで支給しておりますので、10万円を現金に変えていただければ、非常にいい記念品になるのかなというふうに思いますが、再度ご回答いただきたいと思います。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

昨年も議員から同様のおただしをいただいたなというふうに記憶しております。さらには、過去にも同じようなご質問をいただいております。我々もそういった質問を受けながら、絶えず検討しているところではございますが、昨年度も同様の答弁をさせていただいたかと思うんですが、別事業で当課では妊娠、出産に対する５万円の現金給付も行っております。合計10万円の現金を交付事業とは別に、こちらも同様に10万円という金額であるんですが商品券、こちらの場合は、どちらかというと出産祝いというよりは出産したことによって、お父さん、お母

さん頑張ってくださいというような思いを込めた10万円の商品券を送らせていただいております。現段階では、そういった現金を希望する声もあるんですけども、先ほど申し上げました10万円の現金給付の事業と、こちらの商品券の10万円の差別化というところをなくす判断にまだ至りません。

したがいまして、先ほど申し上げたとおり10万円給付は幅広く、いろんなところで使っていただきたい。こちらの使用範囲、さらには使うものも限られてはいるんですけども、お父さん、お母さんへの応援という気持ちを込めながら、町内で生活費に充てたいとか、妊娠、出産に必要なものをなるべく町内で使っていただくような考えを、引き続き来年度も継続していきたいというふうに思っております。どの時点で決断できるか、判断できるかはまだお答えしかねるんですが、そういった声を今後も受け止めながら、いずれかの時点では整理しなくちゃいけないのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　私も昨年と同じような内容でしたが、ただいまの回答も同じような内容であります。お祝いとして使えるように、本当のところは困っていると思います。ですから、前向きな考えで現金化とか、取り扱う店がいろんな面で多くなればいいと思うんですけども、その辺を検討されたり研究されたりして、本当にお祝いとして使うまで利用できるようにしていただければ非常に助かるのかなと。町民の声がそういう声ですので、前向きにひとつお願いしたいと思います。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　当初予算概要の主要事業一覧のほうから質問したいと思います。

事業番号24番、屋内遊び場整備検討事業について質問いたします。

本年度予算におきまして必要性の調査を行うということですが、その調査内容についてどのようなものだったのか、お伺いいたします。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

今年度、予算を計上させていただきまして、県内の室内遊具が設置されている場所への視察を行ってまいりました。そこに職員を派遣いたしまして、それぞれの場所に見学に行った上で、いろいろな聞き取りをさせていただきました。入り込み数でありますとか、現在の状況、さら

には維持管理費、あとはその場所場所でそれぞれの専門スタッフを配置しておりますので、そういった配置の把握、そういった調査をさせていただいて、最終的には来年度、プレ的なものを行う予定なんですが、今年度視察に行った先ほど申し上げた費用を精査した上で、来年度実際に行ってどれぐらいのニーズがあるのか、さらには、どれぐらいの金額を町民の皆さんが受け入れられるのかというのを来年度は現場で把握したいなというふうに思ってございます。

ある程度、今年度の視察で、おおよそかかる費用というのは把握してございますが、そういったものを来年度１年、もう一度現場で確認しながら、今後の方向性を整理していきたいというふうに思っております。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　現地のほうへ視察に職員の方が行かれたということで、令和７年度予算においてイベントを通しての必要性の検討ということで、そのイベントについては町内で行うのか、それとも何かよそにおいて行うものなのか、その点についてはいかがでしょうか。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

来年度の予算の内容につきましては、町内で２か所あります公共施設の空きスペースを活用してプレイベントを実施したいなというふうに思っております。できれば、大手遊具メーカーさんの協力を得ながら、大きな室内遊具を設置して実際の声を集めたいなというふうに思っております。繰り返しなりますが、町内の空き公共施設２か所でイベントを実施したいというふうに思っております。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　今回から子育て世代から要望が多い屋内の遊び場ということなんですが、具体的にこういう遊び場がほしいとか、そういったところの細かい意見まで出ているんでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　まず、大きな視点でお話を申し上げます。

動く町長室という取組をして若い方々と意見交換をした際に、屋内で安心して遊ばせる場所がないんだということを強く訴えられまして、これは令和４年度、５年度、６年度と３年間同じ。それは中通り、浜通りでいうと、そういう施設がもう十分できている。会津方面はまだまだと。これは放射線の影響を受けた室内での遊び場の確保というところがあって、中通り、浜通りは進んでいるんだというふうに想定しておりますが、この流れが会津にも来ている。喜多

方市ではもう既にできているし、会津若松市でも検討されていると。同様のものを南会津町の中でもつくっていただけないかというお話をいただいております。これはびわのかげ運動公園という広いスペースがあるんだろうというふうに私は思っていたんですが、そこって雨の日は使えないですよね、雪の日は使えないですよねともっとものご意見をいただきまして、やはり安心して子供を育てる場所として子供の室内の遊び場、これの必要性については、若い子育て世代からの重要な声として受け止めて、担当課のほうに検討を促しているということでございます。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　私もぜひ進めていっていただきたいと思っております。将来的に何か設置するとなった場合、公費削減の観点からも民間の事業者、そういったところと連携しながらやっていくというような検討もしていってほしいと思いますが、そういったことに関してはいかがでしょうか。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

結論から申し上げますと、まだそこまでの構想は持ってございません。ただ、今回視察をしていく中で、いろいろ視察をしてまいりました。中には商業施設の中にあるもの、民間の施設の中に民間経営する市内遊具施設も見てきておりますので、そういったものを参考にしながら、あと議員のご意見を参考にしながら、どういったものがふさわしいのか、さらには運営方法についても今後時間をかけながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　今回のスキー場問題でも、多くの民間事業者が協力事業者として、名を連なれていることからも、地域の事業者さんは協力的になってくれると思いますので、そのあたりも将来的に連携できるような、お互いに支え合えるような行政と民間企業との体制をつくっていっていただきたいと思います。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで、３款民生費についての質疑を終わります。

次に、４款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　一般会計予算書の83ページになります。衛生費、項が保健衛生費、目が保健衛生総務費、節が工事請負費、それが１点と、併せて次の84ページ、これが関連する項目でありますが、負担金補助及び交付金の中の伊南地域の医療施設等整備事業に関する質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、全員協議会でも申し上げましたが、医師がいなくなってしまった地域、その医療をどうするのか。そういう意味では大変新しい方式で、オンラインも含めてそこを補う。とても立派だと思うんですが、これは民間が医療行為をする場合の整合性についておただしをしたんですが、その結果は出たのでしょうか。そこをまずお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

同様の事案が発生したときの整合をどう図るのかというようなおただしをいただきました。そのときに、まだそこまでの検討に至っておりませんというようなお答えを申し上げました。結論から言うと、まだそこまで踏み込んだ決断は、執行部としての調整はしておりません。しかしながら、一つの私の考え方として申し上げますと、今回のように旧町村単位で整備した医療機関、要するに過疎地域の医療確保のために確保する施設と、そこの支援というところが一つの判断材料になるのかなと。

もう一つは、今回のように医業承継バンク、こういう県のほうの取組と連携したもの、こういったところを一つの尺度として今後町のありようについて、整理する必要があるのかなというふうに考えております。

ただ、これは今の私だけの思いでございまして、執行部として具体的に整理した中身でございませんので、議員からいただいたご意見も踏まえて、この辺、後々に同様の事案が出たときに困ることがないような方策は考えなくてはならないと、このように認識をしております。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　首長がどういうふうに思うかというのは、とても重いです。確かに内部で具体的にシステムとか、あるいは議論構築の合意を得ているとか、あるないというのは大事なんですが、やっぱり首長としてどういう方針で、どういう思いで取り組むかということは、とても重要なことだと思うんです。

そこで一つお伺いしますが、必ずしも住民の方が納得するかどうかという公平性、中立性等

について、これは難しいところがあるんですが、やっぱり税の分配というのは、どうしても公平であり、中立であり、そしてもう一つ大事なのは分かりやすさ。これは租税の３原則がありますが、これも同じように税をかける場合には基本的に公正でなきゃならないし、しかも中立に立って税を納める方が分かりやすい、そういう意味では、しっかりとここのところは内部で組み立ててほしいと思います。

そこで質問なんですが、この医療継承バンクということで合致した事業になるわけですが、県のほうから紹介するに当たっての助成、支援、あるいは県が持っている協力体制、こういったお話はありましたか。

○山内　政議長　伊南総合支所長。

○菅家康夫伊南総合支所長　お答えいたします。

医業承継バンクにつきましては、福島県医師会のほうで運営しておりまして、福島県医師会自体からの補助金等はございませんが、ＣＴ購入等の機材については福島県より先生のほうに補助される制度は持ってございます。さらに、医師会の持っておられる情報等につきましても、常にうちのほうで県医師会と相談させていただきながら、現在事業を進めているところでございます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　いわゆる行政機関ではなく、医師会が窓口ということでよろしいですね。

○山内　政議長　９番、町長の答弁を聞いてからもう一回質問してください。

町長。

○渡部正義町長　伊南総合支所長の答弁に加えて、お話をさせてください。

まず、医業承継バンクという制度を動かしているのは福島県医師会、その成立案件に対して補助金を交付するのは福島県保健福祉部ということで、連携をして取り組んでいる事業だということで、改めて説明させていただきます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　何か大変和気あいあいと今までにない議論になるということは、とても未来が見えてくると思いますけれども、私の結論から言いますと、国が制度設計をし、あるいは国がそれを受けて支援体制をつくる。これは、これまでのシステムであるんですが、これからは地方自治体が抱える問題というのは、人口減少を含め、いわゆる県や国ではなかなか理解できないような具体的な地域の問題が浮かび上がってくるんです。ですから、せっかくこう

いう方法で町が決断したんだとすれば、町が一般財源で支援するということも含めて、県あるいは国に働きかけをしながら、地方医療の在り方をしっかりとこれから、今までのスタイルとは別に提案をしていく。こういう行動を起こす考えはありますか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

これは南会津町だけではなくて、この地方、南会津郡であれば共通の課題だというふうに認識をしております。かねて課題になっていた只見町の朝日診療所、そこの医師不足の問題もありますし、こういった取組について、現状でこのままでいいのかというところは議員おっしゃるとおりだと思いますので、課題なり、そういったものについて何が今問題で、どういうふうにあったほうがいいのか、これらについては関係する首長さんとよく相談をして、一つの町というよりも地域として声を上げる必要があるのかなと、このように感じております。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　全協が終わって、私なりに調べさせていただいたんですが、この医療関係について見ると、なかなか診療報酬が上がらない。つまり国は、医療費が下がらないと言いますか、いろんなことをやるんです。予防医療をやるんですが、なかなか医療費が減らないと。そうすると、診療費を上げるというのもなかなか難しい状態なんです。

そこでお医者さん数人に聞いてみたんですが、実はということで生活習慣病、これの療養計画書というのをつくらなきゃならないんです。これはかなり時間がかかります。聞き取りをするんですが、聞き取りをしながら、患者とこれはできますか、こういうことに変えられますかという合意形成をしていかなきゃいけない。これが義務づけられたんです。そうしますと、診療者の数も限られてきますし、時間もかかる。そういう中で診療報酬も上がらない。

なのに、我が南会津町に来てくれる恩田康光先生、この方は、ある医療関係者に言わせると経営的に大丈夫なんでしょうかという意見があったんです。ここのところは、さっき言ったように、国あるいは県、町からの補助金とか助成金とか支援の体制を取るということなので、初期投資としては支援できるかもしれませんが、経営を続けていく過程の中で、町は例えばオンラインで看護師さんが出向いていく、訪問していくというところに支援をするのか。そういうことについて具体的な考え方があったら、お聞かせください。

○山内　政議長　伊南総合支所長。

○菅家康夫伊南総合支所長　お答えいたします。

まだ現在、診療等は始まっておりませんが、まず基本的に運営に係る経費については先生の

ほうに負担していただくことになっておりますので、実際、診察が始まって困った部分等につきましては協議をさせていただきたいと思いますが、原則的に今のところ、支援する予定はございません。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　そうしますと、そこは私、本人に会っていないので不安もあるんですが、常識的にと言いますか、ふだんの医療活動をしていたときに診療費も上がらない、先ほど言ったような義務づけもされた、そういう中でオンラインもし、場合によっては訪問もする。とても経営的に考えられないと、私の知り合いの医療従事者、あるいは医師、そういう方はそういう意見を申し上げているので、せっかく来ていただけるのに継続しなければ、私はまた大きな不安に陥れる、地域住民を。そういう関係にあると思うので、そこのところは、これから慈善事業としてやっていくことではないと思いますので、確認していただける方向で私たちは認識してよろしいでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　恩田先生との話の中で支所長が申し上げましたように、施設開設に当たって、町のほうでできる支援はこういう項目ですと。それから開設後の運営については、基本的には恩田先生のほうの経費でという話で納得をして、こちらのほうに入ってくるというような協定の締結をしたところでございます。

　しかし、入ってきていただいたのに、経営がうまくいかなくて、すぐに撤退をするというようなことは我々としても本意ではございませんので、今後の運営のありようについて恩田先生も含め、場合によっては南会津郡の医師会の先生方、さらには県の医師会、それを総括的にアドバイスしてくれる福島県の保健福祉部と、そういった方々としっかり詰めていって、よい医療供給体制を整えていくということに努めていきたいと、このように思います。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　今、私は議案審議なので医療関係を中心にお話していますが、特別養護老人ホーム等も含めてなかなか経営が立ち行かないというケースがあって、そこを支援しましょうという制度をつくりながら現在まで至っているわけです。ここのところを首長として、当然地元の町村からやるんでしょうけど、国の政策がもう少し地方自治体の弾力的な政策運営のできるような、そういう項目に少し働きかけをして、ぜひ今町長が言ったようなことが実現するように、あるいはそういう不安が取り除かれるように働きかけをやってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　今、伊南地域の医療の関係からちょっと膨らんで質問が来ているのかなというふうに思いますが、どういった課題があるのか、そこでどういった対策が我々として必要なのか、これについては検討させていただきたいと思います。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　整合性の話に戻りますが、つまり本町には高齢化が進んだ医師たちが今、時間を精いっぱい使って診療していただいているんです。後継者はいますかと聞くと、なかなか内部に、いわゆる家庭内にはいないんですと、こういう話も聞こえてくるんです。

　ですから、この事例がほかの医院にも提供できる。そうすると、また違った医療体制を取ることができると思うので、そこのところ、地域間の医療に拡大する、こういう考え方はありますか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　冒頭申し上げましたように、福島県の医業承継バンクという制度があります。これについては、最近、歯科医師のほうも広げていきたいというニュースがありました。こういったことを踏まえながら、そういう制度に基づいて調整が整うというものについては、一つの財政支出の論拠づけになるのかなと、このように感じております。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　医業継承バンクのみならず、そこを通すというのが一つルールの条件になるのかもしれませんが、そうでなくても、地域の医療を縮小させるということはあってはならない。しかし、相手がいることですから、そこのところは少し門戸を広げながら、しっかりと地域の医療を充実させていって継承するんだと、こういう意気込みで今回の事業に当たってほしい、このことを申し上げて私の質問を終わります。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　予算書84ページの款４衛生費、目２予防費、節12委託料の予防接種委託料について伺います。

　各新聞でも、４月より帯状疱疹ワクチンの接種が始まるというふうに報道されておりました。の中で、この予防接種委託料には帯状疱疹ワクチンも含まれているのでしょうか。予防接種の内訳について伺います。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

結論から申し上げますと、帯状疱疹ワクチンに関する予算もこの中には入ってございます。こちらの内訳につきましては、これまで同様、各種予防接種、高齢者インフルエンザでありますとか、最近ですとコロナウイルスのワクチン接種、そういったものが複数含まれております。その中で、議員おただしの帯状疱疹ワクチンにつきましては、約543万ほどの予算を計上してございます。

参考までに来年度から新たに始まる事業ですので、事業内容を簡単に説明させていただきますと、本町は帯状疱疹のワクチンを接種するに当たりまして、約半額の助成を検討してございます。そういった費用が先ほど申し上げた予算の中に入っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　帯状疱疹ワクチンの接種の今後のスケジュールについては、どのようになっておりますか。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　予防接種につきましては、現在、各医療機関と調整中でございまして、医療現場のほうで対応が整いましたら、速やかに行いたいというふうに思っています。

なお、今後、対象者につきましては、これまでの予防接種同様に通知書を発送いたしまして、できるだけ接種いただけるような啓発、さらには通知等を発送していければというふうに思っております。

以上です。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　先ほど543万を予定しているということで、半額負担というのをやっていきたいというふうにおっしゃっていましたけれども、何人の方が対象になるかというような、人数的にはどのような人数になっているか教えてください。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

接種対象者は65歳となっておりまして、当該年度に５歳刻みで接種対象となっております。70歳、75歳、85歳という各５歳刻みで対象者となっているんですが、本町におきましては、令和７年度65歳、さらには先ほど申し上げました70歳以降の５歳刻みの対象者数を1,305人とい

うふうに現時点では抽出、把握してございます。この中の接種率を申し上げますと約30％というふうに見込んでございます。

この根拠は、肺炎球菌のワクチンを行っておりまして、それをもとに３割程度かなというふうに思ってございます。さらには、その30％のうち、約半分ぐらい生ワクチンと不活化ワクチンに分かれるのではないかということで見込みを出しまして、先ほど申し上げました予算の範囲内で全体の約３割程度の予算を把握しているところでございます。

以上です。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　帯状疱疹ワクチンは、私も質問させていただいておりましたが、たくさんの方が初めてほしいというふうに思っている方が本当に多かったと思います。そういう意味では、できるだけ65歳以上ということですけれども、５歳刻みでやられるということなんですけれども、その間に入られている年齢の方に対してはどのようにしていく考えでしょうか。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　その間につきましては、自己負担というふうに考えてございます。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　ぜひ対応を含めまして、スムーズなワクチン接種ができるように勧めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　その前のページ、83ページ、４款１項１目18節下から２段目の部分です。不妊不育治療費助成金の部分なんですけども、これが今回は主要事業一覧からは削除されたんですけども、10年以上経過したという理解でいいのかどうか、そこを最初に聞きます。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えします。

すみません、最後のほう、ちょっと私聞き取れなかったので、もう一度ご質問よろしいですか。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　主要事業一覧に去年までは載っていたんですけど、今年から掲載されなくなったということで、年数が経過したこと等々が理由なのか、その辺をまず１点目にお

聞きしたいと思います。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。大変失礼いたしました。

今回、主要事業一覧表から除いたのは今年度の実績がございませんでしたので、そういった事情と、さらには予算の規模的に削除させていただきました。

ただ、この事業につきましては、議員おただしのとおり非常に我々健康福祉課といたしましても重要な事業だというふうに思ってございます。直近ですと、やはり社会的に少子化問題にもこちらの助成制度というのは広く活用されてございますので、そういった思いを持ってございますので、その都度、実施要綱も改正しながら、できるだけ多くの皆さんに使っていただけるような助成制度としております。

参考までに申し上げますと、これまでは回数も限定してございました。しかしながら、なかなか利用実績がないという現状と、１回助成を受けたんだけども、次の第２子も対象になりませんかというような要望もございましたので、それは年度中に早速要綱改正をさせていただいて、第２子にも対応できるような補助拡大をさせていただきながら、実績はないんですが、できるだけ広く必要とされる皆さんに使われるような助成制度に見直しを行いながらやっているのが現状でございます。

以上です。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　そのように、いい方向に改正されて進められているんですけど、総数が何としても少ないために、不育症の患者数を厚生労働省の発表で見ますと全体の4.2%、総数が50程度のところだったら２人、割合からすると２人程度そういう方がいらっしゃるかもしれない。

ただ、その方が当然申請をする、そういう状態にあるかどうかというところは分かりませんけど、ここのところ事務報告等を見ても、そういう申請、支給というような実績がなかなかなかったというようなことだったので、少ない人数でも、今、課長がおっしゃったように必要なこと、結婚して子供を産み育てたいと思いながら、妊娠はするけど出産まで持ちこたえられない。その病気の方からの声を聞いて、私、もう11年前ですか、提案させていただいて、この事業ができて、その２年後でしたか、その事業から出産に至って、今、小学生になったというお喜びの声をお届けいただきました。実数としては少なくとも、必ずこれは必要であって、総数が少子化の中ですから、本当に対象者は少ないのかもしれませんけど、私、ある方が子供が欲

しいんだけどできないという話を聞いたときに、こういう制度があるけど知ってると聞いたら、その方は30代でしたけど知らなかったと言っていました。

なので、この周知等、健康福祉課では子供の健診等のやつをよくＳＮＳで定期的に乗っけておりますから、ああいうところで、ある一定間隔ごとにそういう情報を提供してあげて、それ以上の体外受精とか、そういう部分は、県ではこういうふうな制度がありますよ、国にはこういう制度がありますよとかというところまで情報発信してあげると、この制度の周知とともにやっていただければ、そういう方たちに届くんではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

議員おっしゃるとおりだなというふうに思いながらお聞かせいただきました。本町の取組といたしましては、これまでよく途切れのない支援というお話をさせていただいております。その一つの例といたしまして、こども家庭センターを立ち上げまして、その中に新たに母子保健を健康増進のほうから子育て支援のほうに母子保健を移管させていただいて、妊娠、出産から子育て支援までということで一貫した途切れのない支援をさせていただいております。

その中の一つの特徴で伴走型支援というもの、寄り添った支援を強化して、保健師の皆さんに訪問活動をやっていただいているんですけども、その訪問活動の中で、先ほど申し上げた第２子にも使いたいという言葉、実は現場を回られる保健師さんがお母さんからそういった相談を寄せられて、補助要綱の改正を行ったという経過もございます。

議員おただしのもう少しこの制度をしっかりと広げていく、周知していく、そういった取組については、今申し上げました母子保健の活動、保健師さんの現場を回られる訪問の中でしっかり伝えながら、さらには議員もご覧になっているかと思うんですが、こども家庭センターのほうではインスタグラムもやってございますので、そういったＳＮＳ、ＬＩＮＥ等を使いながら、待っている方にしっかり届くような情報発信は常に強化していきたいというふうに思ってございます。

以上です。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからもお答え申し上げます。

議員が質問される趣旨、よく分かるんです。私自身も、どういうふうな枠組みで南会津町の子育て支援ができているのかというのが分かりづらくて、担当課のほうに子育て支援事業の一覧表をつくってくれというオーダーをしました。今、できています。この中に、妊娠期、出産

期、それから新生児、乳幼児、それから小学校、中学校というところの包括的な町としての制度がどういうふうに組み込まれているのか、分かりやすく整理されているものがあります。これについてはホームページでも公開しておりますが、こういったものを使って、よりよく住民の方に見ていただいて、活用していただく、そういう仕組みについては今後とも努力をしなければならないと、このように思っております。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで、４款衛生費についての質疑を終わります。

次に、５款労働費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　予算概要の７ページ、労働費34番にあるドローン活用人材育成事業について幾つか質問させていただきます。

若い人たちに対するこれから就労の部分の機械を入れるとか、詳細が書いてありますけども、この補助に関して、どの程度の人数、どのぐらい対象で、機体も買うみたいですから、登録料なんかもありますので、ここについて詳細をちょっと教えていただきたい。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

まず、ドローンの資格の補助に関しましては、国家資格２級操縦士というものがあります。細かくは説明しませんが、レベルスリーという操縦ができるようになるという資格を今後支援していきたいと、資格を取る上での支援をしていきたいというところです。そこで80万を計上しておりますが、こちらの資格に対して受講費用ですとか、検査費用ですとか、手数料がございますので、それの２分の１、大体資格を取るまでに32万9,000円ほどを見込んでおります。その中の２分の１、上限を16万にしまして、５名分の予算を計上させていただいているところでございます。

さらに、ドローン体験教室ということで、今後、町内の教育機関としても、小中高等学校においてドローンの体験教室も実施したいということで、ドローンの購入も考えているところです。こういった屋根のついている屋内用の小さなドローンを５台、そして外でもそういった教室ができるように１台購入ということで、合計６台の購入を見込んでおります。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　ドローンが出現してから10年近くたって、いろんな事故があったもので、規制で国家試験取得のような形でハードルが高くなって、一般的な部分では、かなり悪いイメージがあっちゃったのが始まりだったのがちょっと残念です。この中に若者たちの就労支援の部分も含めて、今、課長の話の中で、その資格を持ってれば農薬の散布とか、いろんな測量関係で、土建屋さんなんかは使って実際に運用していますけども、とてもいいことだと思うので、もう少し詳しく聞きたいと思っていますが、先ほど小中学校に出向くというか、その分では、南相馬のロボットテストフィールドのほうの派遣なのか、これから模索して、その体験を指導する人たちの内容をお聞かせ願えれば。詳しくなくてもいいです。概要で結構です。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

　初めには、やはりそういった専門の技術者の指導が必要かと考えておりますので、これまでドローンの実証実験をやった事業者がたくさんおりますので、そういった方のサポートをいただきながら、ドローン教室の相談をさせていただきながら、そして町としても、職員がそういった資格を取得しながら、小中学校いつでも出前講座的なもの、そういった部分でドローンの知識を学んでいただくという形で考えているところです。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　とてもいいことだと思います。そこに依頼すると、また来月だとかでなくて、地元にそういう人材がいらっしゃれば、すぐにでも開催できますし、先ほど課長も言われました檜沢中学校の旧グラウンドを使った県の事業のほうが動いていますけども、ああいうところで、グラウンドだったら練習できる特区的なものは多分県のほうで申請して、その空間は使えますみたいな、テストフィールド的な、それこそここバージョンで、地元の子供たちに200グラム以下の小さなやつとか、今、屋内の話で５台とか出ましたけど、そんなものをぜひ設けて、今、具体的な場所はありませんでしたけど、屋内だと、それこそフリーで飛ばせるでしょうから、そういうものも積極的に進めてほしいと思いますが、考えはいかがでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

　実際に今年度もドローンの実証実験をさせていただいた際に、檜沢中学校のグラウンドでの当然そういった見学ですとか、さらに付随している檜沢中学校の体育館がございます。そちら

はきちんとネットを張っておりますし、屋内ということなので、そういったところで小さなトイドローンを何台か事業者の方に用意していただいて、地元の方に触れていただくような形で実際のところやってはいたんですけども、そのときに檜沢小学校の児童にも触れさせてあげたいというところではあったんですけども、学校側に時間がなくて話したところ、既にカリキュラムが決まっているというところで断念しておりましたので、７年度中にそういった機会を設けていただければ、きちんと町としても対応して、地元の小中学生も含めて、高校生も含めまして、そういったドローンの知識をきちんと習得していただくような形で取り組んでまいりたいなというふうに思います。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　ドローンに対する意識醸成と目的の中にありますけども、ぜひその辺の醸成になればと思います。

町長の施政方針の中にもドローンの部分が３行ほどあって、そういう資格取得の補助もあるし、ドローン作業の地元の会社との部分で共同で開発するような文言がありましたけど、町長のドローンに対する期待と思いをここで詳しく考えをお聞かせ願いたい。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

私、湯田議員ほどドローンの知識ありませんので、今、持っている考え方をお話し申し上げます。

福島県では、浜通りの復興というところに重きを置いて、ロボットテストフィールドＦ－ＲＥＩ等々の取組を国の連携の下に進めているというふうに理解しております。その中で、波及効果が浜通りは浸透してきているんでしょうけど、中通り、特に会津方部には、その余波が届いていないというような認識を県のほうでも持っているし、私どもでも持っております。そういった意味で、寒冷地におけるドローンの性能がどういう形で実証できるのか、その実証地として選んでもらったことについては非常にありがたいと、このように思っております。

これは私のほうで、この地域に合った産業の集積を何かできないかということで相談をした芽が出て、今、少しずつ成長しているのかなというふうに思っております。これが実証実験だけではなくて、そこに入ってくる企業の方、さらには町内と連携したドローンの例えば部品の供給だったり、またはドローンそのものの製造的なものの仕事づくりにつながらないかというふうな思いを持っているところでございます。これは、まだまだ膨らんでいく可能性のある事業だというふうに思います。東京事務所のほうに行っても、今ドローン産業というのは非常に

伸びているということで、可能性のある話として受け止めてございます。

私としては、ただ単に実証実験ではなくて、まずは住民の方、事業主の方に関心を持ってドローンの今後の取組を広げていきたいし、そこから雇用が生み出せるような一歩進んだ展開に持っていきたいと、このように思っておりますので、引き続き関係機関との連携を密にして事業を進めていきたいと、このように思っております。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　少し長くなって申し訳ない。

町長の思いも分かりましたし、そういう意味では、ぜひ振興して、ここからドローンが世界中に回っていくみたいな、そういう産業になることを期待して終わりたいと思います。

以上です。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで、５款労働費についての質疑を終わります。

次に、６款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで、６款農林水産費についての質疑を終わります。

次に、７款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　それでは、予算書107ページで、款７項１目２節12委託料の中の観光ＱＲガイド委託料、これについて１点。それから一つ下の電子クーポン活用事業委託料についてということで２点質問させていただきます。

まず、観光ＱＲガイド委託料についてなんですけども、これは今年度から始まったわけなんですが、紙ベースパンフレットとか屋外の看板形式と異なって、あんまりお金をかけずに、スマホ時代の今に合った観光案内ガイドができるのかなということで私も期待しています。

そこで質問を幾つかお願いしたいと思うんですが、まず今年度300万の予算だったのが来年度、今回80万というような予算になって出てきていますけども、今年度の利用状況とか、まち

なか観光の周遊性を高めるという狙いがあったわけなんですが、そういった部分での効果というのは、今年度いかがだったでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

ＱＲコードを使いまして町の周遊性ということでは、各種イベントでも実証実験を行っております。そばまつりのときですとか、さらに先日行いました田島まちなかエリアプラットフォームで、石造りのところのイベントでスタンプラリーということで、そういった部分もＱＲコードを使った実証実験も行っておりますし、実際に個別に町を周遊するＱＲコードを幾つか設けまして、そちらをクリアした場合に抽せんで記念品がもらえるということで、そういう部分では協力していただいている例えばプラットフォームのメンバーにも事業所さんがおりましたので、記念品を提供していただいたり、そういった町なかの周遊性という部分では、今後期待できるのかなというふうには感じております。

さらに、７年度におきましては、今度は本格的に祇園祭ですとか、先ほど言いましたそばまつりも含めまして、あと独自に地域でのイベントにも活用できるのかなというふうに今のところ考えておりますので、例えば行政区でのアイデアだったり、地域地区でのアイデアだったり、そういった部分もあろうかと思いますので、その辺は関係機関ときちんと連携を図りながら、まずは中心市街地を活性化につなげるような、周遊できる、そういった取組をきちんと整理しながら取り組んでいきたいなというふうに考えているところです。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　昨年度の３月議会の中で、この案が出てきたときにインバウンドにも対応できるようにということで、確か日本語、英語の両方のガイドということだったんですが、そういった部分で今年度インバウンド、英語しかなかったのかなと思うんですが、その辺の利用状況なんかはどうだったでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

今、手元に資料がございませんので、ちょっとその辺は答弁できません。すみません。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　それでは、今回私がちょっと心配なのは80万という、これでどれだけのことができるのかなというふうに思ってしまったりするわけなんですが、この80万の委託料をどのような内容に使われるのかというところはいかがでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

　これにつきましては、これまでやってきました事業所さんと同じような形になるんでしょうが、また同じような形で、例えば先ほど言いましたＱＲコードを置いた周遊できる取組の中に追加スポットですとか、そういったものもございますので、そういった追加のスポットをつけることによってのお金も発生しております。そういう部分では、昨年度はそういった大きな事業費を投入してやったわけなんですけども、ある程度の基盤ができてきましたので、例えば今ほど言いました追加のスポットですとか、あとアプリのアップデートですとか、多少なりともランニングコストがかかりますので、そういった部分で今回80万8,500円ということで見積りをいただいておりますが、その中で有効にきちんと予算を活用しながら、事業者と様々な取組を展開していければなというふうに考えております。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　さっきインバウンドのこともありましたけども、例えば多言語に対応していくとか、それこそ案内スポットをさらに拡大していくとか、ぜひそういった部分にも取り組んでいただきたいなという事業なんですけども、それがこの予算の範囲内でできるのかなというところが心配だったので、今の質問をさせていただきました。

　予算的には小さくなったんだけども、工夫次第ではできることもあるのかなということで、去年の一般質問の中でも出ていたところはあるんですが、住民参加型の例えば書き込みができるような形にして、町民の人たちが観光スポットとか、あるいは飲食店のところを書き込みをして、ここはこんなところが売りですよとか、地元の人が盛り上げていくような形にすれば、そんなにお金もかからない形で、これをもっと意味のあるものにできるのかなと思うんですが、そういった機能なんかは今後追加したりできるものなんでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

　事業所と今回いろんな分析と言いますか、振り返りをする中で、例えばアプリを使った場合にアンケートというものがございます。男女別ですと、あと年齢別ですとか、そういった方が中心市街地に来て、先ほど言ったように周遊した中でどういうお店に立ち寄ったかという部分でも、年齢層でデータの分析ができるようになりますので、今後はそういった分析も踏まえて、中心市街地にある商店街の皆さんと、先ほど言いました田島まちなかエリアプラットフォームのメンバーも相当おります。いろんな業種がおりますので、そういった部分の皆さんの意見を

聞きながら、これはこういった工夫をしながら周遊しやすい、例えば先ほどありましたインバウンドもそうなんですけども、そういった見やすくて楽しめる、そういう中心市街地の周遊性をきちんと保つような形で取り組んでいければなというふうに考えています。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　私が言いたかったのは町民参加型ということで、例えば観光スポットにしても、お金をかけないと言ったら失礼ですけども、あんまり予算がない中だと、そこに入っているコンテンツなんかもなかなか更新されないで置いておくと、あっという間に飽きられてしまうものでもあるわけですよね。

ただ、そこのところに町民とか、あるいは観光客が写真をそこに載せたりとか、感想を書き込んだりとか、そういうようなものがあると、そういうところには人が集まってくるというか、閲覧数も増えてくると。ですから、この80万の予算の中で、そういったところまでできるといいなと思うんですが、そういった機能の追加というのは可能なのかどうかということですけども、いかがですか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　今ほど言いましたように、地元の方が知らなくては当然楽しめるものも紹介はできないわけですから、そういった部分でできるかどうかは、今後、事業を展開していく中で調整をさせていただければなというふうに思います。

ぜひこの機能性を追加したいという部分、そういった要望と言いますか、例えば先ほど言いましたプラットフォームの中で、そういった機能があるといいですねという部分があれば、補正なり、そういう部分での対応は必要かなというふうには認識しています。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　いろいろと工夫されているという部分も分かりましたけども、ただ、私が町なかで受ける印象、いろんな人から聞く部分でも、まだまだこのＱＲコードでの観光マップというのは認知度が低い。関心がそんなに町民の中で高まっていないというところがあるんです。その辺の関心を町民の中でもっと高めていく。これをもっといいものにしていこうという、そういう機運を盛り上げるということが重要かなと思うんです。

そこで、ちょっと時間もありませんので、一つは住民から聞いた声として生かしていただければと思うんですが、例えば観光業の場所、宿泊業の場所、そういうところにチラシを置いて協力してもらっているわけです。そういうところでは、ぜひ使ってくださいというふうに案内をしているわけなんですけども、その後のアフターフォローというか、今回ＱＲコードを使っ

て、これだけお客さんが来て喜んでくれましたと、こんな成果がありました、どうもご協力ありがとうございましたというような、そういったアフターフォローがあると、もっと我々はやる気が湧いてくるというか、もっと協力したくなるという、そういうのがあるんだけどなと、そこが残念だなというふうな声もありましたので、ぜひお金をかけない部分での盛り上げ方というところにも力を入れていただけるといいのかなと。

ちょっと時間がなくなったので、次の電子クーポンのほうについて質問させていただきたいと思います。

これ、去年から利益率というか、去年は50％だったのが20％になるということなんですけども、今年度の事業では、電子決済を町内に定着させたいという狙いがあったというふうに聞いたわけなんですが、その辺の成果というか、その辺はどのようにつかんでいますか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

まず、今年度やりました電子クーポンの最大のメリットは、登録すれば、どこの地域に住んでいるか、先ほど言いましたように年齢ですとか、そういった部分も登録されますから、その方がどの地域で、どのお店で物を買ったのかということまでも分析することができています。そういった部分で地域性の特徴ですとか、次につなげられる戦略的なものは、今回の電子クーポンＤＸ化ということで活用事業を行った結果が最大のメリットだったのかなというふうに思っております。

そういう中でも、アンケート調査の中で電子クーポン実施の場合、プレミアム率が下がっても購入しますかという項目がございました。そういった中で、例えば今回20％のプレミアム率で事業展開していくんですけども、20％であれば購入するという方が34.2％ございました。少しでもプレミアムがついていれば購入するという方も29％おりましたので、半分以上の方がプレミアム率がある程度ついていれば電子クーポンは実施したいということで、そういった部分では、かなり浸透はしてきたのかなというふうに考えているところです。

さらに、当初始まったときの登録の仕方ですとか購入の仕方が、スマホをお持ちになった方、本町にもおいでいただきました。一番最初の方、80代の高齢の方がスマホと通帳と言いますか、クレジットカードを持ってきていただいたという部分では、かなり意識も高かったのかなというふうに思っておりまして、100％地域住民の方が使えるようになるという部分ではなかなか難しい部分はありますけども、今後の戦略的なものを検証する上での機能という部分では、すごく生かせる部分がありますので、今後も期待できるのかなというふうには考えているところ

です。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　次につなげられるという部分がすごく大事だなと思って、私もそこを特に質問したいと思うんですが、この電子クーポン式だと結局限られた期間の中で、つまり終わってしまうと、あとはもう忘れ去られる、必要なくなると。アプリが入っていても使えないというふうになるわけですよね。

でもこれは、本当は町内に電子決済を普及させて、例えばインバウンドに活用させる、あるいは町内でも日常的に、期限を決めてじゃなくて、例えばということで下郷町のしもごろーカードなんかは、年間を通して町民に愛されているようなカードがあるわけで、そういったものにどういうふうにつなげていって、町では今回も1,400万、今年度は2,100万の支出をしているわけなんですが、こういったものを将来的な収益にどういうふうにつなげていくかというところが大事だと思うんですけども、今年度と同じこと、プレミアム率を下げて来年も続けるだけということでは、ちょっとどうなのかなと思うので、その辺どういった見通しを持ってやられるのかということを最後にお聞かせいただきたいと思います。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

常にいろんな事業という部分では、自立自走に向けてというのが目的になろうかと思います。こういったプレミアムつきの電子クーポンを、例えば事業者が協力金という部分の中でのプレミアム率だけを協力していただければ、特にそのほかの経費はかかりませんので、そのもととなる事業者への委託料という部分では、事業費は存在しますけども、そういった部分は町でも当然支援しながら、少しずつ商工会側のほうで通常の商品券も含めまして、将来的には切り替えられるような形も今後考えられるのではないかなというふうには思っておりますが、まだまだそういった部分での検証は必要なのかなというふうに思っておりますので、その辺もきちんと関係する商工会ですとか、商店街の事業所さんといろいろな意見交換をしながら、いい方向に進めていければなというふうに考えているところです。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　期待して見ていきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○山内　政議長　この後、質問等を予定されている方は挙手をお願いします。

質問者がおりますが、ここで暫時休憩します。昼休憩とします。

再開は午後１時とします。

休憩　午後　零時０２分

再開　午後　１時００分

○山内　政議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、７款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番、川島進君。

○８番　川島　進議員　款が商工費、項も商工費、目、観光施設等管理費施設委託料、ページは111です。12番委託料の説明欄のところで指定管理料というのが一番下にありまして、その枠の中の一番下にたかつえカントリークラブ2,160万とあります。執行部の見解だと、５年をめどに最終的には管理料ゼロというふうなことでした。７年度、若干減るのかなと個人的には委託される側も運営する側も極端に管理料が減ったんでは大変だろうなと思っているんですが、６年度と同じく2,160万、同額の予算計上なんですが、この点どういうふうに落ち着いたのかお聞かせいただければ。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　お答えいたします。

たかつえカントリークラブにつきましては、令和７年が現指定管理機関の最終期間、５年目になります。議員おただしの段階的な削減でゼロにするという部分については、町有観光施設の今後の方針の中で、令和８年以降、新たな指定管理者の下で実施した際の指定管理料をゼロにしていくというようなことでございまして、本年度について、だからいいのかということではなくて、７年度の予算を算出する際にも当然そういった話はしております。その中で、当然のことながら売上げの増額だったり、あとは管理経費等々の削減だったりというものを加味した上で、例年どおりの2,160万円になったというようなことでご理解いただければというふうに思います。

○山内　政議長　８番、川島進君。

○８番　川島　進議員　了解しました。勉強不足で申し訳ありません。若干フォローいただきましてありがとうございました。

以上で終わります。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　申し訳ございません。

午前中、13番、湯田哲議員の商工費の関係で、ドローン活用人材育成事業の質問の際に、ドローンの国家資格の名称を私、２級操縦士と申し上げましたが、正しくは二等操縦士でございます。２級ではなくて二等操縦士の誤りでしたので、訂正しておわび申し上げます。

すみません、以上です。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　予算書の109ページ、節12番委託料の中ほどにありますインフルエンサーを活用した情報発信業務委託料のところで、今年度の平均アクセス数を教えていただけますか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　大変申し訳ございません。資料を持ち合わせておりません。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　では、交流イベントは今年度何回ほどされましたか。イベントの回数は。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

回数としましては、それぞれスキー場ごとにインフルエンサーを活用しまして、周遊を図っているものでございますが、直近ですと、回数は資料がなくて答弁できないんですけども、この間、だいくらスキー場のスキー場の日というものが３月の初旬にあったんですけども、そういった部分では２人のインフルエンサー、７年度も２人のインフルエンサーにやっていただくということで予定しているんですけども、その２人のインフルエンサーがそれぞれ４つのスキー場をぐるっと回りまして、周遊しまして、それぞれスキー場に来た方に抽せん会ですとか、今後のＰＲですとか、そういった部分を行ってきたところでございます。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　続いて、別にまた質問させていただきたいんですが、112ページ、節が委託料の下ほどにありますきらら289大規模改修事業の委託料で、委託料の配分はどのよう

になっていますでしょうか。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　お答えいたします。

委託料の配分ですけれども、工事監理委託料が840万円です。あと駐車場拡張等調査業務委託料、これにつきましては148万4,000円となってございます。

以上です。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　こちらの改修事業の着工日と完了時期を教えてください。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　お答えいたします。

この件につきましては入札を行いまして、５月に指名競争入札、６月議会のほうで契約案件として上程を予定しております。工事自体は来年度いっぱいを予定してございます。

以上です。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　改修の内容的なことの詳細は決まっていますでしょうか。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　お答えいたします。

工事的には４工種ございまして、建築設備工事、あと機械設備工事、あと電気設備工事、あとチップボイラーの修繕工事で合計３億1,000万円となってございます。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで、７款商工費についての質疑を終わります。

次に、８款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで、８款土木費についての質疑を終わります。

次に、９款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　二、三質問いたします。

昨年６月、一般質問した際……

○山内　政議長　室井議員、マイクを近づけて。

○１０番　室井英雄議員　一般質問をした際、対象となる団員は27名という

〔「ページは何ページでしょうか、教えてください」と言う者あり〕

○１０番　室井英雄議員　失礼いたしました。

○山内　政議長　そうです。最初、紙を見ながら、どこを質問するのか通告してください。

○１０番　室井英雄議員　失礼しました。

127ページ、款が消防費、目が２非常備消防費の18負担金補助金及び交付金の中の消防団員運転免許取得補助金96万円について、お尋ねいたします。

〔「95万円」と言う者あり〕

○１０番　室井英雄議員　失礼いたしました。95万円についてお尋ねいたします。

昨年の６月に私が一般質問した際に、対象となる団員は27名というお答えでした。現在もその人数に変化はあるのかないのか、まずはお聞きいたします。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

27名の関係ですけれども、それは恐らく準中型の免許を持っていない方、あとはオートマ限定のみの免許保有者の人数ということでお答えしたかと思います。その後、もう一度精査しまして、現段階で対象となる方は22名ということでつかんでいるところでございます。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　今回95万という予算で団員の意識調査を行うということでしたが、その意識調査を行った結果、今回６名という人数で95万の予算措置をしたということでよろしいでしょうか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

今回、当初予算のほうで95万円ということで上げさせていただきました。その内訳でございますけれども、まずその22名の中でオートマ限定の解除をしないと、自分の部のポンプ車を運転できない方、あとは3.5トン以上の免許を持っていないと、自分の部のポンプ車を運転できない方がいらっしゃいます。その方に対しての免許取得の補助となるわけなんですけれども、

オートマ限定解除ですと、そういう方が町内全体で２名、そして3.5トン以上の免許を持たないと運転できないという方は10名ほどいらっしゃることが分かりました。

予算の計上に当たりましては、それぞれオートマ限定解除、3.5トン以上の免許を保有していない方の半分、オートマ限定解除は１名、そして3.5トン以上の免許取得の補助となる方は５名ということで、それぞれ半数の方の補助をするということで、今回、予算計上させていただいたところでございます。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　団員の意識調査は、その中に反映しているんですか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

全体での意識調査というものは実施しておりません。ただ、それぞれの部ごとにある程度、例えばこの部には対象となる方が何名いるのかとか、そういった部分の調査はしたところです。その中で、特に第１支団の町内の部であったり、西部のほうであったり、実際には意識調査をしておりませんけれども、このあたりの団員の方が対象にはなるんではないかということを想定して予算計上したところでございます。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　意識調査はしていないということは、団員の意思ではないと。限定解除するのは団員の意思ではないという理解でよろしいんですか。ただ、予算上割り当てたという話だけで。私は解除したいという団員の意向は反映されていないんですね。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

一人一人に意識調査したわけではございませんので、ただ、実際に事業が開始されまして、例えばオートマ限定解除、免許を取りたいですというふうに意思表示をされた方につきましては、補助の対象ということで想定しております。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　オートマ関係が１名、3.5トン以上運転できない方が５名、半々の今回の予算措置なんですが、もしそれ以上の申請があった場合は、どのように対応するんですか。極端な話、全員が限定を解除したいという申請があったらば、どういうふうに対応するかお聞きします。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

一応想定していますのは、応募者多数の場合には次年度というふうに想定しておるところでございます。あとはそれぞれ部の対象となる方以外の免許の保有状況であったり、そういったものも考慮しながら、対象となる方につきましては選定していきたいというふうに考えております。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　本年度は、この95万の予算内で行うということで分かりました。

もう一点お聞きしたいんですが、これは今回申請があっても、95万以内の人数しか補助対象にならないと。今、課長が次年度の対応になると言いましたけども、これはやっぱり申請があって、全員が取得するまで続く事業ということでよろしいですか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

基本的には議員おただしの中身ということで、基本的には対象となる方が希望されるということであれば、それまで事業は継続していきたいというふうに考えております。ただ、ほかの市町村の実施状況なんかを見ますと、なかなか仕事の傍らで、例えば3.5トン以上の免許取得となりますと、若松とか白河のほうに通いながら免許取得していただくという関係もございますので、対象となる方全員が免許取得の意思を表示するかどうかまではちょっと分からないんですけれども、それはそれぞれ年度ごとのそれこそ意向調査であったり、そういったものも加味しながら、その当時で判断していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　理解しました。

それで限定を解除するのは田島ではできない、南会津ではできない。若松に通うか、白河方面に行かなくてはいけないということで、その都度、教習料に差が出てくると思うんですよね。全員協議会のときに渡部議員が質問のとき、100％補助するというお答えでしたが、免許取得までにかかった全額を補助するという、差は出ても全額補助するという認識でよろしいんですか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

議員おただしのように、免許取得に係る経費につきましては、卒業検定等の経費も含めまし

て全額補助するということで考えております。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　それに伴う移動に係る経費は含まれるんでしょうか。含まれないんでしょうか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

そちらの移動に係る経費につきましては、補助対象外ということになっております。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで、９款消防費についての質疑を終わります。

次に、10款教育費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　それではページのほう、教育振興費についてですが、137ページ、予算書です。137ページ、２の教育振興費で、節が小学校のほうは17番備品購入費、あと中学校は140ページ、同じく教育振興費で、これは中学校の部で、節が17で備品購入費です。それぞれ同じような内容だと思うんですが、これに関する備品購入の詳細をお聞かせいただければ。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

まず、137ページの17備品購入費の上の部分の教育振興用備品購入費というのは、一般的に11校に配分される備品購入費であります。こちらが260万円。そして、その下の学習用情報機器購入費、こちらの金額が2,887万5,000円でございます。

議員おただしのほうは、この下の学習用情報機器購入費だと思いますけれども、こちらにつきましては、ＧＩＧＡスクールのタブレットの更新費用となっております。こちら137ページは小学校費でございますので、小学校の児童数432人、そしてそこに壊れたときのことも想定しまして、国のほうから最大15％の予備機の購入もできるということで指示されておりますので、それが65台、そして教師用として28台、合計で525台のタブレットの購入費用がこちらの金額になります。タブレットの購入に当たりましては、国のほうからの指示で１台当たり５万5,000円の単価で計算するようにということがございまして、その単価を掛けたものが先ほど

言いました2,887万5,000円になります。

続きまして140ページにつきましても、同じような形式ではございますが、上の教育振興用備品購入費は187万9,000円、そして下の学習用情報機器購入費が1,864万5,000円でございます。こちらにつきましても先ほどの小学校費と同じで、中学校の生徒数276人、そして予備機として41台、教師用22台、合計で339台分のタブレットの購入費になっております。

この中で正確に言いますと、補助対象になるもの、ならないものというのがありまして、教師用につきましては補助対象外とされておりますので、児童生徒用、そして予備機分につきまして補助の対象になっております。補助率については、３分の２ということで示されております。

以上でございます。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　ＧＩＧＡスクール構想の延長で、もう既にというか、今まで１人１台とかという動きで導入したものが、もう更新時期に来たというのは早いなという実感とともに、１台５万5,000円で、もちろん15％増だったり、３分の２が補助だということで、ある意味ではほっとしていますけども、例えばこの質問で言わせていただければ、その古い型というのは、まず先に聞きますが、今までだとリースとかＰＣの時代はあったんですけども、買取りみたいな形になるのは、時代とともに更新なんていうのはリースなんていう時代じゃなくて、何千万もかけて買ってしまうというような時代に入ったのかという感じですけど、その辺の部分は、普通だと数千万円だったら今まではリースでやっていた時代がありましたけど、タブレットと当時、今の違いの感覚はどうなんですか。一括購入というものは、やっぱり補助があるからできるのか、その辺の考え方はどうでしょうか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

基本的にこの事業は、各都道府県ごとに方針を決めてタブレットも共同購入のような形で行うものになっております。今、県のほうでもＧＩＧＡスクール構想のタブレット購入に当たっての協議会を設置しまして、教育長レベルの方々が委員になっていただいたりして協議を進めております。私もその下の幹事会というところの委員をしているものではありますけれども、その協議会の中で購入にする、リースにする、そういったところの決定もされておりまして、さらに機種選定についても協議会の中で検討がなされております。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　僕は、そういうものを追いかけている人間であるので、例えば古いものはジャンクというか、処分されるでしょう。その所有権は学校の備品であったのかという扱いは分かりませんけど、僕なんかは、今から10年ぐらいの前のタブレットを今でも閲覧とかに使っているんですね。

僕がこういう質問をしたときによく見るのは、１人１台預けちゃって、卒業まであげて、マイｉＰａｄというか、入学とともにプレゼントとか、３年生になったらプレゼントするような形で、結局はお古なんていう時代じゃないから、今回この台数を買えば１人１台なわけだから、小学校へ預けたのがニューモデルだから中学まで行っても使えるはずですよね。そこの部分のプランというものはあるんでしょうか。

例えばどこかの本棚か何かに収めて、授業とともに引き出して、あと持ち帰りとか何かのプランを今まではやっていたんですけど、その辺のバランスはどうなんでしょう。もう何年もたちますけども、途中で持ち帰りも始めてましたということがありますけど、今後その辺の中身はどうなんでしょうか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

持ち帰りにつきましては何度かご説明申し上げましたが、一部持ち帰りも可能としております。持ち帰りといいますか、特に不登校の児童生徒への貸出しというような形で、授業をそのままライブ配信といいますか、結んで受けることができるようにしたり、それは保護者の申出によって貸出しということになります。

一斉貸出しにつきましては、今年度は進めようということでやってはきていたんですが、結果としては３月になってしまいましたので、次年度以降、週末の持ち帰りから始めて、そういったことも進めていくべきだとは思っております。ただ、実際土日に何か宿題的なもの、ドリルなどやって、また月曜日の朝に学校に持ち帰るというようなことをやることになると思うんですけれども、そちらのほうも安全性とか、子供たちの重さの負担とかも考えながらやっていきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　ぜひ今みたいな持ち帰りは、本当に愛着のあるマイｉＰａｄであって、その子がずっと持っているというのは、いつも調べものをしたり、子供によって差はあるでしょうけども、その辺、期待しています。

あと、先ほどちょっと言いそびれたんですけど、古いものは多分捨てちゃうと思うんだけど、自宅のＷｉ－Ｆｉ環境が大分整ってきたと思うんだけど、本来ならマイｉＰａｄをあげちゃうというのは、財産上、多分不可能だと思うんですけど、それに関してはジャンクで捨てちゃうんでしょうか。

僕が思うのは、そういうものでも別に調べ物とかは可能だから、どのぐらいのモデルか、ちょっと今使っている、押し出されるもののモデルのタイプが分かりませんけど、その分で言うと、僕みたいに長持ち、ＰＣだったら20年前のやつを今でも動かしていますので、そういうものでアルバム的なことは子供でもできるし、また自分の学校用のものがあるとなれば、うちの中で気軽に調べ物ができて、学校用は大切に宿題だったり、ペーパーレスだから、そういうものが普通になる時代だと思うので、その辺の旧モデルの押し出しというのは、どういう処分になるんでしょうか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

基本的には廃棄処分を考えておりました。配付するというところは、今まで検討したことがなかったんですけれども、ちょっと検討はしてみたいと思います。可能かどうか。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　これで終わりますけども、僕はそういう大切さも必要と思うんですよ。それが動かせる、先ほど言いましたけど、そういう古いもの、僕はウィンドウズ98が今でも動いています。今のモデルに乗せてできるツールがあるので。それじゃないと動かないソフトもあるので。そういう意味では、大切にするとか愛着のあるもので自宅でお父さん、お母さんが負担なく、それでちゃんと今でも調べものができますから、今、課長が言われたとおり、そういうことも可能なので検討してほしいですね。何でもそうです。学校のものは廃棄処分だ、理科室で廃棄された実験器具もみんな、これは個人で持っちゃ駄目なんですね。ごみ屋に出すしかないというルールがあるみたいですけど、ぜひそういう有効活用もしてほしいなと思います。

それで結構です。終わります。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　予算概要の11ページ、主要事業一覧の事業番号87番、教育費、婚活支援事業についてお尋ねいたします。

こちら内容としましては、男女の出会いを創出するために婚活イベントを実施するということで、私、総務委員会の所管の中で総合政策課で行っている事業番号17、18同様の関連してくる事業のほうは所管の委員会の中で確認したんですが、今回あえて６年度の予算ではなかったと確認しているんですが、７年度予算で教育費で別に教育委員会のほうで予算を取ったところの意図についてお伺いいたします。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えいたします。

この事業につきましては、平成24年から続いている事業でございまして、今回、町でも結婚から出産、育児まで進めているということでございましたので、あえて主要事業一覧に掲載をしたところでございます。新しい事業でないので、新規のところの新というマークが多分入っていないかと思いますので、ご確認いただければと思います。

これまでの実行委員会が主体となっておりまして、実施しております。そこへ補助金を支出いたしまして、その実行委員会の中でイベントを開催すべく検討して、これまでの実績から、どういったやり方がいいのか、そういったことを検討しながら来年度も実施する計画でおります。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　新規事業でないことは把握していたんですが、昨年度の主要事業一覧のほうには記載がなく、今回出てきたので、具体的に総合政策課でやっている男女が出会う機会の創出、婚活イベントということで内容がかぶっているので、そのあたりの違いを再確認したかったんですが、その点はいかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからお答えします。

この事業名ですと、みなみ愛’ｓ出逢いフェスタという事業で古くから、平成24年からと報告がありましたけど、これは南会津町でやっていた結婚支援事業のスタート、事業の所管が分室ということで、若い男女の交流の場から結婚支援をしていきたいという、そういう歴史の事業です。

それで、私が町長に就任して以降、結婚支援事業にもう少し力を入れてやらなくちゃいけないだろうというふうに思いまして、その推進体制として総合政策課のほうにお願いをして、今動いている事業で間接的な出会い、ソトコンとかアロマ婚とかスノボ恋活とか、そういったものを推進組織の中で検討していただいて事業を実施していると。２つの事業の意味合いがあっ

て、それらは相互に関係があるので連携を取ってやるべきだというような思いがあって、今現在は婚活事業の一つのくくりになっておりますが、予算上は総合政策課で掲げた事業と、それから分室で掲げた事業が２つになっているというふうにご理解をいただきたいと思います。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　内容の違いについては理解いたしました。

全てのことに共通するんですが、主要事業一覧として載せる、載せないの判断というのは、やはり各担当所管課で、その都度、重要性に重きを置いて検討されているのか、その点についていかがですか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

こちら主要事業につきましては、総務課のほうで取りまとめはするんですけど、各課から出てくるものを基本的にまとめています。前年度ベースでまとめているというのが現状でございまして、金額でどうするですとか、そういった基準がちょっと曖昧なところがございまして、町長の先ほどのとおり、公約に掲げる分はきちんと載せたほうがいいですとか、あと何年かやっていって、金額が少ないものは一旦ここには載せなくてもいいでしょうかというような話で、それぞれの検討はしているんですけど、明確な基準があるということではないものですから、その年の年で判断しているというような状況でございます。

以上です。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　今、ご説明いただいた意味合いでいうと、この87番の婚活支援事業については金額的に30万円と、そんなに高くない金額ではあるんですが、昨年なかったものが今回記載があったというのが少し気になったので、何か以前と変わったところがあったのか、それとも出発点、スタートを再確認するという意味で主要事業として載せたのか、その点についてはいかがですか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　その点も実はそんなに明確なことはございませんでして、公約に載っている事業ですので、ぜひこの中に載せてＰＲも含めてやっていったほうがいいんじゃないかというような、そんな判断だったかと思います。

以上です。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　ページ137の17節と、140の17節の学習用情報機器購入費、この部分で、教職員分は一般財源で、生徒・予備分は３分の２、１は一般財源で負担するということでよろしいですか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

今、議員のおっしゃられたとおりでございます。もう一度正確に申し上げますと、補助対象となるのが児童生徒用、そして予備機分ということになりますので、逆に補助対象にならないのは教職員用ということになります。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　補助外の分は、一般財源を使うということでよろしいですか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

補助以外の部分に関しては、一般財源になります。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　分かりました。

それで、先ほど課長、基本的には廃棄処分というような考え方とお聞きしましたけど、先ほど湯田議員がおっしゃったように、私なんかもすごい長い間パソコンとか使っているんですけど、これを一般財源を入れて購入する部分、教職員は満額ですね。そして生徒・予備分も３分の１は一般財源を入れるわけですけど、３分の２の補助があって、その補助の縛りというものに廃棄処分にしなさいよとかという縛りがあるのかどうか。これ法的にはどうなんでしょうか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

私、今のところ、その点については確認をしていませんで、お答えできません。申し訳ございません。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　まだまだ使える可能性があるということは、先ほどパソコン等に非常に詳しい湯田議員からありましたけど、やっぱり大切に使う、それをバージョンアップしながらすれば、まだまだ10年、15年使える可能性があるということを考えると、物を大切に使う、そのために生徒にプレゼントするというアイデアもすごくいいことかなと思って、今、国の縛

りを把握されていないということなので、その部分しっかりと調査して、物を大切にするということを教えていくこと、これも町の姿勢としては大事だと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　まさに議員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、このＩＣＴ関係は本当に日進月歩、非常にスピードが速いかわりがあります。そんな意味で、当町では小学校の場合、１年生から３年生までの機種と４年生から５年生までの機種が違うんです。そんなこともあって、教育委員会の財産なものですから、一人一人にＩＤ、パスワードを打って貸与しているような形なんです。なので、１年生から３年生のものは、３年生が使っていたものが新しい新１年生に回すと、そういうやり方をしていたんですけども、それをやめて、今度１年生から６年生まで一括して新しいタブレットをやろうと、そういうふうに変更したわけです。

そんな中で、今までおっしゃったように金銭教育にも関わりますけども物を大切にと、そういう大事な側面がありますので、廃棄に関して私もまだ承知していない部分がありますので、検討させていただきたいと思います。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで、10款教育費についての質疑を終わります。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　11番の災害復旧費のことについて伺いたいんですが、目が農地農業用施設災害復旧費ということで、今回は金額上がっていないんですが、今回の豪雪で……

〔「ページ」と言う者あり〕

○４番　星　和孝議員　すみません、失礼しました。

160ページです。今回の豪雪で、喜多方、北塩原の議員のほうから、1,000棟の農業用施設が損壊しているということを伺っています。新聞等の報道でもありましたが、我が町で現状は今どれぐらいの損壊を受けていると報告がありますか。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

今現在、各農家または生産団体のほうから報告をいただいておりまして、すみません、手持ちにはないんですけど、おおよそではありますけども15棟程度の被害報告を受けております。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　まだ雪が残っていますので、雪が全て解けないと全容はまだ分からないとは思いますが、その15棟に対しての復旧費といいますか、補助費、これはどのように上げるおつもりですか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからお答え申し上げたいと思います。

当初予算計上時には、大雪の影響については全く考慮されていない予算の計上でございます。ここの11番のところについては、町が保有している財産の復旧というふうに捉えていただいて結構かと思います。農道とか林道とか、農業施設とか。

一方、今、議員が言われているのは個々の農家の被災に対する支援だと思います。これについては、被災状況が明らかになった上で、その事業者、農業者に対する支援制度をどうするのかという視点での計上になってきますので、場合によっては11番の災害復旧ではなくて、農業振興費のほうでの計上というような形になるのかなというふうに思っておりますので、今後の雪解け後の被害状況を見て、必要に応じて予算措置を講じていくということになろうかと思います。当然、国なり県なりの動向も踏まえてということになろうかと思います。

○山内　政議長　４番、星和孝議員、今の説明でご了承いただきたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を終わります。

次に、その他の事項について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで、その他の事項についての質疑を終わります。

以上で、一般会計予算の全ての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第５５号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第３、議案第55号　令和７年度南会津町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　それでは、14ページの１款３項１目１節、ページ15、２款２項１目18節、ページ16、２款５項１目18節の３点質疑いたします。

まず前定例会において、被保険者、医師、薬剤師、広域の代表ということで、一番最初に出ている国保運営協議会委員12人についてお尋ねしますが、この報酬の支給要件というのは会議に出席した人掛ける幾らという計算方法で報酬金額になるんでしょうか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

今回、予算に計上されています報酬の部分でありますけれども、こちらにつきましては12人の方が全員、年に２回ですけれども、全員がそれぞれ全部出席した場合を想定しての予算計上となっております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　分かりました。この報酬の支給要件は出席した人にのみ支給すると

いうことなので、前に出席率が悪かったという話をしましたけど、そういう方には支給しないで残予算になるという考え方でいいんですか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

議員おただしのとおりでございます。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　この各代表、その方たちに被保険者代表、医師、薬剤師の代表、広域の代表、それらの方たちに運営協議会でどういうことを、それぞれに同じことを求めるのではなくて、３つに分けているということは、いろんな意見を求めるんだと思うんですけども、求めるものというものは幾つか例があればお示しいただきたいと思います。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

各選任区分ごとの委員さんに町として求めることというご質問かと思います。

まず初めの被保険者の代表の方につきましては、こちらは国民健康保険の被保険者という一番の当事者の方ですので、被保険者の立場から、例えば保険税率であったり、保険料の額であったり、あと国民健康保険で実施しております保健事業の内容計画とか、そういった被保険者の方に直結する部分についての意見であったり、課題であったり、そういったものの提言をお願いしているところでございます。

あと医師の方、薬剤師の方につきましては、当然専門的な知識、経験をお持ちでございますので、例えば疾病予防であったり、投薬の部分の知識と技術をお持ちでございますので、あとは具体的な医療費削減につながるようなご意見なり、提言をいただいているところでございます。

最後に広域代表の委員さんになりますが、こちらにつきましては、先ほどお話ししました被保険者の方、あとは医師の方、薬剤師の方以外に、それぞれの経験と職務とかから中立的な立場から広い視野で意見をいただくということでお願いしているところでございます。例えば皆さん様々な職務に就いていらっしゃいますし、あとこれまで行政とまちづくり等、そちらのほうに関わっている方も多いですので、そういった経験をもとに広く意見を述べていただいているところでございます。

一応それぞれの代表の方には、今お話しましたのは、あくまで中心的な部分についてお話しさせていただきましたけれども、実際の協議会の場では、そういったものにとらわれないで、

広く忌憚のない意見をいただいているところでございます。

以上です。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　分かりました。

被保険者の立場から現実に付加された税額、そして税を納めること、そういう経験をされた方の声というものはすごく大事だと思うんですけど、前回お聞きしたときに、なかなかそういう方の成り手がいないというようなことをお聞きしたんですけども、そして現役世代を退職されると、どうしても国保に移る。そういう方は私が思うに、実際の長い間、子育て時期とか、そういうときに被保険者であったり、農業者であったり、事業者であったり、そういう方たちというのは、毎年の収入が変化するわけですよね。そういう人たち、退職されて、年金生活者になったような方は、あまり収入の変化とかないんです。実際に収入が変化した場合には７割軽減、５割軽減、２割軽減とか軽減制度もありますけど、そういうときに納付してきた人たち、そういう人たちにぜひ被保険者代表に１名、２名なっていただきたいなというふうに思うんですけども、そういう方の募集というのは特には検討しないんですか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

今ほど議員おただしの件につきましては、多分、委員の公募のお話かと思います。全国的に見ますと、被保険者の代表の方は公募によって募集している市町村も実際にございます。ただ、それは全員を公募としているわけではなくて、例えば被保険者のうち１人を公募で募集しますよというところであったり、あと欠員ができたときに公募をするとか、それぞれ公募の仕方は別々なのかなというふうに私どもは認識しております。

今ほどの公募の関係ですけれども、そういった方法も一つの方法というふうには思いますけれども、ただ議員おただしのように、やはり成り手がいない。現状でお話ししますと、今までやっていただいた方に引き続きお願いをしてやっていただいているというのが現状でございます。ですので、例えば公募をしてもなかなか集まらないとなりますと、委員にどうしても欠員が生じてしまうということもございます。ですので、公募のことにつきましては、今後検討させていただくのと同時に、委員定数の見直し、このあたりも今後検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　今の話、了解しました。県内でも、会津地域でも、今ホームページ

見ると運営協議会の委員を募集します。１回の参加に１時間半程度で6,300円、それに交通費を支給しますとホームページで出しているところもあります。実際に国保、よく分からないということを言われる方がいます。ただ、通知が来て納めている。だけど、中にはすごいそこに疑問を持っている方もいらっしゃって、私の12月の質問のあとに３名の方から、役場を退職された方２名、それ以外の方から１名、現職の役場の方にも情報提供というか、いただきました。

役場にいるときに、この制度そのものを書面上では理解していても、実際に納付する側の実感はないので、言われてみると確かに３方式の世帯割、世帯平等割って言うけど、６人世帯も７人世帯も１人世帯も同じ金額を徴収するというのは、確かに平等割という名の不公平って議員言ったとおりだと思うと。

ただ、県に納めなければいけない税額をこれだけを求めるためには、所得割率、均等割額、そして平等割と、応益と応能部分でこれだけ集めなければいけない。その部分をどこかに賦課していく。ただ、応能の部分、応益の部分は一本一本にして、所得と被保険者数でいってもいいのかなというふうに思います。そういう話、運協を２月にされたと思うんですけども、そういうところではお話に出ませんでしたか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

２月28日に国民健康保険運営協議会が行われまして、議員おただしの２方式、３方式についての説明を委員さんのほうに説明させていただきました。その時に、一応２方式にした場合にはこういうメリット、デメリット、今まで町は平成30年以降、３方式を取ってきましたので、その経緯と内容についてご説明させていただきました。

なお、かなり複雑な制度でもございますし、ポイントも押さえづらかったとは思うんですけれども、２方式にしたほうがいいのではないかという、そういった具体的な意見というのは、そのときには出されなかったということでご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　その点については了解いたしました。

それでは、15ページの高額療養費についてに移ります。

今、国会でも議論になっているところで、この制度改正、国ではこの制度を維持するために改正しなくてはいけないと。支給分を減らすなり、多数回受診者の扱いとかということを議論されていますが、今、支給を受けている側、高額療養費を使用しなければ生きていけないという方にとっては、こんな改悪は命をないがしろにするという意見が出ています。

そういう中で、町で１億3,913万6,000円という金額、これは国保の被保険者数が減っていても、そう減らないで来ているということがあると思うんですけども、これはどのような理由からなんでしょうか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

医療費の部分についての高額療養費の部分でございますけれども、医療費の場合ですと、通常３割が窓口の自己負担分、７割分が保険者負担、国民健康保険で言いますと町のほうの負担ということになりますけれども、その７割負担の部分につきましては、国民健康保険の被保険者数が減ったことによって、７割分の医療費というのは毎年減少傾向にあるところでございます。

ただ、高額医療費につきましては、今現在の医学の進歩によりまして、例えば先進的な治療を受けることができたり、あるいは特効薬であったり、そういったことで医療の水準が上がったことに伴いまして、被保険者数は減りましたけれども、そういった高度な医療を受けられる機会が多くなったということで、被保険者数は毎年毎年減少傾向にありますが、高額療養費につきましては横ばいの状態がここ数年続いているという状況でございます。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　分かりました。それで、この１億3,900何がしを計上するという影響、今回改正されるかどうか分かりませんけど、今、議論になっている部分。高額療養費を今、受けると今年度このくらいの人数ということで予算を上げたと思うんですけど、その人数というのはどのくらいになるんですか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

高額療養費のこちらの金額の算出につきましては、例えば高額に該当する方が昨年と比べて何人減ったとか、増えたとか、そういった部分での算出ではなくて、過去５年間の平均の医療費であったり、増減率、そのあたりを考慮しての計上となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　分かりました。

それでは、次に16ページの18節の葬祭費についてお尋ねします。

私、南会津町、４町村が合併したときから議員でありまして、この５万円というのはずっと

変わらないできていますが、この考え方は見舞金という考え方なのか、それとも支給に対する算出根拠みたいなものはあるんでしょうか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

結論から申し上げますと、この葬祭費というのは、今、議員おただしのありました見舞金という性質があるのと同じで、あと同じような表現になってしまいますけれども、こちらの葬祭費に関しては喪主の方に支給するものでございますけれども、その喪主の方に対する給付金というか、そういった性質であるというふうに認識しているところでございます。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　この支給に関しては、喪主の方が申請するとか、そういうことが必要なんでしょうか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

葬祭費の支給につきましては、喪主の方の申請によりまして支給しているところでございます。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　私はこの支給額が少ないのが多いのか、そこは理解できないところでありますが、ただ以前はもらって助かったという声もありました。今でもそういう声があるのかもしれません。だけど、こういうのは要らないよねって、町も大変なのに、国保も大変なのにという声を聞いたこともあるんですけど、申請そのものをされないというような例はこれまでなかったですか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

あまり昔のことというのは、私のほうでも確認が取れておりませんが、少なくとも私の記憶にある範囲内ですと、申請しなかったというのはなかったと思いますが、全てが全て100％申請されていたかというと断言はできませんが、お葬式が終わった後に年金の手続等と一緒に、ほとんどの方が葬祭費の申請も同時にしていかれる状況にございます。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからもお答えしたいと思います。

合併直後、もうちょっと若いときに国民健康保険を担当していたものですから、記憶の範囲

でお答えしますと、火葬に付す際の火葬料金、多分これとリンクしていたと思うんですよ。その分の葬祭費という名目で喪主の方にお渡しすると。手続に来た際に、国民健康保険であれば、国民健康保険のほうの手続の一環として埋葬料、火葬費の支給があります。それから被用者保険の社会保険のほうでも、やっぱり葬祭費的なやつがあって、そういったところの申請を出るというようなことを、以前、丸山議員のほうから提案いただきましたお悔やみガイド、そういったところにも周知をしながら手続を取っているので、喪主の方が申請をしないというのはほとんどないのではないかというふうに思っております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　恐らくそうだと思います。それで、この支給の額が埋火費と言うんですか。そういうものとリンクしていて４万5,000円という私記憶があるんですけども、５万円ということがずっと続いてきているのかなと。これはいろんなものが値上がりしたりとか、その部分が変化していると思うんです。出産育児一時金等は何度も見直しされてきていますが、この部分は５万円のまま、合併から５万円ですけど、それ以前、舘岩の旧自治体のときにも５万円だったと。この制度って昭和36年から制度ができたというふうに認識していますが、いつからできたか分かりませんが、相当長い間５万円という数字。５万円が正しいのかどうか。これは火葬するための費用が支給されて、本当にありがたかった。だけど、私は必要ないという声も私は聞いたことがあるので、それはほとんどないうちの本当にごく僅かの方かもしれません。

５万円を細かく分類するなんていうのは、はなかなか難しいんでしょうけども、例えば10万円支援する人、３万円支援する人とか、合併して20年ですけど、そういうような声も、もしかすると被保険者の声とかで出れば、協議会の中でも、そういうところに対しての協議とかも進むのかなと思うんですけど、今の状況だと、なかなかお願いして、こういう方、被保険者も退職された方とか、どうか分かりません。若い人もいらっしゃるのかもしれませんけども、そういう方たちだと、そういう部分のフロー、そして８期で納付というのが当たり前になっていますけど、合併当時は私、舘岩は10期だったけど、８期になると１期の納付分が多くなるから大変だということを申し上げたこともありましたけど、実際にそういう納付をしている方、課税されて納付をしている方でないと、もともと資産割が廃止になる前、それも私10年以上前、郡山が一番最初に県内では３方式にしたということで、町でも申し上げたことがございました。30年から県が保険者になって３方式になりました。２方式になるかもしれません。これはやっぱり国保の被保険者の声、実際にそこに加入して、しっかりと納税されている方の声が重要か

なと思いますので、そのうちの１名ないし２名とかは公募で、例えば会津の国民健康保険、町は申し上げませんけど運営協議会委員の募集ということで、３月14日から令和７年３月31日までに必着するようにということで、報酬は１回6,300円、そのほかに費用弁償として、距離により会議の通勤の旅費を支給しますというようなことで、これがファクス、メール等でもダウンロードして応募してくださいというような案内があるので、こういうこともぜひ検討して、協議していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

まず初めに、葬祭費の話からなんですけれども、葬祭費につきましても平成29年度までは、それぞれ県内で３万円のところがあったり、５万円のところがあったり、いろいろだったんですが、平成30年の県一本化によりまして、今のところ、県内の自治体全て５万円ということで統一されております。

12月議会でも若干申し上げましたとおり、令和11年には国保税率の統一化が予定されておりまして、その部分で葬祭費であったり、国保税の賦課方式も含めて、今、県のほうで協議が進められております。ですので、葬祭費につきましては、このまま５万円のままなのかどうかというところまでは、まだ確定しておりませんが、恐らく県内の自治体統一の葬祭費の金額になろうかと思っております。

あと、２方式ないし３方式にかかる部分についての被保険者の方に対する意見の部分でございます。

以前のように、町で例えば賦課方式を確定できる時代であれば、十分委員さんの意見を反映して決定することができたわけなんですけれども、今年度から全ての自治体のほうで３方式のほうに移行するという県のほうの方針もございます。それと併せまして、納付の回数、こちらにつきましても、今のところ県内全体で８回に分けての納付回数ということで、今、検討が進められているところでございます。

ですので、12月議会のときの答弁等の繰り返しになりますけれども、県のほうの運営方針に合わせるような形で、町の特別会計も運営していかざるを得ないところではございますけれども、委員の方に意見をいただいて、町のほうとして独自にやっていく部分につきましては、委員の方のご意見を取り入れて、反映できるものは反映していきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　議員からおただしいただいているのは、公募というものを考えないのか、そういうことだと思うんですね。今のところはまだ予定しておりませんけども、近隣自治体の例なんかを調査して、それが現実的であるかどうか検討を進めていきたいと思います。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔「議長、発言の訂正をお願いします」と言う者あり〕

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　先ほど４番、星和孝議員の災害復旧の考え方でお話しした際に、少しぶれがありましたので、訂正をさせていただきます。

農地農業用施設災害復旧費ということで、存目で１万だけ計上になっておりますけども、この災害復旧については、基本的に町が所有する施設だというふうにお話し申し上げました。ただ、農地の復旧については、個人所有の農地に砂が入ってしまったというようなときには、個人所有の撤去のための費用をこの項目から支出しているということもありますので、そこは訂正させていただきたいと思います。

○山内　政議長　４番、星和孝議員、ご了承願います。

―――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――

◎議案第５６号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第４、議案第56号　令和７年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議案第５７号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第５、議案第57号　令和７年度南会津町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎議案第５８号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第６、議案第58号　令和７年度南会津町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第５９号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第７、議案第59号　令和７年度南会津町下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎令和７年請願第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第８、令和７年請願第１号　国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

７番、文教厚生委員長、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　議席番号７番、文教厚生委員長の森秀一です。

文教厚生委員会に付託された請願、令和７年請願第１号の国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出を求める請願書について、委員会審査の経過と結果を報告いたします。

この請願は、令和７年２月14日、福島県福島市舟場町３－26、新日本婦人の会福島県本部会長、井上裕子氏より提出されたもので、紹介議員は古川晃議員であります。

この請願の趣旨は、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別を受けない権利と平等の権利を保障するため、国連で採択された女性差別撤廃条約について、さらに実効性を強化するために採択された選択議定書を批准するように求めるものです。

このことを受け、文教厚生委員会では、去る３月６日、７日の両日に審査を行いました。審査の方法は、請願書の趣旨と内容を確認するとともに、女性差別撤廃条約を批准しているにもかかわらず、選択議定書を批准していない状況について審査しました。

女性差別撤廃条約は「条約の実施のために取られた措置と、その進歩に対する報告を女子差別撤廃委員会へ報告する」と定めていますが、条約の実施は、担保する制度はこの国家報告制度しかなく、国連女性の地位委員会では個人の救済はできないと認識しています。このため、女性の権利をより強力に保障することを目的に、個人通報制度と女子差別撤廃委員会による調査制度を付け加え、「女子差別撤廃条約選択議定書」が1999年に採択されました。

日本が批准しない理由としては、地方制度への介入と国が行うべき対応と思われることから、次のことについて確認しました。

個人通報が受理され、女子差別撤廃委員会の審査結果が最高裁判決と異なる「見解」が出ることはあり得ますが、見解は契約国に出されるものであり、最高裁に対して判決の修正を迫るものではありません。国は見解に対して６か月以内に回答しなければなりませんが、受入れが難しい場合はフォローアップ協議を継続することになります。最終的に受入れ不可となれば審査は終了となり、強制する仕組みはありません。ただし、見解を受け取った多くの国は、これを尊重し、前向きに対応しています。

女性があらゆる分野で差別を受けない権利と平等の権利は保障されるべきであり、国内で救

済できない場合は、国連女子差別撤廃委員会に救済を求めることも必要であると文教厚生委員会では考えました。

このことから、慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○山内　政議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。

なお、質疑は町村議会の運営に関する基準に基づき、審査の経過と結果に対する疑義にとどめるようご留意願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和７年請願第１号　国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、令和７年請願第１号　国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎令和７年請願第２号の委員長報告、質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第９、令和７年請願第２号　国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

７番、文教厚生委員長、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　文教厚生委員長の森秀一です。

文教厚生委員会に付託された請願、令和７年請願第２号の国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出を求める請願書について、委員会審査の経過と結果を報告いたします。

この請願は、令和７年２月14日、福島県福島市舟場町３－26、新日本婦人の会福島県本部会長、井上裕子氏より提出されたもので、紹介議員は古川晃議員であります。

この請願の趣旨は、民法第750条で「夫婦は婚姻の定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」とありますが、これまでどおり同じ氏を名のりたい夫婦は同じ氏を名のり、別の氏を名のりたい夫婦は、別々の氏を名のる制度の導入を求めるものであります。

このことを受け、文教厚生委員会では、去る３月６日、７日の両日に審査を行いました。審査は、請願書の趣旨と内容を確認するとともに、選択的夫婦別姓制度を導入した場合のメリット、デメリット及び社会の動向について調査しました。

メリットとしては、婚姻の諸手続の手間が省ける、個性や平等が尊重される、名前が変わらない不安感があるなどであり、デメリットとしては、家族の一体感が薄れる、社会の理解不足による不便、子供の姓を決める難しさといったものでした。

社会の情勢として、法務省の夫婦の氏に関する調査では、夫婦の同姓制度維持は27.0％、選択的夫婦別性制度は約42.2％、旧姓通称使用制度28.9％であり、選択的別姓制度の支持者は若年層に多く、同姓制度支持者は高年齢者に多い結果でした。社会の動向として、選択的夫婦別姓制度を理解しつつある状況の中で、メリット、デメリット、いずれにも課題はあるものの、それぞれの夫婦が選択し、責任を持つべきであることから、文教厚生委員会としては、選択的夫婦別姓制度を導入すべきと考えました。

このことから、慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。よろしくお願いします。

○山内　政議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。

なお、質疑は町村議会の運営に関する基準に基づき、審査の経過と結果に対する疑義にとど

めるようご留意願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　請願の審査報告については、本件について採択すべきものというふうにありますが、私は採択すべきでないと、このような知見を持っておりますので、反対の立場から反対討論をさせていただきます。

まず、一つ考えられることは、先ほどそれぞれ若年層、あるいは高齢者層の数が示されましたが、私たちが今抱える社会は高齢化社会、間違いなく高齢化社会。団塊の世代と言える世代が非常に活躍をし、あるいはこれから日本国に生まれて、そして日本国の中で生涯の豊かさを味わっていく、こういう立場にあると思います。

その上で、この問題は家族という概念、あるいは家庭という概念の根底に関わる、強いて言えば戸籍制度の在り方に変化をつけるということ。そしてまた、これからいろいろと考えられますが、国際結婚もたくさん出てくる。そうすると、国に属する価値観というものもおのずと違ってくる。そういう観点から言いますと、私はこの採択に当たっては時期尚早であり、反対の意見を申し上げて終わります。

○山内　政議長　次に、原案の賛成者の発言を許します。

７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　私は賛成討論という立場で申し上げますが、私が今説明したとおりでありますけれども、文教厚生委員会としては社会情勢ということで、今、９番議員が申し上げました事情は十分検討した結果、これからこの世を立てていく若年層が夫婦別姓を望んでいるということで、そういう考えが重視されたという状況でありますので、この請願第２号については、皆さんのご賛同をいただいて採択ということでお願いをしたいと思います。

○山内　政議長　ほかに討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　これで討論を終わります。

これから採決します。

起立によって採決します。

これから令和７年請願第２号　国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内　政議長　着席ください。

起立多数です。

よって、令和７年請願第２号　国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願は、委員長報告のとおり採択されました。

暫時休憩します。

休憩　午後　２時３３分

再開　午後　３時３０分

○山内　政議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎日程の追加

○山内　政議長　先ほど町長提出議案２件、委員会提出議案２件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり、日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

―――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――

◎発言の申出

○山内　政議長　ここで、町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○渡部正義町長　３月11日の９番、湯田芳博議員の一般質問、集落要望の優先順位に関する質疑で、湯田議員から優先順位をマニュアル化した評定表を見せていただけますかという発言に対し、私からこの場で即答できませんので、検討させてくださいと申し上げました。

その後、執行部において協議した結果、要望箇所の評価に用いております要望評価表をお見せすることは可能であると判断いたしました。

行政区向けに道路、水路等の整備に関する要望書作成、提出の手引を令和５年度に作成し、手引につきましては各地区への配付及びホームページで公表しておりましたが、この要望評価表につきましては、提出された要望に対し、権利の状況、現場の状況等に基づき具体的な判断をするため、内部資料として活用してまいりました。

今般、議員からの質問を受け、より透明性を高めるため、令和７年度の区長行政連絡員会議で、今まで配付しておりました手引に併せて、要望評価表も地区へ配付していきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○山内　政議長　ただいまの町長説明のとおり、ご了承願います。

―――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――

◎議案第６０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内　政議長　追加日程第１、議案第60号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第９号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長　それでは、追加提案いたします議案第60号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第９号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ１億2,000万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ

137億7,529万3,000円とするものであります。

補正予算の主な内容でありますが、今般の大雪に伴い、町道に係る除雪委託料を１億2,113万2,000円追加し、その財源として、財政調整基金から１億2,000万円を繰り入れるものであります。除雪委託料につきましては、２月中の出動回数の見込みにより、令和７年２月10日付で7,720万円の追加予算を専決補正し、先ほどの令和６年度南会津町一般会計補正予算（第８号）において、３月分の除雪委託料を見込んで5,232万円を追加いたしましたが、２月の出動回数が当初の見込みを上回り、その後の排雪費用についても不足が想定されることから、追加するものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内　政議長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　お聞きしたいことがあります。一つは豪雪対策本部を設置されました。あわせて災害救助法も該当することになっていますが、これとの関連性についてお聞きしたいと思いますので、お願いします。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

今回の補正予算につきましては、豪雪対策本部ですとか、災害対策法の関係とは切り離して、実際の除雪にかかる委託料の分だけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　そうしますと確認いたしますが、町有施設等の雪害対策、こういったものについてはこの予算は充当しないと、こういう理解でよろしいでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

町有施設の除雪につきましては、専決補正のほうで除雪の予算を取っておりましたので、今回につきましては、主に町道の除雪業者さんに委託しております内容ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　我が町の場合は、一般的に東部地区、西部地区と大きく分けて、区分けされた考え方が通念としてありますが、西部地区という言い方をすれば、ここの排雪がかな

り遅れていると、こういう状況が私のところに届いておりますけども、この予算で今現在、積み上げた中で東部とか西部で区分けができれば教えていただきたい。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

今回の追加分の補正予算でございますが、そちらにつきましては、まず田島分でございますが、不足している部分といたしまして4,867万1,000円でございます。舘岩分が1,800万9,000円でございます。伊南分が1,493万円でございまして、南郷分が3,952万2,000円でございます。

以上でございます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　具体的な積み上げをしていただいて実行するということですので、信頼して、しっかりと安全を確保してほしいというふうに思いますが、改めて念押しますが、ここに特別交付税というものの関わりはないということの理解でいいですね。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

特別交付税も、この後、歳入の見込みとしては考えております。しかしながら、今現在、特別交付税の額が定められたものがございませんので、まずここは一旦、財政調整基金を繰り入れさせていただいて、この後入ってくる特別交付税につきましては、専決の中で処理させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　政策を実行する場合に大事なのは予測力です。したがって特別交付税については、県を通して入ってくるんでしょうけれども、これらのやっぱり早い出動をしながら、地域のそういう格差をつけながらそこに適用させていくということが大事だと思いますので、それらも含めて除雪体制を整えていっていただくことを願って終わります。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　ただいまの件と重複するかもしれませんが、私も一般質問の中で豪雪対策本部、また災害救助法の関係でお話し申し上げましたが、今ほどの話では、特別交付税の措置というようなことで話がありましたが、財政支援として国から、県からの方法というのは、これからどのようになってくるのか伺います。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　今のところ、国からどういった部分で除雪費用の支援があるかということは、今まだ示されたものの情報は入ってございません。ただ、令和３年度に大雪が降った際には、社会資本整備総合交付金の中で除雪費用の追加費用も見ていただいた経過もありますし、そのほかに違う名目で、道路関係の補助金が来たということもございますので、ただ、今現在、何も示されてはいないんですけど、過去にはそういったことで支援があったこともありますので、この後、何らかの手だてを期待しているところでございます。

以上です。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

今の総務課長のほうに追加させていただきたいと思いますが、臨時交付金ということで今現在調査の話が来ておりまして、そちらにつきましてまだ回答が県のほうから来ておりませんが、こちらのほうが少し入ってくるんではないかなというふうに予想してございます。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　計画的に１億2,000万円なんですが、これから国・県から予想の中では、どのくらい交付金として、助成として入ってくるのか。その割合をひとつお願いしたいと思います。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

今ほどお答えしました臨時交付金につきましては、今回、全国的に災害と言いますか、大雪が多かったものですから、こちらの額につきましては、まだ何とも言えない状況で、町のほうといたしましても額の確認はできておりません。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第６１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内　政議長　追加日程第２、議案第61号　副町長の選任についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長　議案第61号　副町長の選任についてをご説明申し上げます。

本案は、本年３月31日をもって退職される佐藤一範副町長の後任として、現在、福島県総務部財政課主任主査であります二瓶勝俊氏を選任したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

二瓶氏は、千葉大学工学部から福島県職員になられ、県立富岡高等学校を振出しに福島県相双建設事務所総務部用地課、土木部用地室、商工労働部企業立地課を経て令和３年４月より現職に就かれております。

本町を取り巻く情勢は依然として厳しいものがあり、人材の育成や行財政基盤の強化を図ることが急務となっているため、新たな視点や発想で行財政運営に関わることができる人材が必要であると考えております。さらには、県職員として培われた知識や能力を本庁職員に対しご指導いただけることも期待し、福島県からの派遣をお願いしたものであります。

なお、二瓶氏の主な経歴は別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。

二瓶氏は、豊富な行政経験と卓越した行政手腕を持ち、人格、識見ともに優れておられることから、本町の町政運営にご活躍いただける人材として最適任者であり、副町長に選任したいと存じます。

よろしくご審議賜りまして、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○山内　政議長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内　政議長　着席願います。

起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。

ここで、ただいま副町長の選任に同意されました二瓶勝俊氏よりご挨拶をいただきます。

○二瓶勝俊氏　ただいま副町長の選任につき、ご同意をいただきました二瓶勝俊でございます。

町長を補佐し、南会津町の発展のため、微力ではありますが全力を尽くす所存でございますので、議会の皆様方には、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。（拍手）

○山内　政議長　以上で、副町長選任に当たっての挨拶を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎委員会提出議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内　政議長　追加日程第３、委員会提出議案第１号　女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで提出者、文教厚生委員長から趣旨説明を求めます。

７番、文教厚生委員長、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　文教厚生委員長の森秀一です。

委員会提出議案第１号　女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について、提案理由の説明を行います。

朗読により説明させていただきます。

女性差別撤廃条約は、1979年に国連で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障しています。選択議定書は、この条約の実効性を強化する

ために1999年、改めて採択されたもので、個人通報制度と調査制度の２つの手続を規定しています。個人通報制度によって、条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続を尽くしても救済されない場合に国連女性差別撤廃委員会に申し立てができるようになりました。日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の早期批准は急務です。

選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃を進める力になります。

よって、国に対し、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を提出するものです。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）でございます。

意見書は裏面のとおりであります。

ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○山内　政議長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎委員会提出議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内　政議長　追加日程第４、委員会提出議案第２号　選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで提出者、文教厚生委員長から趣旨説明を求めます。

７番、文教厚生委員長、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　文教厚生委員長の森秀一です。

委員会提出議案第２号　選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出について、提案理由の説明を行います。

朗読により説明させていただきます。

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在します。夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけで、両姓の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。婚姻の際、96％が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、通称使用の拡大では根本的解決にはなりません。

女性差別撤廃委員会は2003年以降、民法及び戸籍法による差別的規定の廃止を日本政府に勧告しており、選択的夫婦別姓制度の導入について、2024年の勧告でも再び２年以内に実施状況の報告をと強く求めています。2024年６月には、経団連が選択的夫婦別姓導入を求める提言を発表しました。総選挙の争点にもなり、衆議院選挙を経て国会状況は大きく変化、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する政党が多数となっています。同制度を直ちに導入することは、国会が日本国民に対して果たすべき責任です。

よって、国に対し、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を提出するものです。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）でございます。

意見書は裏面、別紙のとおりであります。

ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○山内　政議長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎議員派遣の件について

○山内　政議長　追加日程第５、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎閉会中の継続調査について

○山内　政議長　追加日程第６、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について、閉会中の継続調査

の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎副町長挨拶

○山内　政議長　本定例会に付された事件は全て終了しました。

ここで、３月末をもって退任されます副町長より挨拶したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

副町長。

○佐藤一範副町長　退任に当たりまして、議会の貴重なお時間をいただいて挨拶をさせていただきますことに、まずは感謝申し上げます。

令和４年８月に副町長として着任いたしまして、２年半余りが経過をいたしました。この間、議会議員の皆様には多岐にわたりご指導いただきましたほか、様々な場面でお付き合いをさせていただきまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

市町村で勤務するのは初めての経験でございましたが、町役場の職員と住民の距離が非常に近く、顔の見える距離で行政が行われている、その現場を経験することができましたのは、非常に貴重な経験でありました。また、町民の皆様からも様々な場面でお声がけいただき、意見交換を数多くさせていただきましたことも、新鮮で貴重な経験であったというふうに思っております。この場を借りて、町民の皆様にも感謝を申し上げます。

町執行部の一員といたしましては、町が抱える諸課題の解決に向けて議員の皆様方のご指導をいただきながら、町長のリーダーシップの下、職員の皆さんと共に取り組んできたところでございますが、まだまだ緒に就いたばかりの課題や、解決まで時間を要するものが数多くあると承知しております。

そのような中ではありますが、このたび県より復帰の内示がありましたことから、副町長を退任させていただくこととなりました。もとより微力ではありますが、県に復帰してからは、

この南会津町での経験を糧に、県全体の奉仕者として取り組んでまいりたいと考えておりますし、そのことが南会津町の発展につながると信じて頑張っていきたいと思っております。

皆様には、引き続き折に触れてご指導いただければ幸いでございます。

結びになりますが、改めて町民の皆様、議会議員の皆様、町長、教育長、そして職員の皆さんに心から感謝を申し上げますとともに、町の諸課題解決に向けて議会と執行部が力を合わせて取り組まれ、町政が発展していくことを心からご祈念申し上げまして、退任に当たっての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎町長挨拶

○山内　政議長　次に、町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○渡部正義町長　令和７年第１回議会定例会に提案いたしました全議案につきまして、慎重審議の上、議決を賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、令和６年度も残り僅かとなり、年度内に議会を招集する時間的な余裕がございません。つきましては、町長の専決処分が必要と見込まれる事項につきまして、事前にご理解を賜りたい案件がございます。

まず１点目でありますが、令和７年度の税制改正であります。現在、国会において、地方税法の改正が審議されているところでありますが、これが決定されますと、町の関係条例の一部改正が必要となります。

２点目ですが、令和６年度一般会計及び特別会計に関する予算の最終補正についてであります。歳入における国・県支出金及び特別交付税や地方債などのほか、歳出の各種事務事業、医療給付費等について未確定の部分がありまして、関係予算の補正を行う必要が生じてくるほか、事業費の確定見込みによる繰越明許費の補正が予定されております。

そのほか、専決処分が必要と見込まれる事項の発生も考えられることから、ご理解をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたように、いずれも年度内に事由が発生するため、議会を招集する時間的余裕がなく、それぞれ専決処分を予定しておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

また、今ほど佐藤一範副町長から退任のご挨拶がありました。私は副町長の選任に当たり、新たな視点や発想で行財政運営をできる方が町にとって必要であるとの思いから、福島県に副町長の派遣要請を行い、着任していただいたのが佐藤一範副町長であります。

佐藤副町長には、私が町長に就任した直後の令和４年８月から副町長の重責を担っていただき、２年８か月にわたり南会津町の行政運営を支えていただきました。この間、福島県職員として培われた豊富な行政経験と卓越した手腕を発揮していただき、特に行財政運営や職員の育成にご尽力を賜りました。このような優秀な方を派遣していただきました福島県に対し、この場をお借りして、心から感謝を申し上げます。

佐藤一範副町長におかれましては、福島県に復帰されましても、南会津町の心強い応援団として町政発展にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。そして、福島県職員としてさらなるキャリアを積まれ、県政発展にますますご活躍されますことを心よりお祈り申し上げます。

最後になりますが、令和７年度の町政運営につきましても、議員の皆様のご理解、ご支援をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎閉会の宣告

○山内　政議長　以上で会議を閉じます。

令和７年第１回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　４時０５分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　山　内　　政

署名議員　　古　川　　晃

署名議員　　渡　部　訓　正